

富士箱根伊豆国立公園
(伊豆諸島地域)

公園区域及び公園計画変更書
(環境省案)

[第三次点検]

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1 公園区域の変更	1
1 変更理由	1
2 指定理由の変更内容	2
3 地域の概要の変更内容	5
4 変更する公園区域	21
第2 公園計画の変更	67
1 変更理由	67
2 基本方針の変更内容	68
3 規制計画の変更内容	72
(1) 保護規制計画及び関連事項	72
ア 特別地域	72
(ア) 特別保護地区	74
(イ) 第1種特別地域	77
(ウ) 第2種特別地域	83
(エ) 第3種特別地域	88
イ 海域公園地区	92
ウ 関連事項	94
(ア) 普通地域	94
エ 面積内訳	96
4 事業計画の変更内容	214
(1) 施設計画	214
ア 利用施設計画	214
(ア) 単独施設	214
(イ) 道路	215
a 車道	215
b 自転車道	216
c 歩道	217
(ウ) 運輸施設	219
5 参考事項	254

第1 公園区域の変更

1 変更理由

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園である。

本国立公園は、富士山を中心に広がる山々と富士五湖と称される湖沼群、富士山北斜面の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海など、湖沼及び山林の一体的景観を有する富士山地域と、箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原など、変化に富む繊細な景観を有する箱根地域が、昭和11年に富士箱根国立公園として指定された。その後、昭和30年に伊豆半島地域の編入によって、名称を富士箱根伊豆国立公園と変え、昭和39年に伊豆諸島地域が編入され現在に至っている。

今回変更する伊豆諸島地域は、火山活動が活発であり島内の変容が著しい三宅島を除いた区域を対象として、昭和59年に再検討を実施した後、平成5年に第1次点検、平成14年に第2次点検を実施している。三宅島については、平成6年に再検討を実施している。

また、令和2年10月には、国立公園伊豆諸島地域連絡協議会において本地域の保護と利用のあり方を取りまとめた「富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島ビジョン」を決定し、関係機関等と連携した取組を進めている。

今回は、三宅島を除く地域については第2次点検、三宅島については再検討以降における本地域を取り巻くこれら的情勢変化を踏まえ、八丈島裏見ヶ滝周辺や八丈島周辺の海域について、公園区域に編入するとともに、公園区域線や地種区分線が不明確であった区域の明確化を図ることにより公園区域の変更（第3次点検）を行うものである。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>①景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</p> <p>富士箱根伊豆国立公園は、富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。</p> <p>富士山地域は、我が国最高峰富士山を中心とした山々、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群、また富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳等、湖沼及び山林の一体的景観を有する。箱根地域は、箱根外輪山に囲まれた箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原、神山及び駒ヶ岳を中心とする中央火口丘、早川及び須雲川により深く刻まれた渓谷等、変化に富む繊細な景観を有することから、昭和11年に富士箱根国立公園として指定された。伊豆半島地域は、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成され、中央部のU字形の山稜地帯と東部及び南西部の特異な海岸地形を有し、温泉や多くの史跡に富んでいることから、昭和30年に編入され、併せて、富士箱根伊豆国立公園と名称を変更した。伊豆諸島地域は、上記と一体的な火山列島として、また伊豆半島との利用の関連が多いことから、昭和39年に編入された。</p> <p>以上により、富士箱根伊豆国立公園は、富士山を中心とした、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観からなる景観を風景形式とし、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。</p> <p>②規模</p> <p>本国立公園の区域面積は161,202ha（陸域：121,7565ha、海域：39,447ha）である。そのうち富士山地域は60,645ha、箱根地域は11,166ha、伊豆半島地域は22,439ha、伊豆諸島地域は66,952ha（陸域：27,505ha、海域：39,447ha）である。</p>	<p>富士箱根伊豆国立公園は、富士山を中心とした、伊豆半島から七島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園である。</p> <p>本国立公園は、我が国最高峰富士山を中心とした山々、富士五湖と称される山中湖等の湖沼群、また富士山山麓の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海といった原生林を擁する山岳等、湖沼及び山林の一体的景観に加え、箱根外輪山に囲まれた地域では、箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原部、神山及び駒ヶ岳を中心とする中央火口丘部、早川及び須雲川により深く刻まれた渓谷部等、変化に富む繊細な景観を有することから、昭和11年に富士箱根国立公園として指定された。</p> <p>また、昭和30年には、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成され、中央部のU字形の山稜地帯と東部及び南西部の特異な海岸地形を有し、温泉や多くの史跡に富んでいる伊豆半島地域が編入された。</p> <p>さらに昭和39年には、上記と一体的な火山列島として、また伊豆半島との利用の関連が多いこと等により、伊豆諸島地域が編入されたものである。</p>

※伊豆半島地域は海域の面積を算出していないため、上記に含んでいない。

③自然性

本国立公園の景観核心地域は以下のとおりである。

富士山地域：富士山五合目以上を中心とした地域（特別保護地区 4,642ha）、富士山山腹や青木ヶ原樹海など、優れた自然林や特異な火山地形を有する地域（第1種特別地域 3,638ha）

箱根地域：金時山、仙石原、中央火口丘、早川流域、須雲川流域を中心とした地域（特別保護地区 533ha）、箱根外輪山、中央火口丘、早川流域の渓谷を含む地域（第1種特別地域 1,584ha）

伊豆半島地域：天城山を中心とした地域（特別保護地区 184ha）、伊豆半島の海食崖や遠笠山を含む地域（第1種特別地域 1,387ha）

伊豆諸島地域：大島三原山、神津島天上山、八丈富士等の各山頂部の火山地形、利島、新島、神津島、御蔵島の海食崖、属島の無人島を中心とした地域（特別保護地区 2,503ha）、各島の海食崖や火山荒原、新島のスダジイ原生林等を含む地域（第1種特別地域 2,354ha）

④利用

本国立公園の利用は以下のとおりである。

富士山地域：首都圏に近く、鉄道や高速道路などの交通網も発達しており、夏期の富士山開山期には日本最高峰の登頂を目指す幅広い層の登山利用が大変盛んである。また、富士山麓地域では富士山を背景とした優れた自然景観を有し、古くから富士登山を中心とした利用者の受け入れ体制も充実しており、多くの宿泊施設をはじめとする利用施設があることから、富士五湖地域を中心としてドライブやサイクリング、自然探勝、ハイキング、釣り等の通年利用がある。

箱根地域：自家用車のほか、電車、高速バス等により都市部からの交通の便が良く、各地の温泉をはじめとして、旧東海道の石畳・杉並木や関所等の史跡巡り、大涌谷や仙石原等の自然探勝、金時山・明神ヶ岳等の外輪山や駒ヶ岳等の

ハイキング、芦ノ湖でのカヌーや釣り、ドライブ利用等、年間を通じて多くの観光客が訪れている。

伊豆半島地域：首都圏等の都市部から近く、高速道路や鉄道でのアクセスが良いことから、夏期を中心としての海水浴利用や年間を通してのダイビング、サーフィン、シーカヤック、釣り等のマリンレジャーの他、ドライブやサイクリングによる利用が盛んである。また、日本百名山の一つである天城山や伊豆山稜線を中心に自然探勝、ハイキング等の利用がされている。

伊豆諸島地域：首都圏や伊豆半島地域等から、船舶または航空機で各島にアクセスすることができ、夏期を中心とする海水浴やダイビング、サーフィン、イルカウォッチングなどのマリンレジャーの他、三宅島ではバードウォッチングを目的とした利用がある。その他通年利用として、自然探勝、ハイキング、釣り等の利用がみられる。また、大島は平成 22 年に日本ジオパークに認定されており、ガイドによるジオツアーが行われている。

以上のように、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領（平成 25 年 5 月 17 日付け環自国発第 1305171 号 環境省自然環境局通知）」に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「太平洋の島々から靈峰富士を繋ぐ一大火山群～火山地形と文化が創り出す多様な景観～」とし、成層火山、火山カルデラ、火口湖、火口原湖等の景観要素からなる風致景観を保全し、これらの適切な利用を推進する。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>伊豆諸島地域は、東京からほぼ南、120～290kmの太平洋に点在する火山島で、北から、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の有人8島及びその他の小島の、行政上2町5村が公園区域に指定されている。</p> <p>大島は、島のほぼ中央に外輪山で囲まれた10km²ほどのカルデラと、その中に中央火口丘である三原山を有する、伊豆諸島中最大の島である。また、利島は、円錐形で海食崖が発達した島であり、豊かな椿林と、オオミズナギドリの群棲が見られる。新島は、抗火石を産出する向山や、白砂と断崖で形成された長く続く海岸線を有する。同様に白砂が見られる式根島は、変化に富んだ数多くの入り江を持つアリス海岸が見られる。神津島は、火山性荒原の景観や海岸景観を眺望できる天上山がそびえ、山頂の白ママ層の砂地には海浜植物が生育するなど、特異な相観を有している。大島と同様に火山活動の活発な三宅島では、随所で特色のある火山地形が見られるほか、伊豆諸島最大の火口湖である大路池を中心に、アカコッコ、イイジマムシクイ等希少な鳥類を始め、野鳥の生息密度が高い。ほぼ円形をなした鐘状の島である御蔵島は、スダジイを中心に、数多くの巨樹が生育し、豊かな森はオオミズナギドリの生息地となっている。また、夏季を中心にイルカウォッチングが行われている。八丈島は、南東部を占める三原山、北西部を占める八丈富士の二つの火山より成り立つマユ形をした島であり、島内には亜熱帯植物が多く見られる。</p> <p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 伊豆諸島は、約4,800万年前に太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成され、伊豆・小笠原弧と呼ばれる海洋性島弧のうち、硫黄島に続く火山性の内弧として誕生した海洋島である。</p>	<p>伊豆諸島地域は、東京からほぼ南、120～290kmの太平洋に点在する火山島で、北から、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島の有人8島及びその他の小島の、行政上2町5村が公園区域に指定されている。</p> <p>大島は、島のほぼ中央に外輪山で囲まれた10km²ほどの砂漠と呼ばれるカルデラと、その中に中央火口丘である三原山を有する、伊豆諸島中最大の島である。また、利島は、全体が円錐形で、周囲に海食崖をめぐらせた島であり、豊かな椿林と、オオミズナギドリの群棲が見られる。新島は、抗火石を算出する向山や、白砂と断崖で形成された長く続く海岸線を有する。同様に白砂が見られる式根島は、伊豆諸島中最も変化に富み、数多くの入り江を持つアリスの海岸線が見られる。伊豆諸島のほぼ中心にある神津島は、火山性荒原の景観や海岸景観を眺望できる天上山がそびえ、山頂の白ママ層の砂地には海浜植物が生育するなど、特異な相観を有している。大島と同様に火山活動の活発な三宅島では、随所で特色のある火山地形が見られるほか、伊豆諸島最大の火口湖である大路池を中心に、アカコッコ、イイジマムシクイ等希少な鳥類を始め、野鳥の生息密度が高い。ほぼ円形をなした鐘状の島である御蔵島は、スダジイを中心に、数多くの巨樹が生育し、豊かな森はオオミズナギドリの生息地となっている。また、夏季を中心にイルカウォッチングが行われている。八丈島は、南東部を占める三原山、北西部を占める八丈富士の二つの火山より成り立っており、マユ形をした島であり、島内には亜熱帯植物が多く見られる。</p> <p>(1) 景観の特性 ア 地形、地質 伊豆諸島は、約4,800万年前に太平洋プレートの沈み込み帯に沿って、フィリピン海プレート上に形成され、伊豆・小笠原弧と呼ばれる海洋性島弧のうち、硫黄島に続く火山性の内弧として誕生した海洋島である。</p>

火山に起源を有する島々から成る伊豆諸島は、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島の玄武岩を主とするものと、新島、式根島、神津島の流紋岩を主とするものの二つに大別できる。

この内的営力としての火山活動と、黒潮によっておこる波、風等の外的営力により、各島は相互に関連を持ちながらそれぞれ異なった地形的特色を呈している。

大島、三宅島は噴火活動が著しく、新旧の溶岩、砂漠、爆裂火口湖等の火山地形が見られ、新島、式根島、神津島は、流紋岩質で地形的に変化に富み、御蔵島、利島はほぼ円形の成層火山で、発達した海食崖に特色を持ち、八丈島は、西山（八丈富士）と東山（三原山）の2火山の対比に特色がある。

大島では昭和61年にカルデラ内と外輪山斜面で割れ目噴火が発生し、全島民が島外へ避難した。三宅島では平成12年に雄山山頂噴火が発生し、4年5ヶ月後に避難指示が解除されるまで、全島民が島外での生活を余儀なくされた。

また、大島では、日本では数少ない玄武岩質の活火山である三原山を中心に、火山を含む地球全体の活動を学ぶことのできる貴重な場所が島内に多数存在していること、活火山の観光と安全を両立する体制があること、ボランティアガイドや、プロのネイチャーガイドにより、観光客の様々なニーズに合わせた取り組みが行われていること、行政、各民間団体が参画する推進委員会が組織され、研究者も協力する体制ができていることなどが評価され、平成22年9月に日本ジオパークに認定された。

イ 植生

伊豆諸島は、常緑広葉樹林帯に属し、その植物相は箱根、伊豆半島、房総半島、三浦半島などと同様にフォッサマグナ区系であり、共通する種が見られる。一方で、海洋島及び火山島であることから、その地理、地形に大きく影響を受けており、ハチジョウコゴメグサ、サクユリ、ハチジョウイタドリなどの固有あるいは準固有の種や変種が多く存在するほか、島ごとに外見の特徴が異なるといった多様性も見られる。また、噴火による裸地形成から極相に至る植

火山に起源を有する島々から成る伊豆諸島は、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島の玄武岩を主とするものと、新島、式根島、神津島の流紋岩より成る島々と二つに大別できる。

この内的営力としての火山活動と、黒潮によっておこる波、風等の外的営力により、各島は相互に関連を持ちながらそれぞれ異なった地形的特色を呈している。

大島、三宅島は噴火活動が著しく、新旧の溶岩、砂漠、爆裂火口湖等の火山地形が見られ、新島、式根島、神津島は、流紋岩系で地形的に変化に富み、御蔵島、利島はほぼ円形の成層火山で、海食崖に特色を持ち、八丈島は、二頭火山で、八丈富士と八丈三原山の対比に特色がある。

また、大島では、日本では数少ない玄武岩質の活火山である三原山を中心に、火山を含む地球全体の活動を学ぶことのできる貴重な場所が島内に多数存在していること、活火山の観光と安全を両立する体制があること、ボランティアガイドや、プロのネイチャーガイドにより、観光客の様々なニーズに合わせた取り組みが行われていること、行政、各民間団体が参画する推進委員会が組織され、研究者も協力する体制ができていることなどが評価され、2010年9月に日本ジオパークに認定された。

イ 植生

伊豆諸島は、常緑広葉樹林帯に属し、その植物相は箱根、伊豆半島、房総半島、三浦半島などと同様にフォッサマグナ区系であり、共通する種が見られる。一方で、火山島であることから、その地理、地形に大きく影響を受けており、固有あるいは準固有の種や変種が多く存在するほか、噴火による裸地形成から極相に至る植生の遷移の諸段階を見ることができる。特に、噴火活動の著しい大島や三宅島では、まず裸地はハチジョウイタドリが代表する火山荒原と

生の遷移の諸段階を見ることができる。特に、噴火活動の著しい大島や三宅島では、裸地、ハチジョウイタドリが代表する火山荒原、オオバヤシャブシなどの低木林、オオバエゴノキやオオシマザクラなどの落葉・常緑広葉樹混交林、スダジイなどの常緑広葉樹林といった、様々な段階を間近に見ることができる。

また、無人島を除き古くから人間活動が活発に行われているため、自然植生の多くにも人為が及んでいる。

＜海岸部＞

海食崖及びその周辺にフォッサマグナ地域に典型的な、イソギク、スカシユリ、ボタンボウフウ、ハマカンゾウ、ハチジョウススキからなるイソギク－ハチジョウススキ群集の海岸植生が見られる。崖上では、マサキ、トベラ、ヒメユズリハ、タブ、ヤブニッケイ、ツワブキ、フウトウカズラからなるマサキ－トベラ群集の海岸風衝低木林が見られる。

＜山麓部＞

スダジイ、タブ、ヤブツバキ、ヒサカキ、シロダモ等からなるオオシマカシスゲ－スダジイ群集が特徴的であるが、人為の影響を最も受けている地域である。そのため自然林は御蔵島に残存している他は小規模で、大部分の地域は二次林である。その中で特徴的のは、利島のツバキ植林地、三宅島のガクアジサイ、ユズリハ、オオバヤシャブシ、イヌツゲを主とした低木林、御蔵島のスダジイ、タブを主とした常緑樹林である。

＜山頂部＞

一部を除いて人為の影響が最も少なく、多くの特徴的自然を残している。

大島、三宅島では溶岩や火山灰堆積地の上にシマノガリヤス、ハチジョウススキ、ハチジョウイタドリ、シマタヌキラン、オオバヤシャブシ等典型的な火山先駆植生がみられる。

神津島天上山頂は、オオシマツツジ、環境省レッドリスト絶滅危惧II類のハコネコメツツジを主体とする低木林が見られるほか、ハマオモト、ハマボッス、スカシユリ等の海浜植物、点在する湿地では絶滅危惧IB類のイズノシマ

なり、それはやがてオオバヤシャブシなどの低木林に変わり、さらにオオバエゴノキ、オオシマザクラなどの生える落葉・常緑広葉樹混交林を経てスダジイ林などの常緑広葉樹林となる、様々な段階を間近に見ることができる。

また、無人島を除き古くから人間活動が活発に行われているため、自然植生の多くにも人為が及んでいる。

＜海岸部＞

海食崖にフォッサ・マグナ地域に典型的な、イソギク、スカシユリ、ボタンボウフウ、ハマカンゾウ、ハチジョウススキからなるイソギク－ハチジョウススキ群集の海岸断崖植生が見られる。

＜海岸断崖頭部＞

マサキ、トベラ、ヒメユズリハ、タブ、ヤブニッケイ、ツワブキ、フウトウカズラからなるマサキ－トベラ群集の断崖風衝低木群落が見られる。

＜山麓部＞

スダジイ、タブ、ヤブツバキ、ヒサカキ、シロダモ等からなるオオシマカシスゲ－スダジイ群集が特徴的であるが、人為の影響を最も受けている地域で、御蔵島に残存している他は小規模で大部分の地域は、二次林である。

その中で特徴的のは、利島のツバキ植林地、三宅島のガクアジサイ、ユズリハ、オオバヤシャブシ、イヌツゲを主とした低木林、御蔵島のスダジイ、タブを主とした常緑樹林である。

＜山頂部＞

一部を除いて人為の影響が最も少なく、多くの特徴的自然を残している。

大島、三宅島では火山砂の上にヒメノガリヤス、ハチジョウススキ、ハチジョウイタドリ、溶岩の間には環境省レッドリストの準絶滅危惧種に掲載されているシマタヌキラン、溶岩上にオオバヤシャブシ等典型的な火山先駆植生がみられる。

神津島天上山頂は、環境省レッドリスト絶滅危惧II類のハコネコメツツジ、オオシマハイネズを主体としたマント状の群落、白ママ層の砂地には、ハマオモト、ハマボッス、スカシユリ等の海浜植物が育成し、特異な景観を呈し

ホシクサが生育する。火山荒原ではオオシマツツジが優占する島状の群落が見られ、特異な景観を呈している。

御藏島御山山頂部には風衝草原が見られ、ミクラザサ、ミヤマクマザサのササ原にハコネコメツツジ等が混在する群集が見られ、マイヅルソウ、ノギラン、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のコイワザクラといった北方系の多様な植生が殆ど原生状態で残存している。

ウ 野生生物

伊豆諸島地域は、太平洋に点在する火山島であり、河川や池沼に恵まれていないこと、また繰り返しの噴火による既存生物相の破壊的打撃が大きいことにより、動物相としては、哺乳類、両生類、爬虫類の種数は少ないが、鳥類は270種を数え、渡り鳥であるシギ・チドリ類やカモ類などは本土と共に種が多く、陸鳥類では、固有種や固有亜種が多く存在する。

特に、伊豆諸島やトカラ列島でしか見られず、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠB類のアカコッコや絶滅危惧Ⅱ類のイイジマムシクイなどの固有種をはじめ、分布が限定されている準絶滅危惧のカラスバトや絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウ、また、絶滅危惧Ⅱ類のタネコマドリや絶滅危惧ⅠB類のモスケミソサザイなどの固有亜種が生息する。さらにヤマガラの固有亜種として、八丈島、御藏島及び三宅島には絶滅危惧ⅠB類のオーストンヤマガラ、新島及び神津島には同じく絶滅危惧ⅠB類のナミエヤマガラが生息している。

伊豆諸島は海洋性の鳥類の営巣地としても重要な位置を占めており、神津島近傍の祇苗島や三宅島近傍の大野原島は、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のカンムリウミスズメの営巣地となっている。また、御藏島は国内最大のオオミズナギドリの集団繁殖地である等、貴重な鳥類の繁殖が確認されている。

鳥類以外の希少種として、オカダトカゲや、伊豆諸島のみに分布するミクラミヤマクワガタ、ハチジョウノコギリクワガタなどが生息する。オカダトカゲは、環境省レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に位置づけられており、特に三宅島や八丈島では、かつてネズミによる農業被害を防ぐために導入されたニホンイタチの影響によって個体数は大きく減少している。

ている。また、本地域でのみ生育する環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠB類のイズノシマホシクサが見られる。

御藏島御山山頂部には風衝草原が見られ、アマキザサ、ミヤマクマザサのササ原にハコネコメツツジ、ツゲが混在し、マイヅルソウ、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類のコイワザクラ、ノギランといった北方系の多様な植生が殆ど原生状態で残存している。

ウ 野生生物

伊豆諸島地域は、太平洋に点在する火山島であり、河川や池沼に恵まれていないこと、また繰り返しの噴火による既存生物相の破壊的打撃が大きいことにより、動物相としては、哺乳類、両生類、爬虫類の種類数は少ないが、鳥類は270種を数え、渡り鳥であるシギ・チドリ類やカモ類などは本土と共に種が多く、陸鳥類では、固有種や固有亜種が多く存在する。

特に、伊豆諸島やトカラ列島でしか見られず、環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠB類に掲載されているアカコッコや絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているイイジマムシクイなどの固有種をはじめ、分布が限定されている準絶滅危惧種のカラスバトや絶滅危惧ⅠB類のウチヤマセンニュウ、また、絶滅危惧Ⅱ類のタネコマドリや絶滅危惧ⅠB類のモスケミソサザイなどの固有亜種が存在する。さらに、絶滅危惧ⅠB類のナミエヤマガラ及びオーストンヤマガラは、島ごとに亜種が分かれている。

伊豆諸島は海洋性の鳥類の営巣地としても重要な位置を占めており、神津島近傍の祇苗島や三宅島近傍の大野原島は、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているカンムリウミスズメの営巣地となっている。また、御藏島は国内最大のオオミズナギドリの集団繁殖地である等、貴重な鳥類の繁殖が確認されている。

なお、鳥類以外の希少種として、オカダトカゲが存在する。オカダトカゲは、環境省レッドリストにおいて、絶滅のおそれのある地域個体群に位置づけられており、特に三宅島や八丈島では、かつてネズミによる農業被害を防ぐために導入されたニホンイタチの影響によって個体数は大きく激減している。

エ 自然現象（※三宅島の計画書にのみ記述あり）

三宅島の自然現象として特筆すべきものの大部分は、記録に残るだけでも 16 回を数える活発な火山活動と結びついたものであり、中央火口丘付近には噴気現象が見られるほか、島内一円に年代の異なる溶岩流、火口跡、スコリア丘、スコリア原などが存在する。また、その上には成立年代に応じた植生が生育し、遷移の様々な段階を見ることができる。

オ 人文その他の特殊景観（※三宅島の計画書にのみ記述あり）

三宅島にはオオバヤシャブシの植林が広く見られるが、これは切替畠と呼ばれる独特の農業形態によるものであり、本島の特徴の一つであろう。その他、江戸時代には多くの流刑者が送られており、これに伴う史跡も各所に見られる。

（2）利用の現況

全国的な離島ブームの時期には 100 万人を超えた東京島しょ地域の利用者数は、昭和 48 年の 137 万人をピークに、その後減少を続け、近年は 45 万人前後で推移しており、ピーク時の半数を割り込んでいる状況である。利用形態として、大島、新島、式根島、神津島、三宅島、八丈島では、海水浴やダイビング、サーフィンなど、また利島や御蔵島ではイルカウォッチングなどのマリンレジャーが中心であり、利用者は夏期に集中する。その他、三宅島ではバードウォッチングを目的とする利用もなされている。

各島における通年利用としては、自然探勝、ハイキング、休養、魚釣等がなされている。

御蔵島及び三宅島では、東京都により自然環境保全促進地域に指定され、さらに自然環境保全促進地域の適正な利用に関する協定が東京都と各村の間で締結されている。御蔵島では登山や沿岸でのイルカウォッチング、三宅島では雄山における登山の際に現地ガイドの同行を必要とし、自然環境を守りながら自然とふれあうエコツーリズムが行われている。

（2）利用の現況

全国的な離島ブームの時期には 100 万人を超えた利用者数は、昭和 48 年の 137 万人をピークに、その後減少を続け、現在は約 48 万人となっており、ピーク時の半数を割り込んでいる状況である。利用形態として、大島、新島、式根島、神津島、三宅島、八丈島では、海水浴やダイビング、サーフィンなど、また利島や御蔵島ではイルカウォッチングなどのマリンレジャーが中心であり、利用者は夏期に集中する。その他、三宅島ではバードウォッチングを目的とする利用もなされている。

各島における通年利用としては、自然探勝、ハイキング、休養、魚釣等がなされている。

御蔵島では、東京都により自然環境保全促進地域に指定されているほか、御蔵島村が自然保護条例を制定しており、登山や沿岸でのイルカウォッチングの際に現地ガイドの同行を必要とし、自然環境を守りながら自然とふれあうエコツーリズムが行われている。

また大島は、平成22年9月に日本ジオパークに認定されており、自然環境保全活用、防災、教育、観光等の各部会が連携しながら活動している。ジオパークに認定される以前より活動しているネイチャーガイドを中心に、1名からでも常時参加できるジオツアーも行われており、利用者の満足度も高いものとなっている。また、ジオガイドの養成講座も継続して実施されている。大島町の基本計画には、ジオガイド養成に防災研修を取り入れ、ジオガイドを地域防災の担い手として育成することが明記されるとともに、若年層に対しては校外学習などを通じた教育を取り入れ、広く一般に火山防災を伝えている。その他、展示や講演会による普及啓発など、多様な取組みが行われている。

なお、本州から伊豆諸島各島への交通機関としては、船舶と航空機とがあるが、ジェット機が運航する八丈島を除き、経済性、輸送力の面から海上交通が主たるものとなっている。海路のうち、大型客船は東京・竹芝から大島、利島、新島、式根島、神津島をつなぐ航路と、竹芝から三宅島、御蔵島、八丈島をつなぐ航路とに分かれて運航している。また、竹芝と大島から神津島までの各島へは、平成14年からジェットフォイルが就航するようになった。ジェットフォイルでは東京・大島間は約1時間45分、東京・神津島間は約3時間45分で渡ることが可能となり、以前と比べて所要時間が大幅に短縮されるようになった。また、空路では、羽田～八丈島間をつなぐジェット機のほか、調布と大島、新島、神津島の各島を結ぶ小型飛行機が運航している。飛行時間は、羽田・八丈島間のジェット機では55分、小型飛行機では、調布・大島間で約25分、調布・神津島間で約45分である。その他、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島間の各島間をつなぐヘリコピーターも運航しており、大島・三宅島間は約20分、御蔵島・八丈島間は約25分で渡ることができる。

(3) 社会経済的背景

また大島は、2010年9月に日本ジオパークに認定されており、防災、教育、ガイドの3部会が連携しながら活動している。防災に関しては、ガイドに対して火山防災教育を行い、防災の担い手を育てるとともに、ガイドを通して広く一般に火山防災を伝えている。また教育では、島内の小中学生が校外学習などを通じて火山学や火山観測体制、防災について学んでいる。ガイドに関しては、ガイドを養成したり、ジオパークの周知のための講習会が実施されている。また、ジオパークに認定される以前より活動しているネイチャーガイドが中心となり、1名からでも常時参加できるジオツアーも行われており、利用者の満足度も高いものとなっている。その他、ジオパークに関する展示なども実施されている。

なお、本州から伊豆諸島各島への交通機関としては、船舶と航空機とがあるが、経済性、輸送力の面から海上交通が主たるものとなっている。海路のうち、大型客船は東京・竹芝から大島、利島、新島、式根島、神津島をつなぐ航路と、竹芝から三宅島、御蔵島、八丈島をつなぐ航路とに分かれて運航している。また、竹芝と大島から神津島までの各島へは、平成14年からジェットフォイルが就航するようになった。大型船では、東京・大島間は約5時間、東京・神津島間は約8時間半の時間を要するが、ジェットフォイルでは東京・大島間は1時間45分、東京・神津島間は約3時間半で渡ることが可能となり、以前と比べて所要時間が大幅に短縮されるようになった。また、空路では、羽田・大島間と羽田・八丈島間をつなぐジェット機のほか、調布と大島、新島、神津島のそれぞれ各島を結ぶ小型飛行機が運航している。飛行時間は、ジェット機では、羽田・大島間は35分、羽田・八丈島間は55分である。また、小型飛行機では、調布・大島間で25分、調布・神津島間で45分である。その他、大島、利島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島間の各島間をつなぐヘリコピーターも運航しており、大島・三宅島間は20分、御蔵島・八丈島間は25分で渡ることができる。しかしながら、以上のように交通手段の複数ルート化やこれに伴う施設整備などが行われてきたものの、利用者数は依然として停滞したままであり、一部島と東京とを結ぶジェット機の就航本数の縮小も行われている。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 447ha、公有地 7,133ha、私有地 19,584ha、不明 343ha (陸域)

イ 人口及び産業

伊豆諸島地域に関する各市町村の世帯数、人口は次のとおりである。

(令和3年4月1日現在)

市町村	世帯数(世帯)	人口(人)
大島町	4,421	7,228
利島村	168	297
新島村	1,341	2,570
神津島村	930	1,879
三宅村	1,487	2,294
御藏島村	166	303
八丈町	4,183	7,062

住居は集落に集中しているため、国立公園区域外や、普通地域に位置する世帯が大部分である。事業所数は概ね減少傾向であり、業種の内訳は「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」が多く、農林水産業や製造業などよりも、観光に関連する事業者が多くなっている。

ア 土地所有別

三宅以外 三宅

国有地	511ha	367ha
公有地	9,718ha	1,808ha
私有地	12,087ha	3,008ha

イ 人口及び産業

大島町 8,587 人、利島村 318 人、新島村 3,004 人、神津島村 1,972 人、三宅村 2,775 人、御藏島村 316 人、八丈町 8,201 人、合計 25,173 人 (平成24年1月1日現在) であるが、大部分が各島各地域の集落内に住み、国立公園区域内の定住人口はわずかである。

産業の基盤は農漁業であるが、観光依存度が高い。

変更後				変更前			
ウ 権利制限関係				ウ 権利制限関係			
(ア) 保安林				(ア) 保安林			
種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日	種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
土砂流出防備保安林	東京都大島町	433	大 15. 5. 5～令元. 12. 12	潮害防備	東京都三宅島三宅村地内	64	昭和 45. 6. 18
	東京都利島村	7	平 10. 8. 27	保健	東京都三宅島三宅村地内	64	昭和 55. 12. 13
	東京都新島村	98	昭 14. 5. 26～平 28. 4. 22				
	東京都神津島村	244	昭 17. 5. 13～令元. 7. 19				
	東京都三宅村	768	昭 31. 4. 19～平 28. 3. 18				
	東京都御藏島村	124	平元. 4. 21～平 28. 6. 2				
	東京都八丈町	530	昭 12. 4. 16～平 16. 8. 30				
土砂崩壊防備保安林	東京都大島町	1	昭 58. 9. 6～平 8. 9. 9				
	東京都新島村	33	昭 29. 2. 23～平 30. 11. 2				
	東京都神津島村	15	昭 57. 10. 23～平 19. 4. 11				
	東京都三宅村	15	昭 29. 4. 1～平 30. 9. 21				
	東京都八丈町	16	昭 29. 4. 1～平 22. 7. 23				
飛砂防備保安林	東京都大島町	15	昭 34. 2. 24				
	東京都新島村	3	昭 14. 5. 26～昭 30. 2. 24				
防風保安林	東京都大島町	34	大 9. 11. 13～昭 33. 3. 29				
	東京都新島村	24	昭 14. 5. 26～昭 35. 7. 7				
	東京都神津島村	2	昭 14. 5. 26				
	東京都三宅村	21	昭 17. 5. 13～昭 28. 2. 23				
	東京都八丈町	4	昭 28. 6. 20～平 25. 11. 25				
潮害防備保安林	東京都新島村	8	昭 14. 5. 26～昭 57. 9. 25				
	東京都神津島村	3	昭 14. 5. 26～昭 17. 5. 13				
	東京都八丈町	5	昭 15. 5. 23～昭 37. 3. 31				
干害防備保安林	東京都大島町	15	昭 54. 11. 6～平 3. 10. 30				
	東京都神津島村	46	昭 39. 1. 18				

	<u>東京都三宅村</u>	7	昭 60. 1. 22
	<u>東京都御藏島村</u>	5	昭 35. 2. 19
	<u>東京都八丈町</u>	2	平 13. 10. 19
<u>落石防止保安林</u>	<u>東京都新島村</u>	31	昭 56. 9. 5 ~ 平 19. 4. 11
<u>防火保安林</u>	<u>東京都大島町</u>	3	昭 30. 4. 15
<u>魚つき保安林</u>	<u>東京都新島村</u>	21	昭 14. 5. 26 ~ 昭 17. 5. 13

※ 指定年月日で件数が多い場合は、当初と直近の指定年月日のみを記載している。

(イ) 鳥獣保護区

(国指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
祇苗島鳥獣保護区	東京都神津島村祇苗島	593	平成 22. 11. 1
大野原島鳥獣保護区	東京都三宅村大野原島	546	平成 22. 11. 1

(都指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
坪田大路池鳥獣保護区	東京都三宅村坪田	82	昭和 19. 10. 31
新島鳥獣保護区	東京都新島村	10,800	国設禁獵区 昭 27. 2. 1 都設に変更 昭 46. 8. 1
三宅島富賀山鳥獣保護区	東京都三宅村阿古	185	国設禁獵区 昭 31. 10. 15 都設に変更 平成 8. 11. 1
八丈富士鳥獣保護区	東京都八丈町大賀郷、三根	458	昭 40. 6. 1
八丈三原山鳥獣保護区	東京都八丈町三原山	580	昭 40. 6. 1
小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区	東京都八丈町中之郷	227	昭 40. 6. 1
御藏島鳥獣保護区	東京都御藏島村南部	618	昭 49. 11. 1
大島泉津鳥獣保護区	東京都大島町泉津	470	昭 50. 11. 1
三宅島雄山鳥獣保護区	東京都三宅村雄山	317	平成 5. 11. 1
八丈小島鳥獣保護区	東京都八丈町	1,419	平成 29. 11. 1

(イ) 鳥獣保護区

(国指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
祇苗島鳥獣保護区	東京都神津島村祇苗島	593	平成 22. 11. 1
大野原島鳥獣保護区	東京都三宅島三宅村大野原島	546	平成 22. 11. 1

(都指定)

種類	位置	重複面積 (ha)	当初指定年月日
坪田大路池鳥獣保護区	東京都三宅村坪田	82	昭和 19. 10. 31
新島鳥獣保護区	東京都新島村本村	10,800	国設禁獵区 昭 27. 2. 1 都設に変更 昭 46. 8. 1
三宅島富賀山鳥獣保護区	東京都三宅村阿古	185	国設禁獵区 昭 31. 10. 15 都設に変更 平成 8. 11. 1
八丈富士鳥獣保護区	東京都八丈町大賀郷、三根	458	昭 40. 6. 1
八丈三原山鳥獣保護区	東京都八丈町三原山	580	昭 40. 6. 1
小岩戸ヶ鼻鳥獣保護区	東京都八丈町中之郷	227	昭 40. 6. 1
御藏島鳥獣保護区	東京都御藏島村南部	618	昭 49. 11. 1
大島泉津鳥獣保護区	東京都大島町泉津	470	昭 50. 11. 1
三宅島雄山鳥獣保護区	東京都三宅村雄山	332	平成 5. 11. 1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
都指定史跡	武田信道及び家臣供養塔並びに屋敷跡	東京都大島町野増	昭 31. 3. 3
	鉄砲場の岩陰遺跡	東京都大島町泉津	昭 33. 10. 7
	ケッケイ山遺跡	東京都利島村西山	昭 33. 10. 7
	原町の井戸	東京都新島村本村	昭 33. 10. 7
	上木甚兵衛墓及び三島勘左衛門石像	東京都新島村本村	昭 33. 10. 7
	大島下高洞遺跡	東京都大島町元町	昭 61. 3. 10
	利島阿豆佐和氣命本宮境域	東京都利島村南御神山	昭 62. 2. 24
	利島大山小山神社境域	東京都利島村なが山	昭 62. 2. 24
	利島下上神社境域	東京都利島村東山	昭 62. 2. 24
	吹之江遺跡	東京都新島村式根島	昭 62. 2. 24
	利島大石山遺跡	東京都利島村	昭 63. 2. 22
	大島竜の口遺跡	東京都大島町野増	昭 63. 2. 22
	神津島阿波命神社境域	東京都神津島村長浜	昭 63. 2. 22
	三宅島役所	東京都三宅村神着	昭 57. 3. 26
	三宅島大里遺跡	東京都三宅村坪田	昭 58. 5. 6
	三宅島ココマ遺跡	東京都三宅村坪田	平元. 3. 24
	梅辻規清墓	東京都八丈町中之郷	昭 35. 2. 13
	八重根のメットウ井戸	東京都八丈町大賀郷	昭 55. 2. 21
	八丈島湯浜遺跡	東京都八丈町櫻立	昭 58. 5. 6
町村指定史跡	流人墓地	東京都新島村本村	昭 62. 3. 30
	向畠刑場跡	東京都新島村本村	昭 62. 3. 30
	式根島のまいまいいず井戸	東京都新島村式根島	昭 62. 3. 30
	里川の水源	東京都新島村	昭 62. 9. 25
	流人墓地	東京都神津島村	昭 45. 1. 10
	尾越の水汲場	東京都八丈町末吉	昭 51. 5. 11

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
都指定史跡	武田信道及び家臣供養塔並びに屋敷跡	東京都大島町野増	昭 31. 3. 3
	鉄砲場の岩陰遺跡	東京都大島町泉津	昭 33. 10. 7
	ケッケイ山遺跡	東京都利島村西山	昭 33. 10. 7
	原町の井戸	東京都新島村本村	昭 33. 10. 7
	上木甚兵衛墓及び三島勘左衛門石像	東京都新島村本村	昭 33. 10. 7
	大島下高洞遺跡	東京都大島町元町	昭 61. 3. 10
	利島阿豆佐和氣命本宮境域	東京都利島村南御神山	昭 62. 2. 24
	利島大山小山神社境域	東京都利島村なが山	昭 62. 2. 24
	利島下上神社境域	東京都利島村東山	昭 62. 2. 24
	吹之江遺跡	東京都新島村式根島	昭 62. 2. 24
	利島大石山遺跡	東京都利島村	昭 63. 2. 22
	大島竜の口遺跡	東京都大島町野増	昭 63. 2. 22
	神津島阿波命神社境域	東京都神津島村長浜	昭 63. 2. 22
	三宅島役所	東京都三宅村神着	昭 57. 3. 26
	三宅島大里遺跡	東京都三宅村坪田	昭 58. 5. 6
	三宅島ココマ遺跡	東京都三宅村坪田	平元. 3. 24
	梅辻規清墓	東京都八丈町中之郷	昭 33. 10. 7
	八重根のメットウ井戸	東京都八丈町大賀郷	昭 55. 2. 21
	八丈島湯浜遺跡	東京都八丈町櫻立	昭 58. 5. 6
町村指定史跡	流人墓地	東京都新島村本村	昭 62. 3. 30
	向畠刑場跡	東京都新島村本村	昭 62. 3. 30
	式根島のまいまいいず井戸	東京都新島村式根島	昭 62. 3. 30
	里川の水源	東京都新島村	昭 62. 9. 25
	流人墓地	東京都神津島村	昭 45. 1. 10
	尾越の水汲場	東京都八丈町末吉	昭 51. 5. 11

	なまこ棧橋	東京都新島村式根島	平30.6.27			大島のサクラ株	東京都大島町泉津	昭27.3.29
都指定旧跡	役行者窟	東京都大島町泉津	昭30.3.28	国指定特別天然記念物	カモシカ	東京都大島町泉津(大島公園内)	昭30.2.15	
	秋広平六墓	東京都大島町波浮港	昭30.3.28			東京都大島町泉津(大島公園内)	昭27.3.29	
	天宥法印墓	東京都新島村新原	昭30.3.28			アホウドリ	※地域を定めず指定	昭37.4.19
	ゾウ遺跡	東京都御藏島村	昭32.2.21					
	八丈島役所跡	東京都八丈町大賀郷	昭30.3.28	国指定天然記念物	シイノキ山のシイノキ群落	東京都大島町泉津	昭26.6.9	
	近藤守真墓	東京都八丈町三根	昭30.3.28		大島海浜植物群落	東京都大島町泉津	昭26.6.9	
	宇喜多秀家墓	東京都八丈町大賀郷	昭35.2.13		ヘゴ自生北限地帯	東京都八丈町大賀郷、三根	大15.10.27	
	竹内式部の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47.2.20		アカコッコ	※地域を定めず指定	昭50.2.13	
	不受不施派僧の墓	東京都三宅村伊ヶ谷、伊豆	昭47.2.20		イイジマムシクイ	※地域を定めず指定	昭50.6.26	
	小金井小次郎の首切り地蔵	東京都三宅村伊豆	昭47.2.20		オカヤドカリ	※地域を定めず指定	昭45.11.12	
町村指定旧跡	井上正鉄の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47.2.20		オジロワシ	東京都大島町泉津(大島公園内)	昭45.1.23	
	生島新五郎の墓	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47.2.20		オオワシ	※地域を定めず指定	昭45.1.23	
	小金井小次郎建立の地蔵尊	東京都三宅村伊豆	昭47.2.20		カラスバト	※地域を定めず指定	昭46.5.19	
	小金井小次郎井戸	東京都三宅村伊豆	昭47.2.20		カンムリウミスズメ	※地域を定めず指定	昭50.6.26	
	処刑場跡	東京都三宅村伊ヶ谷	昭47.2.20		コクガン	東京都大島町泉津(大島公園内)	昭46.5.19	
	丹娜婆の墓	東京都八丈町末吉	昭51.5.11		マガ	東京都大島町泉津(大島公園内)	昭46.6.28	
	新島測量基点	東京都新島村本村	昭62.9.25	都指定天然記念物	野増大宮のシイ樹叢	東京都大島町野増	昭14.12.2	
	流人牢屋跡	東京都新島村本村	昭62.9.25		差木地の大クス	東京都大島町差木地	昭14.12.2	
	薩摩畑	東京都新島村	昭62.9.25		春日神社のイヌマキ群落	東京都大島町差木地	昭33.10.7	
	塩釜の跡	東京都新島村式根島	昭62.9.25		潮吹の鼻	東京都大島町泉津	昭14.12.2	
	丸山の方角石	東京都新島村式根島	昭62.9.25		おたいね浦の岩脈と筆島	東京都大島町波浮港	昭15.2.	
	大島のサクラ株	東京都大島町泉津	昭27.3.29		東要寺のイヌマキ	東京都新島村式根島	昭33.10.7	
	アホウドリ	※地域を定めず指定	昭37.4.19		東要寺のナギ自生地	東京都新島村式根島	昭33.10.7	
	シイノキ山のシイノキ群叢	東京都大島町泉津	昭26.6.9		神着の大ザクラ	東京都三宅村神着	昭11.3.4	
国指定天然記念物	大島海浜植物群落	東京都大島町泉津	昭26.6.9					
	ヘゴ自生北限地帯	東京都八丈町大賀郷、三根	大15.10.27					
	アカコッコ	※地域を定めず指定	昭50.2.13					
	イイジマムシクイ	※地域を定めず指定	昭50.6.26					

都指定天然記念物	オカヤドカリ	※地域を定めず指定	昭 45.11.12
	オジロワシ	※地域を定めず指定	昭 45. 1.23
	オオワシ	※地域を定めず指定	昭 45. 1.23
	カラスバト	※地域を定めず指定	昭 46. 5.19
	カンムリウミスズメ	※地域を定めず指定	昭 50. 6.26
町村指定天然記念物	野増大宮のシイ樹叢	東京都大島町野増	昭 14. 12. 2
	差木地の大クス	東京都大島町差木地	昭 14. 12. 2
	春日神社のイヌマキ群叢	東京都大島町差木地	昭 33.10. 7
	潮吹の鼻	東京都大島町泉津	昭 14. 12. 2
	おたいね浦の岩脈と筆島	東京都大島町波浮港	昭 15. 2.
	東要寺のイヌマキ	東京都新島村式根島	昭 33.10. 7
	東要寺のナギ自生地	東京都新島村式根島	昭 33.10. 7
	神着の大ザクラ	東京都三宅村神着	昭 11. 3. 4
	ビャクシン	東京都三宅村神着	昭 11. 3. 4
	御藏島鈴原の湿原植物群落	東京都御藏島村鈴原	昭 32. 2.21
	三宅島椎取神社の樹叢と溶岩流	東京都三宅村神着	昭 60. 3.18
	御藏島御代が池のツゲ	東京都御藏島村御代が池	昭 19. 3.15
	大路藻	東京都三宅村大路池	昭 47. 2.20
	迷子椎	東京都三宅村大路池	昭 47. 2.20

町村指定天然記念物	ビャクシン	東京都三宅村神着	昭 11. 3. 4
	堂山のシイ	東京都三宅村伊豆	昭 11. 3. 4
	御藏島鈴原の湿原植物群落	東京都御藏島村鈴原	昭 32. 2.21
	三宅島椎取神社の樹叢と溶岩流	東京都三宅村神着	昭 60. 3.18
	御藏島御代が池のツゲ 9本	東京都御藏島村御代が池	昭 19. 3.15
	大路藻	東京都三宅村大路池	昭 47. 2.20
	迷子椎	東京都三宅村大路池	昭 47. 2.20
	普濟院の大桜	東京都三宅村伊豆	昭 47. 2.20
	普濟院の蘇鉄	東京都三宅村伊豆	昭 47. 2.20
	ハコネコメツツジ	東京都三宅村雄山	昭 47. 2.20
	リュウビンタイ	東京都三宅村神着	昭 47. 2.20
	オオシマハイネズ	東京都三宅村阿古	昭 47. 2.20
	ミヤケコグラ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	オーストンヤマガラ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	タネコマドリ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	モスケミソザイ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	ウチヤマセンニユウ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	シチトウメジロ	東京都三宅村	昭 47. 2.20
	しんのうやし雌雄原種	東京都八丈町中之郷	昭 51. 5.11
	楊梅ヶ原の大シイ	東京都八丈町大賀郷	昭 51. 5.11
	銀木犀下のタブノキ	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11.14
	川の平のオガタマノキ	東京都八丈町三根	昭 58. 11.14
	優婆夷宝明神社のソテツ	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11.14
	八丈富士浅間神社のヤマグルマ	東京都八丈町八丈富士	昭 58. 11.14
	大里のビロウ古株	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11.14

ウチヤマセンニュウ	東京都三宅村	昭 47. 2. 20
シチトウメジロ	東京都三宅村	昭 47. 2. 20
しんのうやし雌雄原種	東京都八丈町中之郷	昭 51. 5. 11
楊梅ヶ原の大シイ	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11. 14
銀木犀下のタブノキ	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11. 14
川向のオガタマノキ	東京都八丈町三根	昭 58. 11. 14
八丈富士浅間神社のヤマグル マ	東京都八丈町八丈富士	昭 58. 11. 14
大里のビロウ古株	東京都八丈町大賀郷	昭 58. 11. 14
御蔵の大ジイ	東京都御蔵島村南郷上原	平 24. 10. 31
坪田観音	東京都三宅村坪田	平 26. 11. 7
こん沢林道甌穴群	東京都八丈町末吉	平 28. 7. 11

(エ) 海岸保全区域 (都管理分)

種類	海岸名	位置	重複延長 (km)	指定年月日
国土交通省(港湾局)所管	元町港海岸	東京都大島町	0	昭34.7.2
	岡田港海岸	東京都大島町	0.1	昭34.7.2
	波浮港海岸	東京都大島町	0	昭34.7.2
	利島港海岸	東京都利島村	0.5	昭37.9.15
	新島港海岸	東京都新島村	1.9	昭37.9.15
	神津島港海岸	東京都神津島村	1	昭37.9.15
	大久保港海岸	東京都三宅村	0.1	昭34.7.2
	三池港海岸	東京都三宅村	1.7	昭37.9.15
	御藏島港海岸	東京都御藏島村	0.3	昭37.9.15
	八重根港海岸	東京都八丈町	0.4	昭37.9.15
	神湊港海岸	東京都八丈町	1.5	昭37.9.15
	湯の浜海岸	東京都大島町	1	昭33.5.13
国土交通省(水管理・国土保全局)所管	泉浜海岸	東京都大島町	6.4	昭33.5.13
	砂の浜海岸	東京都大島町	1.6	昭33.5.13
	泉津海岸	東京都大島町	0.6	昭33.5.13
	行者海岸	東京都大島町	2.3	昭38.4.16
	筆島海岸	東京都大島町	2.3	昭38.4.16
	トウシキ海岸	東京都大島町	2.3	昭38.4.16
	前浜海岸	東京都利島村	1.1	昭38.4.16
	和田浜海岸	東京都新島村	1.1	昭33.8.19
	間々下浦海岸	東京都新島村	1	昭33.8.19
	羽伏浦海岸	東京都新島村	5.1	昭33.8.19
	淡井浦海岸	東京都新島村	0.3	昭33.8.19
	若郷海岸	東京都新島村	1	昭35.12.24
国土交通省(港湾局)所管	釜の下海岸	東京都新島村式根島	0.5	昭33.8.19
	沢尻・長浜海岸	東京都神津島村	5.8	昭33.8.19

(エ) その他

各島の集落前の海岸線、その他に海岸保全区域が指定されている。

(海岸保全区域)

阿古海岸 (L = 900m、水域50m、陸域30m)

横まま海岸 (L = 500m、水域0m、陸域40m)

農林水産 省（水産 庁）所管	多幸浜海岸	東京都神津島村	1.9	昭33.8.19
	阿古海岸	東京都三宅村	0.9	昭34.11.10
	横まき海岸	東京都三宅村	0.5	昭41.12.22
	ナゴラ海岸	東京都三宅村	0.8	平3.2.22
	御藏海岸	東京都御藏島村	0.7	昭34.11.10
	汐間海岸	東京都八丈町	1	昭34.11.10
	横間ヶ浦海岸	東京都八丈町	0.9	昭50.10.17
	垂戸海岸	東京都八丈町	0.7	昭50.10.17
	乙千代ヶ浜海岸	東京都八丈町	1.1	平4.2.25
	洞輪沢海岸	東京都八丈町	0.4	平9.8.18
	元町漁港海岸	東京都大島町	0	昭51.12.21
	岡田漁港海岸	東京都大島町	0.9	昭39.8.20
野増漁港海岸				
東京都大島町				
差木地漁港海岸				
東京都大島町				
泉津漁港海岸				
東京都大島町				
若郷漁港海岸				
東京都新島村				
阿古漁港海岸				
東京都三宅村				
洞輪沢漁港海岸				
東京都八丈町				
八重根漁港海岸				
東京都八丈町				

4 変更する公園区域

富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）の区域の一部を次のとおり変更する。

（表3：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	東京都八丈町 中之郷の一部	三原山から流れる三原川の下流に位置し、ヘゴ、ナンゴクホウビシダ、アマクサシダ、ハチジョウカナワラビ等のシダ類が群生し亜熱帯的な景観を呈している。また、これらの植生に囲まれた裏見ヶ滝は、三原川の落水を裏側から見ることが出来る滝として景勝地となっている。周辺には遊歩道が整備されており、自然探勝の場として利用されていることから、公園区域内に含むことで、一体的な風致の維持を図る。	3 〔国 公 私 3〕
2	削除	東京都大島町 岡田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（沢）界」、「道路中心線より100m線界」となっているが、沢が不明瞭であるため、「稜線界」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 △1〕
3	削除	東京都大島町 元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（大津橋より45m地点と椿橋より50m地点）界」となっているが、橋からどの方向の地点を指すのか不明であるため、「見透線界（道路中心線から250m線界と極楽橋から北東側に伸びる道路が交わる地点と、大津橋から南西側に伸びる道路に沿って45m地点）」、「見透線界（大津橋から南西側に伸びる道路に沿って45m地点と、椿橋から北側に伸びる道路に沿って45m地点）」、「③-④の延長線界」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 △1〕
4	削除	東京都八丈町 大賀郷及び三根の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類界（耕作地と森林）」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「等高線（80m）界」へ変更する）。	△3 〔国 公 私 △3〕
5	—	東京都大島町 岡田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（防波堤と崖上線道路より100m地点）界」となっているが、防波堤や道路のどの地点を基準とするかが不明瞭であるため、「見透線界（防波堤南端と道路交差点）」へ変更する）。	—
6	—	東京都大島町 元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（大津橋より45m地点と極楽橋より65m地点）界」となっているが、橋からどの方向の地点を指すのか不明	—

			であるため、「見透線界（道路中心線から 250m 線界と極楽橋から北東側に伸びる道路が交わる地点と、大津橋から南西側に伸びる道路に沿って 45m 地点）」へ変更する）。	
7	－	東京都大島町 元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（砂浜と植生地）界」となっているが、一部に工作物が設置されているため、「見透線界（磯の南側付根から擁壁に直交）」、「地類界（砂浜と工作物）」、「地類界（砂浜と植生地）」へ変更する）。	－
8	－	東京都大島町 元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（沢と交叉点より東へ 110m 地点（道路端））界」となっているが、沢のどの地点を指すか不明であるため、「見透線界（沢と都道との交点と、交差点から東側に伸びる道路に沿って 150m 地点）」へ変更する）。	－
9	－	東京都大島町 差木地の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（郵便局前交叉点より 300m 地点 南北線）界」となっているが、交差点からどの方向の地点を指すのか不明であるため、「見透線界（郵便局前交差点から北西側に伸びる道路に沿って 300m 地点から南北）」へ変更する）。	－
10	－	東京都大島町 差木地の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（交叉点より 200m 地点 南北線）界」となっているが、交叉点からどの方向の地点を指すのか不明であるため、「見透線界（交差点から東側に伸びる道路に沿って 200m 地点から南北）」へ変更する）。	－
11	－	東京都利島村 利島村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（小中学校と三叉路との延長線）界」となっているが、小中学校のどの地点を基準とするかが不明瞭であるため、「見透線界（三叉路と電波塔との延長）」へ変更する）。	－
12	－	東京都新島村 若郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（新島山 214.6m ピークと①）界」となっているが、地図上に 214.6m の基準点がなく不明瞭であるため、「見透線界（220m ピークと①（小道北端））」へ変更する）。	－
13	－	東京都新島村 本村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（③（交叉点より 200m）地点と崖）界」となっているが、崖のどの地点を指すかが不明瞭であるため、「見透線界（交差点から 200m 地点と崖の南端）」へ変更する）。	－
14	－	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線界（工作物・堤防の直交線）」と/orなっているが、工作物がどれを指すか不明瞭であるため、「見透線界（汀線と堤防の交点と道路の直交）」へ変更する）。	－

15	－	東京都三宅村 伊ヶ谷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「汀線界」、「防波堤界」となっているが、始点及び終点が不明瞭であるため、「汀線（最高高潮位）界」、「工作物界」、「防波堤界」へ変更する）。	－
16	－	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線界（交差点と工作物）」、「工作物（防波堤）界」となっているが、交差点及び工作物がどれを指すか不明であるため、「崖上線界」、「見透線界（防波堤（除）延長）」へ変更する）。	－
17	－	東京都八丈町 三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「工作物（防波堤除）界」、「見通線界」、「道路敷（除）界」となっているが、見透線の終点及び始点が不明であるため、「防波堤（除）界」、「見透線界（道路終点と防波堤と都道の交点）」へ変更する）。	－
18	－	東京都八丈町 三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（道路と道路）界」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「見透線界（道路入口と三叉路）」へ変更する）。	－
19	－	東京都八丈町 三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（⑨地点（道路入口）から南東）」、「見透線界（⑯道路終点（神社入口）から東北東）」へ変更する）。	－
20	－	東京都八丈町 三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類界（耕作地と森林）」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「道路敷（除）界」、「等高線（70m）界」へ変更する）。	－
21	－	東京都八丈町 大賀郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類界（耕作地と森林）」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「道路敷（除）界」、「等高線（80m）界」へ変更する）。	－
22	－	東京都八丈町 檍立の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（道路と山裾）界」、「道路中心線より200m線界」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「見透線界（道路と道路中心線から200m地点）」へ変更する）。	－
23	－	東京都八丈町 末吉の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（道路曲線中間点で道路に直交する線）界」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「交差点から東西に延びる直線界」へ変更する）。	－

24	－	東京都八丈町 末吉の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路中心線より 100m 線界」となっているが、どの道路を指すか不明であるため、「見透線界（道路交差点と三叉路中心）」へ変更する）。	－
			変更部分面積計	△3 〔国 公 私 △3〕
			変更前公園面積	27,507 (27,499) 〔国 447 (878) 公 7,082 (11,526) 私 19,587 (15,095) 不明 392〕
			変更後公園面積	27,505 〔国 447 公 7,082 私 19,584 不明 392〕

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。

内訳と合計の不一致は四捨五入によるもの。

(表4：公園区域（海域）変更表)

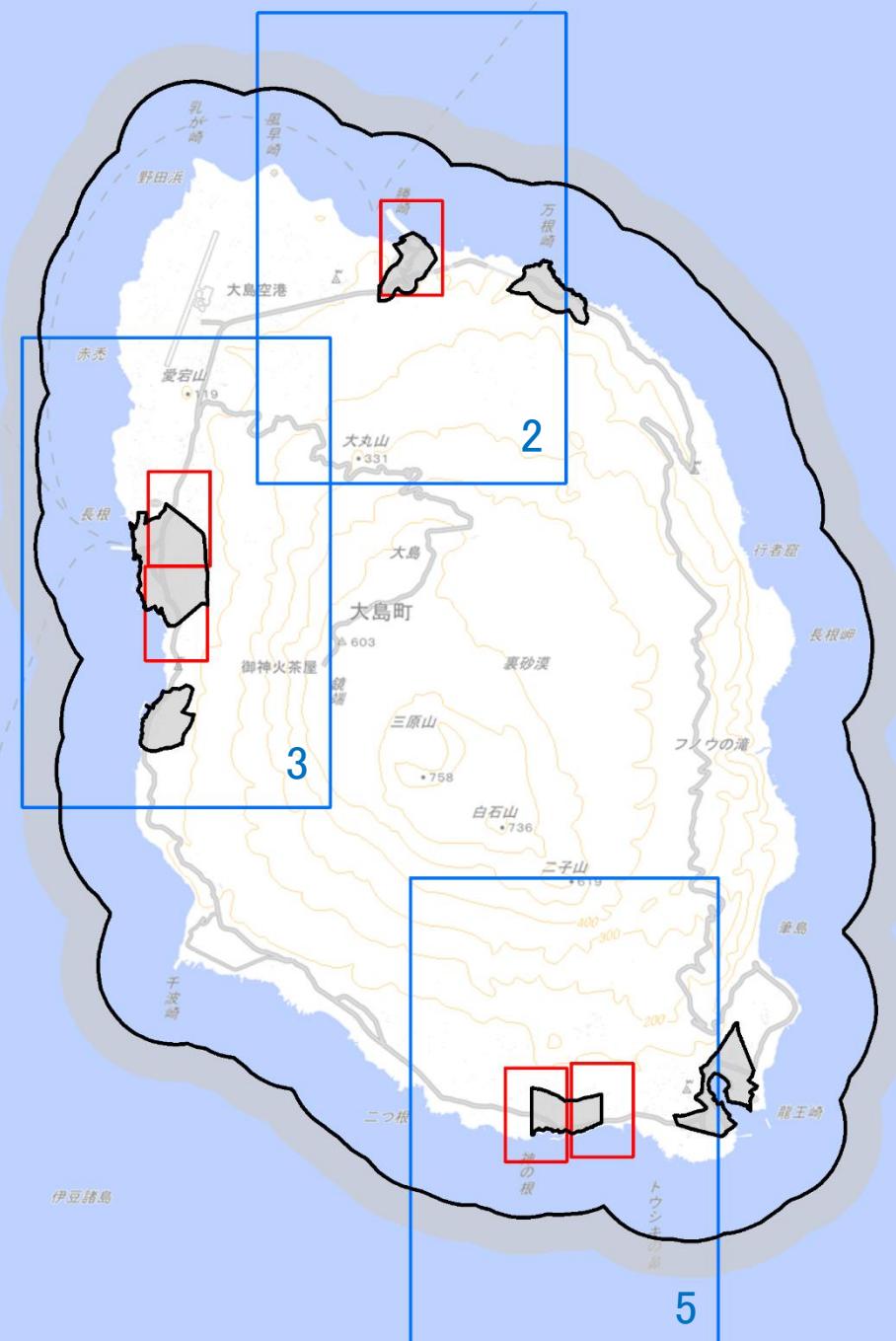
番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
25	拡張	東京都八丈町 地先海面の一部	主に水深250m以浅の水深帯が広がる海域であり、冬季におけるザトウクジラの重要な生息地となっていることから、公園区域内に含めることで、生息環境の保護と適正な利用の推進を図る。	11,706
			変更部分面積計	11,706
			変更前公園面積	27,741 (23,352)
			変更後公園面積	39,447

区域変更図位置図 大島

相模灘

凡例

- 区域変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)



1:100,000
0 1 2 4 km
N

区域変更図位置図 利島

凡例

- 区域変更図 (1:25,000) (青い枠)
- 拡大図 (1:5,000) (赤い枠)

伊豆諸島

利島村
利島港
宮塚山
△508
判島

6

鵜渡根島
フヅシ根
平根

根浮岬

堂丸崎

御根

1:100,000

0 1 2 4 km

N

区域変更図位置図 新島

凡例

区域変更図(1:25,000)

□ 拡大図(1:5,000)

伊豆諸島

7

8

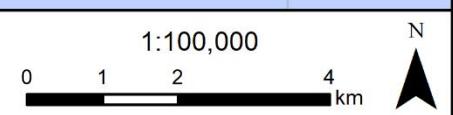
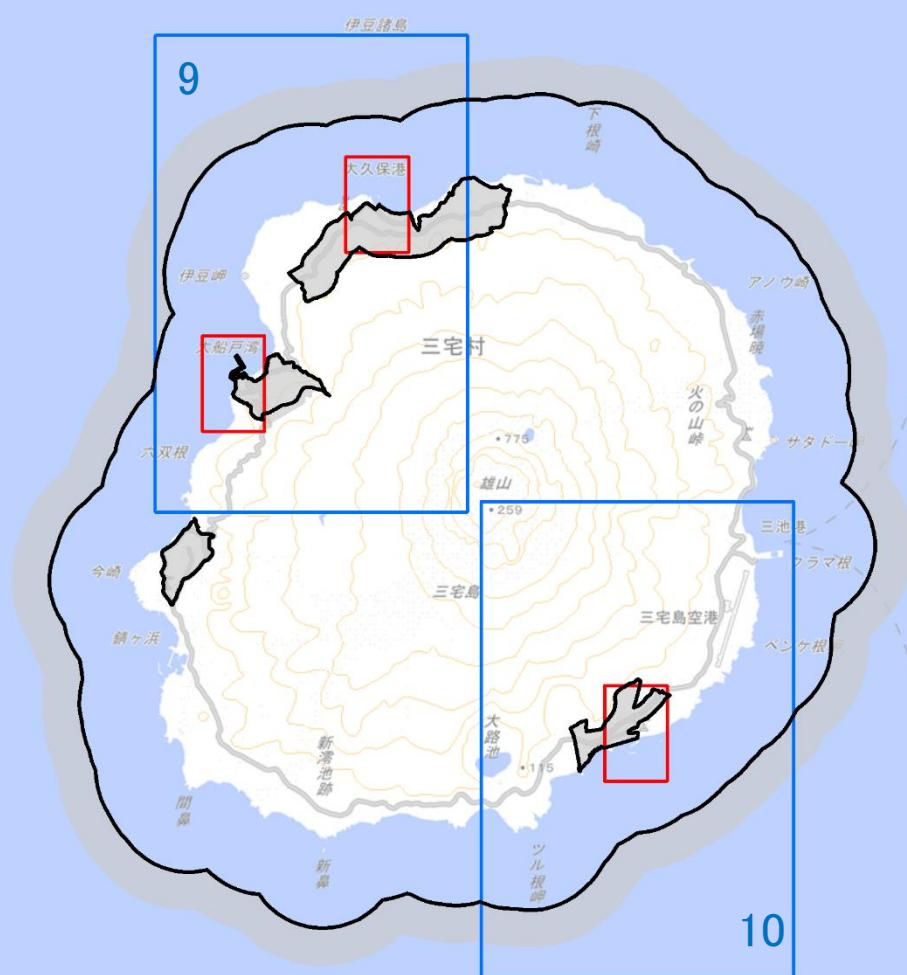
1:100,000

N

区域変更図位置図 三宅島

凡例

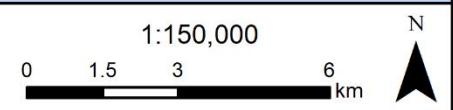
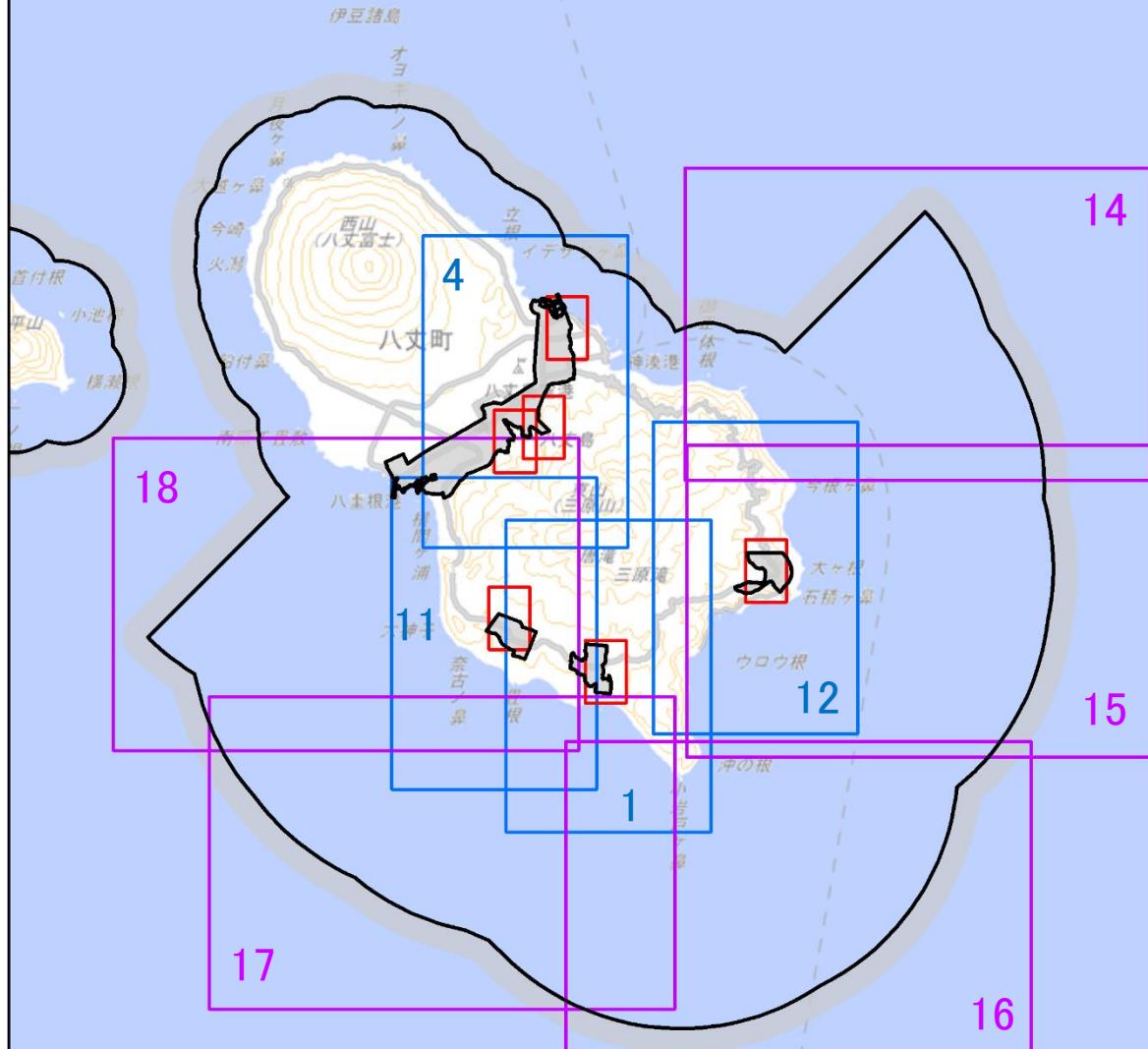
- 区域変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)



区域変更図位置図 八丈島

凡例

- 区域変更図(1:25,000)A4
- 区域変更図(1:25,000)A3
- 拡大図(1:5,000)



区域変更図位置図 八丈島

凡例

 広域図(1:150,000)

八丈小島

西山

▲854

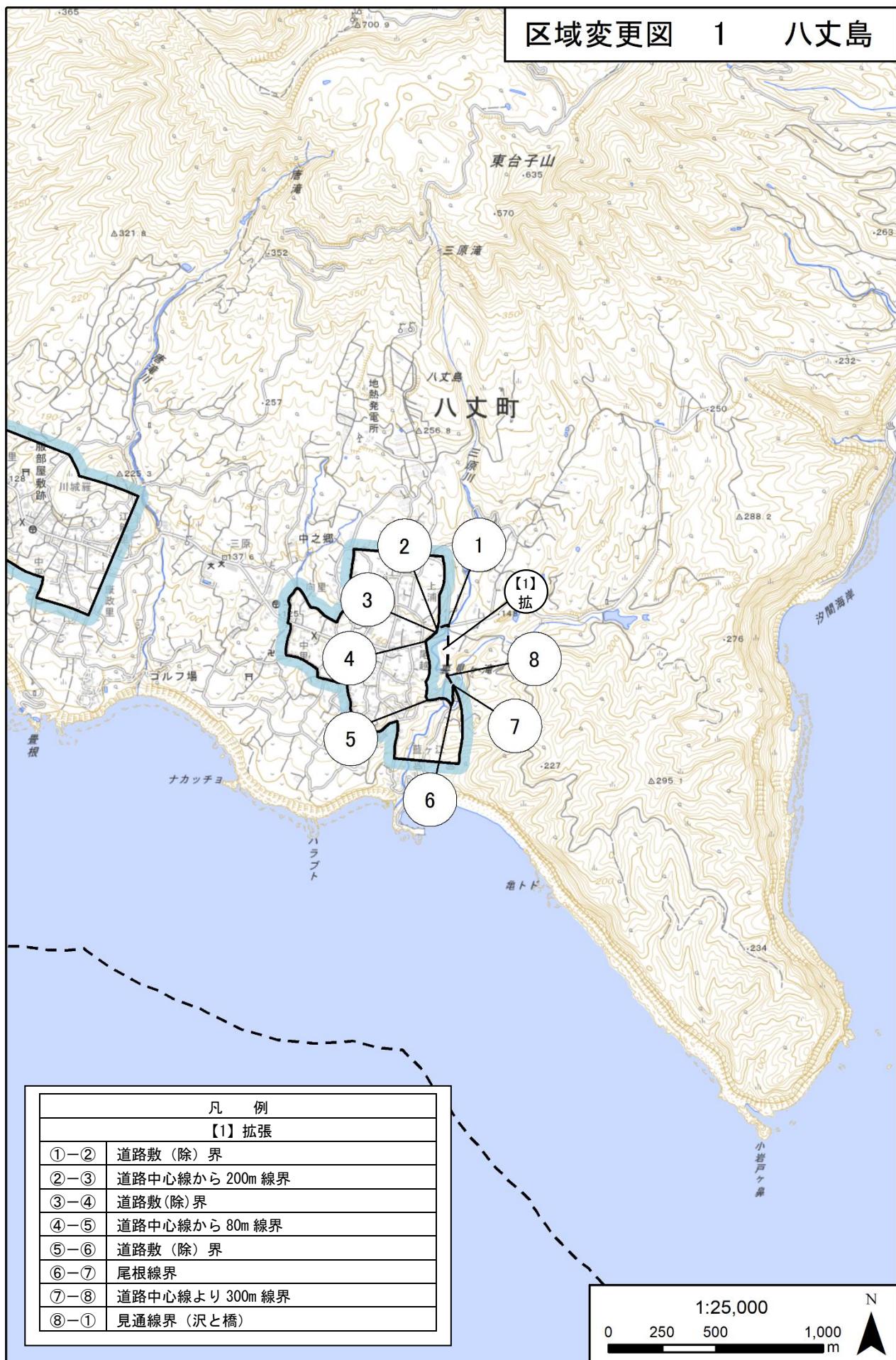
+

八丈

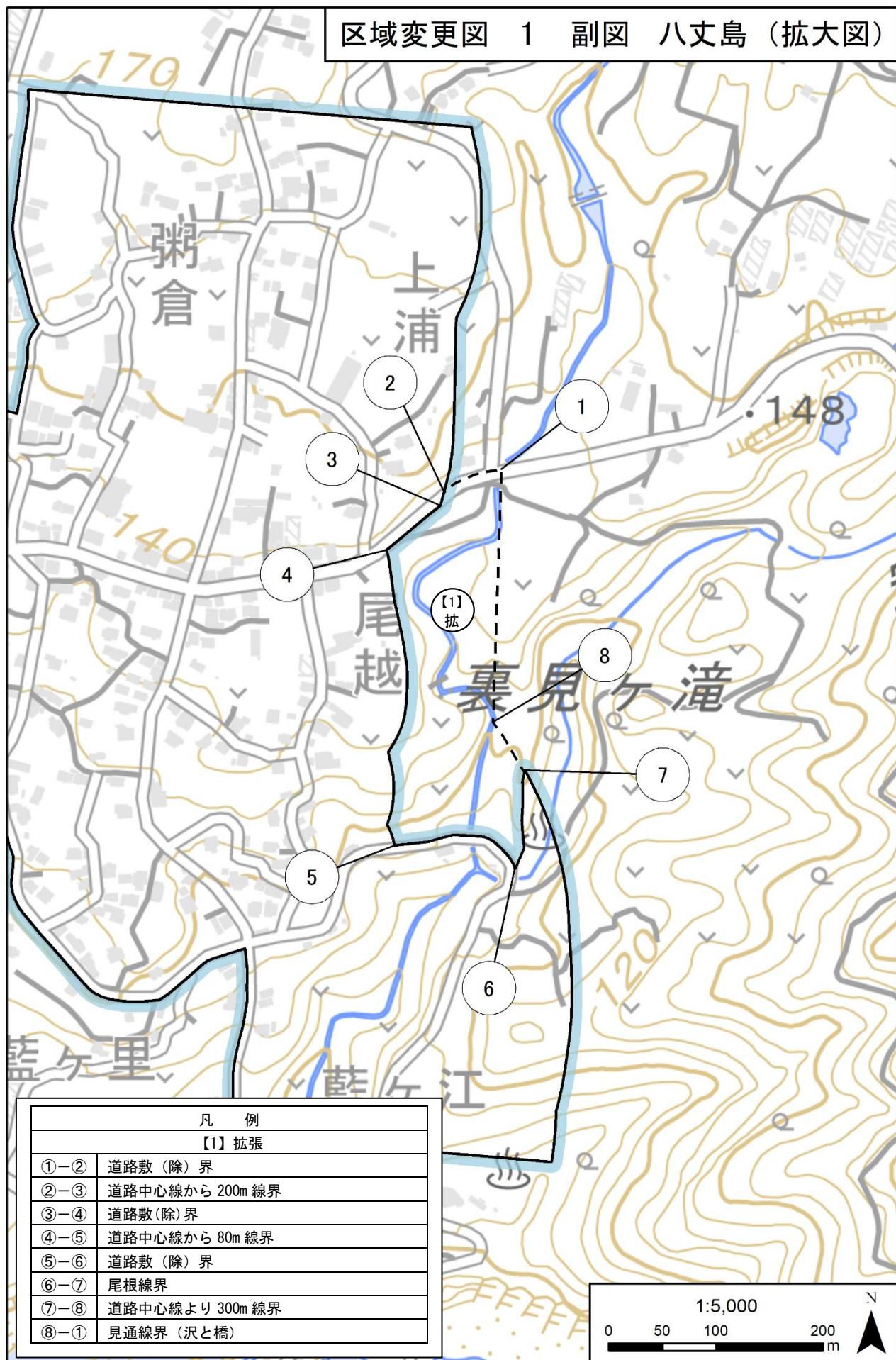
+

</div

区域変更図 1 八丈島

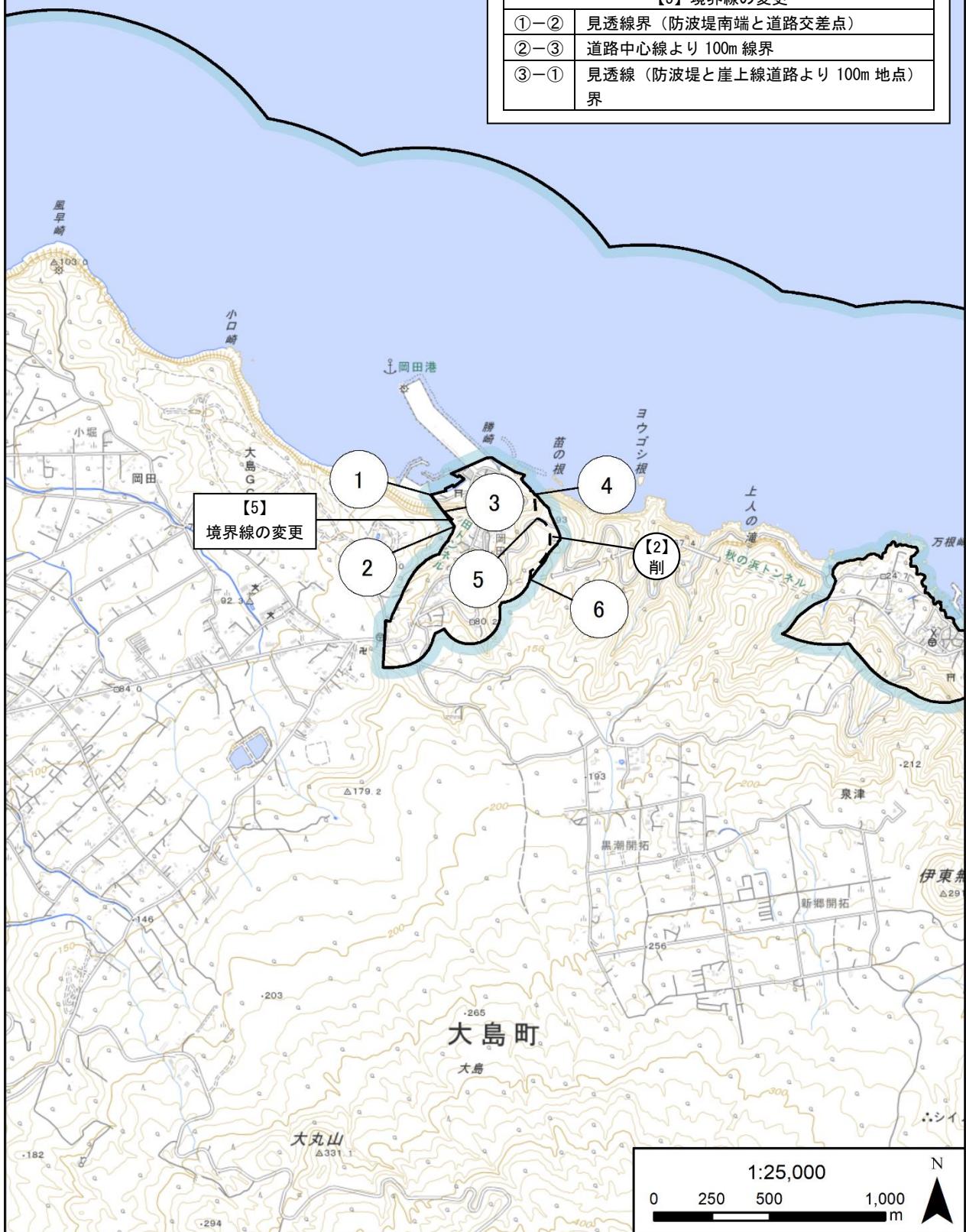


区域変更図 1 副図 八丈島 (拡大図)



区域変更図 2 大島

凡 例	
【2】削除	
④-⑤	地形（沢）界
⑤-⑥	道路中心線より 100m 線界
⑥-④	稜線界
【5】境界線の変更	
①-②	見透線界（防波堤南端と道路交差点）
②-③	道路中心線より 100m 線界
③-①	見透線（防波堤と崖上線道路より 100m 地点）界



岡田港

区域変更図 2 副図 大島 (拡大図)

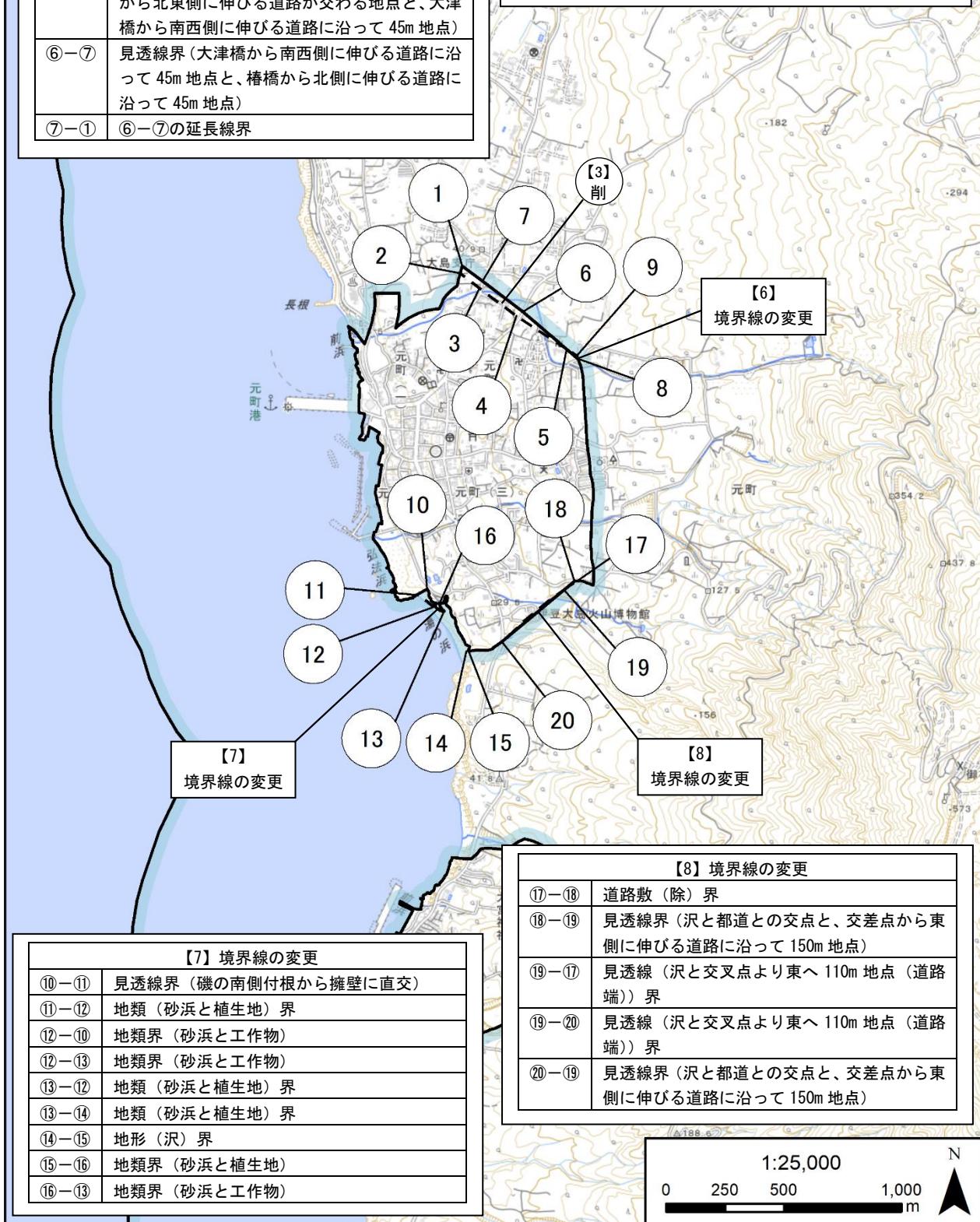
凡 例	
【2】削除	
④-⑤	地形 (沢) 界
⑤-⑥	道路中心線より 100m 線界
⑥-④	稜線界
【5】境界線の変更	
①-②	見透線界 (防波堤南端と道路交差点)
②-③	道路中心線より 100m 線界
③-①	見透線 (防波堤と崖上線道路より 100m 地点) 界



凡 例	
【3】削除	
①-②	道路中心線から 100m 線界
③	椿橋より 50m 地点
④	大津橋より 45m 地点
②-③	③-④の延長線界
③-④	見透線（③と④地点）界
④-⑤	（④-⑨）の見透線界
⑤-⑥	見透線界（道路中心線から 250m 線界と極楽橋から北東側に伸びる道路が交わる地点と、大津橋から南西側に伸びる道路に沿って 45m 地点）
⑥-⑦	見透線界（大津橋から南西側に伸びる道路に沿って 45m 地点と、椿橋から北側に伸びる道路に沿って 45m 地点）
⑦-①	⑥-⑦の延長線界

区域変更図 3 大島

【6】境界線の変更	
⑤-⑧	見透線界（道路中心線から 250m 線界と極楽橋より北東側に伸びる道路が交わる地点と、大津橋より南西側に伸びる道路に沿って 45m 地点）
⑨	極楽橋より 65m 地点
⑧-⑨	道路中心線より 250m 線界
⑨-⑤	（④-⑨の見透線界）

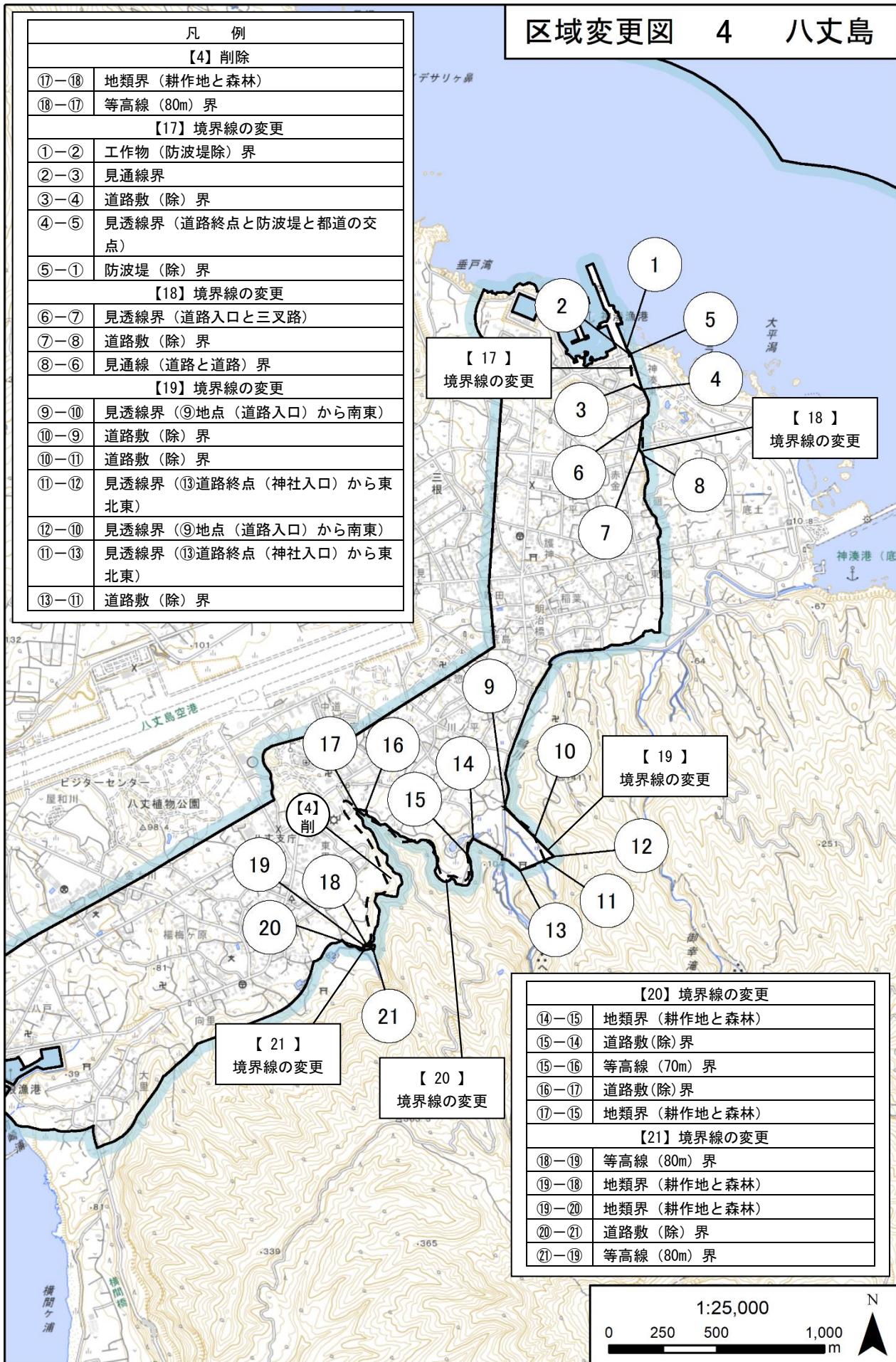


区域変更図 3 副図 大島 (拡大図)

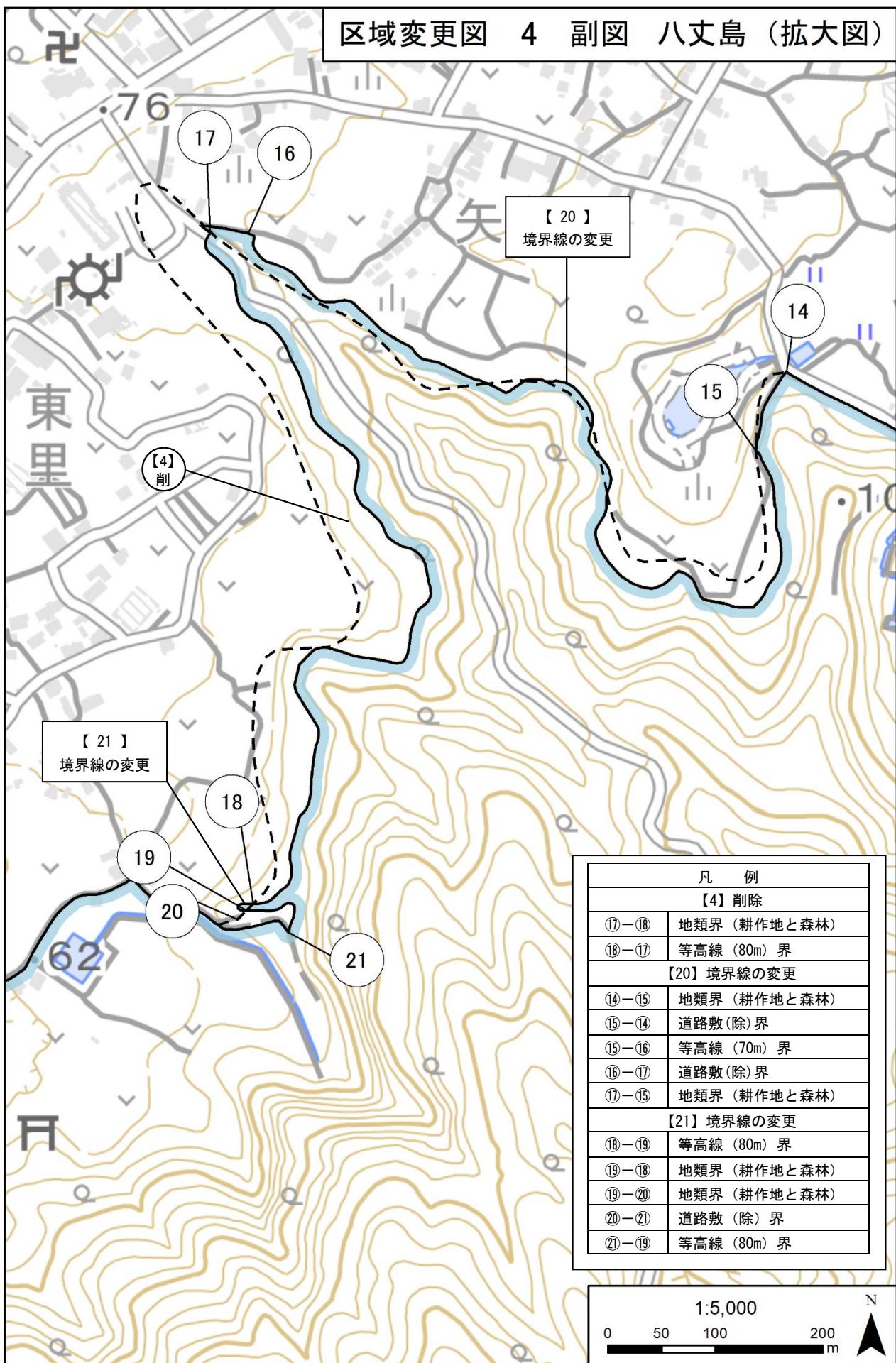


区域変更図 3 副図 大島 (拡大図)





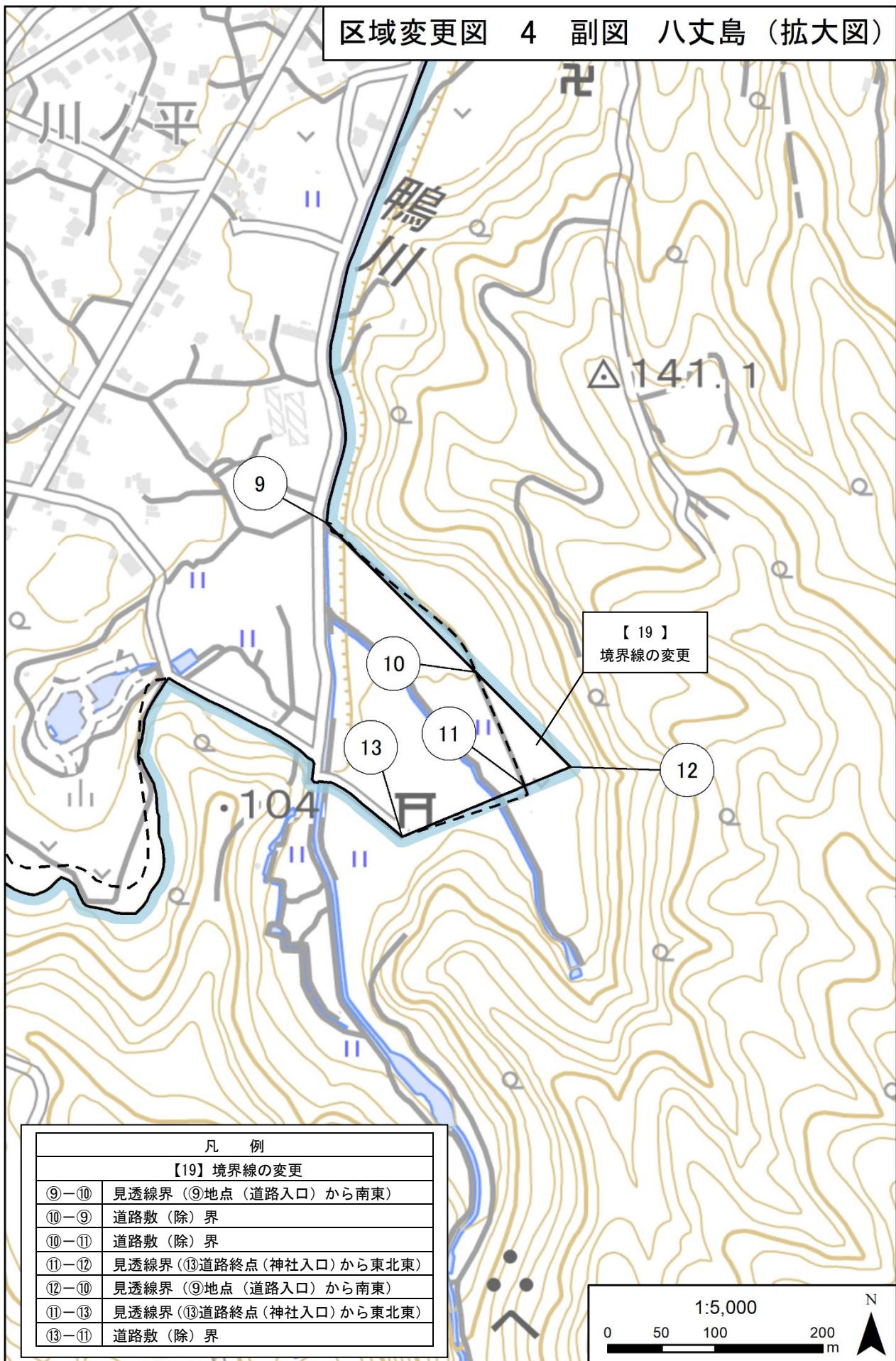
区域変更図 4 副図 八丈島（拡大図）



区域変更図 4 副図 八丈島（拡大図）



区域変更図 4 副図 八丈島（拡大図）



区域変更図 5 大島



区域変更図 5 副図 大島 (拡大図)



区域変更図 5 副図 大島 (拡大図)



区域変更図 6 利島

凡 例	
【11】境界線の変更	
①-②	崖上線界
②-③	見通線（小中学校と三叉路との延長線）界
③-①	見透線界（三叉路と電波塔との延長）

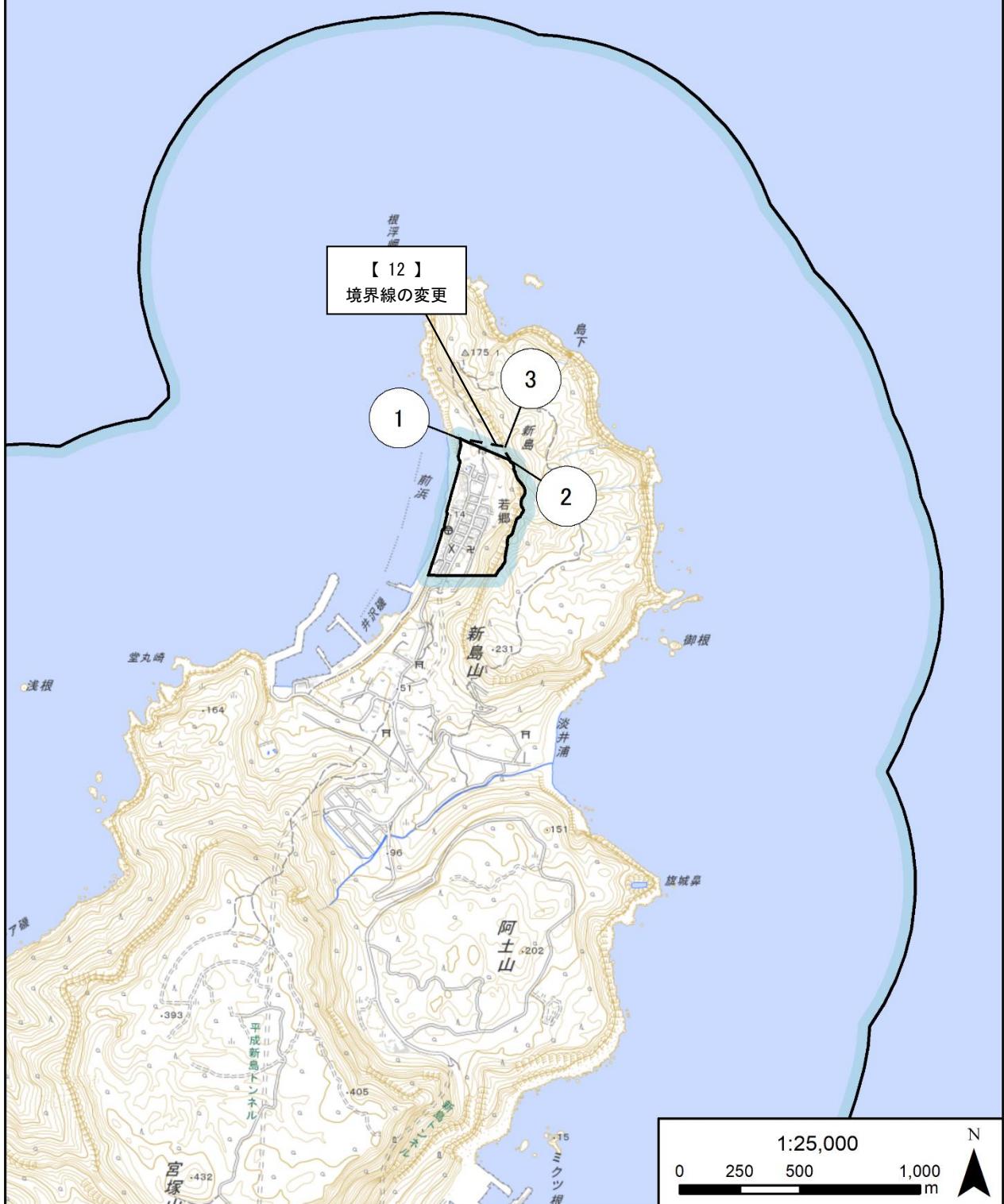


区域変更図 6 副図 利島 (拡大図)



区域変更図 7 新島

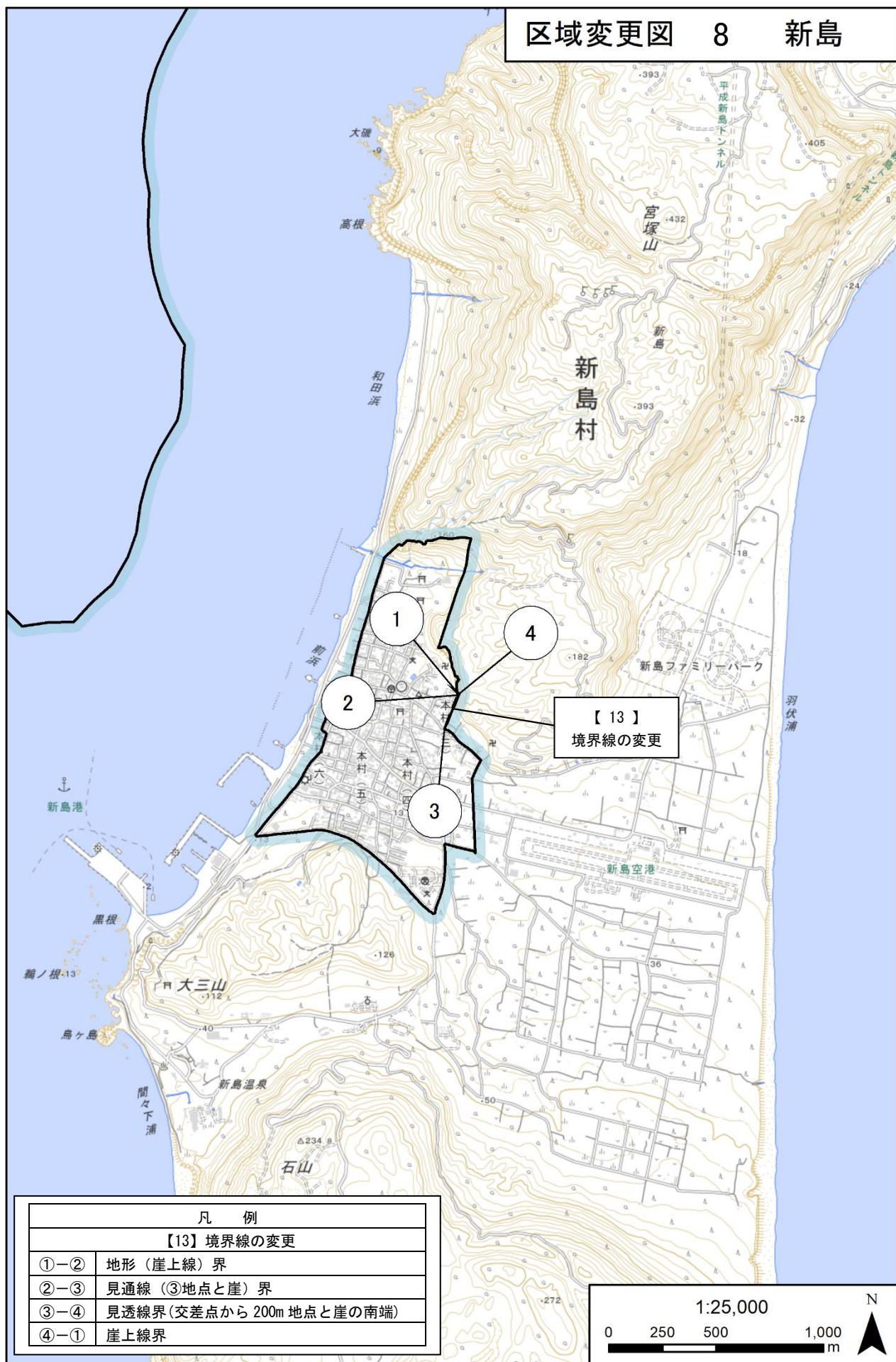
凡 例	
【12】境界線の変更	
①-②	見透線界 (220m ピークと① (小道北端))
②-③	地形 (崖上線) 界
③-①	見透線 (新島山 214.6m ピークと①) 界



区域変更図 7 副図 新島（拡大図）



区域変更図 8 新島

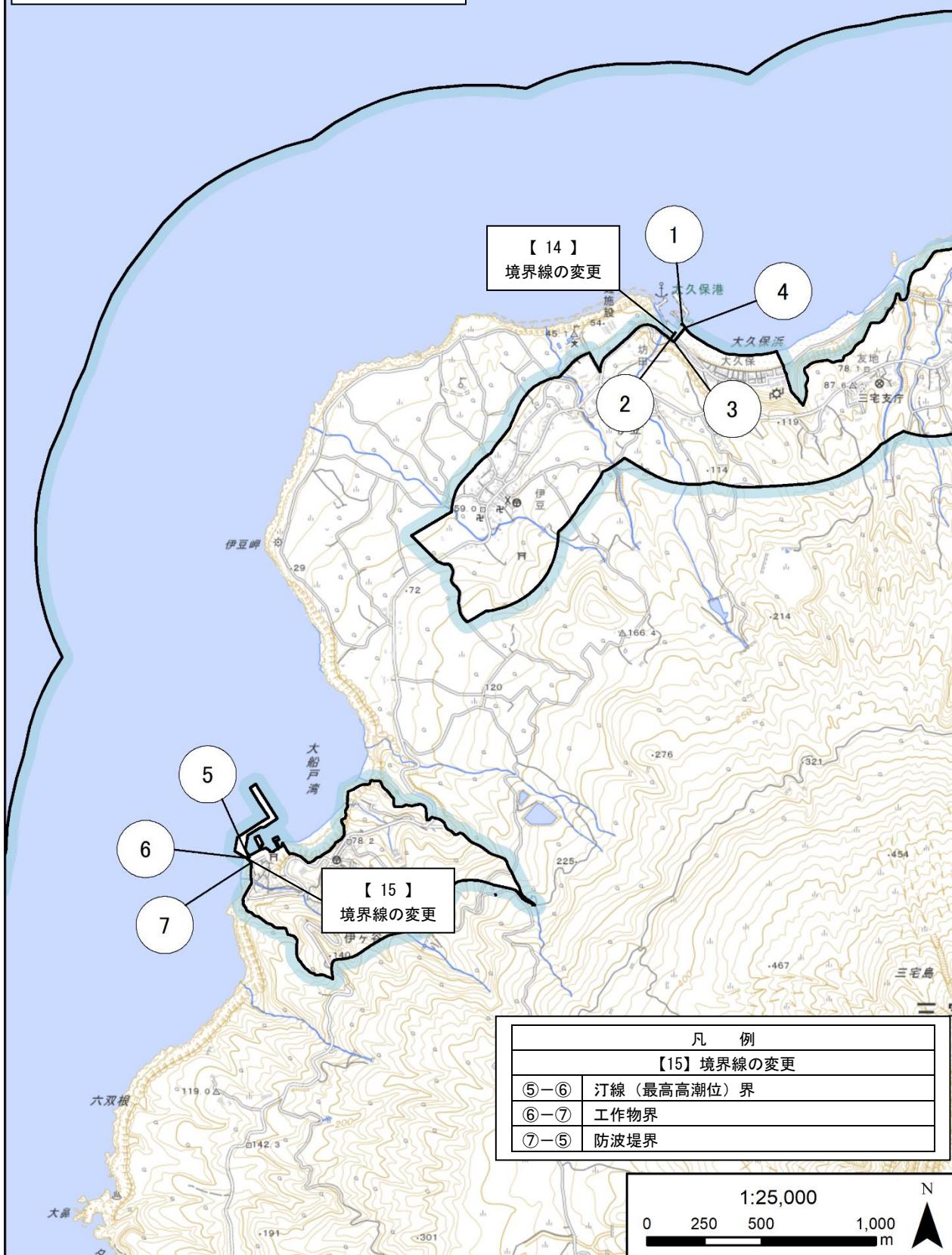


区域変更図 8 副図 新島 (拡大図)



区域変更図 9 三宅島

凡 例	
【14】境界線の変更	
①-②	見透線界（工作物・堤防の直交線）
②-③	道路敷（除）界
③-④	見透線界（汀線と堤防の交点と道路の直交）
④-①	汀線界



区域変更図 9 副図 三宅島 (拡大図)

凡 例	
【14】境界線の変更	
①-②	見透線界 (工作物・堤防の直交線)
②-③	道路敷 (除) 界
③-④	見透線界 (汀線と堤防の交点と道路の直交)
④-①	汀線界

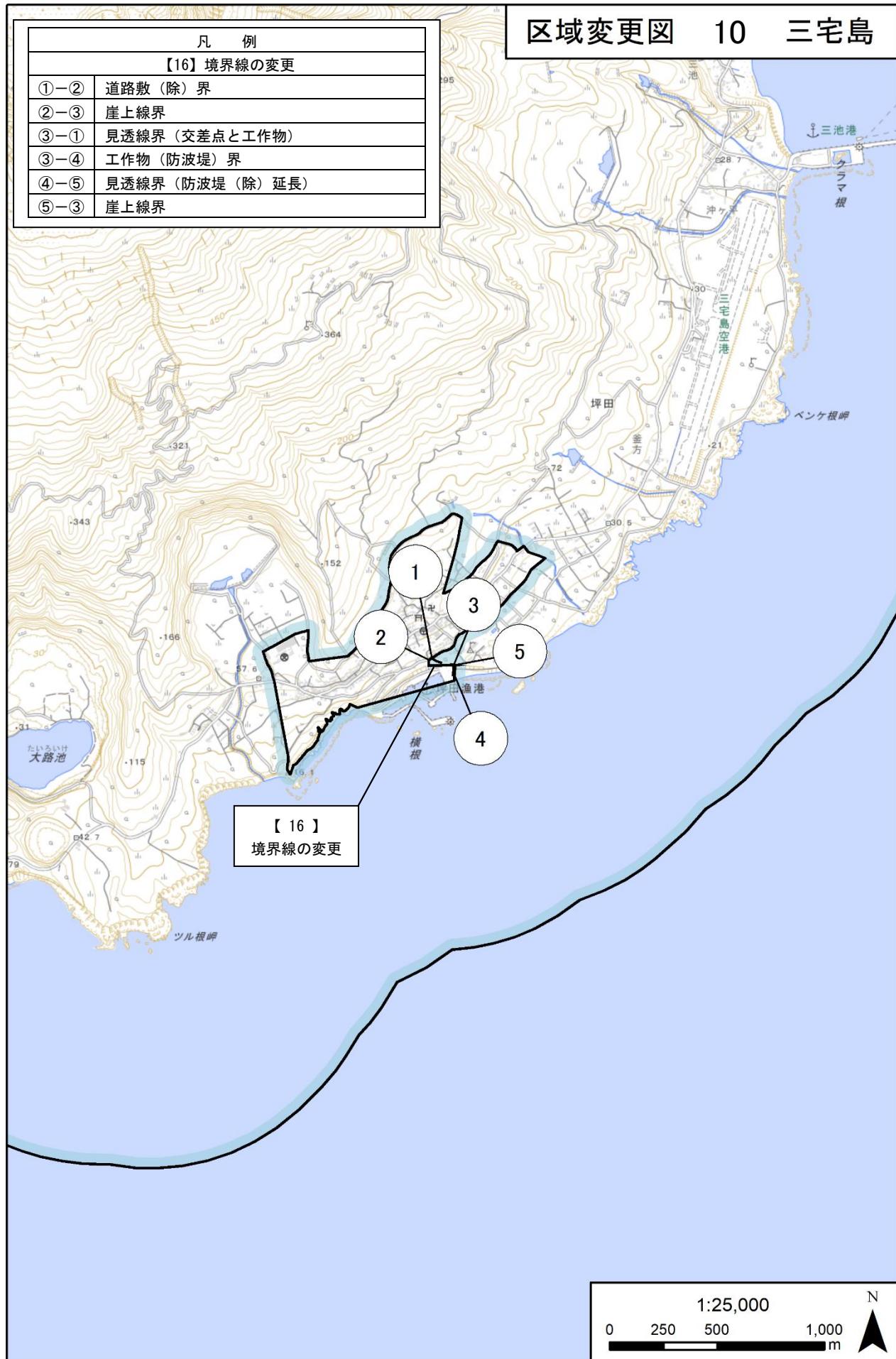


区域変更図 9 副図 三宅島（拡大図）

凡 例	
【15】境界線の変更	
⑤-⑥	汀線（最高高潮位）界
⑥-⑦	工作物界
⑦-⑤	防波堤界



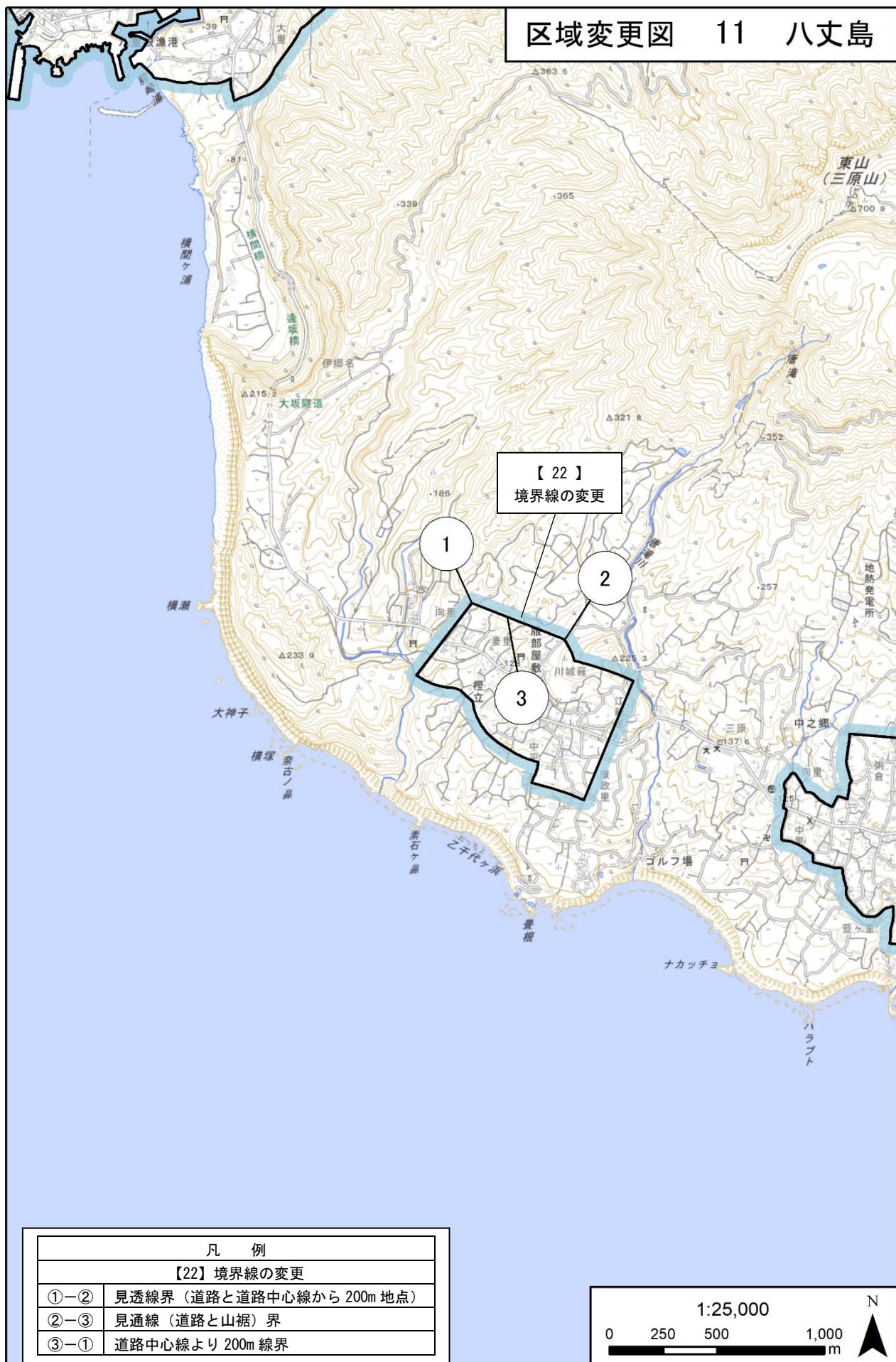
区域変更図 10 三宅島



区域変更図 10 副図 三宅島（拡大図）



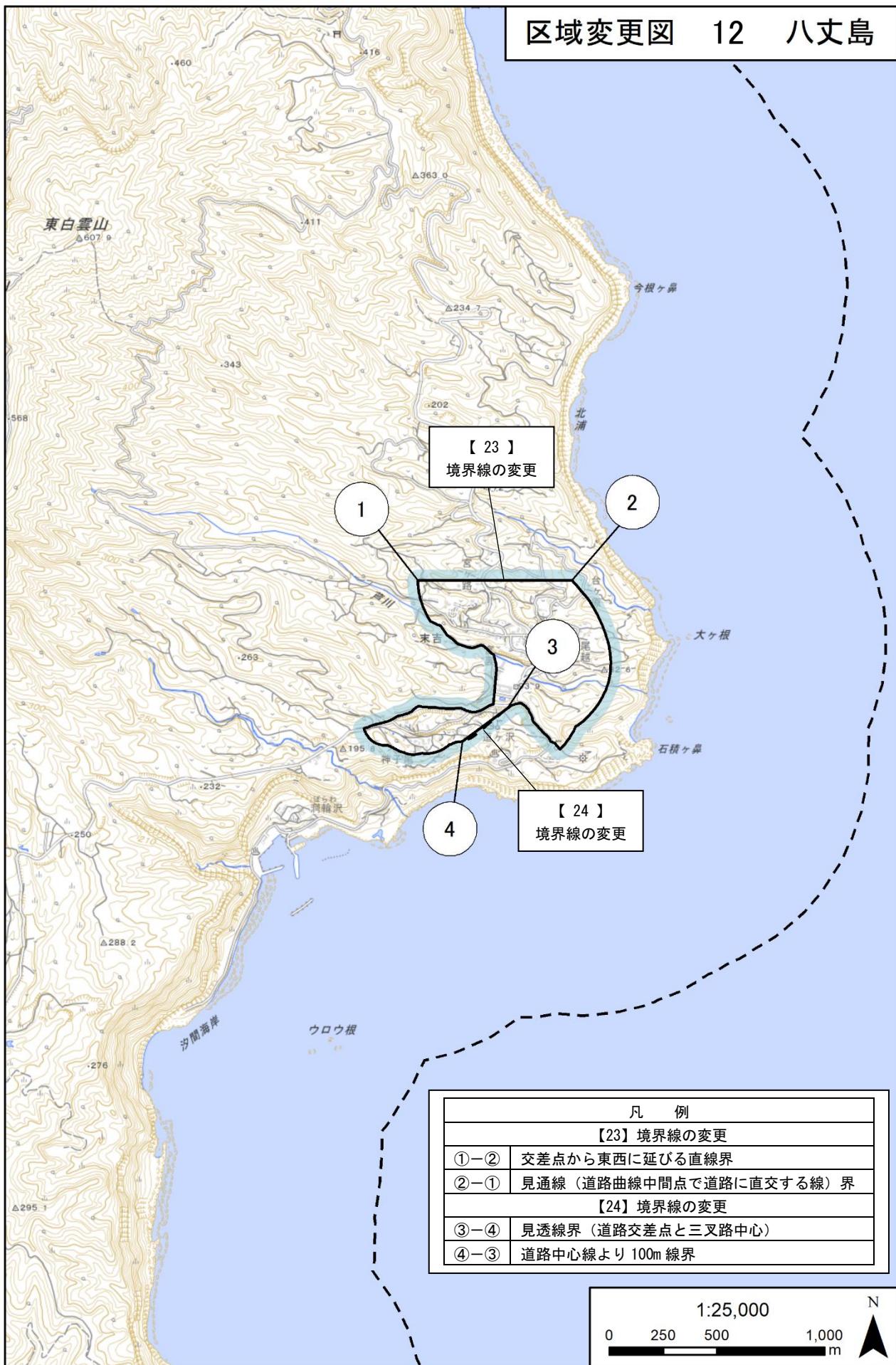
区域変更図 11 八丈島



区域変更図 11 副図 八丈島（拡大図）



区域変更図 12 八丈島



区域変更図 12 副図 八丈島（拡大図）

【23】
境界線の変更

凡 例	
【23】境界線の変更	
①-②	交差点から東西に延びる直線界
②-①	見通線（道路曲線中間点で道路に直交する線）界

路

末吉

裏

尾起

門

93.9

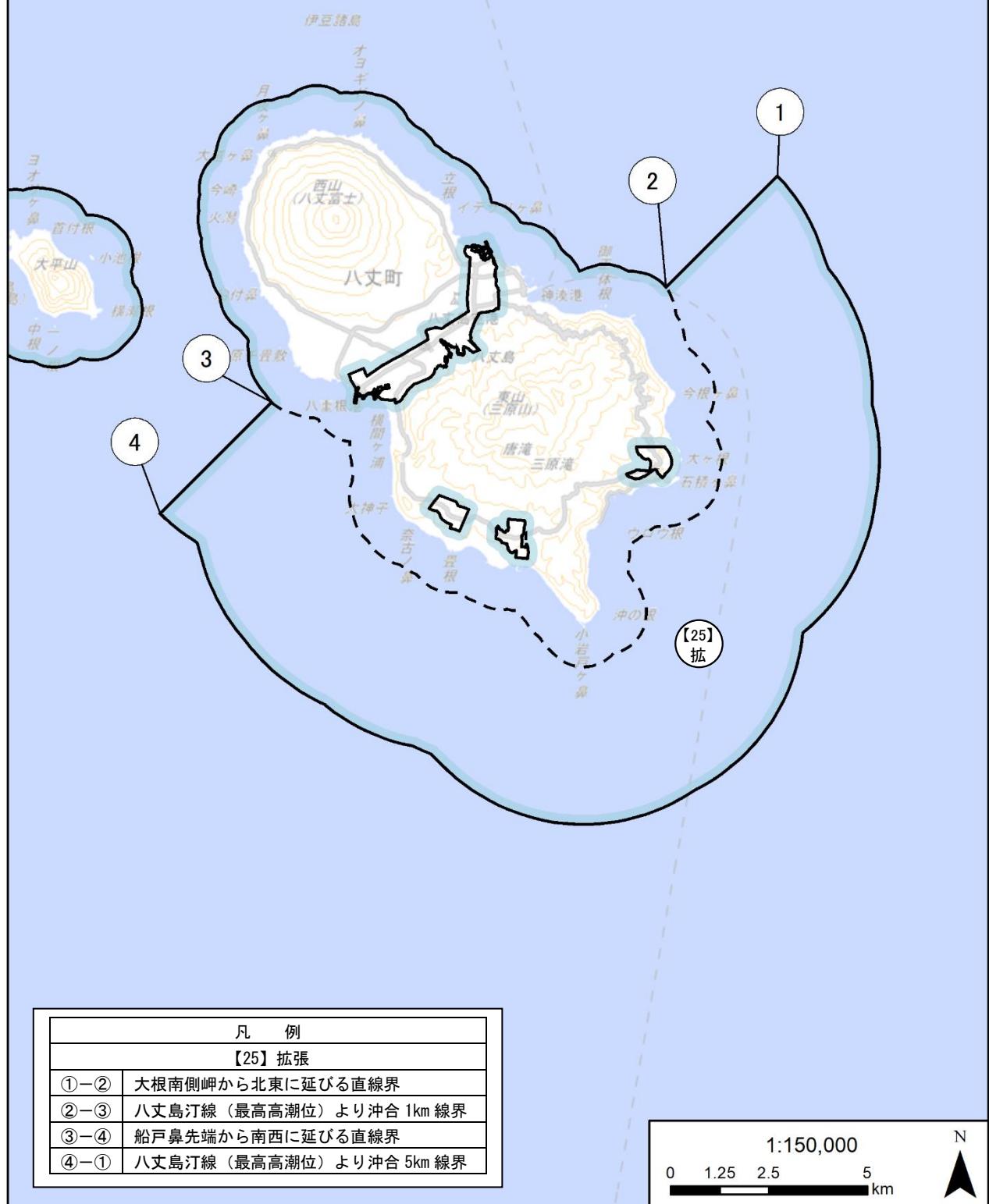
4

【24】
境界線の変更

凡 例	
【24】境界線の変更	
③-④	見透線界（道路交差点と三叉路中心）
④-③	道路中心線より 100m 線界

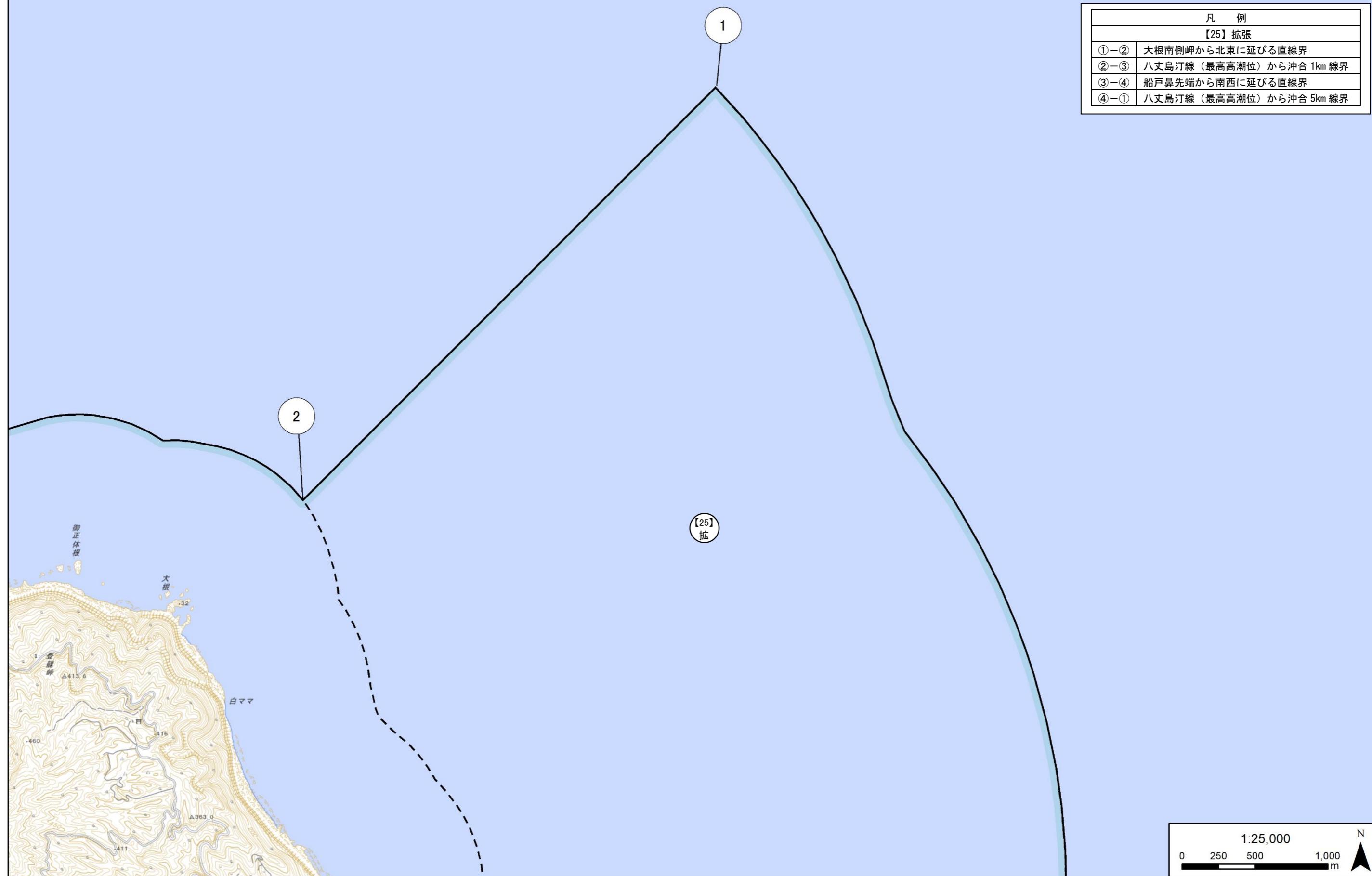
1:5,000
0 50 100 200 m
N

区域変更図 13 八丈島(広域図)

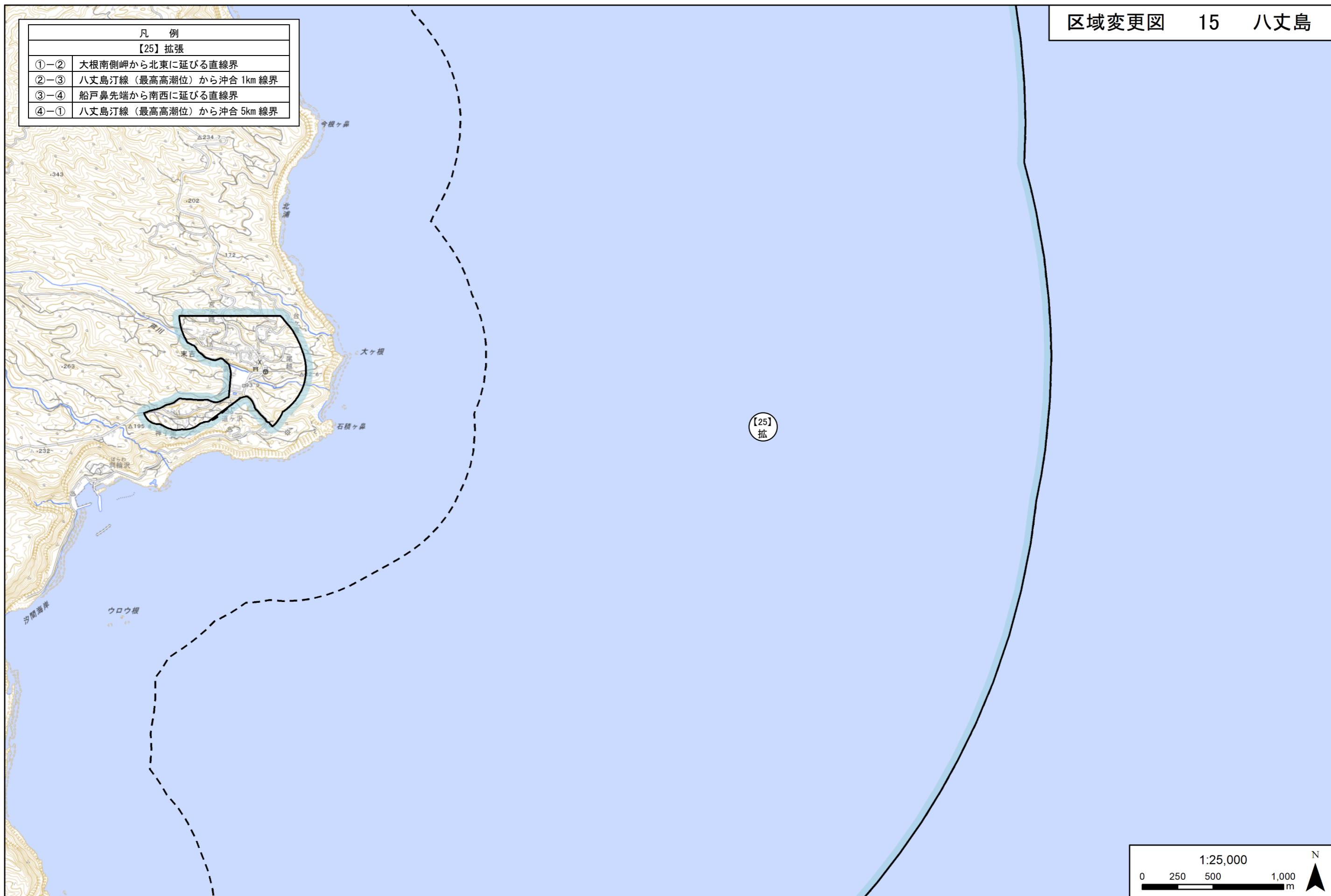


区域変更図 14 八丈島

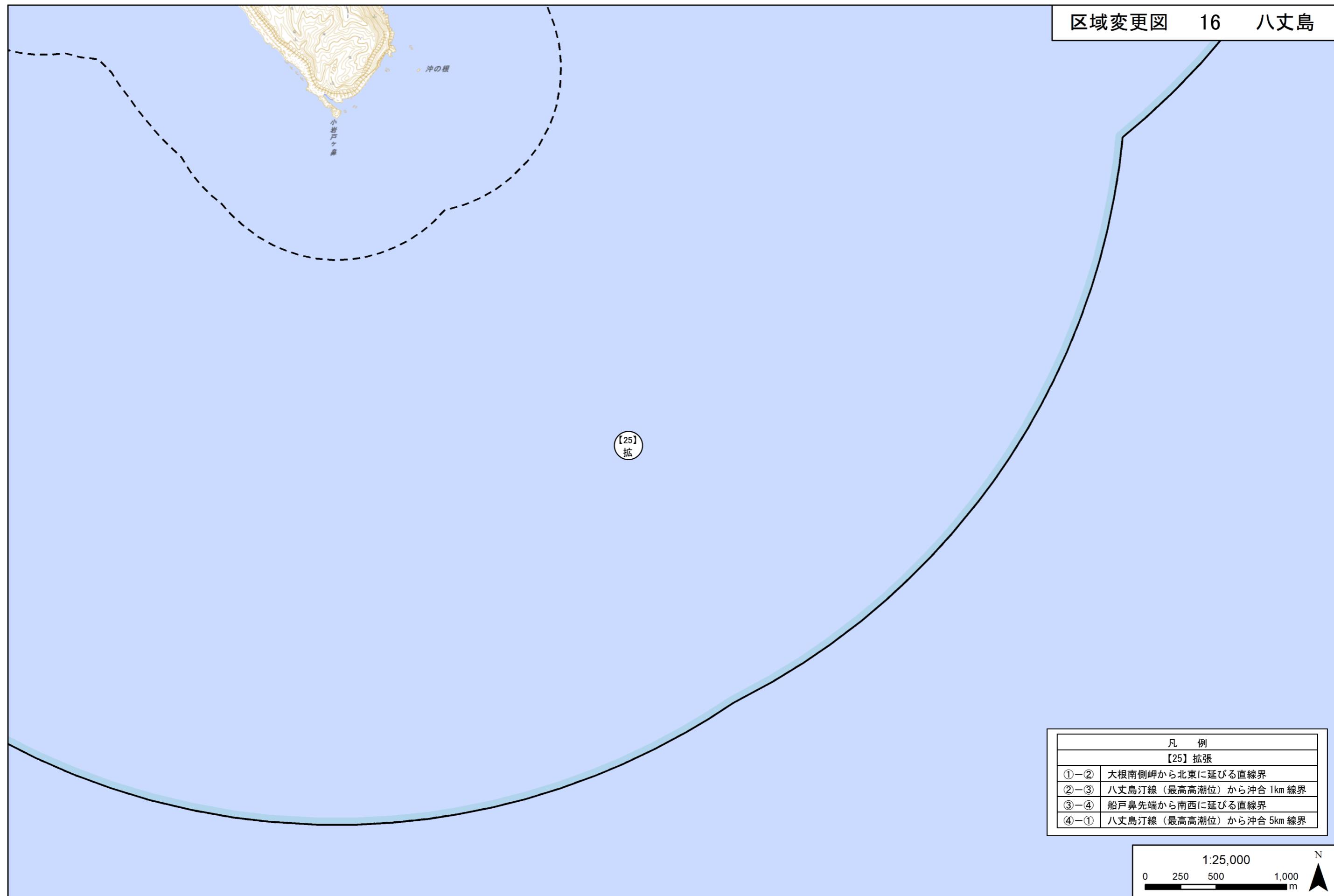
凡 例	
【25】拡張	
①-②	大根南側岬から北東に延びる直線界
②-③	八丈島汀線（最高高潮位）から沖合 1km 線界
③-④	船戸鼻先端から南西に延びる直線界
④-①	八丈島汀線（最高高潮位）から沖合 5km 線界



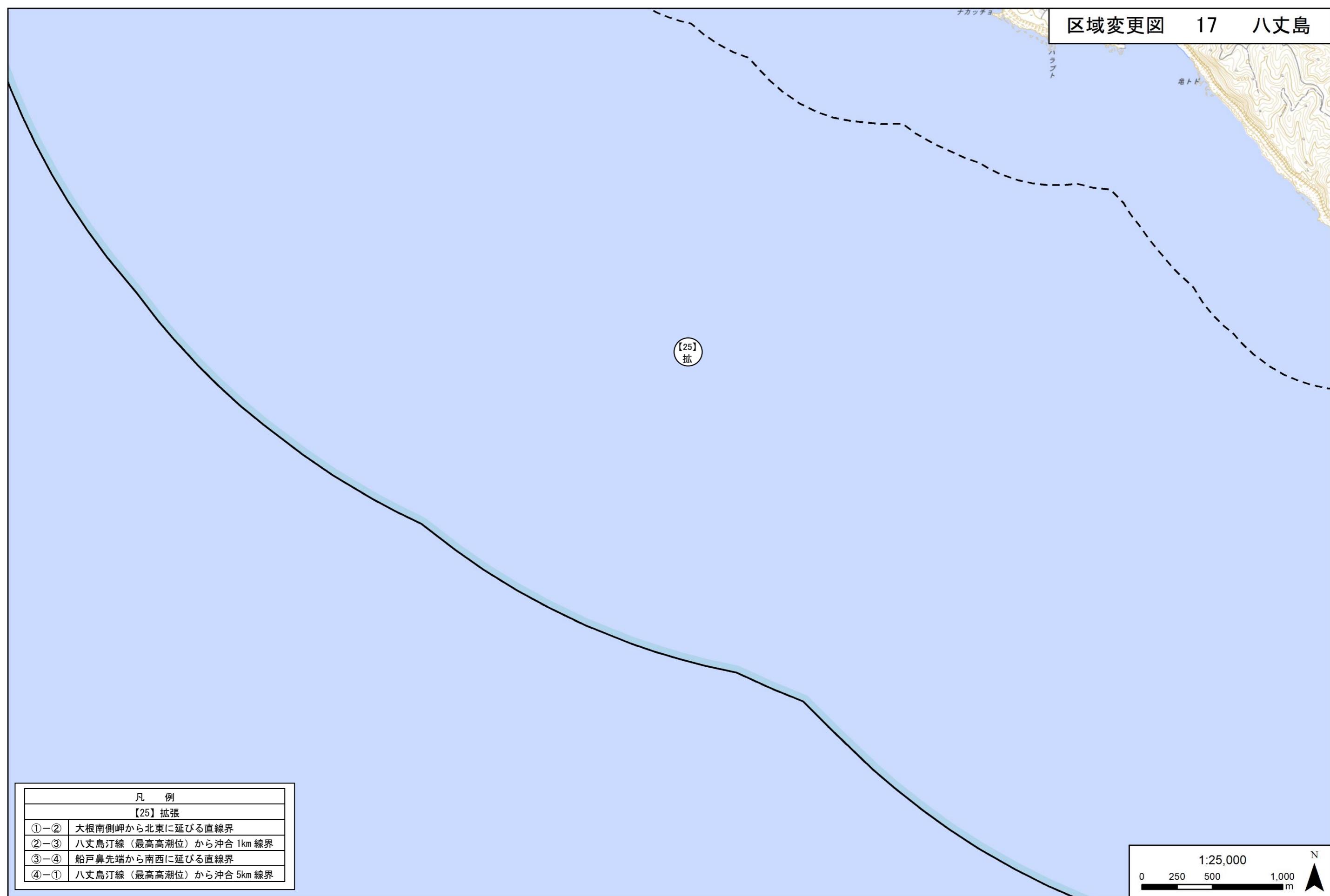
区域変更図 15 八丈島



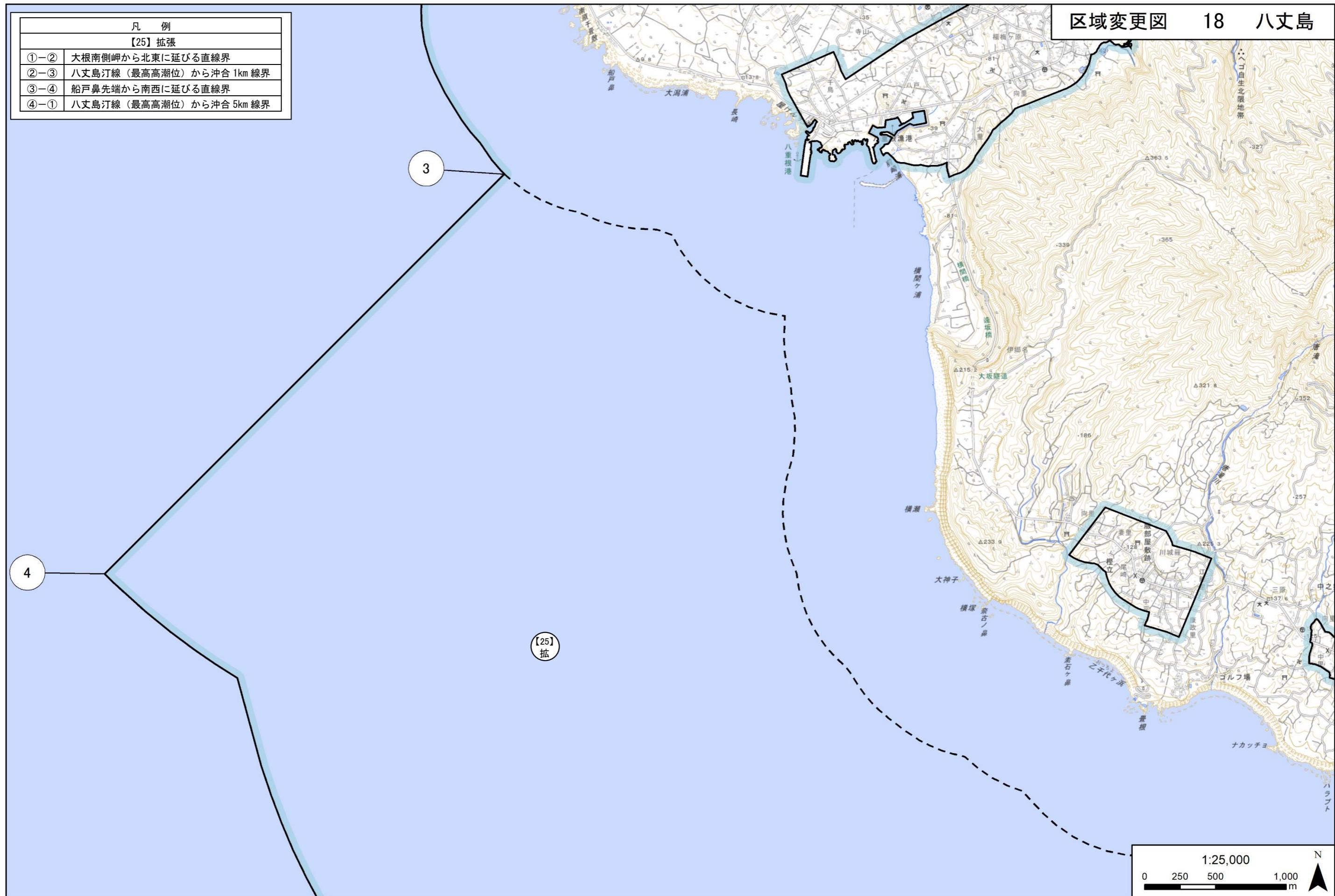
区域変更図 16 八丈島



区域変更図 17 八丈島



区域変更図 18 八丈島



第2 公園計画の変更

1 変更理由

前述のとおり、三宅島については約30年、それ以外の島については15年以上点検が行われていないため、その間の本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、規制計画及び事業計画の変更を行う。

規制計画については、主に三宅島と八丈島において変更を行う。三宅島は、平成12年に雄山が噴火したことにより、新たなカルデラが形成された雄山山頂や噴火の影響を受けずに残存している照葉樹林など、良好な火山景観や噴火以前の植生を残している景観上重要な地域が増えている。一方、噴火に伴う住宅移転により宅地化し、景観が変化した地区もあることから、これらについて地種区分の見直しを行う。

八丈小島は、平成13年から東京都、八丈町によるノヤギの駆除が行われ、平成19年に駆除が完了したことにより植生が回復しており、近年クロアシアホウドリの繁殖が確認されている。また、アカコッコ、ウチヤマセンニユウ等希少な鳥類の重要な繁殖地にもなっていることから生物多様性保全上重要な地区であり、これらを踏まえ地種区分の見直しを行う。

その他の陸域については必要に応じ、社会情勢の変化等を十分に踏まえて地種区分の見直しを行うとともに、地種区分の境界線の一部について、明確化のため凡例の修正、地域地区ごとの面積内訳について、最新の情報に基づき精査を行う。

また、各島周辺の海域は、発達したサンゴ群集や藻場が点在しており、アオウミガメや多様な沿岸性魚類などが見られるほか、柱状節理や溶岩樹形等、火山活動に伴う特異な海中景観や海底から熱水が湧き出す自然現象が見られるなど、景観上重要な海域が存在することから、これらの海域について海域公園地区として指定する。

事業計画については、利用動線が一部不明確になっており、無秩序な踏み入れ等が生じている大島において、動線の明確化を図るために利用施設計画の追加、変更を行うほか、平成12年の雄山噴火により利用可能な場所が大きく変化した三宅島において、現在の事業執行状況を踏まえつつ、利用施設計画の全体的な見直しを行う。その他、社会情勢の変化や利用実態及び今後の整備予定を踏まえ、利用施設計画の変更や削除等を行う。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表5：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>1 基本方針</p> <p>富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）は、富士火山帯に属する火山列島の大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御藏島、八丈島等の島しょ岩礁から成り、火山現象による地形、地質、植生に特色を有している。</p> <p>本地域は昭和30年4月に「伊豆七島国定公園」に指定され、その後昭和39年7月に富士箱根伊豆国立公園に編入された。</p> <p>本地域は、一部の集落地を除いて島しょのほぼ全域が公園区域に指定されており、公園の規制は、住民の生活に密接に関わっている。</p> <p>一方、本公園を取り巻く社会情勢は、指定当時と比較すると、航路、空路の輸送力の増大、地元産業の発達等大きく変化してきており、観光依存度が高い状況となっている。また、公園の利用形態は、夏期における海水浴を中心に、ハイキング、魚釣等様々である。</p> <p>このような公園区域内外の社会的状況を踏まえながら、火山列島に起因する風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>富士箱根伊豆国立公園（伊豆諸島地域）は、富士火山帯に属する火山列島の大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御藏島、八丈島等の島しょ岩礁から成り、火山現象による地形、地質、植生に特色を有している。</p> <p>本地域は昭和30年4月に「伊豆七島国定公園」に指定され、その後昭和39年7月に富士箱根伊豆国立公園に編入された。</p> <p>本地域は、一部の集落地を除いて島しょのほぼ全域が公園区域に指定されており、公園の規制は、住民の生活に密接に関わっている。</p> <p>一方、本公園を取り巻く社会情勢は、指定当時と比較すると、航路、空路の輸送力の増大、地元産業の発達等大きく変化してきており、観光依存度が高い状況となっている。また、公園の利用形態は、夏期における海水浴を中心に、ハイキング、魚釣等様々である。</p> <p>このような公園区域内外の社会的状況を踏まえながら、火山列島に起因する風致景観の保全を図るとともに、適正な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。</p> <p><u>三宅島は伊豆半島から南に連なる伊豆諸島地域の一島であり、東京から180km南に位置し、周囲約35km、面積は約55km²で面積的には伊豆諸島中大島、八丈島に次いで大きい島である。伊豆諸島地域は本島の他、大島、利島、新島、神津島、御藏島及び八丈島並びに属島である式根島及び八丈小島を含めた島しょ群で、多様な火山地形と海食地形、常緑広葉樹と亜熱帯植物を主体とする植物とがあいまって優れた自然の風景地を形成しており、我が国を代表する火山列島景観として昭和39年7月に、それまで伊豆七島国定公園として指定されていた区域（伊豆諸島地域）が富士箱根伊豆国立公園に編入されたものである。三宅島を除く伊豆諸島地域は昭和59年5月に公園区域内外の社会経済情勢の変化に対応して</u></p>

適正な保護と利用を図るため公園計画の再検討が行われたが、三宅島については再検討作業中の昭和58年10月に島の南西部で火山爆発が生じ、島内の自然及び社会状況に著しい変化をもたらしたため、再検討の対象から除外し、改めて各種調査を実施したうえで計画策定を行ったものである。三宅島にかかる再検討に当たっては、土地利用現況との整合を図ると共に、景観の質の再評価を行い、三宅島特有の自然景観の保全の強化を図ることとした他、以下の方針に基づき実施した。

(1) 規制計画

1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

(ア) 特別保護地区

本地域を特徴づけている火山地形の代表的景観（大島三原山、神津島天上山、三宅島雄山、八丈富士等の各山頂部）、特異な海岸景観（御蔵島、利島、新島、神津島の海食崖）、動植物から見た貴重な自然（原生状態の照葉樹林、オオミズナギドリの群生地）等については、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

(イ) 第1種特別地域

特別保護地区に隣接し、若しくは同地区に準じた火山山頂部周辺、海食崖及び貴重な植生があり、自然状態をよく保持している地区等を第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

各島の山腹で島しょ景観構成要素の一部として保全を図る必要のある地区又は主要な展望対象地及び利用拠点で比較的自然状態をよく保持している地区等を第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

上記以外の地域で全般的な風致の維持を図る必要のある地区、農林業を認めながら乱開発を防ぐ地区等を第3種特別地域とする。

イ 海域公園地区

(1) 規制計画

ア. 保護規制計画

自然景観の質の再評価を行うと共に、利用上の必要性を勘案して適切な保護が図られるよう、所要の変更を行う。なお、下記の①～③の地域の取扱いには十分留意する。

- ① 昭和58年の噴火の影響を受けて自然景観等が著しく変化した地域
- ② 類似環境の消失等により保護及び利用上、相対的に重要性の増大した地域
- ③ 罹災した島民の生活再建上、公園目的以外の利用が不可欠な地域

各地域・地区の選定及び保護の方針は次のとおりである。

(ア) 特別保護地区

本地域を特徴づけている火山地形の代表的景観（大島三原山、神津島天上山、八丈富士等の各山頂部）、特異な海岸景観（御蔵島、利島、新島、神津島の海食崖）、動植物から見た貴重な自然（原生状態の照葉樹林、オオミズナギドリの群生地）等については、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

特別保護地区については、三宅島を特徴づけている火山地形の代表的景観及び三宅島特有の野生動植物の生息地のうち代替性に乏しいものを選定し、厳正に景観の維持を図る。

(イ) 第1種特別地域

特別保護地区に隣接し、若しくは同地区に準じた火山山頂部周辺、海食崖及び貴重な植生があり、自然状態をよく保持している地区等を第1種特別地域とする。

サンゴ群落や溶岩による特異な地形等、優れた海中景観を有し、魚類をはじめ海中動植物相が豊かな地区のうち、海域及び陸上の景観の一体的な保護及び利用を図る必要がある地区等を海域公園地区とする。

ウ 関連事項

(ア) 汚水又は廃水の排出規制区域

伊豆諸島最大の火口湖である大路池について、水質の保全を図るため、引き続き汚水又は排出の規制区域（指定湖沼）に指定する。

(イ) 採取等規制植物

優れた風致や自然環境への影響を防ぐため、鑑賞用、園芸用、薬草用等として採取され易く、規制を行わなければ絶滅するおそれのある植物を指定する。

(ウ) 捕獲等規制動植物及び区域

三宅島における海域公園地区について、学術的価値のあるもの又は海域景観を構成する主要な動植物を保全するため、引き続きこれらの動植物及び区域を捕獲等規制動植物及び区域に指定する。三宅島以外の海域公園地区においては当面指定を行わないものとするが、利用との調整が必要とされた場合には、漁業の支障とならないよう地元漁業関係者の意見を徴した上で検討する。

(エ) 普通地域

陸域における普通地域は、自然景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地、農耕地等のほか、空港及びその周辺を指定し、公園区域外に位置する主要港湾及び集落中心部と、特別地域との緩衝地として扱う。また、海域については、汀線より1km線界内のほか、ザトウクジラの生息域等、生物多様性保全上重要な海域を指定する。

自然景観上若しくは学術上特別保護地区に準ずる価値を有する火山地形及び三宅島の海岸景観を特徴づける海食崖地形で自然状態をよく保持しているものを選定し、現在の風致を極力維持する。

(ウ) 第2種特別地域

各島の山腹で島しょ景観構成要素の一部として保全を図る必要のある地区又は主要な展望対象地等で比較的自然状態をよく保持している地区等を第2種特別地域とする。

島しょ景観の形成に寄与している山腹のオオバヤシャブシ等の落葉広葉樹を主体とする自然林、海岸沿いのクロマツやシイ・タブが混生する二次林、展望対象となる火山地形や利用拠点であって比較的よく自然状態を保持している地域等を選定し、住民生活と調整を図りつつ風致の維持に努める。

(エ) 第3種特別地域

上記以外の地域で全般的な風致の維持を図る必要のある地区、農林業を認めながら乱開発を防ぐ地区等を第3種特別地域とする。

a～c以外の特別地域で、主として農林業活動に供される地域を選定し、乱開発を防止しつつ風致の維持に努める。

e 指定湖沼

大路池については引き続き汚排水の規制を行うこととするが、1983年の噴火により消失した新湧地については指定を解除する。

(イ) 海中公園地区

サンゴ群落が発達する等、優れた海中景観を有し、魚類をはじめ海中動植物相が豊かな地区を選定し、海中及び陸上の景観の保護が一体的に図られるよう留意する。

(オ) 普通地域

陸域における普通地域は、集落地や景観的に特別地域の資質を失った地区とし、海域については、汀線より1km線界内とする。

陸域における普通地域は、集落地及び噴火によって埋没した集落の代替地、その他風致上特別地域の資質を失った地区とし、海域は汀線（東京湾中等潮位）1km線界内とする。

(2) 事業計画

1) 施設計画

ア. 利用施設計画

本地域における公園利用形態は、火山及び島しょ景観の展望、ハイキング、探勝及び夏季を中心とした海水浴、キャンプ、磯遊び等の海浜レクリエーション、サイクリング等が中心となっているので、これらに対応した施設を適正に配置することとする。

(2) 施設計画

ア. 利用施設計画

本地域における公園利用形態は、火山及び島しょ景観の展望、ハイキング、探勝及び夏季を中心とした海水浴、キャンプ、磯遊び等の海浜レクリエーション、サイクリング等が中心となっているので、これらに対応した施設を適正に配置することとする。

三宅島における主要な公園利用形態である火山及び島しょ景観の展望・探勝、海水浴、キャンプ、磯遊び等の海浜レクリエーション、サイクリング等に
対応した施設を適正に配置する。また、海中公園地区の新たな利用や昭和58
年の噴火により新たに生じた興味対象と利用動線の変化に対応するため、所
要の変更を行うとともに、位置のみが定められていた三宅島集団施設地区に
については、利用動態等から計画的な施設整備の必要性がないため、削除する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6 : 特別地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
東京都	大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	7,327 (国 0 公 272 私 7,055)	大島町 おかた さしきじ せんづ のまし はぶみなと もとまち 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	(7,395)
	利島村の一部	352 (国 0 公 113 私 239)	利島村の一部	(371)
	新島村の一部	2,180 (国 0 公 754 私 1,420 不明 5)	新島村の一部	(2,161)
	神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 神津島村の一部	1,677 (国 10 公 957 私 710)	神津島村内 国有林東京神奈川森林管理署 300 林班の一部 神津島村の一部	(1,693)
	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部 三宅村	4,730 (国 322 公 1,889 私 2,362)	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 301 林班及び 302 林班の各一部並びにこれらの地域の地先海岸、地先島しょ及び地先岩礁の全部	(4,739)

	雄山の全部並びに阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	不明 157	三宅村 雄山の全部並びに阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	
	御藏島村の一部	1,987 (国 1 公 1,628 私 299 不明 60)	御藏島村の一部	(1,907)
	<u>八丈町内</u> <u>国有林東京神奈川森林管理署 304 林班の一部</u> 八丈町 大賀郷、檍立、末吉、中之郷、 <u>八丈小島</u> 及び三根の各一部	5,549 (国 26 公 1,146 私 4,240 不明 137)	八丈町 大賀郷、檍立、末吉、中之郷及び三根の各一部	(5,481)
			変更部分面積合計	△34 (国 1 公 △3 私 △31)
			変更前特別地域面積	23,837 (23,747) (国 (790) 公 (11,015) 私 (11,942))
			変更後特別地域面積	23,803 (国 359 公 6,758 私 16,327 不明 359)

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。

変更後面積の不一致は四捨五入によるもの。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表7：特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第1種特別地域からの振替	雄山山頂	東京都三宅村 雄山の一部	平成12年の雄山山頂噴火により山頂の火口丘が陥没し、新たなカルデラが形成され、カルデラ壁、火山性荒原、噴気現象などの典型的な火山景観等、既存の特別保護地区（旧カルデラ）と一体的な景観を有していることから、特別保護地区に振り替える。	76 〔国 公 私〕 76
2	拡張	第2種特別地域からの振替	赤場暁・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	1 〔国 公 私〕 1
3	拡張	第2種特別地域からの振替	大路池	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（稜線）界<大路池からの見渡線>」となっているが、一部の稜線（見渡線）が不明瞭であるため、「等高線（250m）界」、「稜線（大路池からの見渡線）界」へ変更する）。	3 〔国 公 私〕 3
4	拡張	第1種特別地域からの振替	御蔵島南部	東京都御蔵島村 御蔵島村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（ピークと崖）界」となっているが、崖のどの地点を指すのか不明であるため、「見透線界（ピークと崖の東端）」へ変更する）。	1 〔国 公 私〕 1
5	削除	第2種特別地域への振替	大島三原山	東京都大島町 泉津の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（③地点と外輪山498.9mピーク）界」、「地形（稜線）界」となっているが、稜線が不明瞭であるため、「見透線界（③地点と、稜線と510m等高線の交点）」へ変更する）。	△7 〔国 公 私〕 △7
6	削除	第2種特別地域への振替	赤場暁・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	△1 〔国 公 私〕 △1

7	削除	第2種特別地域への振替	赤場曉・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」、「道路敷（除）界」となっているが、溶岩流及び道路が不明瞭であるため、「林小班界」へ変更する）。	△3 △3 〔国 公 私〕
8	削除	第2種特別地域への振替	赤場曉・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（稜線）界<大路池からの見渡線>」となっているが、一部の稜線（見渡線）が不明瞭であるため、「等高線（250m）界」へ変更する）。	△1 △1 〔国 公 私〕
9	—	凡例の修正	神津島天上 山	東京都神津島村 神津島村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「山裾界」へ変更する）。	—
10	—	凡例の修正	赤場曉・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	—
11	—	凡例の修正	赤場曉・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「等高線（10m）界」、「林小班界」へ変更する）。	—
12	—	凡例の修正	大路池	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（稜線）界<大路池からの見渡線>」となっているが、一部の稜線（見渡線）が不明瞭であるため、「等高線（250m）界」、「稜線（大路池からの見渡線）界」へ変更する）。	—
13	—	凡例の修正	御藏島南部	東京都御藏島村 御藏島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（谷線）界」となっているが、表現を統一するため、「沢界」へ変更する）。	—
14	—	凡例の修正	八丈富士火 口	東京都八丈町 大賀郷及び三根の各 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（西山稜線）界」となっているが、表現を統一するため、「稜線界」へ変更する）。	—

32	—	凡例の修正	赤場暁・ひ ょうたん 山・三七山	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森 林管理署 302 林班の 一部 東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、 「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、 「沢界」、「林小班界」へ変更する）。	—
					変更部分面積計	70 〔国 △4 公 80 私 △6〕
					変更前特別保護地区面積	2,433 (2,334) 〔国 (85) 公 (2,239) 私 (10)〕
					変更後特別保護地区面積	2,503 〔国 38 公 1,279 私 1,159 不明 27〕

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。
内訳と合計の不一致は四捨五入によるもの。

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
15	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の 一部 東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（岩礁・断崖）界」となっているが、定義が不明瞭であるため、「道路敷（除）界」、「崖上線界」、「林小班界」へ変更する）。	—
16	拡張	第2種特別地域 からの振替	御蔵島御山	東京都御蔵島村 御蔵島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（稜線分岐点より 800m 地点、稜線直交）界」となっているが、稜線分岐点が不明瞭であるため、「見透線界（標高 620m 地点で稜線に直交する線）」へ変更する）。	1 〔国 公 私〕 1
17	拡張	第2種特別地域 からの振替	八丈小島	東京都八丈町 八丈小島の一部	八丈島の西に位置する無人島で、大平山を中心として緩斜面から急斜面まで変化のある地形を有している。多種の鳥類が生息し、特にクロアシアホウドリをはじめとしてカラスバト、アカコッコ、ウチヤマセンニユウ等希少な鳥類の重要な繁殖地となっている。植生はタブノキ、ヤブニッケイ等の常緑広葉樹林、ガクアジサイ、オオバヤシャブシ等の低木林、メダケ等による草地に覆われている。移入種等による影響が少なく、伊豆諸島本来の特徴を表す動植物相を有していることから貴重性が高く、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。	229 〔国 公 私〕 229
1	削除	特別保護地区への振替	雄山山頂外縁	東京都三宅村 雄山の一部	平成 12 年の雄山山頂噴火により山頂の火口丘が陥没し、新たなカルデラが形成され、カルデラ壁、火山性荒原、噴気現象などの典型的な火山景観等、既存の特別保護地区（旧カルデラ）と一体的な景観を有していることから、特別保護地区に振り替える。	△76 〔国 公 私〕 △76

4	削除	特別保護地区への振替	御藏島御山	東京都御藏島村 御藏島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（ピークと崖）界」となっているが、崖のどの地点を指すのか不明であるため、「見透線界（ピークと崖の東端）」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 △1〕
18	削除	第2種特別地域への振替	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 不明 △1〕
19	削除	第2種特別地域への振替	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	△2 〔国 公 私 不明 △1 △1〕
20	削除	第2種特別地域への振替	赤場暁	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（沢の標高 50m 地点と橋の南東端）」へ変更する）。	△3 〔国 公 私 △1 △2〕
21	削除	特別地域の縮小	八丈島海食崖	東京都八丈町 末吉の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（磯と植生地）界」となっているが、磯と植生地が不明瞭であるため、「等高線（20m）界」へ変更する）。	△2 〔国 公 私 △2〕
22	—	凡例の修正	大島海食崖	東京都大島町 泉津の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（磯と植生地）界」となっているが、磯と植生地が不明瞭であるため、「沢界」、「地類界（磯と工作物）」へ変更する）。	—
23	—	凡例の修正	大島海食崖	東京都大島町 野増の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（磯と植生地）界」となっているが、磯の一部に工作物が設置されているため、「工作物界（護岸等）」、「崖上線界」へ変更する）。	—
24	—	凡例の修正	大島海食崖	東京都大島町 泉津の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（崖上と砂浜）界」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	—

25	—	凡例の修正	大島海食崖	東京都大島町 泉津の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線界（崖と浜）」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「見透線界（浜の北端から真西）」へ変更する）。	—
26	—	凡例の修正	大島海食崖	東京都大島町 差木地の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「岬（含）界」となっているが、表現を統一するため、「地形（岬）界」へ変更する）。	—
27	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（崖下線）界」となっているが、崖が不明瞭であるため、「見透線界（防波堤（除）延長）」へ変更する）。	—
28	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	—
29	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	—
30	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路（除）界」、「地類（岩礁）界<アノウ崎を含む>」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「見透線界（歩道入口とアノウ崎付根南端）」へ変更する）。	—
31	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森 林管理署 302 林班の 一部 東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」、「見透線界（汀線延長）」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「崖上線界」、「林小班界」へ変更する）。	—
33	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森 林管理署 302 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「稜 線界」、「林小班界」へ変更する）。	—

				東京都三宅村 坪田の一部		
34	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地形(岩礁・断崖)界」となっているが、岩礁・断崖が不明瞭であるため、「崖上線界」へ変更する)。	—
35	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「工作物(防波堤)界」となっているが、防波堤の終点が不明瞭であるため、「見透線界(防波堤(除)延長)」へ変更する)。	—
36	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 国有林東京神奈川森 林管理署 301 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地類(岩礁)界」、「地形(断崖肩)界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「崖上線界」、「林小班界」へ変更する)。	—
37	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 国有林東京神奈川森 林管理署 301 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地類(岩礁)界 林小班界」、「地類(岩礁)界」となっているが、定義が不明瞭であるため、「林小班界」、「地類界(溶岩)」へ変更する)。	—
38	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 国有林東京神奈川森 林管理署 301 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「見透線界(歩道延長)」となっているが、歩道が不明瞭であるため、「見透線界(歩道終点と防波堤南西端)」へ変更する)。	—
39	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 国有林東京神奈川森 林管理署 301 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「地類(溶岩流)界」、「地類(岩礁)界」となっているが、定義が不明瞭であるため、「地類界(溶岩流北側)」、「地類界(溶岩)」へ変更する)。	—
40	—	凡例の修正	御蔵島御山	東京都御蔵島村 御蔵島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、「見通線界(稜線分岐点より延長100m地点で稜線延長と直交)」となっているが、どの方向の地点を指すか不明であり、また稜線延長が定められないため、「見透線界(稜線分岐点より西側に伸びる稜線に沿って100mの地点を通り、南北に延びる直線)」へ変更する)。	—

41	—	凡例の修正	御藏島御山	東京都御藏島村 御藏島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（沢、稜線より300m地点と沢、稜線より500m地点）界」となっているが、見通線の定義が不明瞭であるため、「等高線（710m）界」へ変更する）。	—
42	—	凡例の修正	八丈島海食崖	東京都八丈町 大賀郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（入江と三叉路）界」となっているが、三叉路のどの地点を指すか不明であるため、「見透線界（入江と三叉路中心）」へ変更する）。	—
43	—	凡例の修正	八丈三原山山頂	東京都八丈町 三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（ロラン局と山地）界」となっているが、定義が不明瞭であるため、「稜線界」、「道路敷（除）界」へ変更する）。	—
44	—	凡例の修正	八丈島海食崖	東京都八丈町 樅立の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「汀線界」、「地類（磯と工作物）界」となっているが、一部の磯が不明瞭であるため、「地類界（磯とプール外壁）」、「見透線界（プール北端と擁壁西端）」、「工作物界（擁壁下）」へ変更する）。	—
45	—	凡例の修正	八丈島海食崖	東京都八丈町 樅立の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（磯と工作物）界」、「汀線界」となっているが、一部の磯が不明瞭であるため、「工作物界（擁壁下）」へ変更する）。	—
46	—	凡例の修正	八丈島海食崖	東京都八丈町 中之郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「漁港陸域界」となっているが、漁港が存在しないため、「汀線（最高高潮位）界」へ変更する）。	—
47	—	凡例の修正	八丈島海食崖	東京都八丈町 末吉の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（磯と植生地）界」、「漁港陸域界」となっているが、植生地及び漁港陸域が不明瞭であるため、「等高線（20m）界」、「工作物（含）界」、「地類界（磯と工作物）」へ変更する）。	—
93	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線界（稜線延長）」とになっているが、国有林の小班界と整合をとるため、「林小班界」へ変更する）。	—

	変更部分面積計	143 (国 △1) (公 △78) (私 223) (不明 △1)
	変更前第1種特別地域面積	2,211 (2,073) (国 (453)) (公(1,433)) (私 (187))
	変更後第1種特別地域面積	2,354 (国 113) (公 1,082) (私 982) (不明 176)

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。

内訳と合計の不一致は四捨五入によるもの。

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
5	拡張	特別保護地区からの振替	大島三原山東部	東京都大島町泉津の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（③地点と外輪山498.9mピーグ）界」、「地形（稜線）界」となっているが、稜線が不明瞭であるため、「見透線界（③地点と、稜線と510m等高線の交点）」へ変更する）。	7 〔国 公 私 7〕
6	拡張	特別保護地区からの振替	海岸部	東京都三宅村神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	1 〔国 公 私 1〕
7	拡張	特別保護地区からの振替	赤場暁・ひようたん山・三七山	東京都三宅村坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」、「道路敷（除）界」となっているが、溶岩流及び道路が不明瞭であるため、「沢界」、「等高線（10m）界」へ変更する）。	3 〔国 公 私 3〕
8	拡張	特別保護地区からの振替	赤場暁・ひようたん山・三七山	東京都三宅村坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（稜線）界<大路池からの見渡線>」となっているが、一部の稜線（見渡線）が不明瞭であるため、「等高線（250m）界」へ変更する）。	1 〔国 公 私 1〕
18	拡張	第1種特別地域からの振替	三宅島海食崖（島内一円）	東京都三宅村伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	1 〔国 公 私 不明 1〕
19	拡張	第1種特別地域からの振替	三宅島海食崖（島内一円）	東京都三宅村伊豆の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（岩礁）界」となっているが、岩礁が不明瞭であるため、「地類界（磯と植生地及び荒原）」へ変更する）。	2 〔国 公 私 不明 1〕

20	拡張	第1種特別地域からの振替	赤場暁	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（沢の標高50m地点と橋の南東端）」へ変更する）。	3 〔国 公 私 1 2〕
48	拡張	特別地域の拡張	三宅島海岸部	東京都三宅村 神着の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」、「工作物（水路）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（水路と断崖肩の交点と交通公園北西端）」、「地類界（磯と交通公園）」「工作物界」へ変更する）。	1 〔国 公 私 1〕
49	拡張	第3種特別地域からの振替	雄山山腹	東京都三宅村 雄山の一部	スダジイやヤブツバキを中心とした照葉樹林の中に一部スギの人工林があり、林床はフウトウカズラやティカカズラが優占する地区である。平成12年の雄山山頂噴火の被害を受けずに残存している貴重な照葉樹林であり、アカコッコやイイジマムシクイ等の希少な鳥類も生息している。隣接する地域と一体として風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。また、公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（村民）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「道路敷（除）界」へ変更する）。	8 〔国 公 私 8〕
50	拡張	第3種特別地域からの振替	雄山山腹	東京都三宅村 雄山の一部	スダジイやヤブツバキを中心とした照葉樹林の中に一部スギの人工林があり、林床はフウトウカズラやティカカズラが優占する地区である。平成12年の雄山山頂噴火の被害を受けずに残存している貴重な照葉樹林であり、アカコッコやイイジマムシクイ等の希少な鳥類も生息している。隣接する地域と一体として風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。また、公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（都行造林地）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「土地所有別界」及び「道路敷（除）界」へ変更する）。	43 〔国 公 私 43〕

2	削除	特別保護地区への振替	赤場暁・ひょうたん山・三七山	東京都三宅村坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（溶岩流）界」となっているが、溶岩流が不明瞭であるため、「沢界」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 △1〕
3	削除	特別保護地区への振替	大路池	東京都三宅村坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（稜線）界<大路池からの見渡線>」となっているが、一部の稜線（見渡線）が不明瞭であるため、「等高線（250m）界」、「稜線（大路池からの見渡線）界」へ変更する）。	△3 〔国 公 私 △3〕
16	削除	第1種特別地域への振替	御蔵島御山中腹東部	東京都御蔵島村御蔵島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（稜線分岐点より800m地点、稜線直交）界」となっているが、稜線分岐点が不明瞭であるため、「見透線界（標高620m地点で稜線に直交する線）」へ変更する）。	△1 〔国 公 私 △1〕
17	削除	第1種特別地域への振替	八丈小島	東京都八丈町八丈小島の一部	八丈島の西に位置する無人島で、大平山を中心として緩斜面から急斜面まで変化のある地形を有している。多種の鳥類が生息し、特にクロアシアホウドリをはじめとしてカラスバト、アカコッコ、ウチヤマセンニュウ等希少な鳥類の重要な繁殖地となっている。植生はタブノキ、ヤブニッケイ等の常緑広葉樹林、ガクアジサイ、オオバヤシャブン等の低木林、メダケ等による草地に覆われている。移入種等による影響が少なく、伊豆諸島本来の特徴を表す動植物相を有していることから貴重性が高く、優れた風致を厳正に保護するため、第1種特別地域に振り替える。	△229 〔国 公 私 △229〕
51	削除	特別地域の縮小	集落東部	東京都利島村利島の一部	世帯数の増加により宅地化が進んでおり、風致及び土地利用の実態等の整合の観点から普通地域へ振り替える。	△7 〔国 公 私 △2 △5〕
52	削除	第3種特別地域への振替	雄山山腹	東京都三宅村雄山の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（都行造林地）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「土地所有別界」へ変更する）。	△7 〔国 公 私 △6〕

53	削除	特別地域の縮小	三宅島海岸部	東京都三宅村 阿古の一部	平成 12 年の雄山山頂噴火後、防災の観点から住宅移転が進められており、風致及び土地利用の実態等の整合の観点から普通地域へ振り替える。	△3 〔国 公 私〕 △2 △1
54	削除	特別地域の縮小	三宅島海岸部	東京都三宅村 阿古の一部	平成 12 年の雄山山頂噴火後、防災の観点から住宅移転が進められており、風致及び土地利用の実態等の整合の観点から普通地域へ振り替える。	△16 〔国 公 私〕 △1 △15
55	—	凡例の修正	新島北部	東京都新島村 若郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（新島山 214.6m ピークと①）界」となっているが、新島山 214.6m ピークが不明瞭なため、「見透線界（220m ピークと①（小道北端））」へ変更する）。	—
56	—	凡例の修正	新島間々下浦	東京都新島村 本村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（沢）界」となっているが、沢が不明瞭であるため、「道路中心線から 200m 線界」へ変更する）。	—
57	—	凡例の修正	神津島天上山 山裾松山鼻	東京都神津島村 神津島村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（耕作地と樹林地）界」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「地類界（樹林地とその他）」へ変更する）。	—
94	削除	特別地域の縮小	三宅島海岸部	東京都三宅村 阿古の一部	平成 12 年の雄山山頂噴火後、防災の観点から住宅移転が進められており、風致及び土地利用の実態等の整合の観点から普通地域へ振り替える。	△1 〔国 公 民〕 △1 △1
95	—	凡例の修正	三宅島海食崖 (島内一円)	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森 林管理署 302 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「工作物（護岸）界」となっているが、国有林の小班界と整合をとるため、「林小班界」へ変更する）。	—
96	—	凡例の修正	三宅島海岸部	東京都三宅村内 国有林東京神奈川森 林管理署 301 林班の 一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線界（道路の変化点と道路の交点）」、「道路敷（除）界」となっているが、国有林の小班界と整合をとるため、「林小班界」へ変更する）。	—

	変更部分面積計	△198 国 4 公 46 私 △249 不明 1
	変更前第2種特別地域面積	5,127 (5,045) 国 (65) 公 (3,381) 私 (1,599)
	変更後第2種特別地域面積	4,929 国 84 公 1,938 私 2,825 不明 81

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。
内訳と合計の不一致は四捨五入によるもの。

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 10 : 第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
52	拡張	第2種特別地域からの振替	雄山山麓	東京都三宅村 雄山の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（都行造林地）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「土地所有別界」へ変更する）。	7 〔国 公 私 7〕
58	拡張	特別地域の拡張	雄山山麓	東京都三宅村 坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、一部の道路が不明瞭であるため、「道路敷（除）界」、「道路（三宅循環線道路）中心線から400m線界」へ変更する）。	4 〔国 公 私 2 1〕
59	拡張	特別地域の拡張	裏見ヶ滝	東京都八丈町 中之郷の一部	三原山から流れる三原川の下流に位置し、ヘゴ、ナンゴクホウビシダ、アマクサシダ、ハチジョウカナワラビ等のシダ類が群生し亜熱帯的な景観を呈している。また、これらの植生に囲まれた裏見ヶ滝は、三原川の落水を裏側から見ることが出来る滝として景勝地となっている。周辺には遊歩道が整備されており、自然探勝の場として利用されていることから、隣接する地域と一体として風致の維持を図るために、第3種特別地域に指定する。	3 〔国 公 私 3〕
49	削除	第2種特別地域への振替	雄山山麓	東京都三宅村 雄山の一部	スダジイやヤブツバキを中心とした照葉樹林の中に一部スギの人工林があり、林床はフウトウカズラやティカカズラが優占する地区である。平成12年の雄山山頂噴火の被害を受けずに残存している貴重な照葉樹林であり、アカコッコやイイジマムシクイ等の希少な鳥類も生息している。隣接する地域と一体として風致の維持を図るために、第2種特別地域に振り替える。また、公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（村民）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「道路敷（除）界」へ変更する）。	△8 〔国 公 私 △8〕

50	削除	第2種特別地域への振替	雄山山麓	東京都三宅村 雄山の一部	スタジイやヤブツバキを中心とした照葉樹林の中に一部スギの人工林があり、林床はフウトウカズラやティカカズラが優占する地区である。平成12年の雄山山頂噴火の被害を受けずに残存している貴重な照葉樹林であり、アカコッコやイイジマムシクイ等の希少な鳥類も生息している。隣接する地域と一体として風致の維持を図るため、第2種特別地域に振り替える。また、公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「所有別界（都行造林地）」となっているが、現在の土地所有境界線と一致しないため、公園計画図を修正し、凡例を「土地所有別界」及び「道路敷（除）界」へ変更する）。	△43 〔国 公 私〕 △43
60	削除	特別地域の縮小	大島町メモリアル公園計画地	東京都大島町 元町の一部	平成25年に発生した台風26号の影響による土砂災害で壊滅的な被害を受け、大部分の植生と家屋等の工作物が流失した地区であり、都市計画公園として、復興を祈念するメモリアル公園の整備が進められている。都市計画公園区域について、風致及び土地利用の実態等の整合の観点から区域線の明確化を図る必要があるため、普通地域に振り替える。	△7 〔国 公 私〕 △7
61	削除	特別地域の縮小	大島三原山山麓	東京都大島町 差木地及び野増の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する。（現状、「100m線と道路の交点どおしを結ぶ線界」となっているが、100m線と道路の交点がどの地点を指すか不明であるため、「見透線界（道路中心線から100m線の延長線と道路の交点と、道路中心線から100m線と道路の交点）」へ変更する。）	△1 〔国 公 私〕 △1
62	—	凡例の修正	大島海岸部	東京都大島町 岡田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（崖と防波堤）界」となっているが、崖と防波堤のどの地点を指すのか不明であるため、「見透線界（防波堤東側延長）」へ変更する）。	—
63	—	凡例の修正	大島三原山山麓	東京都大島町 元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見透線（⑭—⑫から150mの延長）界」となっているが、見透線の定義が不明瞭であるため、「公園区域線（⑭—⑬—⑫）から150m線界」へ変更する）。	—

64	—	凡例の修正	大島三原山山麓	東京都大島町元町の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（砂浜と植生地）界」となっているが、一部に工作物が設置されているため、「地類界（砂浜と工作物）」、「見透線界（磯の南側付根から擁壁に直交）」へ変更する）。	—
65	—	凡例の修正	大島三原山山麓	東京都大島町野増の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する。（現状、「100m線と道路の交点どおしを結ぶ線界」となっているが、100m線と道路の交点がどの地点を指すか不明であるため、「見透線界（道路中心線から100m線の延長線と道路の交点と、道路中心線から100m線と道路の交点）」へ変更する。）	—
66	—	凡例の修正	新島宮津塚山南部	東京都新島村本村の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（耕作地と樹林）界」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「等高線（70m）界」、「道路中心線から120m線界」へ変更する）。	—
67	—	凡例の修正	神津島南部	東京都神津島村神津島の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類（耕作地と樹林地）界」、「地形（沢）界」となっているが、耕作地が既になく、沢が埋設され消失しているため、「地類界（樹林地とその他）」、「道路敷（除）界」へ変更する）。	—
68	—	凡例の修正	雄山山麓	東京都三宅村坪田の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路（三宅島循環線道路）中心線から300m線界」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「道路（三宅島循環線道路）中心線から400m線界」へ変更する）。	—
69	—	凡例の修正	雄山山麓	東京都三宅村阿古の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地形（傾斜変換線）界」、「道路敷（除）界」となっているが、傾斜変換線及び道路が不明瞭であるため、「等高線（80m）界」へ変更する）。	—
70	—	凡例の修正	八丈富士山麓	東京都八丈町大賀郷及び三根の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「見通線（道路と三角地）界」、「見通線（三角地と交叉点）界」、「道路敷（除）界」となっているが、三角地が指す地点及び一部の道路が不明瞭であるため、「見透線界（道路と三叉路中心）」、「見透線界（三叉路中心と交差点中心）」、「見透線界（道路終点と道路曲がり角）」へ変更する）。	—

71	—	凡例の修正	八丈三原山山麓	東京都八丈町三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（④地点（道路入口）から南東）」へ変更する）。	—
72	—	凡例の修正	八丈三原山山麓	東京都八丈町三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「道路敷（除）界」となっているが、道路が不明瞭であるため、「見透線界（⑦道路終点（神社入口）から東北東）」へ変更する）。	—
73	—	凡例の修正	八丈三原山山麓	東京都八丈町三根の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類界（耕作地と森林）」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「等高線（70m）界」、「道路敷（除）界」へ変更する）。	—
74	—	凡例の修正	八丈三原山山麓	東京都八丈町大賀郷の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、「地類界（耕作地と森林）」となっているが、耕作地が不明瞭であるため、「等高線（80m）界」へ変更する）。	—
変更部分面積計					△48 〔国 2 公 △51 私 1〕	
変更前第3種特別地域面積					14,065 (14,295) 〔国 (187) 公 (3,962) 私 (10,146)〕	
変更後第3種特別地域面積					14,017 〔国 123 公 2,460 私 11,360 不明 74〕	

注) 数値は、区域の精査後にGISソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。

内訳と合計の不一致は四捨五入による。

イ 海域公園地区

次の海域公園地区を追加する。

(表 11 : 海域公園地区追加表)

番号	名称	位置	地区の概要	面積 (ha)
75	野田浜－ケイカイ	東京都大島町 岡田地先海面	大小のアーチ状の溶岩がみられる特異な海底地形を有しており、それらの周囲でみられるイサキの大群等の豊富な魚類と相まって優れた海中景観を形成している。ケイカイは溶岩が山脈のように入り組んだ複雑な海底景観を有しており、夏から秋にかけてはシュモクザメの群れもみられる。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	31.6
76	秋の浜	東京都大島町 岡田及び泉津地先海面	沿岸性魚類の多様性が著しく高く、ソフトコーラルなどもみられる優れた海中景観を形成している。ダイダイヨウジ、シロオビハナダイ、ホタテエソといった希少な魚類やオキノスジエビ等の深海系の生物の生息もみられる。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	28.8
77	王の浜	東京都大島町 野増地先海面	柱状節理や溶岩樹形等の溶岩景観に加え、V字型の溶岩の上部にテーブルサンゴが群生しており、優れた海中景観を形成している。アオウミガメや季節来遊漁も多くみられ、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	18.5
78	トウシキ	東京都大島町	サンゴ群集が発達した優れた海中景観を有しており、西側の海底では溶岩による柱状節理もみられる。また、岩礁や海食崖と海域が一体となった、ダイナミックで荒々しい特有の海上景観を形成している。海水浴やダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	24.0
79	泊海岸～神引湾	東京都新島村 式根島地先海面	海岸線の入り込みが大きく変化に富んだ地形とクロマツ等の海浜植生で構成される海岸景観が、海水の透明度が高い海域と一体となって優れた海上景観を形成し、特に神引展望台からの眺めは秀逸である。海底にはフタエモク、アントクメ等の海藻類やサンゴが群生し、タカベやキンギョハナダイ等の魚類の群遊がみられる優れた海中景観を有している。また、海水浴やダイビング、カヤック等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	42.5

80	御釜湾	東京都新島村 式根島地先海面	海底から温泉が湧き出す特異な自然現象がみられることに加え、アオウミガメが多く生息する優れた海中景観を有する。また、ダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	20.9
81	赤崎一長浜作根	東京都神津島村 神津島地先海面	テーブルサンゴがみられ、チョウチョウウオやウミウシ等多様な生物が生息している赤崎をはじめ、流紋岩質の真っ白な砂地が広がりハマフエキダイ等がみられる名組湾、岩が立ち並ぶ複雑な地形の海底にタカベやイサキ、テングダイ等の群れがみられる長浜作根まで広がる海域で、海水浴やダイビング等のレクリエーションの場としても重要である。よって、海域公園地区に指定し、保護及び適正な利用を図る。	48.7

ウ 関連事項

(ア) 普通地域

普通地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 12 : 普通地域変更表)

都道府県名	変更後		変更前								
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)							
東京都	大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	1,405 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>国</td><td>11</td></tr><tr><td>公</td><td>31</td></tr><tr><td>私</td><td>1,364</td></tr></table>	国	11	公	31	私	1,364	大島町 岡田、差木地、泉津、野増、波浮港及び元町の各一部	(1,452)	
国	11										
公	31										
私	1,364										
利島村の一部	43 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>13</td></tr><tr><td>私</td><td>30</td></tr></table>	国	0	公	13	私	30	利島村の一部	(34)		
国	0										
公	13										
私	30										
新島村の一部	451 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>79</td></tr><tr><td>私</td><td>371</td></tr></table>	国	0	公	79	私	371	新島村の一部	(475)		
国	0										
公	79										
私	371										
神津島村の一部	124 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>国</td><td>1</td></tr><tr><td>公</td><td>22</td></tr><tr><td>私</td><td>101</td></tr></table>	国	1	公	22	私	101	神津島村の一部	(102)		
国	1										
公	22										
私	101										
三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部 三宅村 阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	485 37 105 313 不明 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>国</td><td>485</td></tr><tr><td>公</td><td>37</td></tr><tr><td>私</td><td>105</td></tr><tr><td>不明</td><td>313</td></tr></table>	国	485	公	37	私	105	不明	313	三宅村内 国有林東京神奈川森林管理署 302 林班の一部 三宅村 阿古、伊ヶ谷、伊豆、神着及び坪田の各一部	(444)
国	485										
公	37										
私	105										
不明	313										
御藏島村の一部	49	御藏島村の一部	(46)								

		<table border="1"> <tr><td>国</td><td>1</td></tr> <tr><td>公</td><td>17</td></tr> <tr><td>私</td><td>28</td></tr> <tr><td>不明</td><td>3</td></tr> </table>	国	1	公	17	私	28	不明	3		
国	1											
公	17											
私	28											
不明	3											
八丈町 大賀郷、檍立、末吉、中之郷及び三根の各一部	1, 145	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>38</td></tr> <tr><td>公</td><td>57</td></tr> <tr><td>私</td><td>1, 050</td></tr> </table>	国	38	公	57	私	1, 050	八丈町 おおかごう　かしたて　すえよし　なかのごう　みつね 大賀郷、檍立、末吉、中之郷及び三根の各一部	(1, 199)		
国	38											
公	57											
私	1, 050											
			変更部分面積合計 (陸域)	39 (△1)								
			変更前普通地域面積 (陸域)	(3, 752) (国 (88) 公 (511) 私 (3, 153))								
			変更後普通地域面積 (陸域)	3, 702 (国 88 公 324 私 3, 257 不明 33))								
			変更前普通地域面積 (海域)	(23, 300)								
			変更後普通地域面積 (海域)	39, 177								

注) 数値は、区域の精査後に GIS ソフトを用いて算出した値である。ただし、括弧内に示す数値は、現行の公園計画書上に記載の値である。

内訳と合計の不一致は四捨五入による。

エ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表13: 地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位: 面積ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)			
地種区分		特別保護地区				第1種				第2種				第3種													
土地所有別		国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明						
東京都	土地所有別面積	38	1,279	1,159	27	113	1,082	982	176	84	1,938	2,825	81	123	2,460	11,360	74	88	324	3,257	33	447	7,082	19,584	392		
	地種区分面積 (比率)	2,503 (9.1)				2,354 (8.6)				4,929 (17.9)				14,017 (51.0)													
	地域地区別面積 (比率)					21,300 (77.4)												3,702 (13.5)				27,505 (100)		270.2 (0.7)	39,177 (99.3)	39,447 (100)	
	地域別面積 (比率)	23,803 (86.5)																									

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域全体の数値を示している。

内訳と合計の不一致は四捨五入による。

(表14: 地域地区別市町村別面積総括表)

(単位: 面積ha)

地域地区		現行					変更後								増減				陸域		海域		
		市町村名	特別地域				普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	(51.6)	(23,300)	(23,351.6)	特別地域		普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)		
			特保	第1種	第2種	第3種									特保	第1種	第2種	第3種	小計				
東京都	大島町	(1,082)	(589)	(1,798)	(3,926)	(7,395)	(1,452)	(8,847)	(51.6)	(23,300)	(23,351.6)	1,085	564	1,821	3,857	7,327	1,405	8,732	270.2	39,177	39,447	6	16,096
	利島村	(105)	(25)	(241)	(0)	(371)	(34)	(405)				75	27	251	0	352	43	395					
	新島村	(174)	(132)	(668)	(1,187)	(2,161)	(475)	(2,636)				185	140	699	1,156	2,180	451	2,631					
	神津島村	(240)	(244)	(213)	(996)	(1,693)	(102)	(1,795)				250	281	176	970	1,677	124	1,801					
	三宅村	(371)	(560)	(1,288)	(2,520)	(4,739)	(444)	(5,183)				421	369	1,425	2,515	4,730	485	5,214					
	御藏島村	(342)	(182)	(361)	(1,022)	(1,907)	(46)	(1,953)				468	192	348	979	1,987	49	2,036					
	八丈町	(20)	(341)	(476)	(4,644)	(5,481)	(1,199)	(6,680)				19	782	210	4,539	5,549	1,145	6,695					
	合 計	(2,334)	(2,073)	(5,045)	(14,295)	(23,747)	(3,752)	(27,499)				2,503	2,354	4,929	14,017	23,803	3,702	27,505					

括弧書きで記載した現行の公園区域の面積は、変更前の公園計画書に記載された数値である

※海域は国の所有に属する公有水面であり、県別に面積を表示することはできないため、富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域全体の数値を示している。

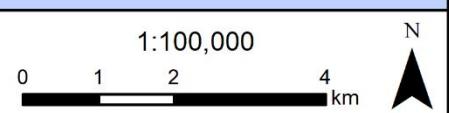
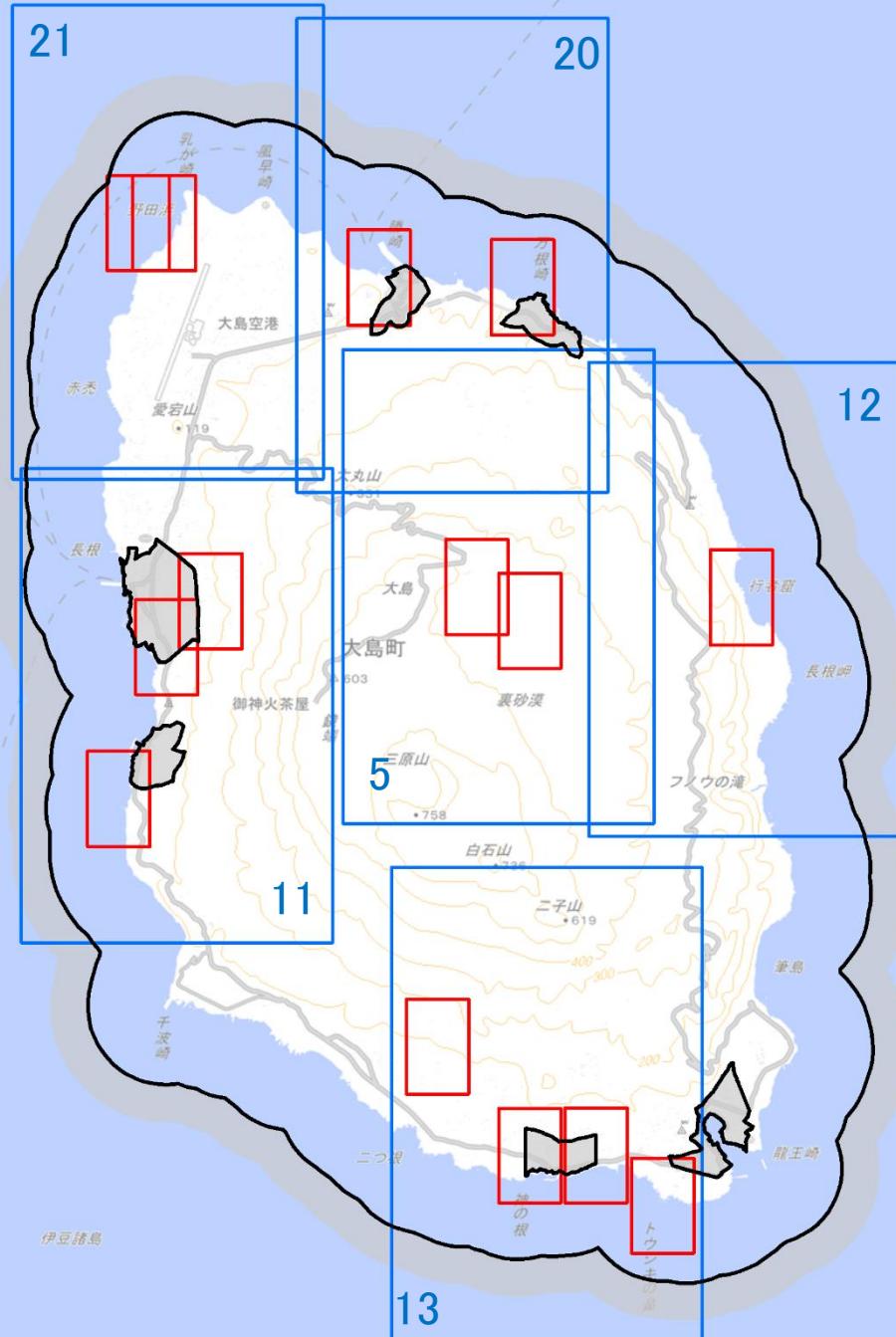
内訳と合計の不一致は四捨五入による。

保護規制計画変更図位置図 大島

相模灘

凡例

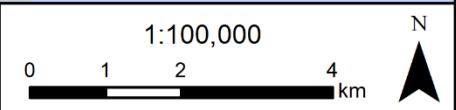
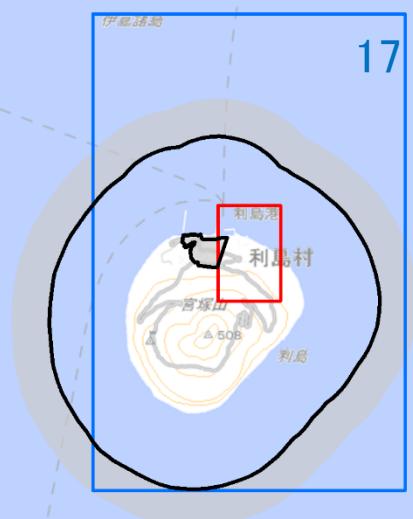
- 保護規制計画変更図(1:25,000)
- 拡大図(1:5,000)



保護規制計画変更図位置図 利島

凡例

- 保護規制計画変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)



保護規制計画変更図位置図 新島・式根島

凡例

- 保護規制計画変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)

伊豆諸島

地内島

新島

新島港

黒根

間人

浦

羽伏浦

新島空港

新島

新島

新島

22

新島村

式根島

18

19

1:100,000

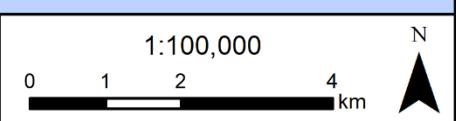
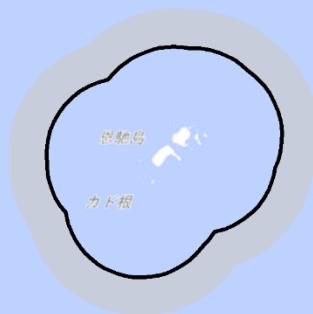
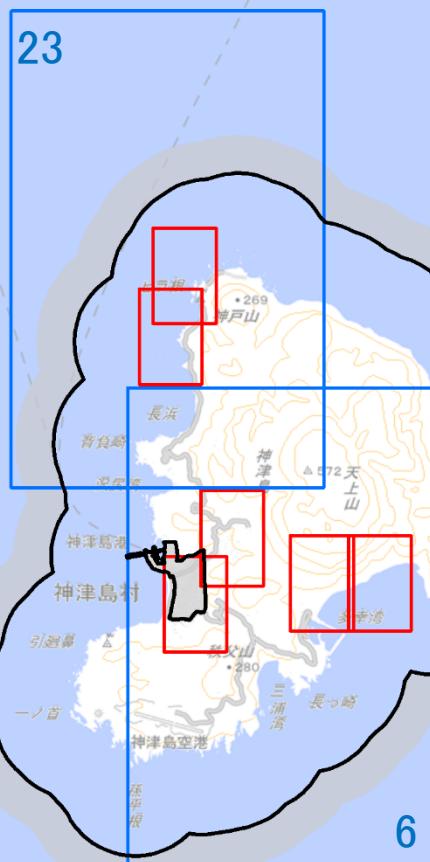
0 1 2 4 km

N

保護規制計画変更図位置図 神津島

凡例

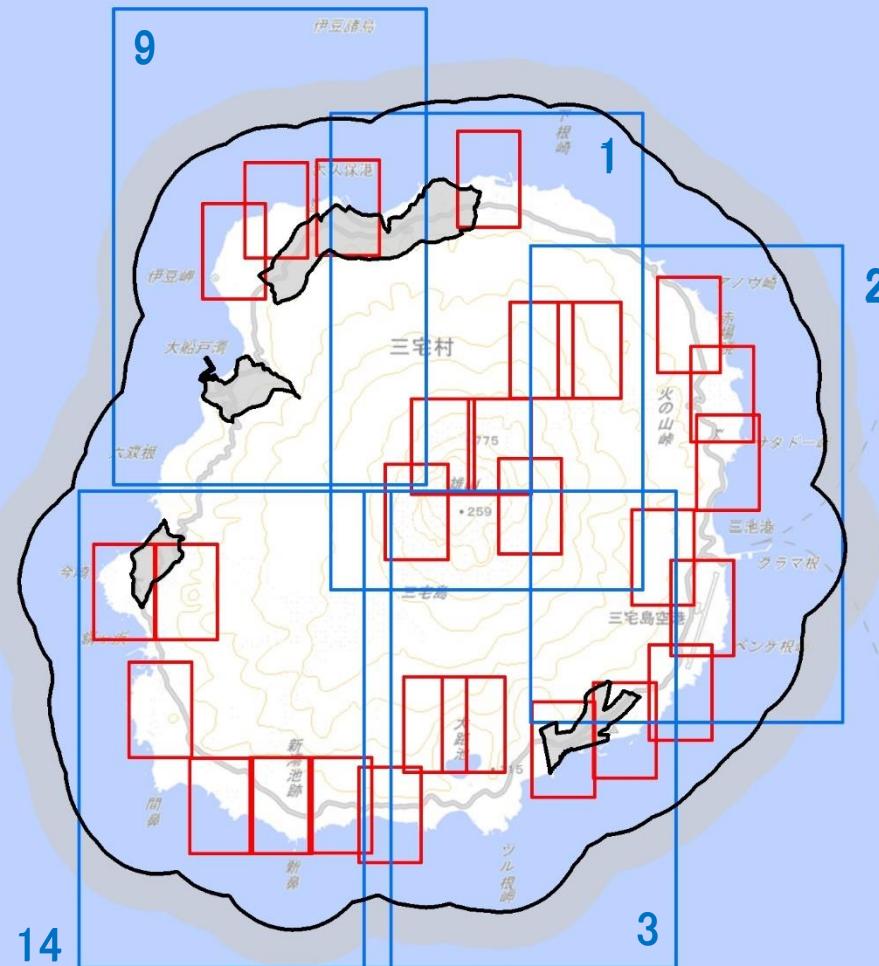
- 保護規制計画変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)



保護規制計画変更図位置図 三宅島

凡例

- 保護規制計画変更図(1:25,000)
□ 拡大図(1:5,000及び1:2,500)



1:100,000

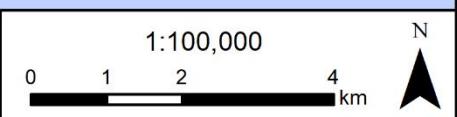
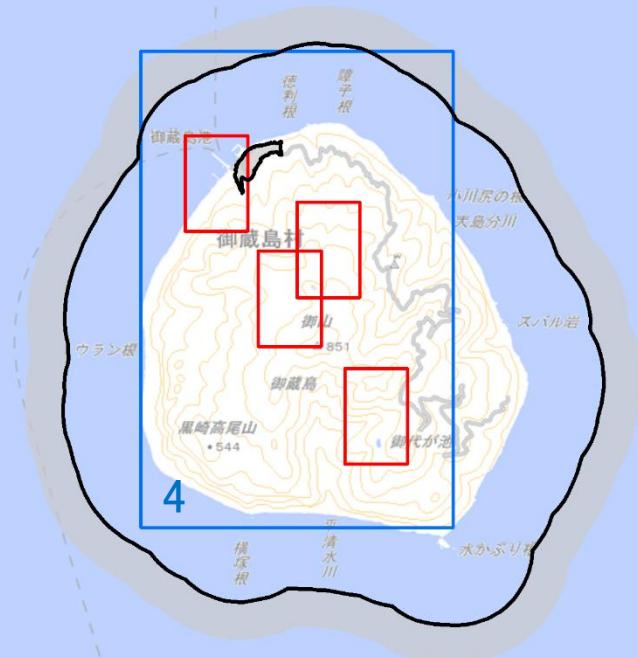
0 1 2 4 km

N

保護規制計画変更図位置図 御蔵島

凡例

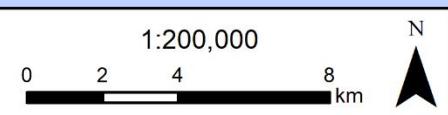
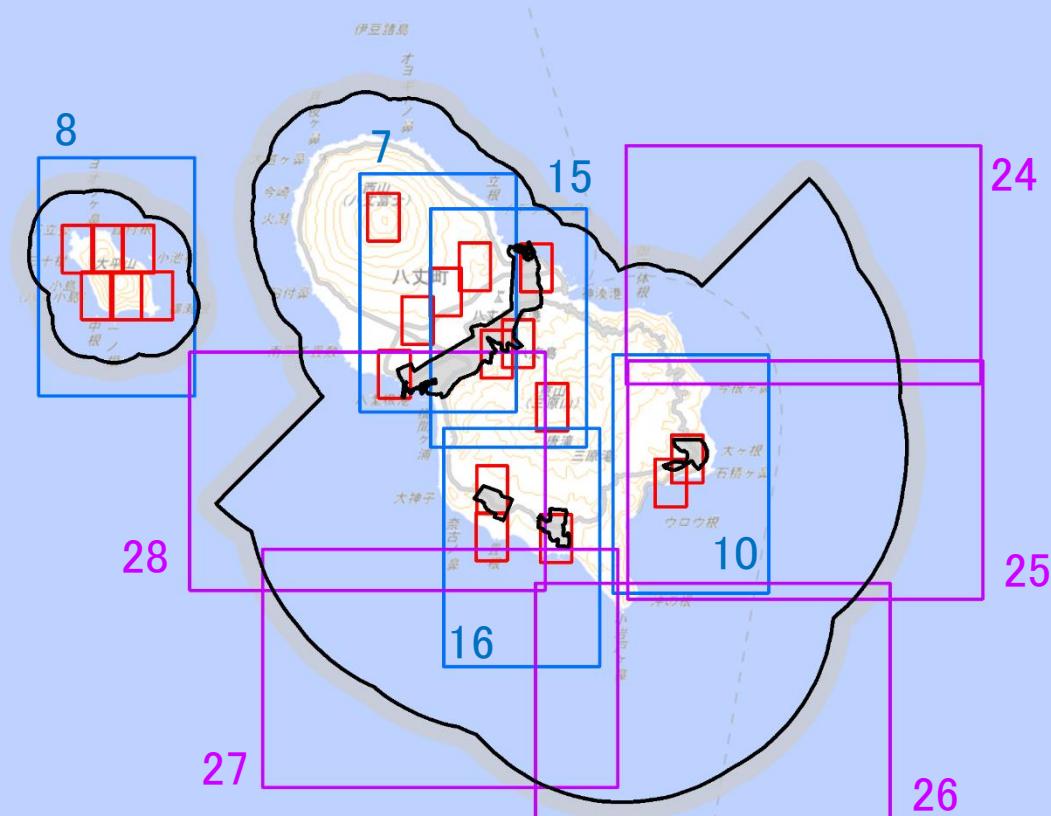
- 保護規制計画変更図(1:25,000) (青い枠)
- 拡大図(1:5,000) (赤い枠)



保護規制計画変更図位置図 八丈島

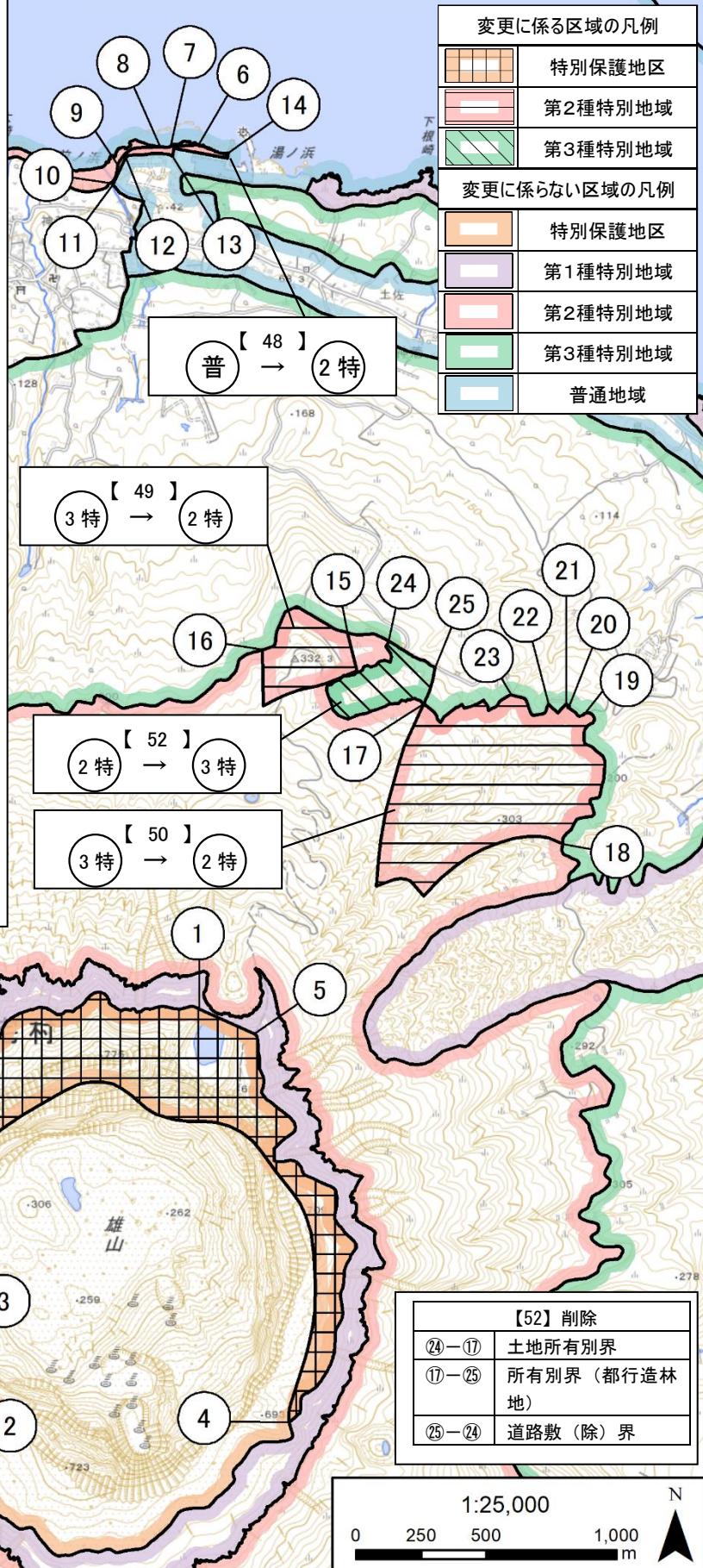
凡例

- 保護規制計画変更図(1:25,000)A4
- 保護規制計画変更図(1:25,000)A3
- 拡大図(1:5,000)

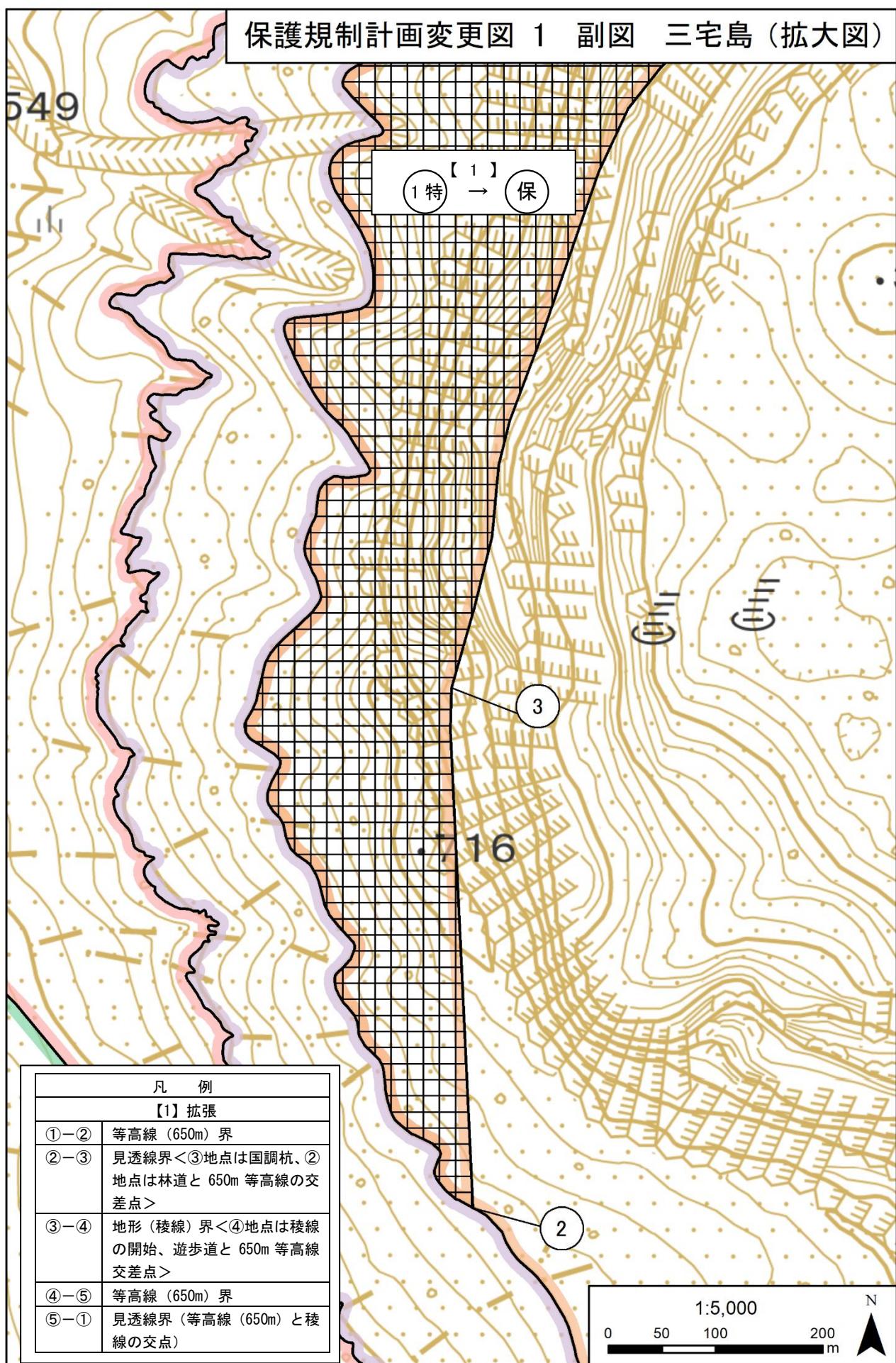


保護規制計画変更図 1 三宅島

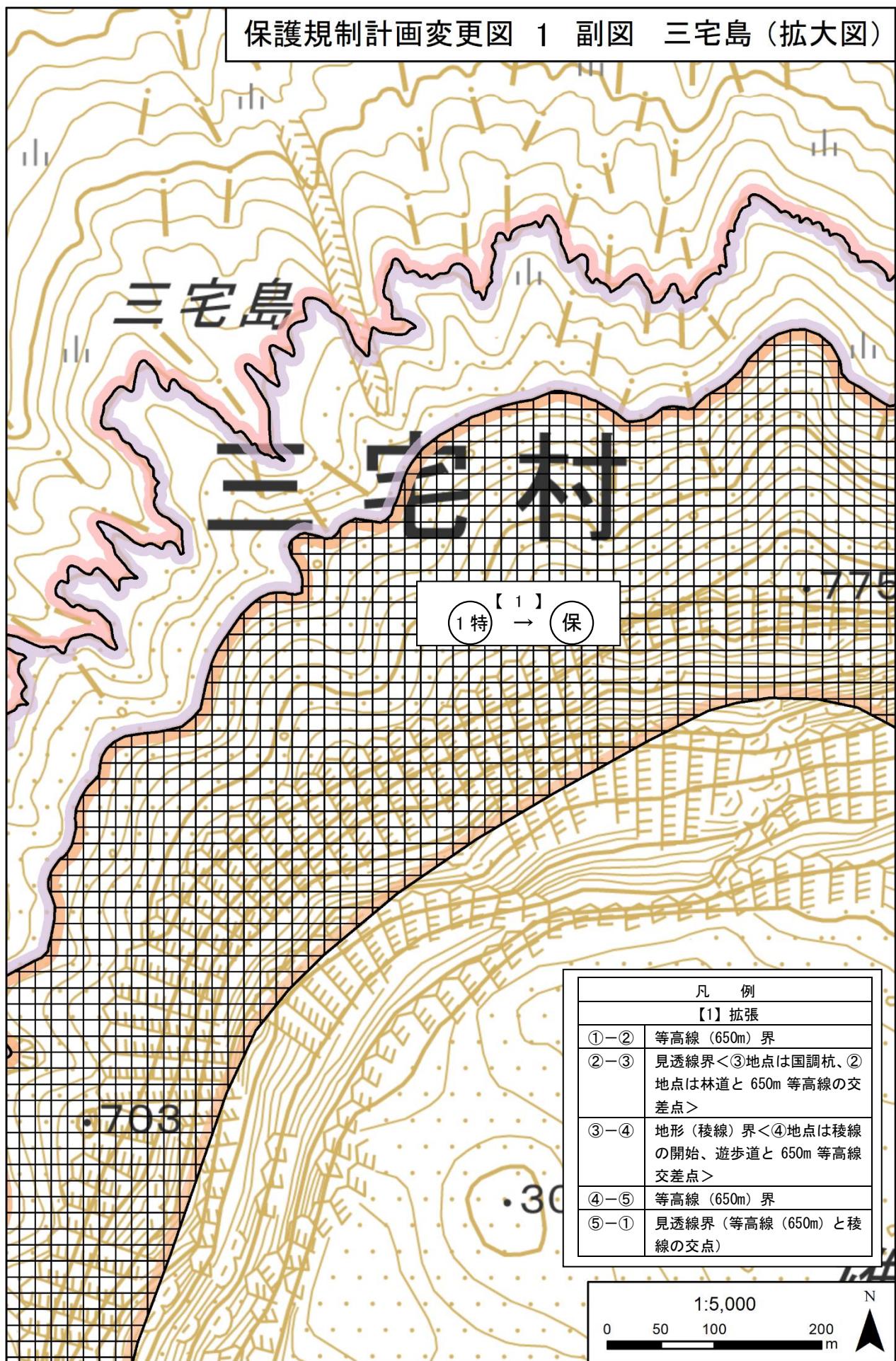
凡 例	
【1】拡張	
①-②	等高線 (650m) 界
②-③	見透線界 < ③地点は国調杭、②地点は林道と 650m 等高線の交差点>
③-④	地形 (稜線) 界 < ④地点は稜線の開始、遊歩道と 650m 等高線交差点>
④-⑤	等高線 (650m) 界
⑤-①	見透線界 (等高線 (650m) と稜線の交点)
【48】拡張	
⑥-⑦	道路敷 (除) 界
⑦-⑧	汀線 (最高高潮位) 界
⑧-⑨	道路敷 (除) 界
⑨-⑩	工作物 (水路) 界
⑩-⑪	断崖肩界
⑪-⑫	見透線界 (水路と断崖肩の交点と交通公園北西端)
⑫-⑬	地類界 (磯と交通公園)
⑬-⑭	工作物界
⑭-⑯	汀線 (最高高潮位) 界
【49】拡張	
⑯-⑯	道路敷 (除) 界
⑯-⑯	所有別界 (村民)
【50】拡張	
⑯-⑯	所有別界 (都行造林地)
⑯-⑯	道路敷 (除) 界
⑯-⑯	土地所有別界
⑯-⑯	道路敷 (除) 界
⑯-⑯	土地所有別界
⑯-⑯	道路敷 (除) 界
⑯-⑯	土地所有別界



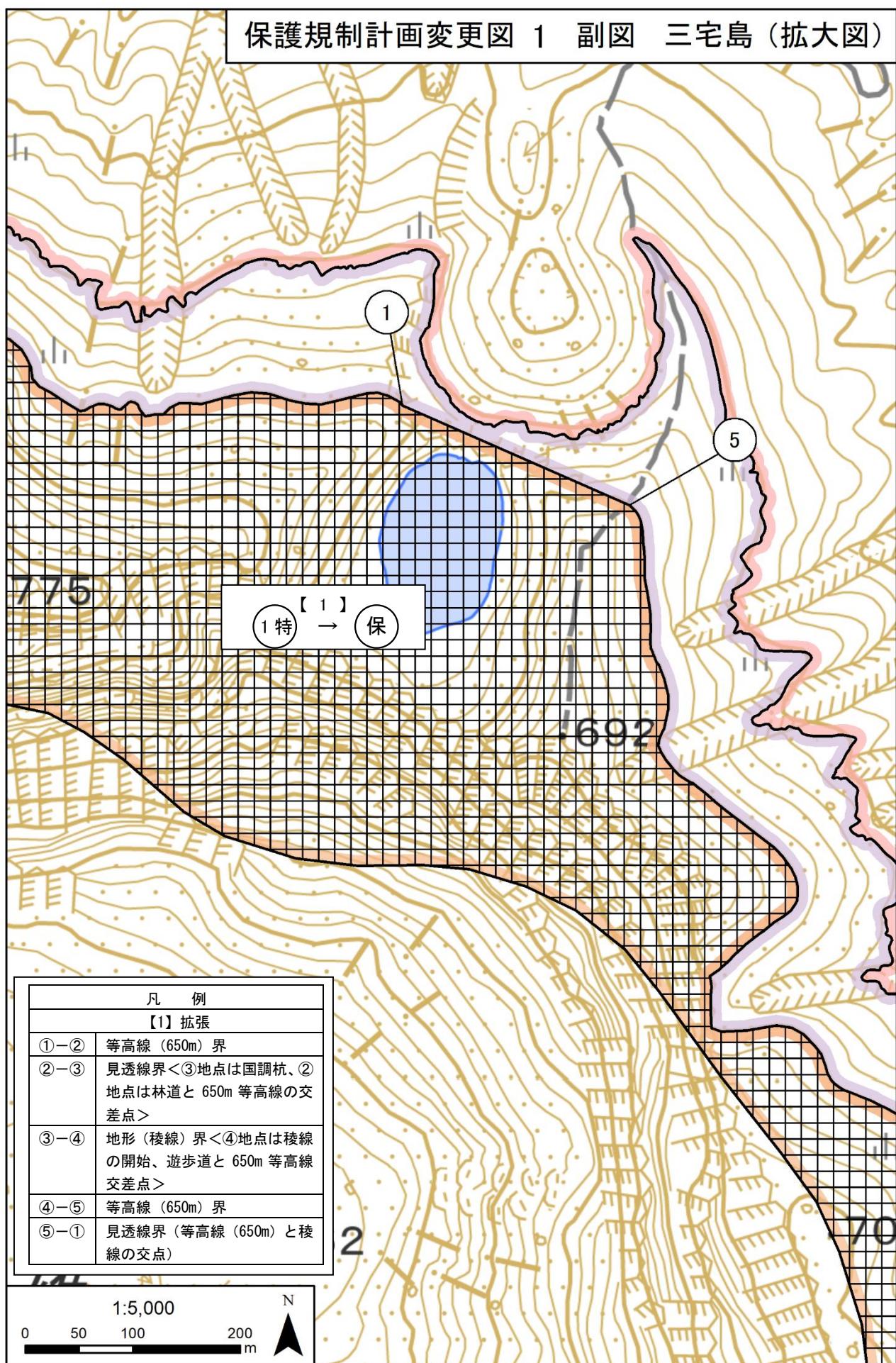
保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）



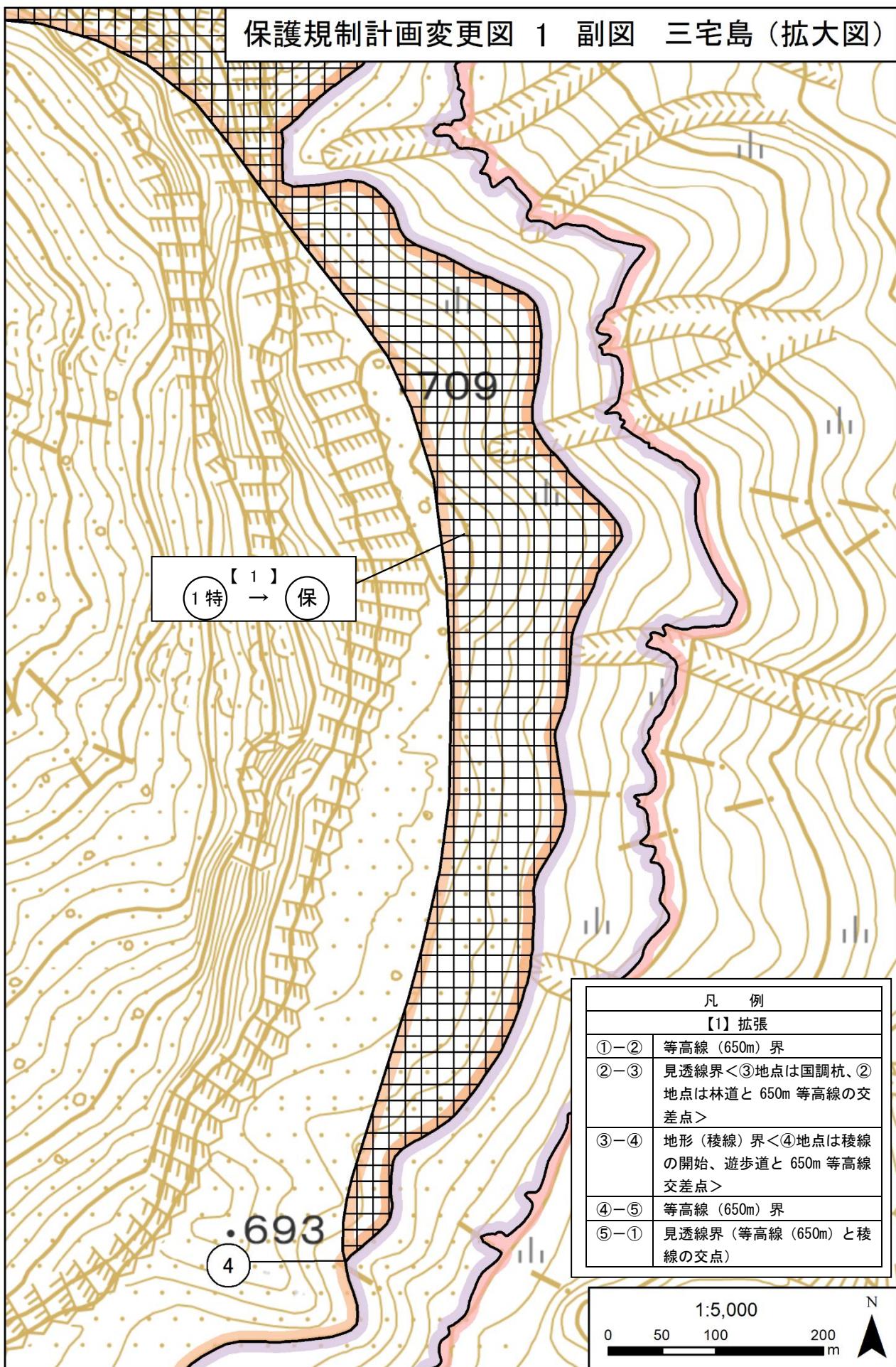
保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）



保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）

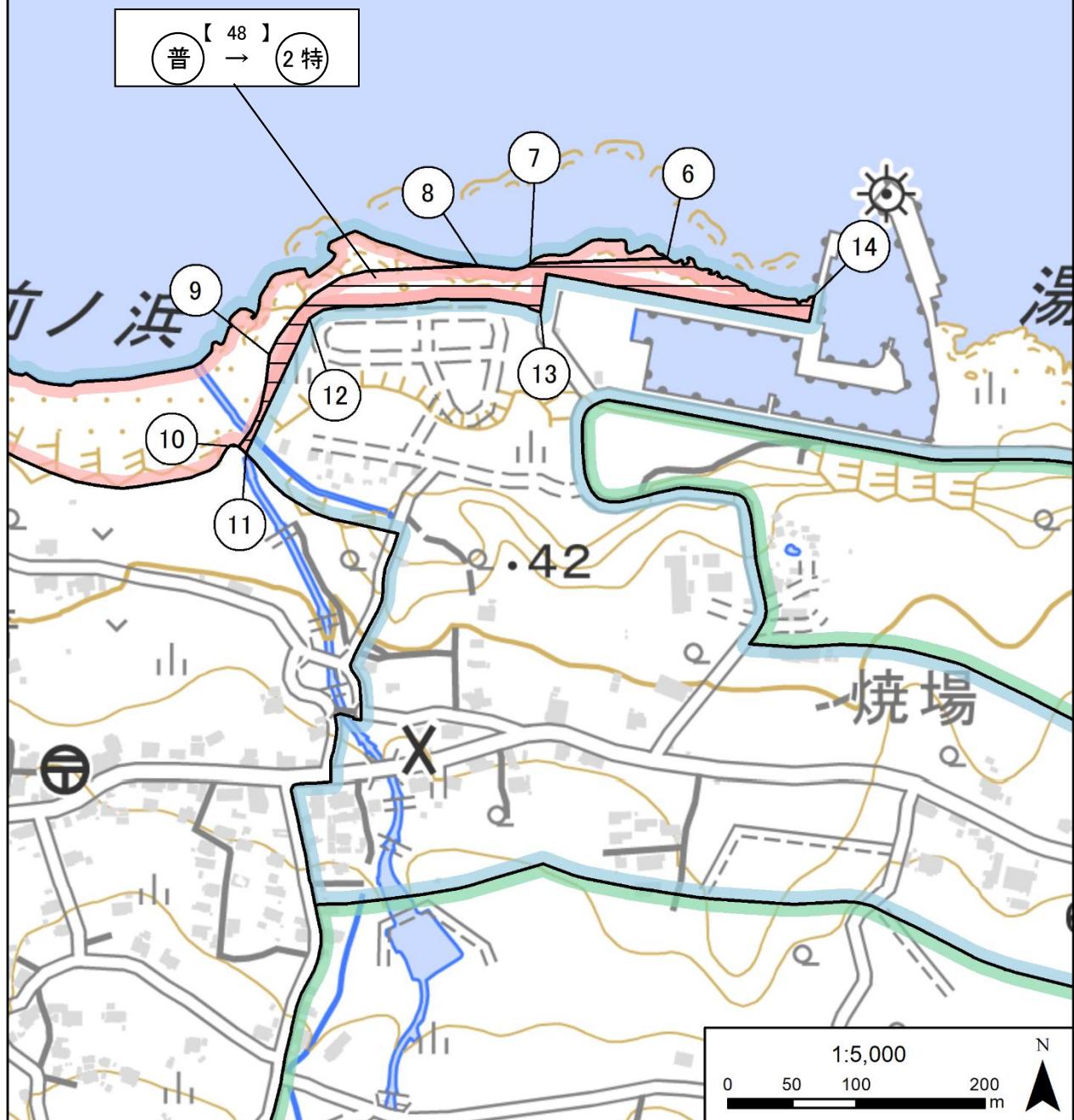


保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）

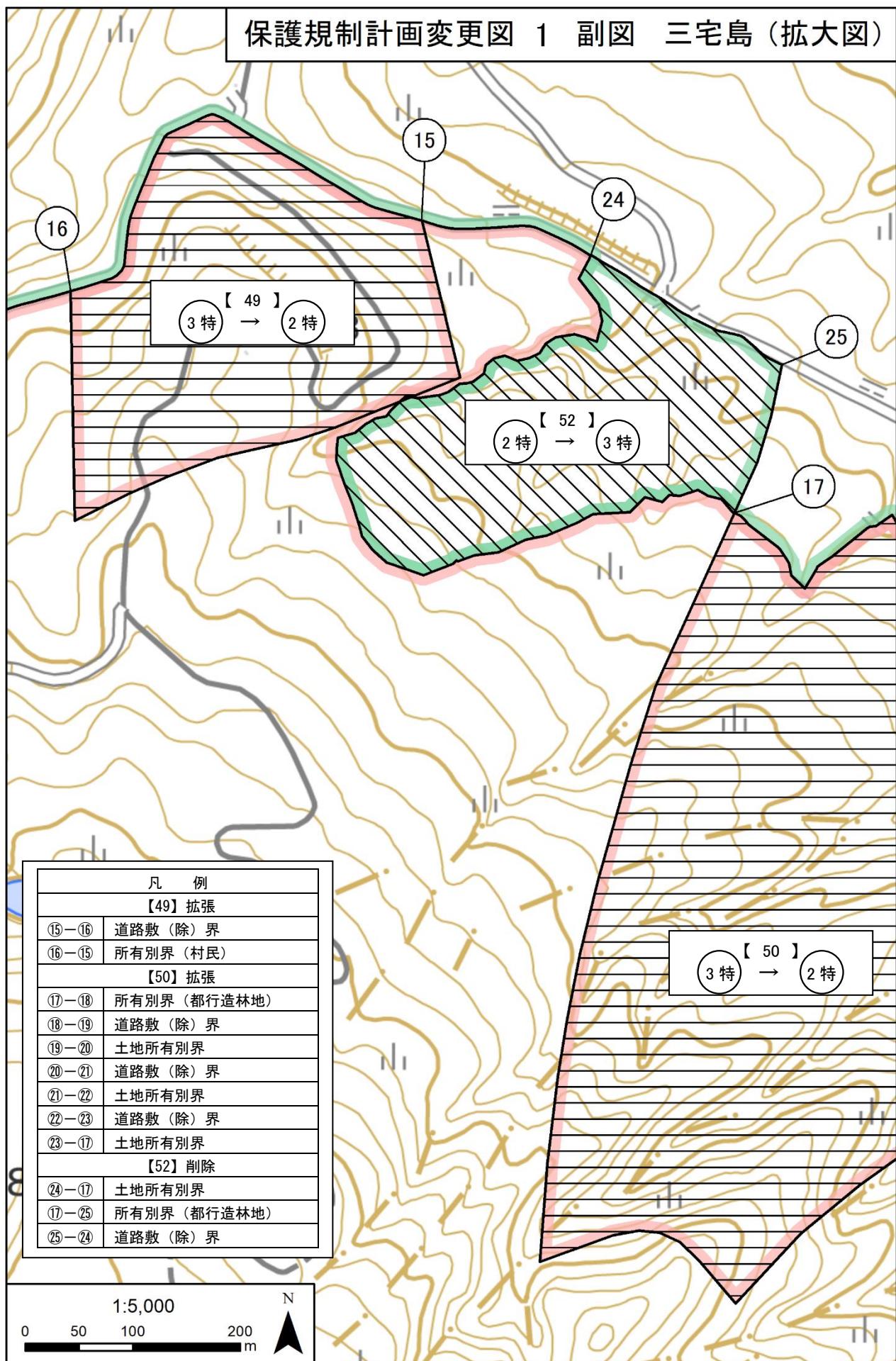


保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）

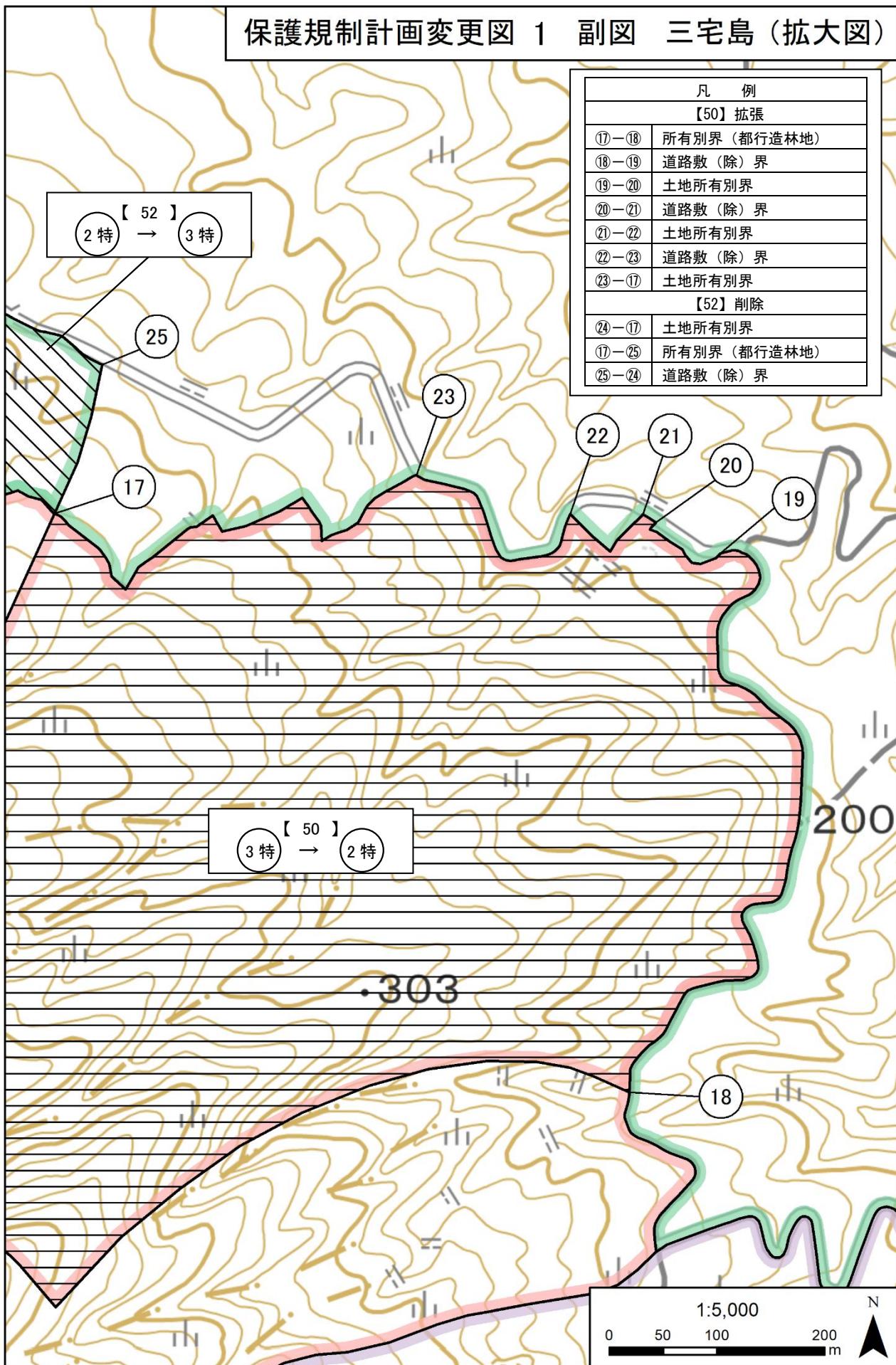
凡 例	
【48】 拡張	
⑥—⑦	道路敷（除）界
⑦—⑧	汀線（最高高潮位）界
⑧—⑨	道路敷（除）界
⑨—⑩	工作物（水路）界
⑩—⑪	断崖肩界
⑪—⑫	見透線界（水路と断崖肩の交点と交通公園北西端）
⑫—⑬	地類界（磯と交通公園）
⑬—⑭	工作物界
⑭—⑥	汀線（最高高潮位）界



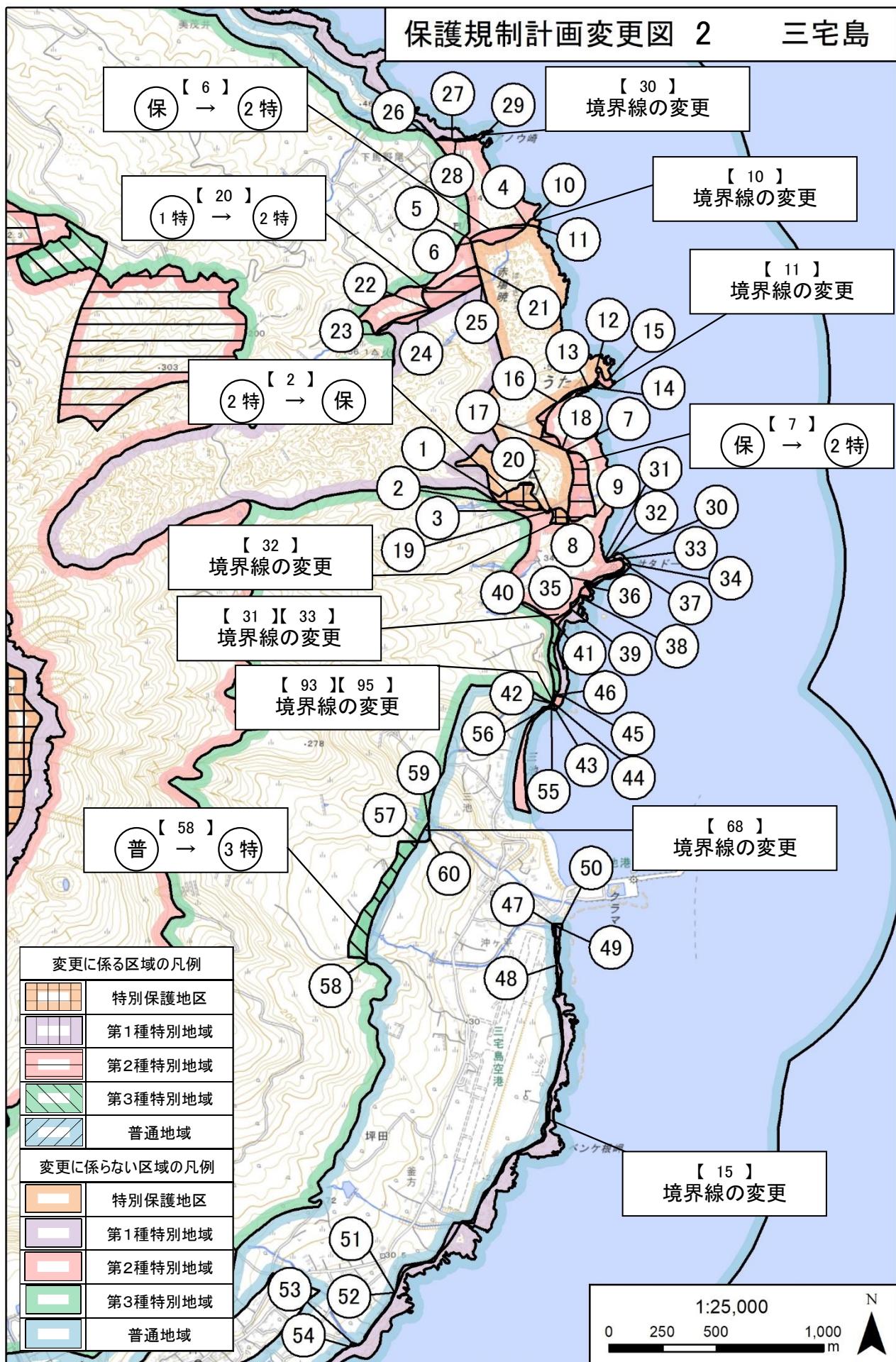
保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）



保護規制計画変更図 1 副図 三宅島（拡大図）



保護規制計画変更図 2 三宅島

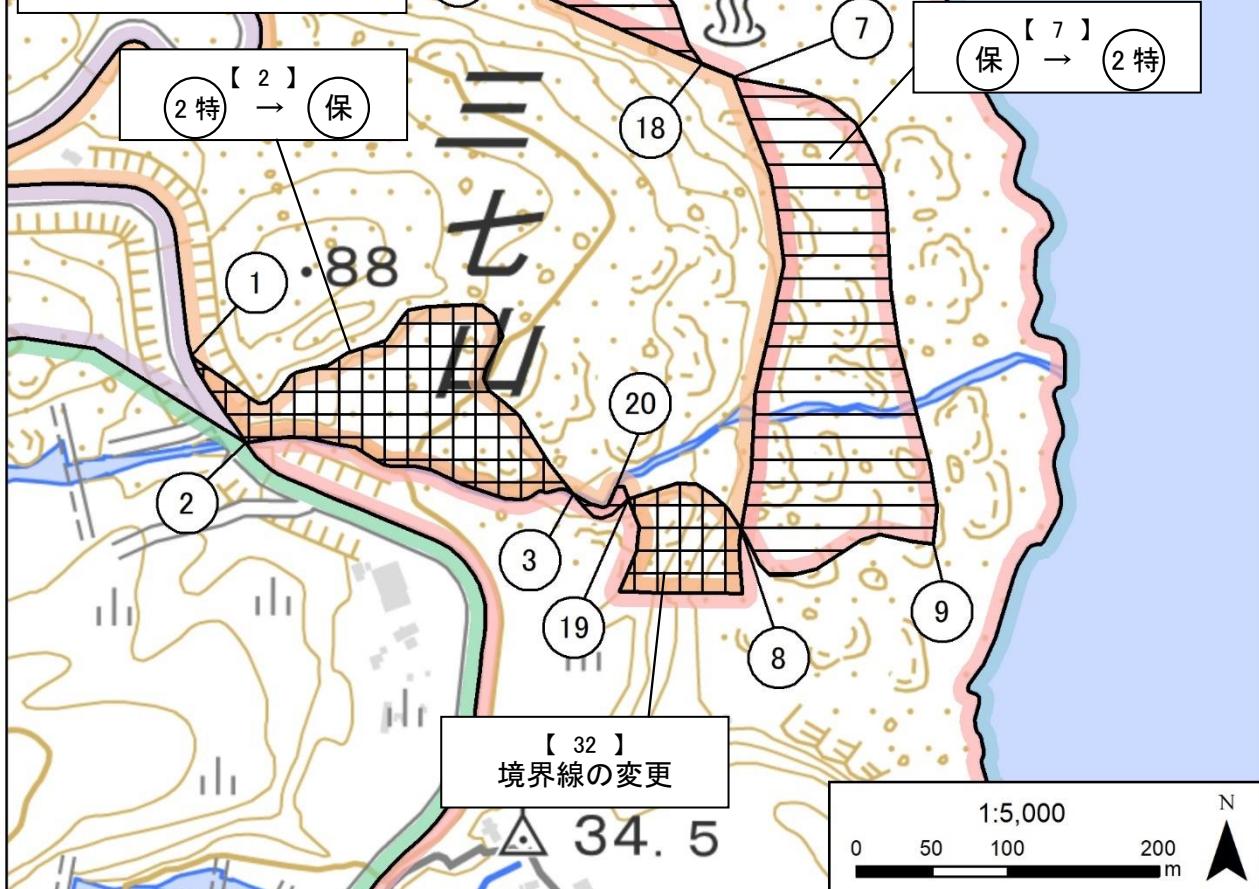


凡 例	
【2】 拡張	
①-②	道路敷（除）界
②-③	沢界
③-①	地類（溶岩流）界
【6】 削除	
④-⑤	地類（溶岩流）界
⑤-⑥	道路敷（除）界
⑥-④	沢界
【7】 削除	
⑦-⑧	林小班界
⑧-⑨	地類（溶岩流）界
⑨-⑦	道路敷（除）界
【10】 境界線の変更	
⑩-④	沢界
④-⑪	地類（溶岩流）界
⑪-⑩	汀線（最高高潮位）界
【11】 境界線の変更	
⑫-⑬	等高線（10m）界
⑬-⑭	道路敷（除）界
⑭-⑮	汀線（最高高潮位）界
⑮-⑯	断崖肩界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	等高線（10m）界
⑯-⑯	等高線（10m）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	林小班界
【32】 境界線の変更	
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	地類（溶岩流）界
⑯-⑯	沢界
⑯-⑯	地類（溶岩流）界
⑯-⑯	林小班界
【20】 削除	
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	地形（沢）界
⑯-⑯	沢界
⑯-⑯	見透線界（沢の標高 50m 地点と橋の南東端）
⑯-⑯	道路敷（除）界
【30】 境界線の変更	
⑯-⑯	見透線界（歩道入口とアノウ崎付根南端）
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	地類（岩礁）界 <アノウ崎を含む>
⑯-⑯	見透線界（歩道入口とアノウ崎付根南端）

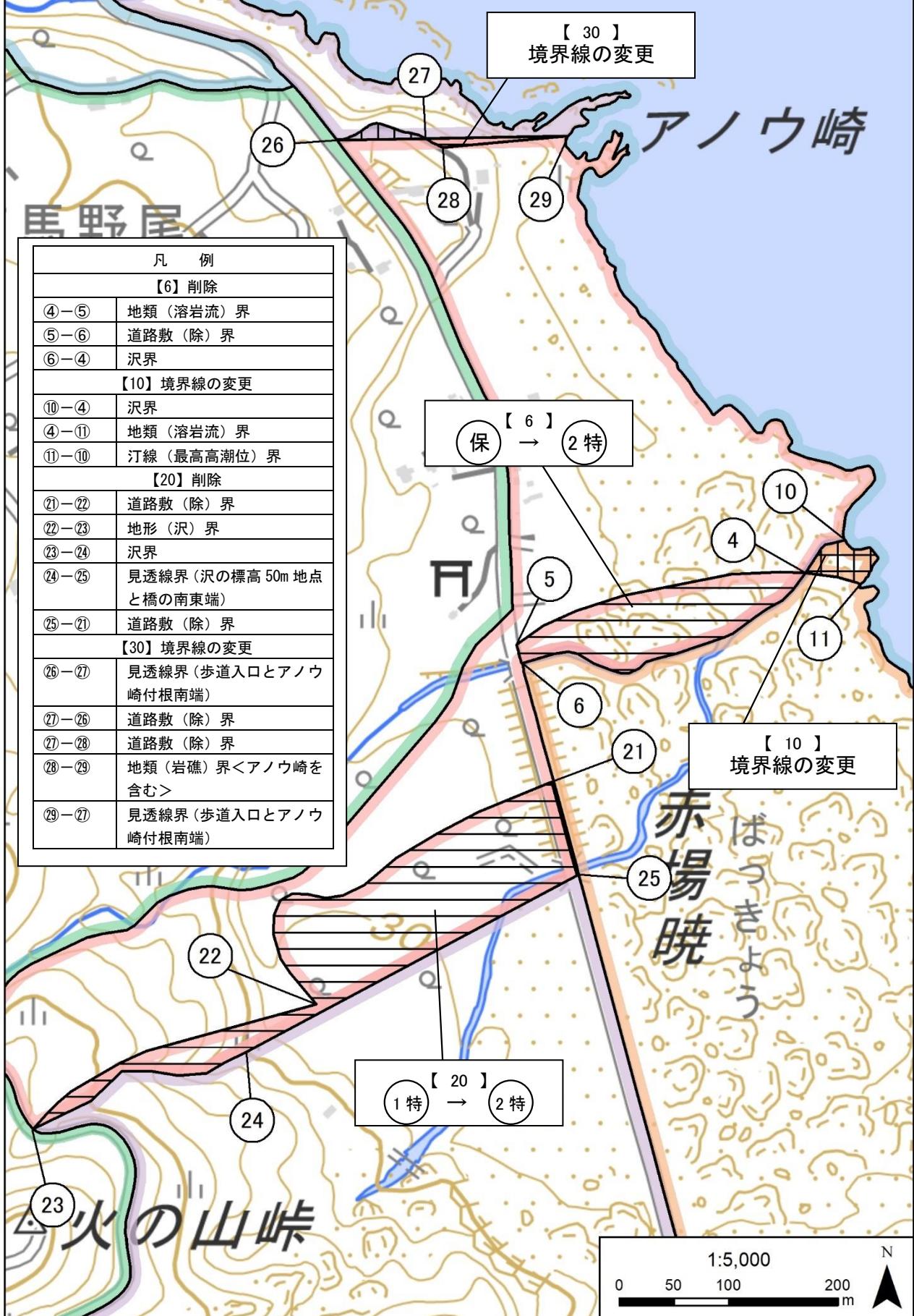
【31】 境界線の変更	
⑯-⑯	見透線界（汀線延長）
⑯-⑯	崖上線界
⑯-⑯	見透線界（汀線延長）
⑯-⑯	汀線（最高高潮位）界
⑯-⑯	見透線界（汀線延長）
⑯-⑯	崖上線界
⑯-⑯	崖上線界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	地類（岩礁）界
⑯-⑯	見透線界（汀線延長）
⑯-⑯	地類（岩礁）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	地類（岩礁）界
⑯-⑯	地類（岩礁）界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	林小班界
【33】 境界線の変更	
⑯-⑯	地類（岩礁）界
⑯-⑯	稜線界
⑯-⑯	林小班界
【33】 境界線の変更	
⑯-⑯	見透線界（稜線延長）
⑯-⑯	汀線（最高高潮位）界
⑯-⑯	林小班界
【15】 境界線の変更	
⑯-⑯	地形（岩礁・断崖）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	汀線（最高高潮位）界
⑯-⑯	見透線界（道路延長） ◎空港北東部◎
⑯-⑯	地形（岩礁・断崖）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	崖上線界
⑯-⑯	地形（岩礁・断崖）界
【95】 境界線の変更	
⑯-⑯	工作物（護岸）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	工作物（護岸）界
【58】 拡張	
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	道路（三宅循環線道路）中心線から 400m 線界
【68】 境界線の変更	
⑯-⑯	道路（三宅循環線道路）中心線から 400m 線界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	道路（三宅循環線道路）中心線から 300m 線界

保護規制計画変更図 2 副図 三宅島（拡大図）

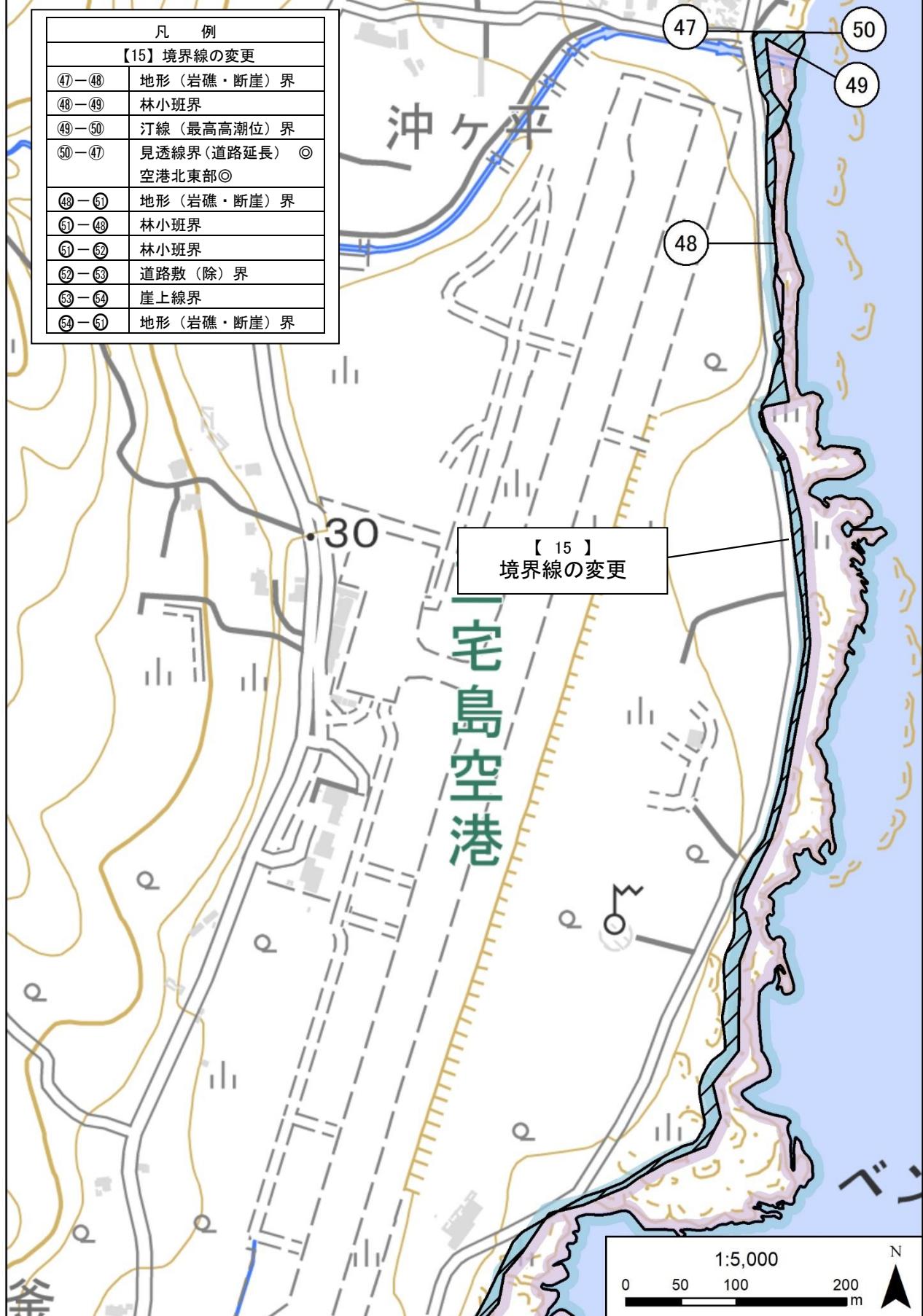
凡 例	
【2】拡張	
①-②	道路敷（除）界
②-③	沢界
③-①	地類（溶岩流）界
【7】削除	
⑦-⑧	林小班界
⑧-⑨	地類（溶岩流）界
⑨-⑦	道路敷（除）界
【11】境界線の変更	
⑫-⑬	等高線（10m）界
⑬-⑭	道路敷（除）界
⑭-⑮	汀線（最高高潮位）界
⑮-⑯	断崖肩界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	等高線（10m）界
⑯-⑯	等高線（10m）界
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	林小班界
【32】境界線の変更	
⑯-⑯	林小班界
⑯-⑯	地類（溶岩流）界
⑯-⑯	沢界
⑯-⑯	地類（溶岩流）界
⑯-⑯	林小班界



保護規制計画変更図 2 副図 三宅島（拡大図）

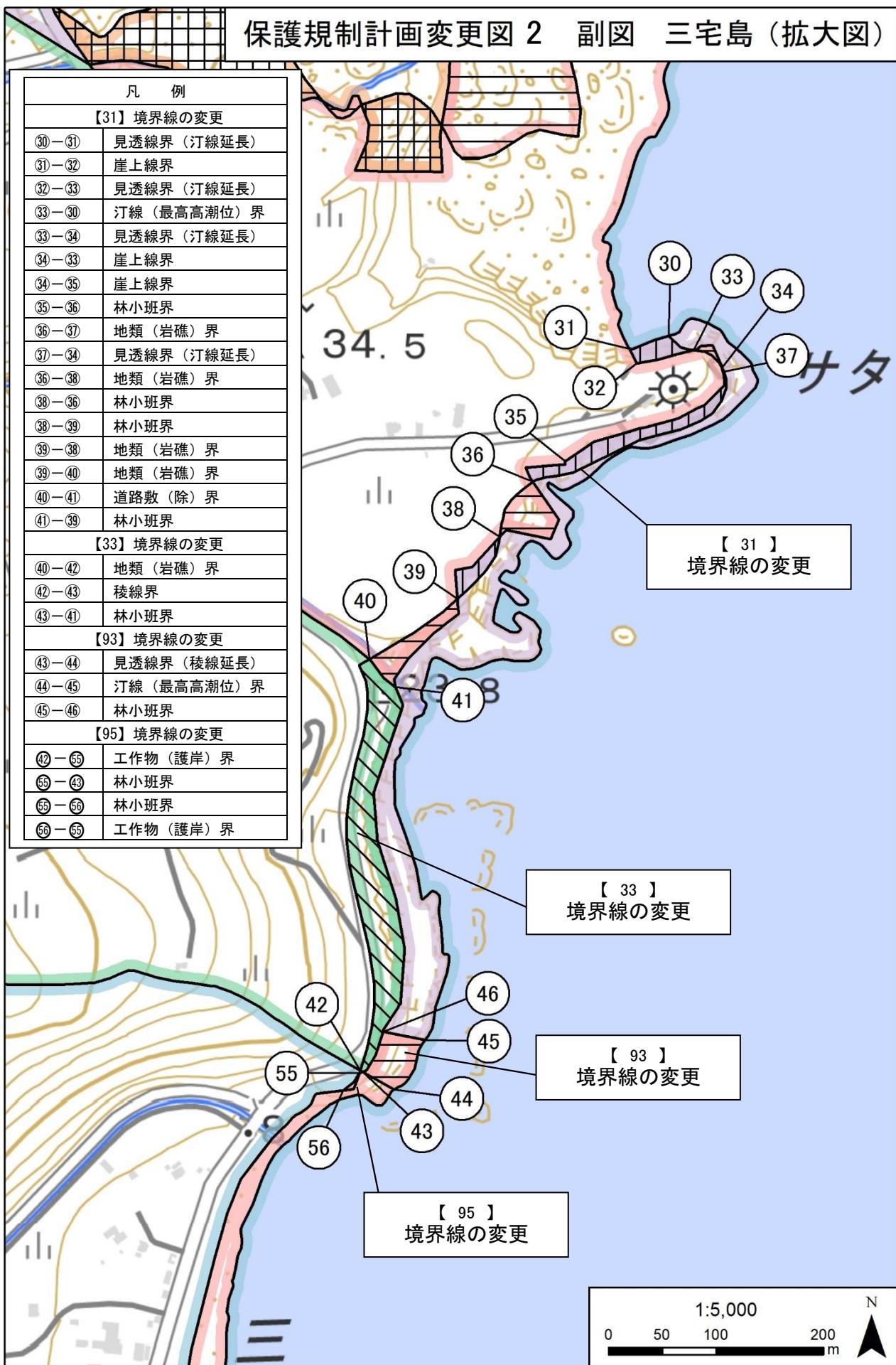


保護規制計画変更図 2 副図 三宅島（拡大図）

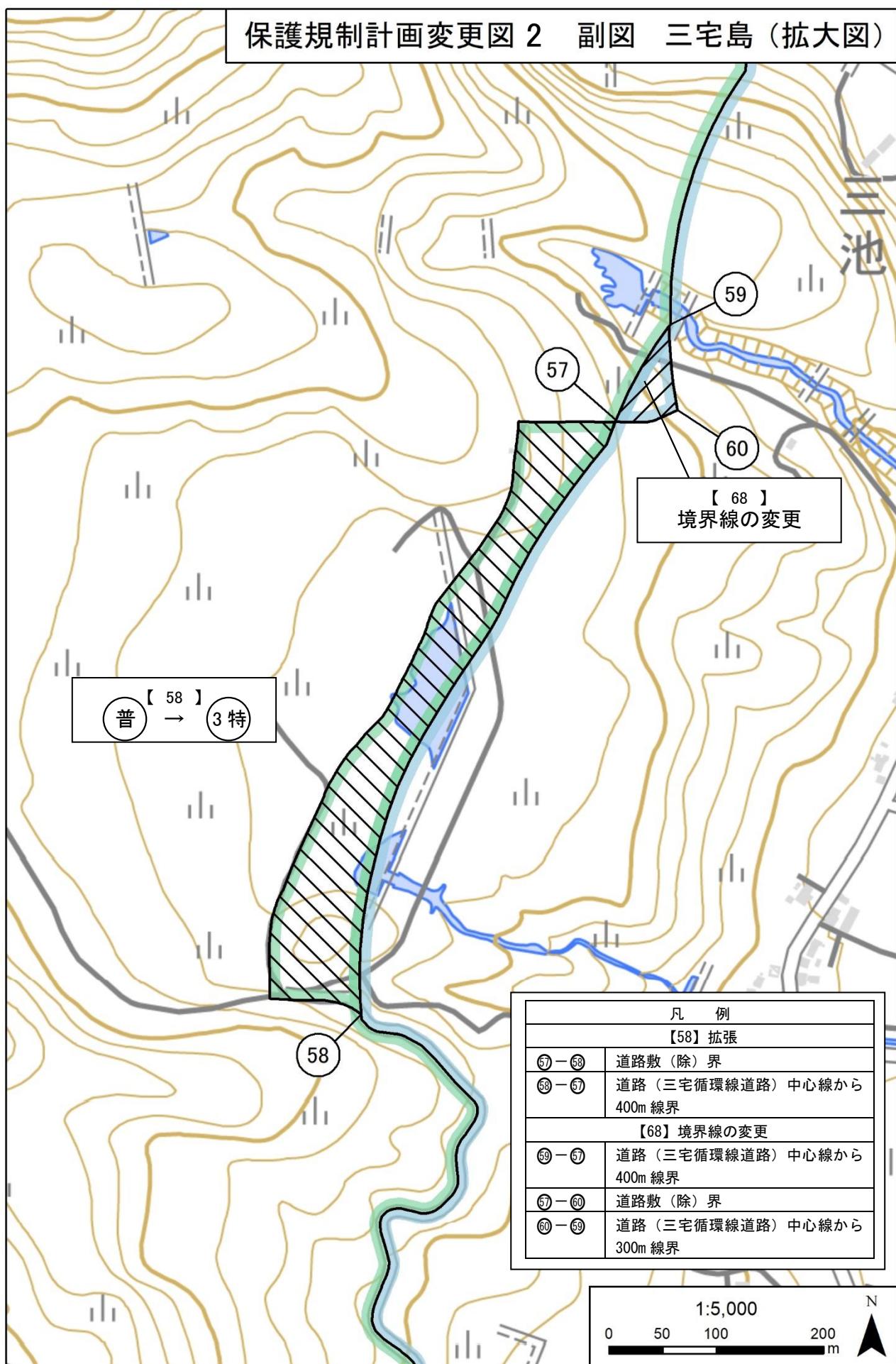


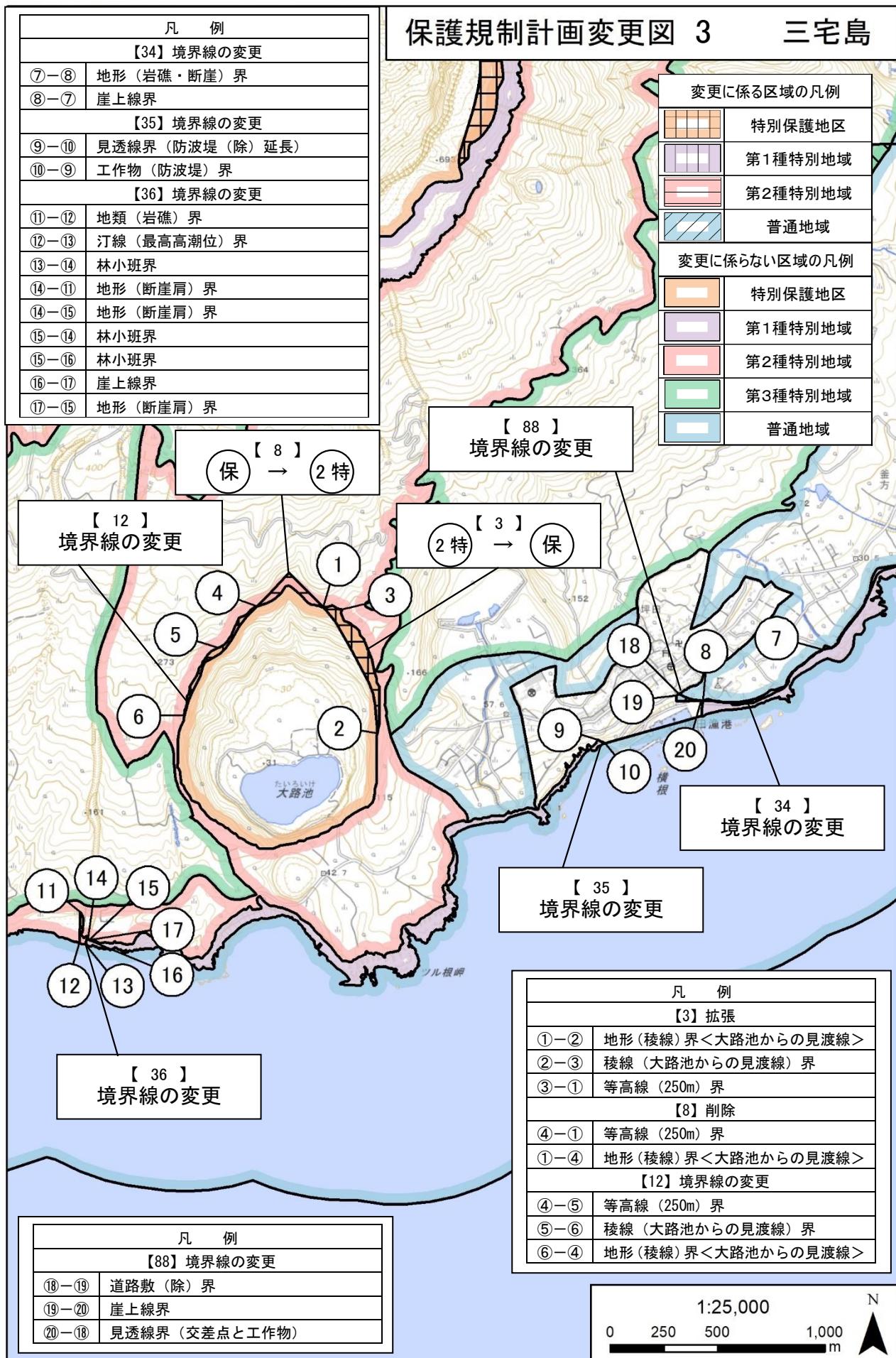
保護規制計画変更図 2 副図 三宅島（拡大図）

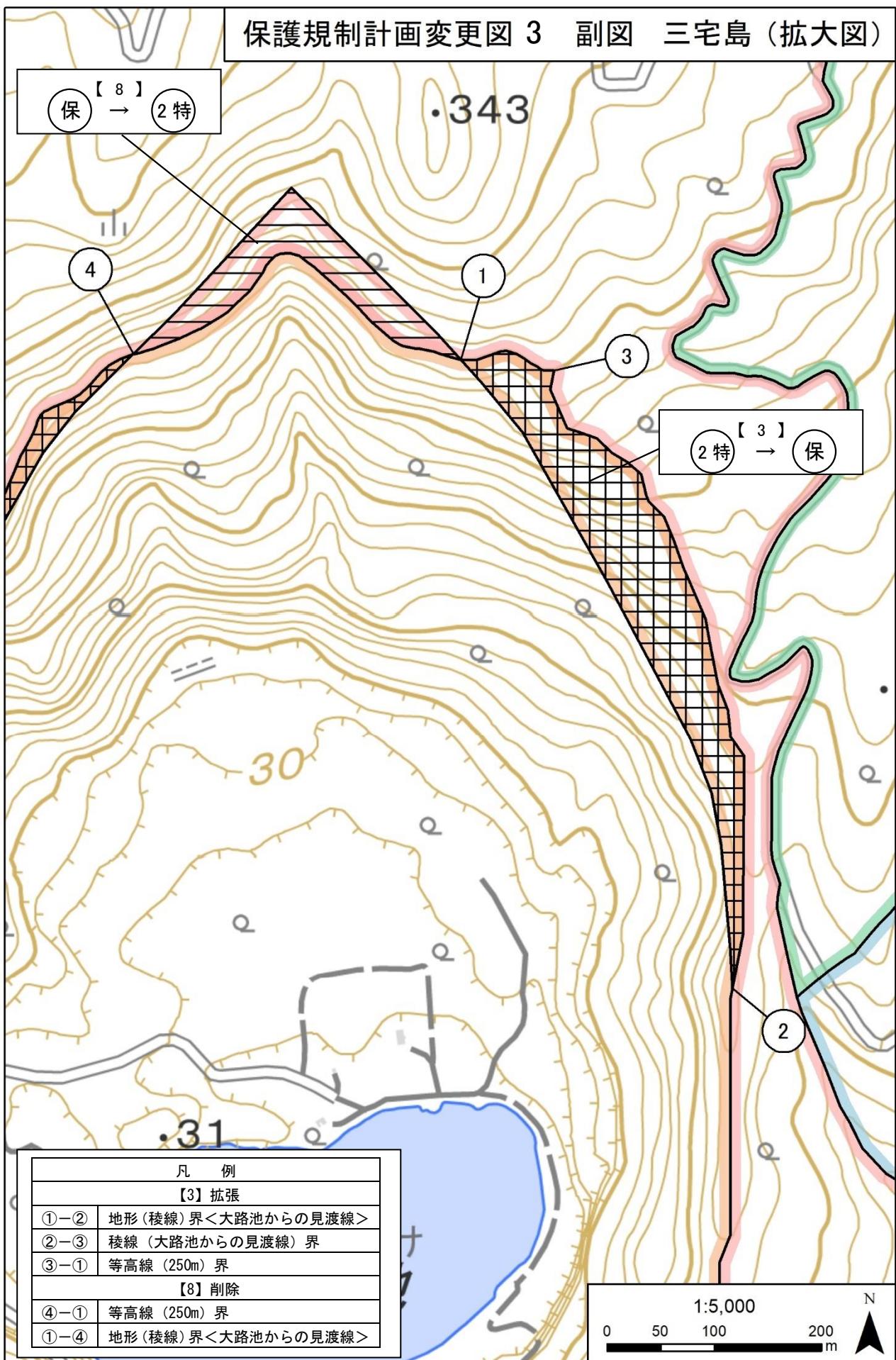


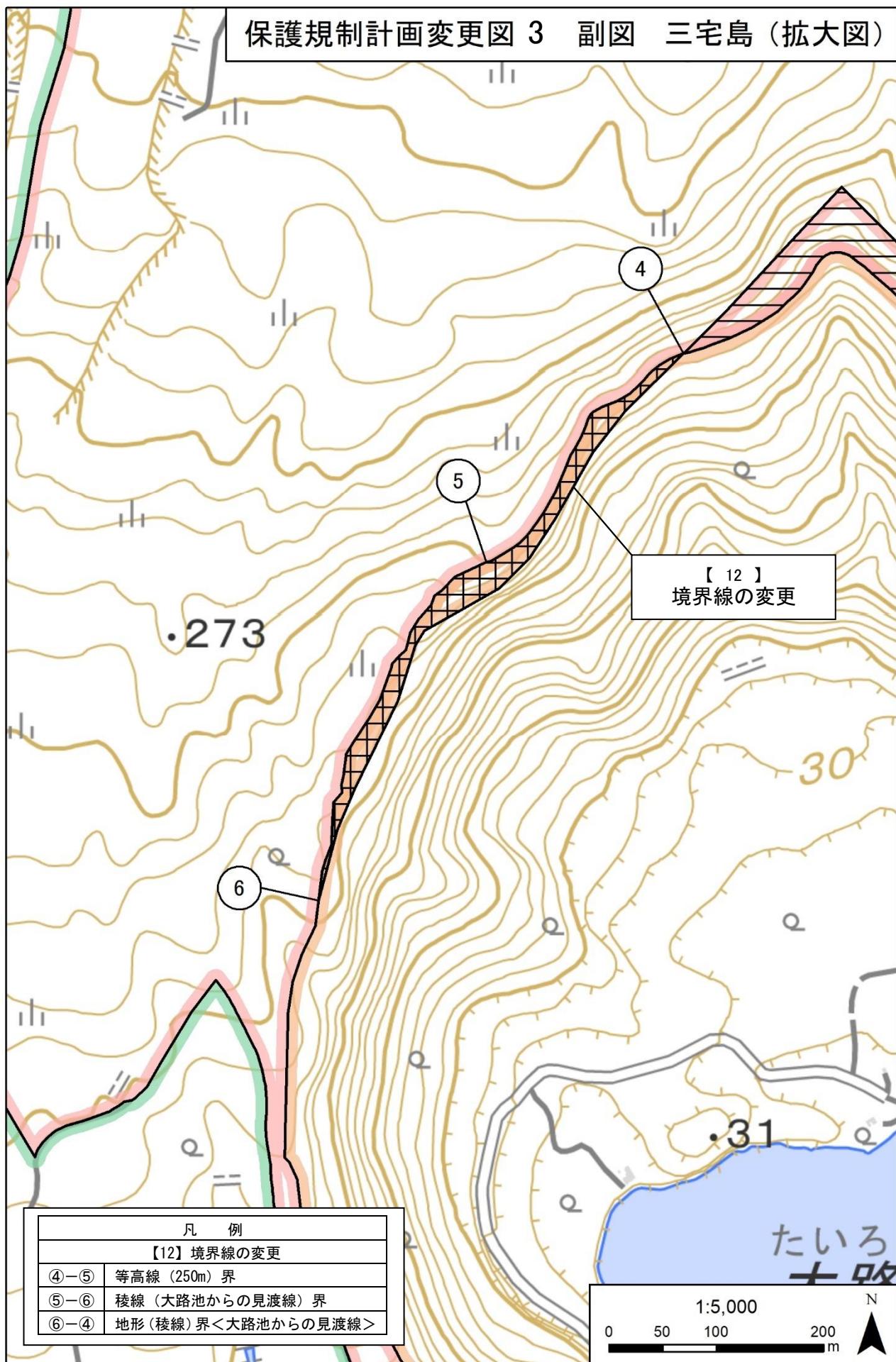


保護規制計画変更図 2 副図 三宅島（拡大図）









保護規制計画変更図 3 副図 三宅島（拡大図）

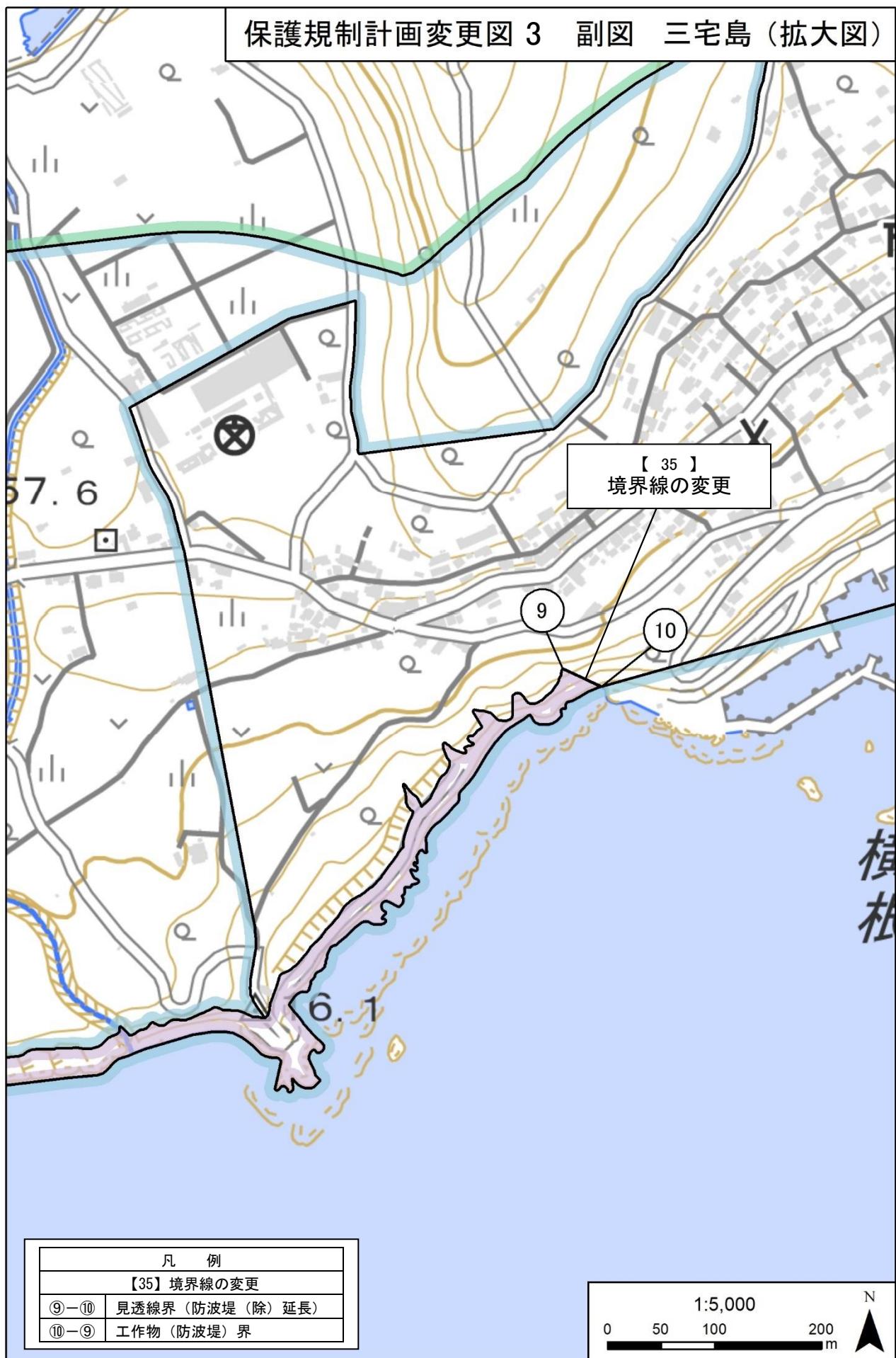
凡 例	
【34】境界線の変更	
⑦-⑧	地形（岩礁・断崖）界
⑧-⑦	崖上線界
【88】境界線の変更	
⑯-⑯	道路敷（除）界
⑯-⑯	崖上線界
⑯-⑯	見透線界（交差点と工作物）

【 88 】
境界線の変更

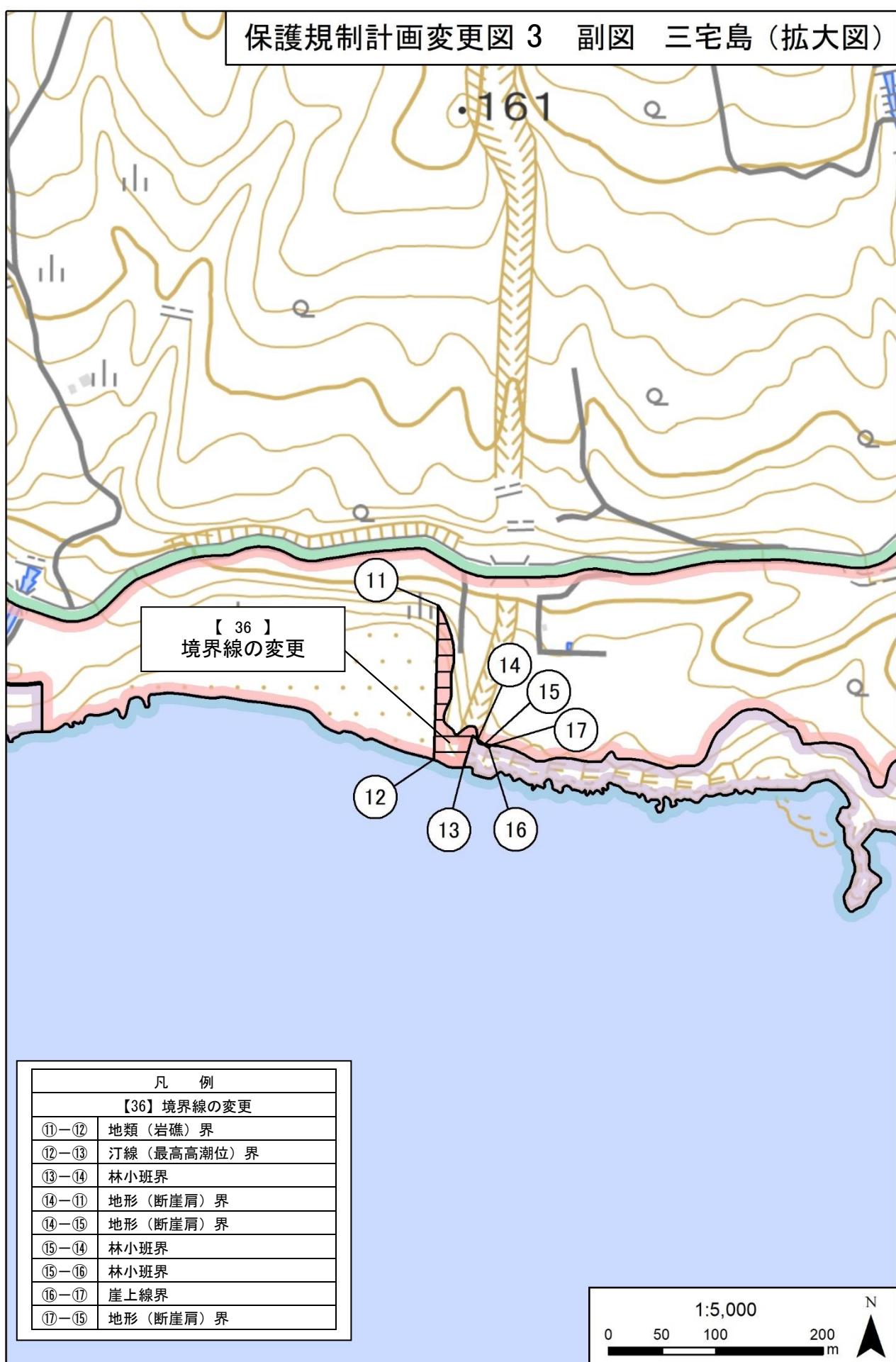
【 34 】
境界線の変更



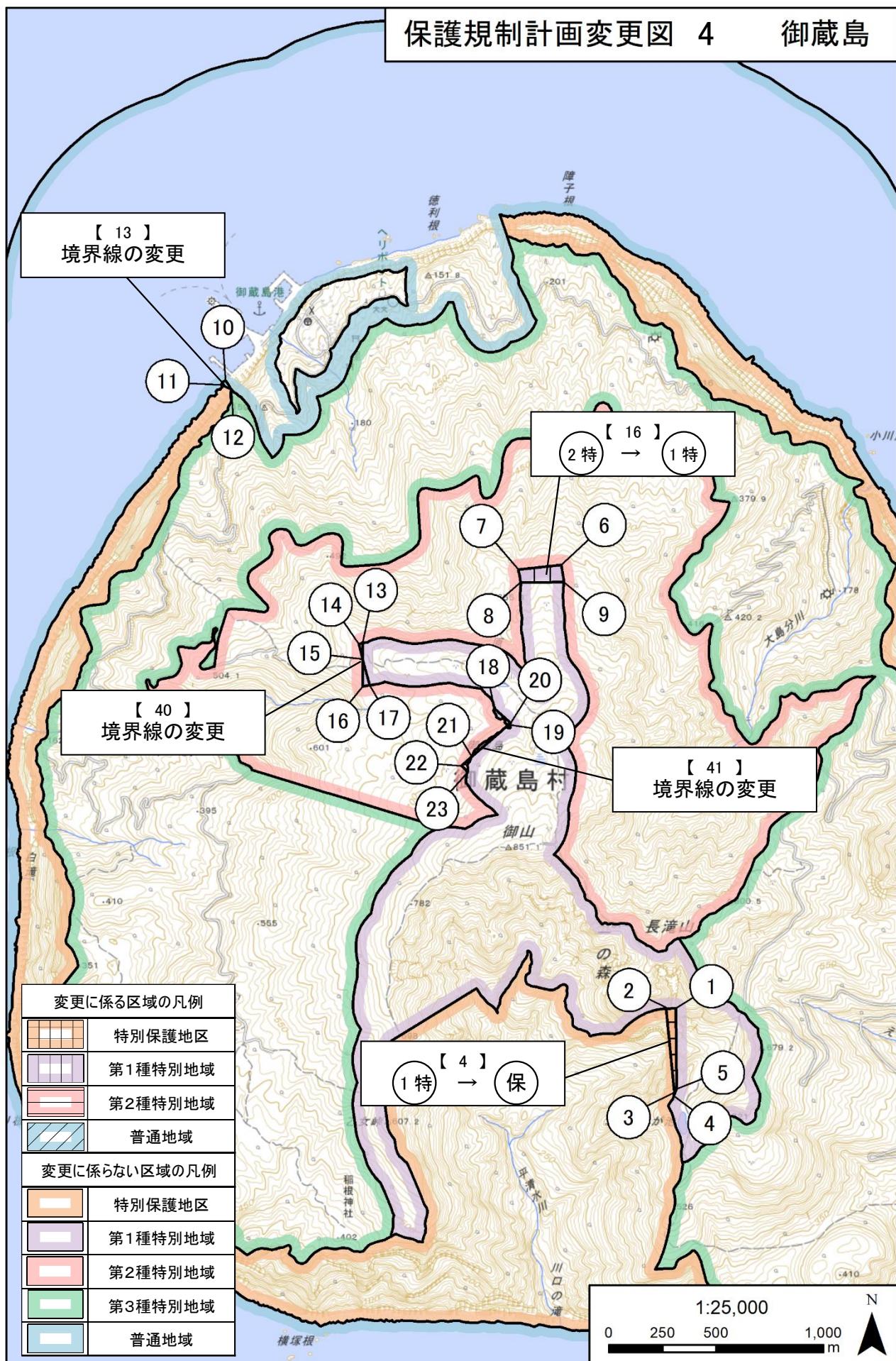
保護規制計画変更図 3 副図 三宅島（拡大図）



保護規制計画変更図 3 副図 三宅島（拡大図）

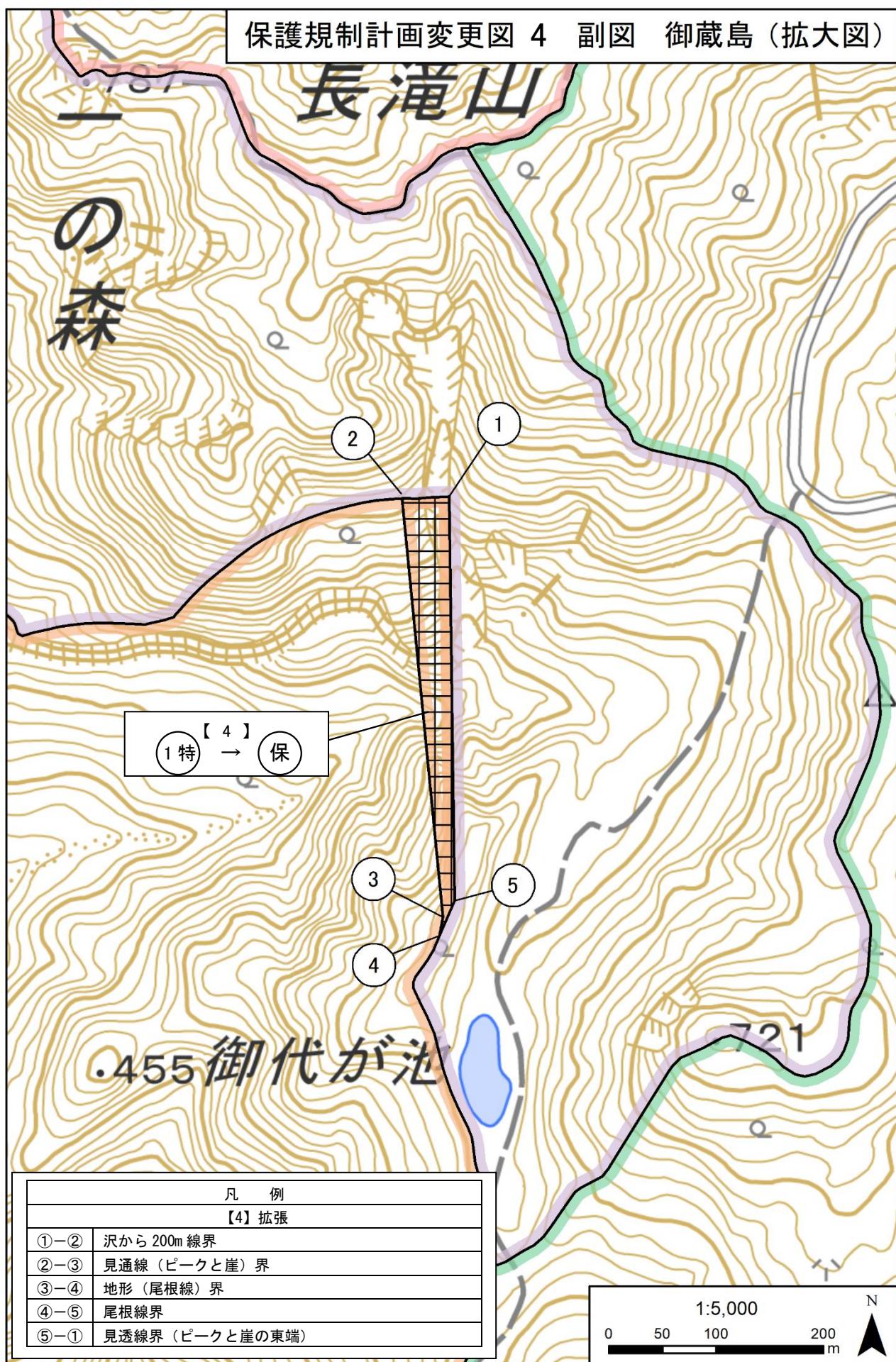


保護規制計画変更図 4 御蔵島



凡 例	
【4】拡張	
①-②	沢から 200m 線界
②-③	見通線（ピークと崖）界
③-④	地形（尾根線）界
④-⑤	尾根線界
⑤-①	見透線界（ピークと崖の東端）
【16】拡張	
⑥-⑦	見透線界（標高 620m 地点で稜線に直交する線）
⑦-⑧	稜線から 100m 線界
⑧-⑨	見通線（稜線分岐点より 800m 地点、稜線直交）界
⑨-⑥	稜線から 100m 線界
【13】境界線の変更	
⑩-⑪	汀線界
⑪-⑫	沢界
⑫-⑩	地形（谷線）界
【40】境界線の変更	
⑬-⑭	稜線より 100m 線界
⑭-⑮	見通線界（稜線分岐点より延長 100m 地点で稜線延長と直交）
⑮-⑯	見透線界（稜線分岐点より西側に伸びる稜線に沿って 100m の地点を通り、南北に延びる直線）
⑯-⑯	見透線界（稜線分岐点より西側に伸びる稜線に沿って 100m の地点を通り、南北に延びる直線）
⑯-⑰	稜線から 100m 線界
⑰-⑯	見通線界（稜線分岐点より延長 100m 地点で稜線延長と直交）
【41】境界線の変更	
⑯-⑯	等高線（710m）界
⑯-⑯	見通線（⑯と⑯）界
⑯	沢、稜線より 300m 地点
⑯	沢、稜線より 500m 地点
⑯-⑯	稜線より 100m 線界
⑯-⑯	等高線（710m）界
⑯-⑯	見通線（⑯と⑯）界
⑯-⑯	見通線（⑯と⑯）界
⑯-⑯	沢界
⑯-⑯	等高線（710m）界

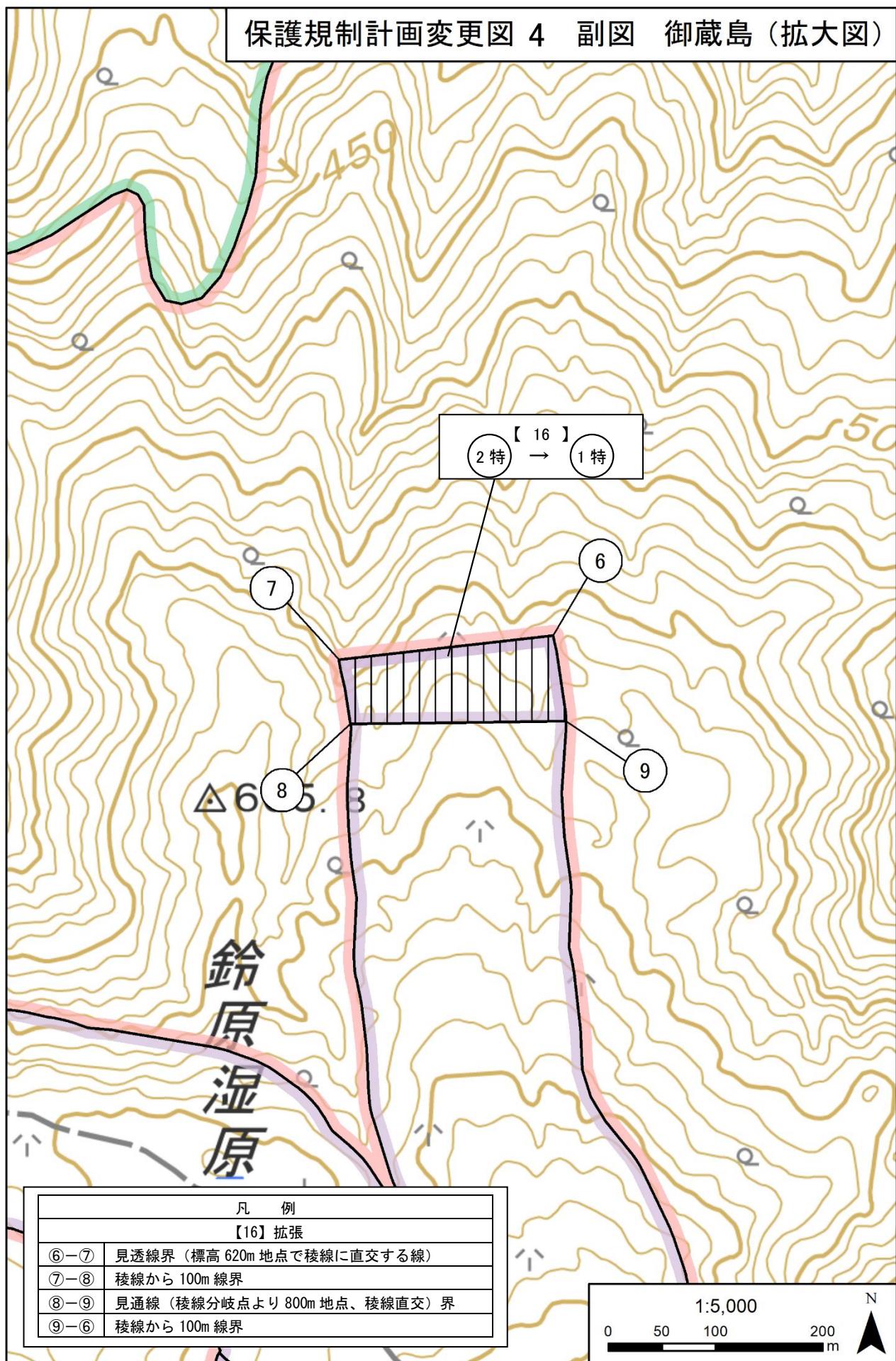
保護規制計画変更図 4 副図 御蔵島（拡大図）



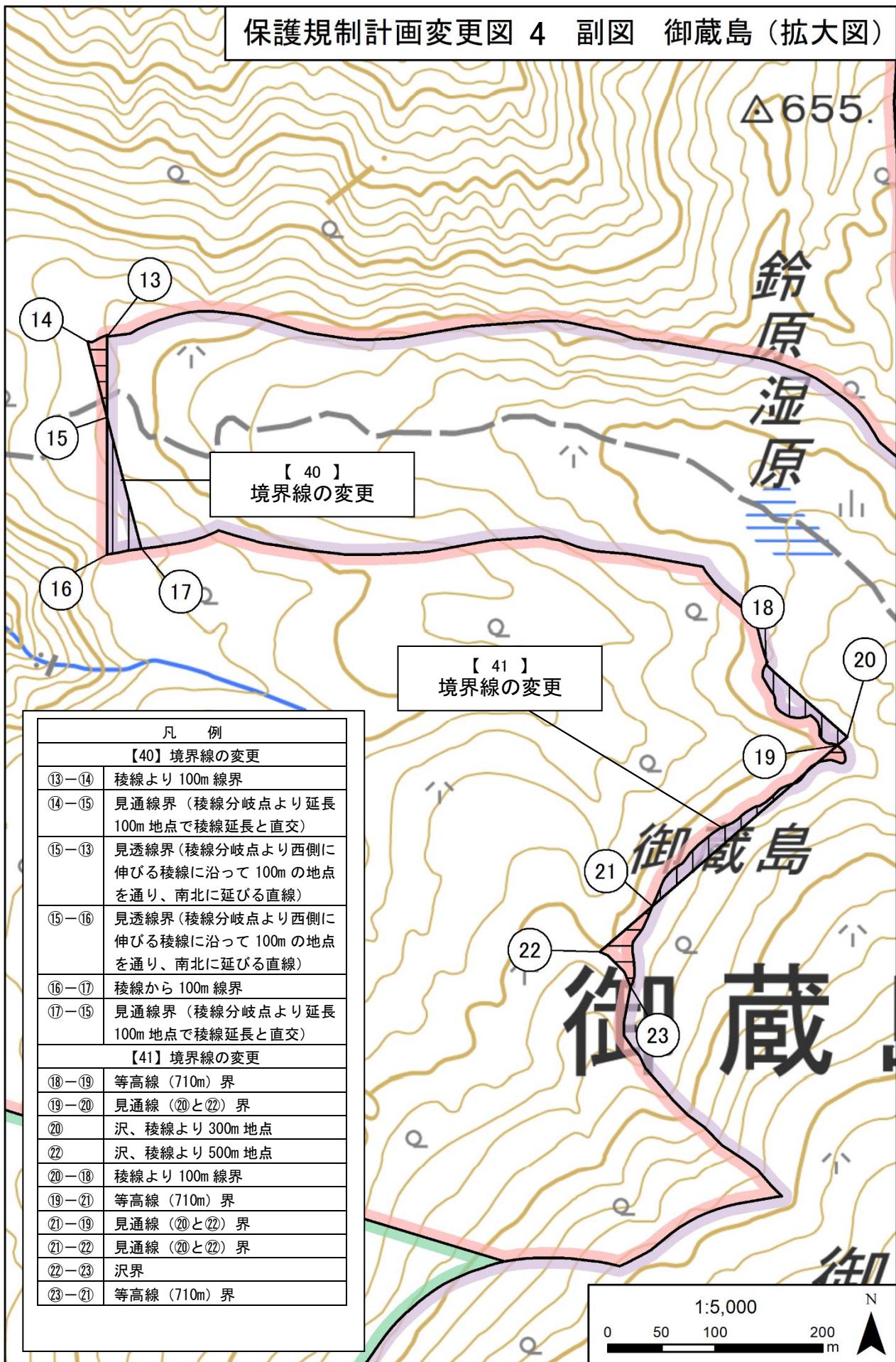
保護規制計画変更図 4 副図 御蔵島（拡大図）



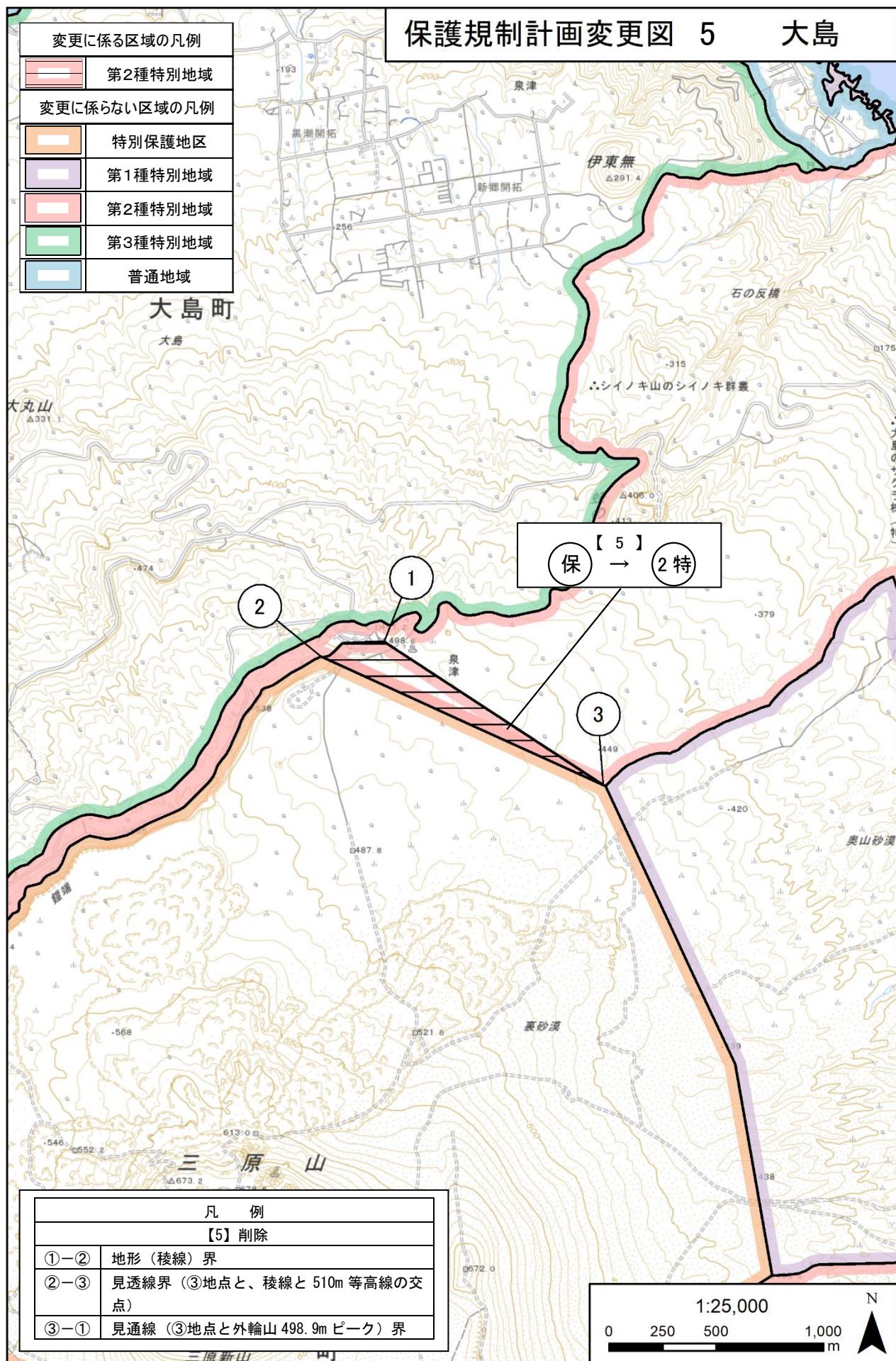
保護規制計画変更図 4 副図 御蔵島（拡大図）



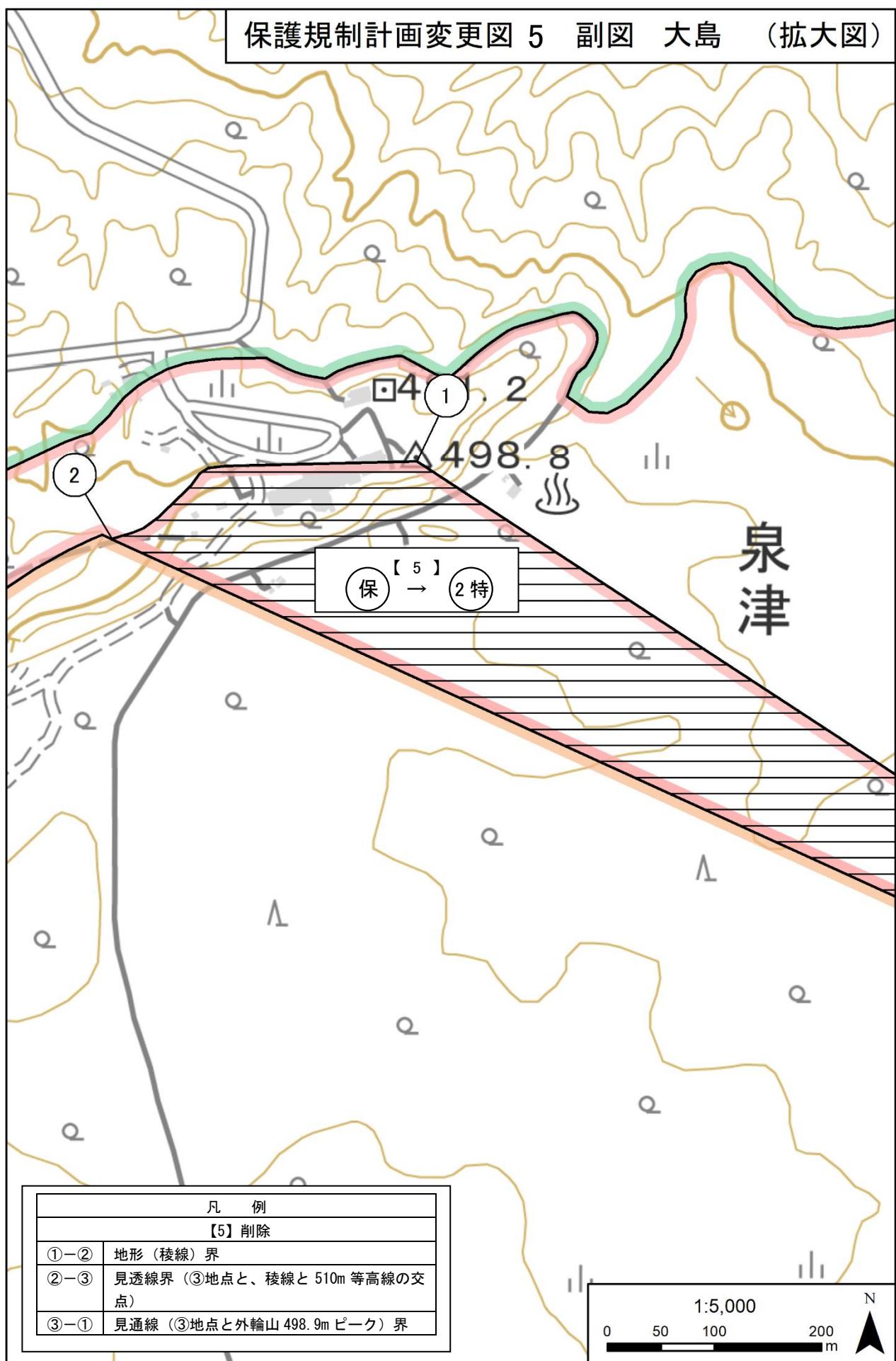
保護規制計画変更図 4 副図 御蔵島（拡大図）



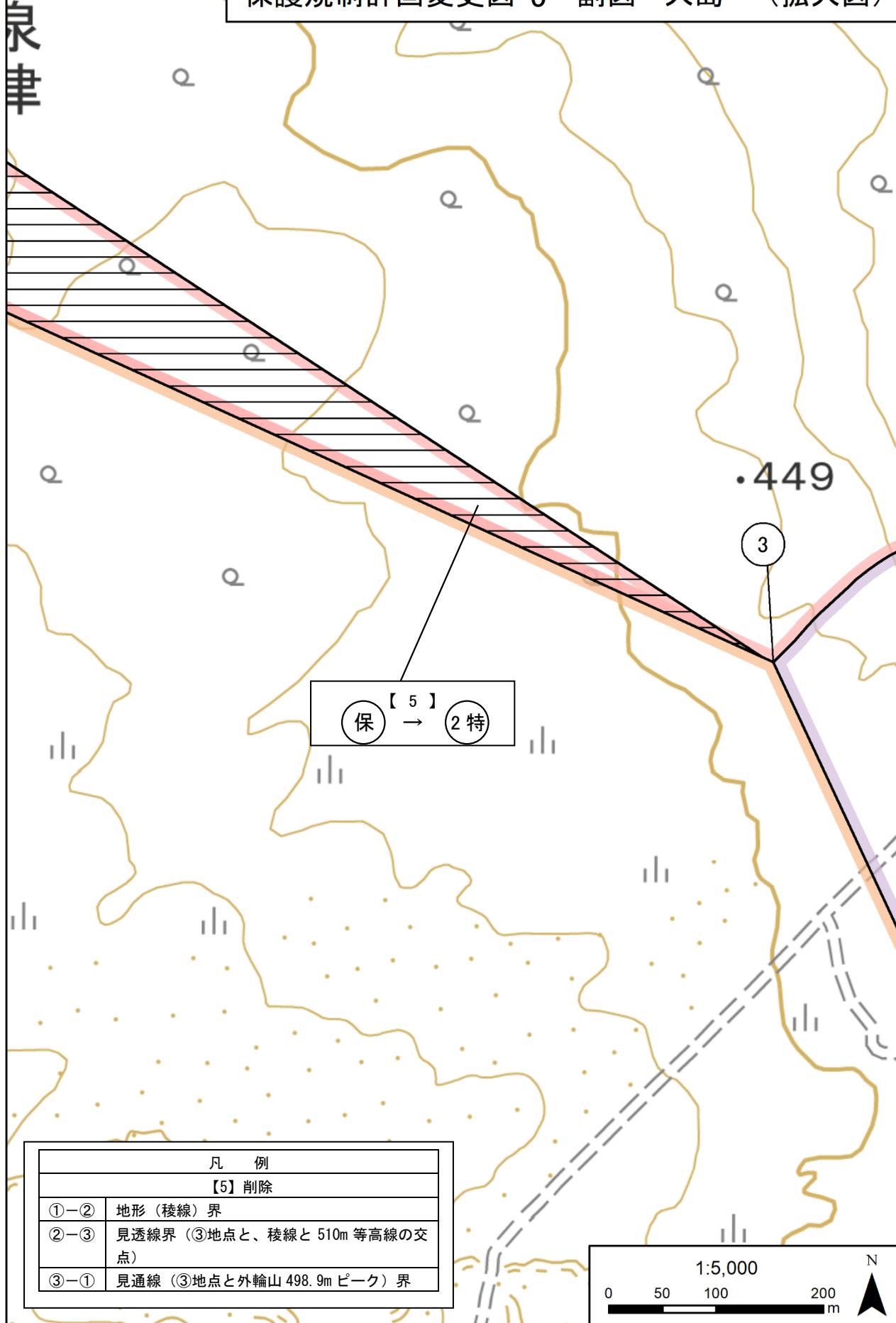
保護規制計画変更図 5 大島



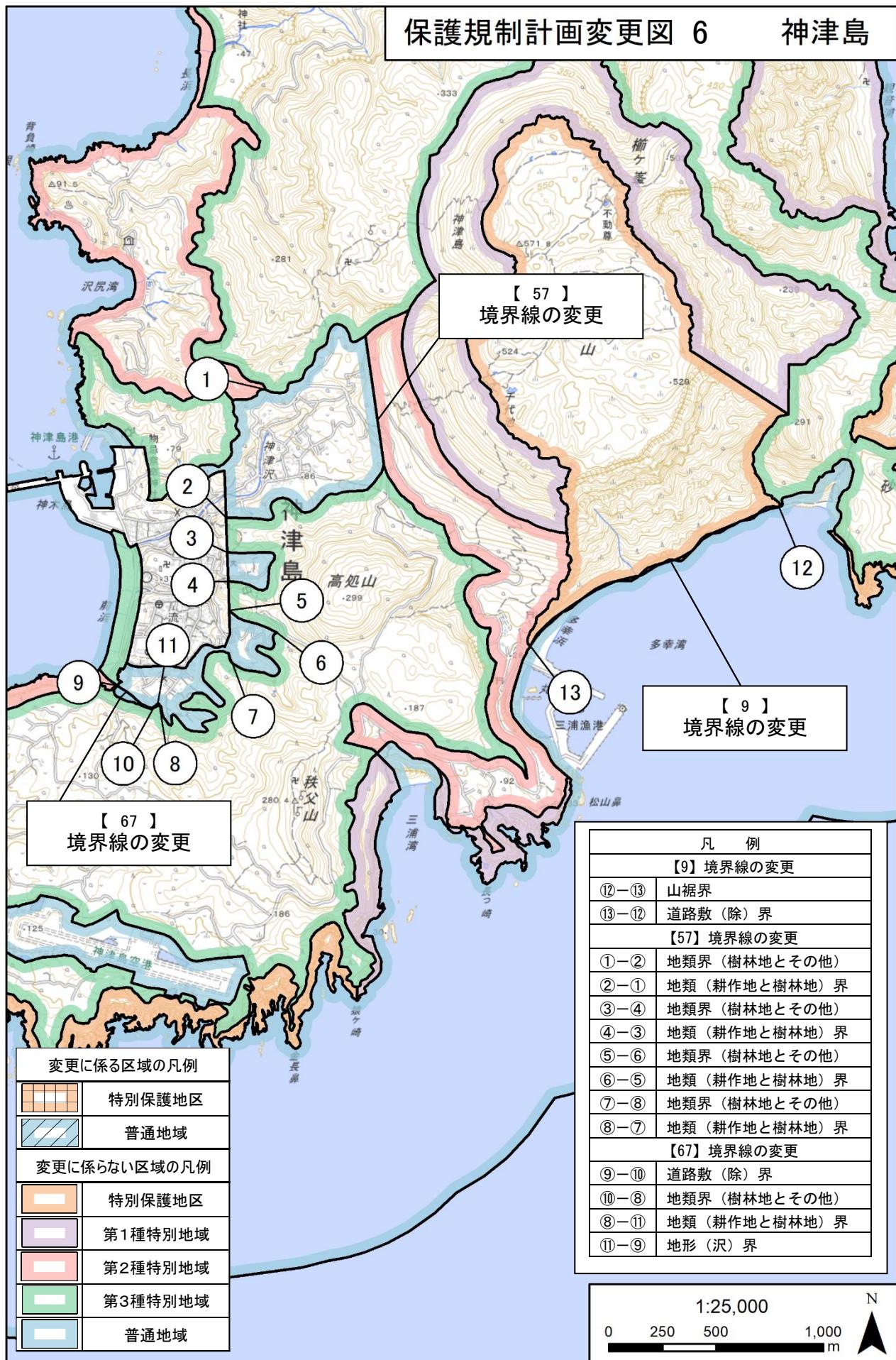
保護規制計画変更図 5 副図 大島 (拡大図)



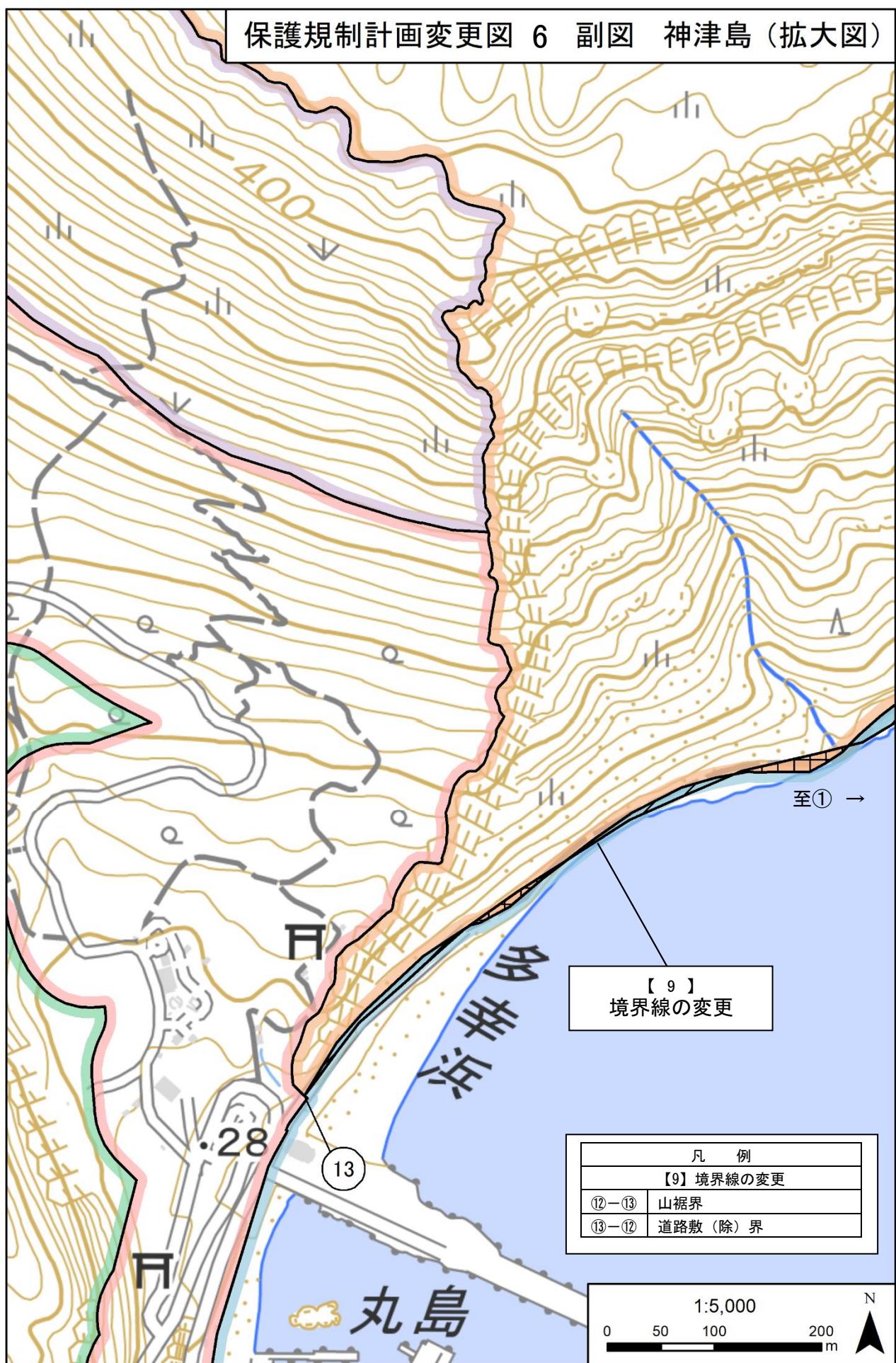
保護規制計画変更図 5 副図 大島 (拡大図)



保護規制計画変更図 6 神津島



保護規制計画変更図 6 副図 神津島（拡大図）



保護規制計画変更図 6 副図 神津島（拡大図）

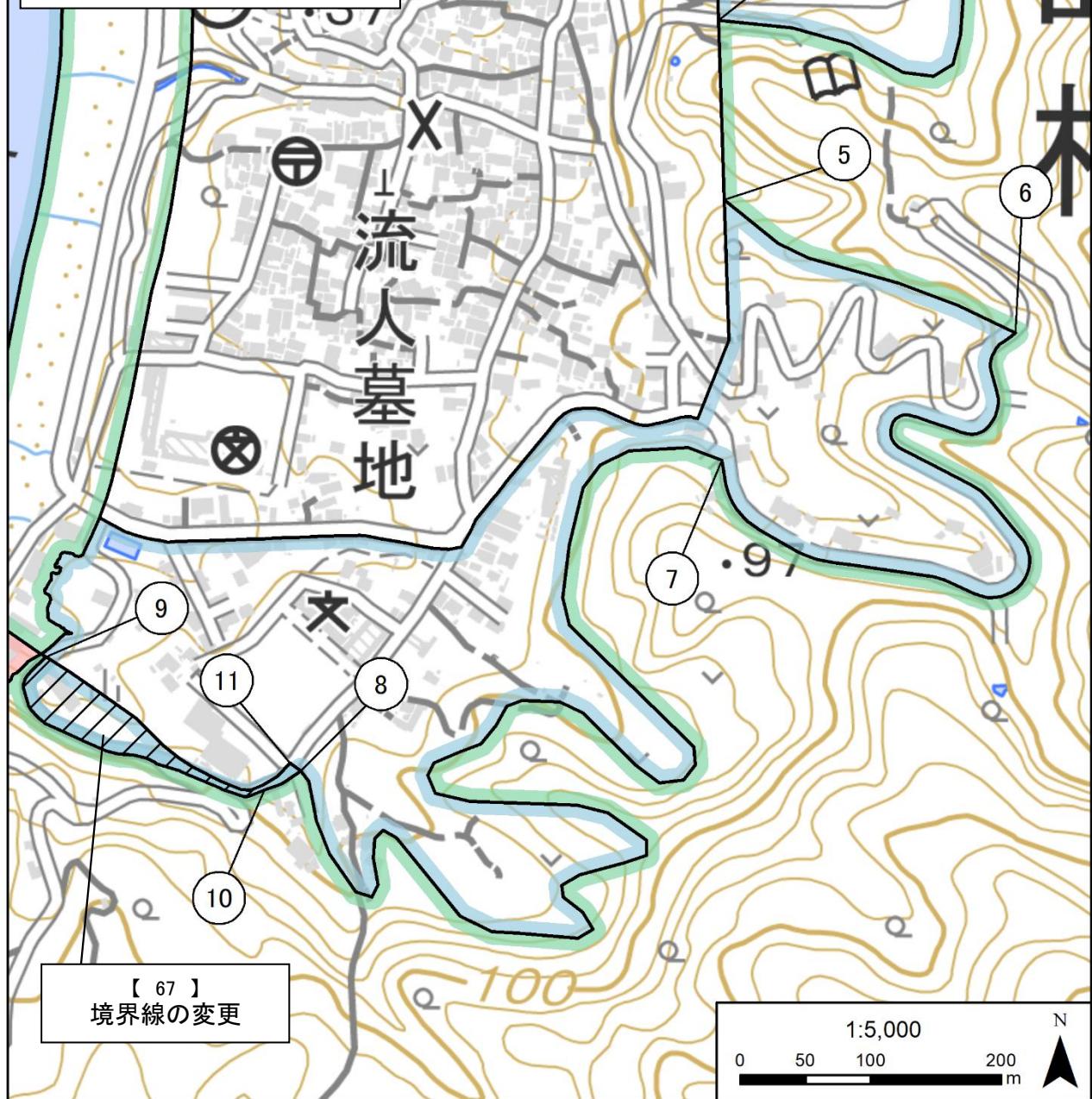


保護規制計画変更図 6 副図 神津島（拡大図）

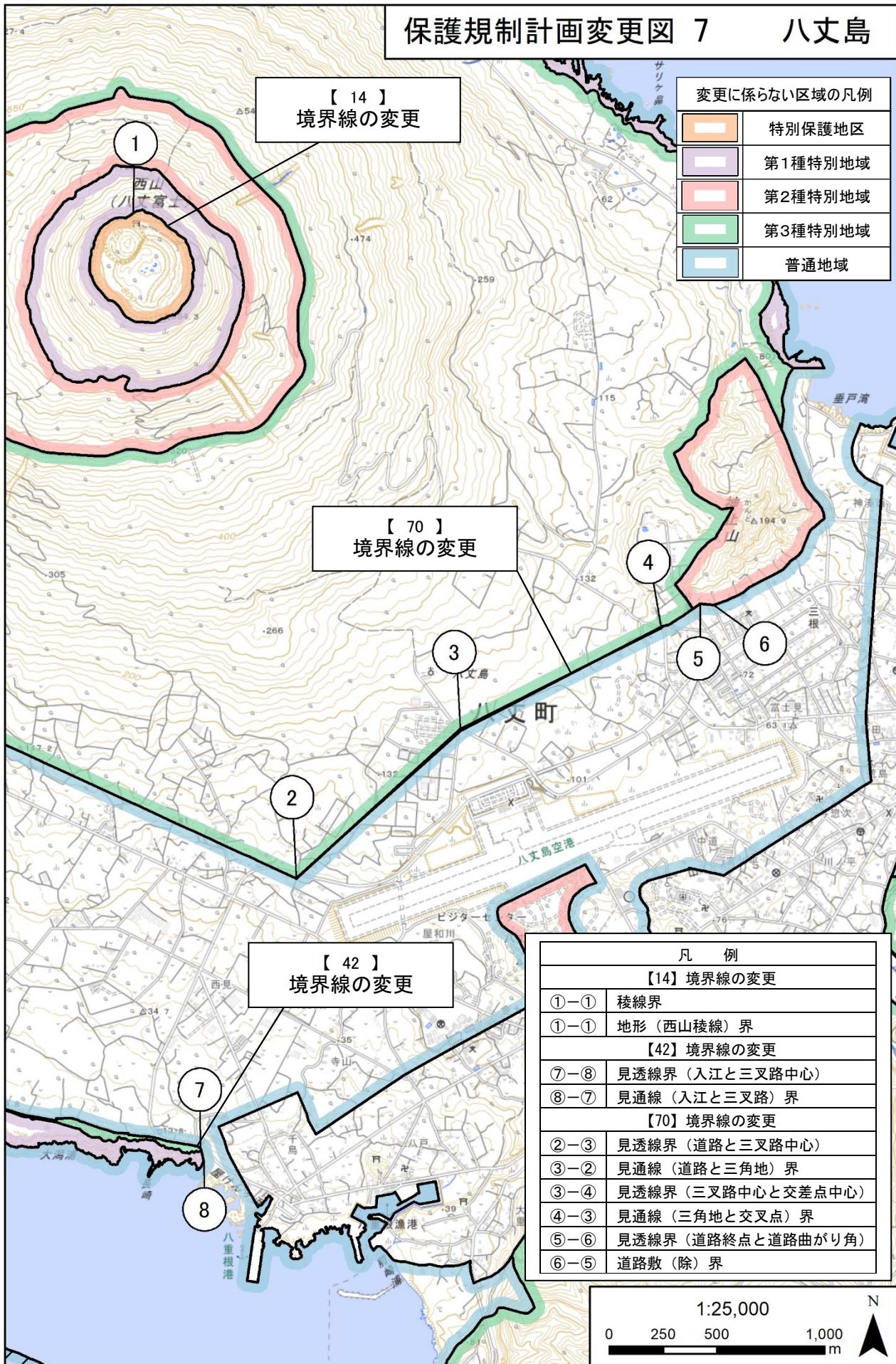


保護規制計画変更図 6 副図 神津島（拡大図）

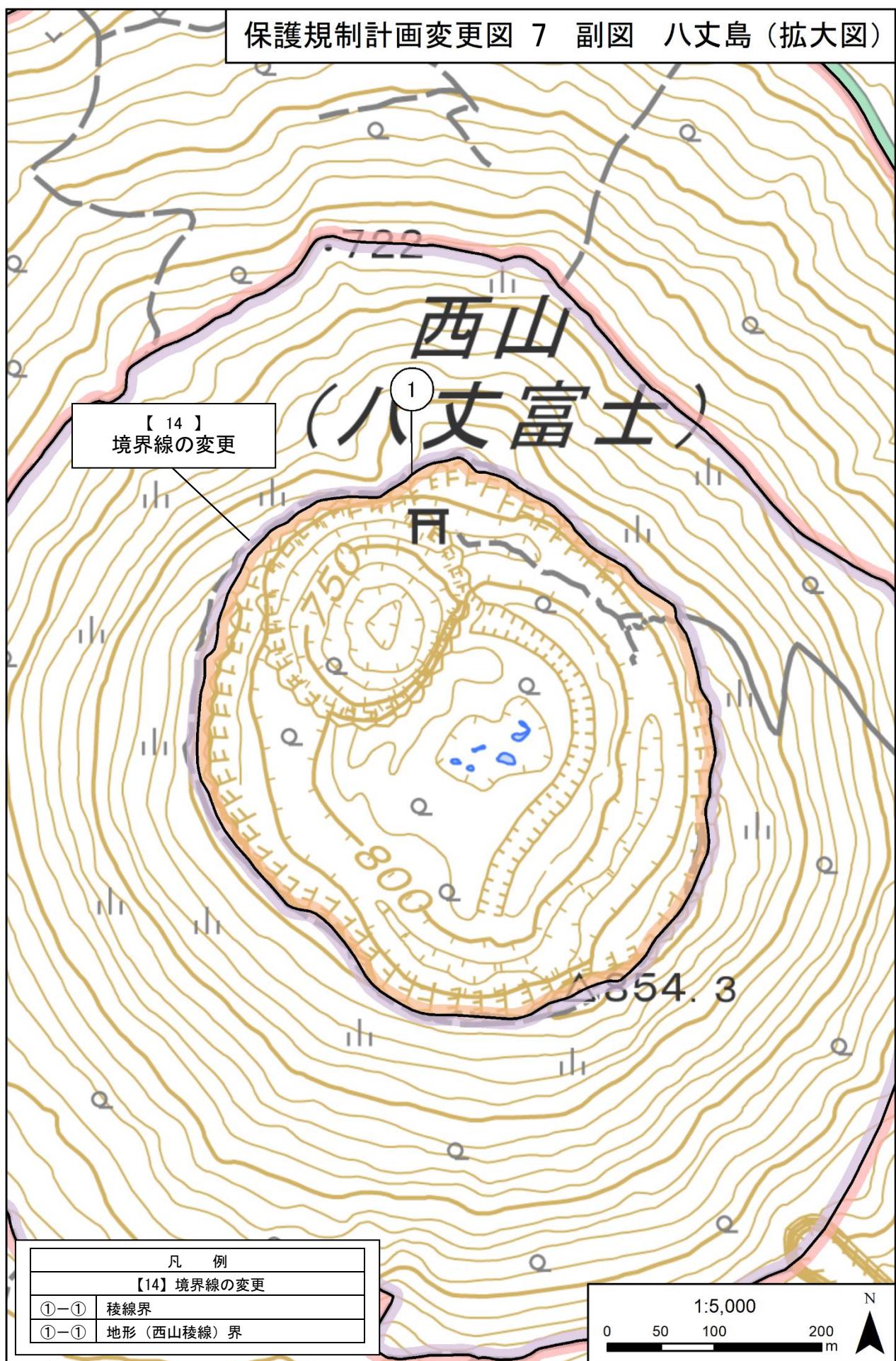
凡 例	
【57】境界線の変更	
①-②	地類界（樹林地とその他）
②-①	地類（耕作地と樹林地）界
③-④	地類界（樹林地とその他）
④-③	地類（耕作地と樹林地）界
⑤-⑥	地類界（樹林地とその他）
⑥-⑤	地類（耕作地と樹林地）界
⑦-⑧	地類界（樹林地とその他）
⑧-⑦	地類（耕作地と樹林地）界
【67】境界線の変更	
⑨-⑩	道路敷（除）界
⑩-⑧	地類界（樹林地とその他）
⑧-⑪	地類（耕作地と樹林地）界
⑪-⑨	地形（沢）界



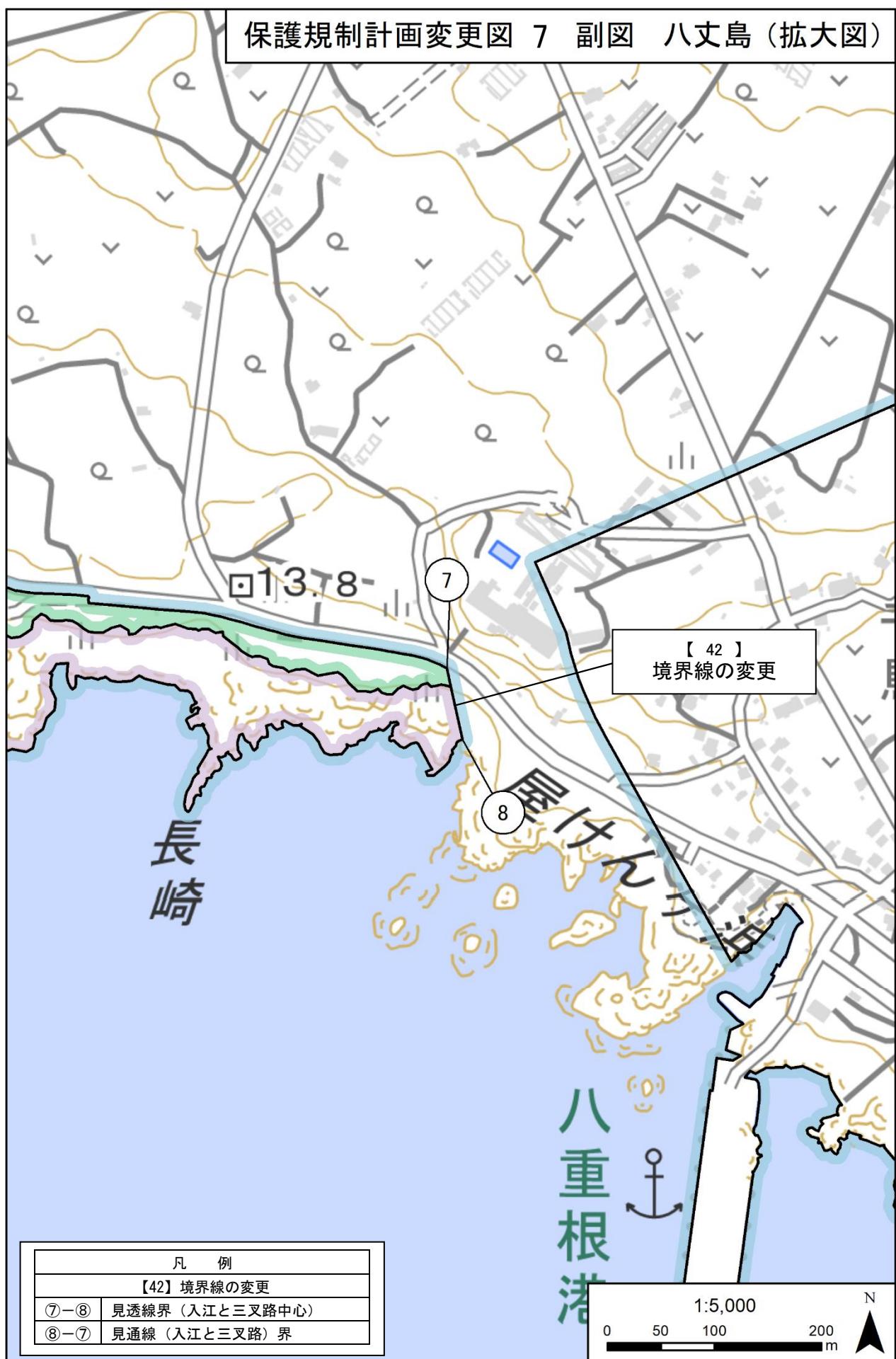
保護規制計画変更図 7 八丈島



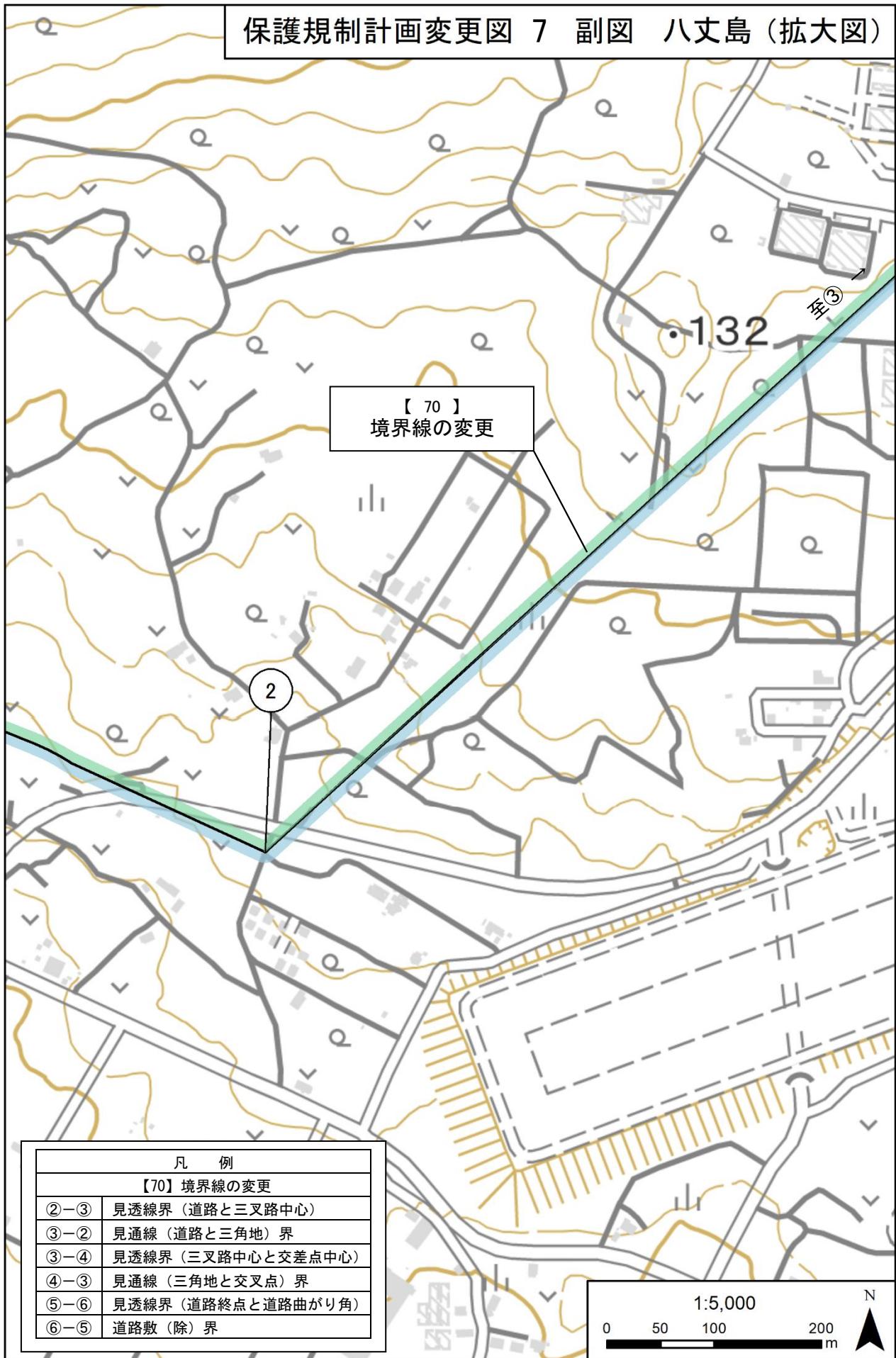
保護規制計画変更図 7 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 7 副図 八丈島（拡大図）



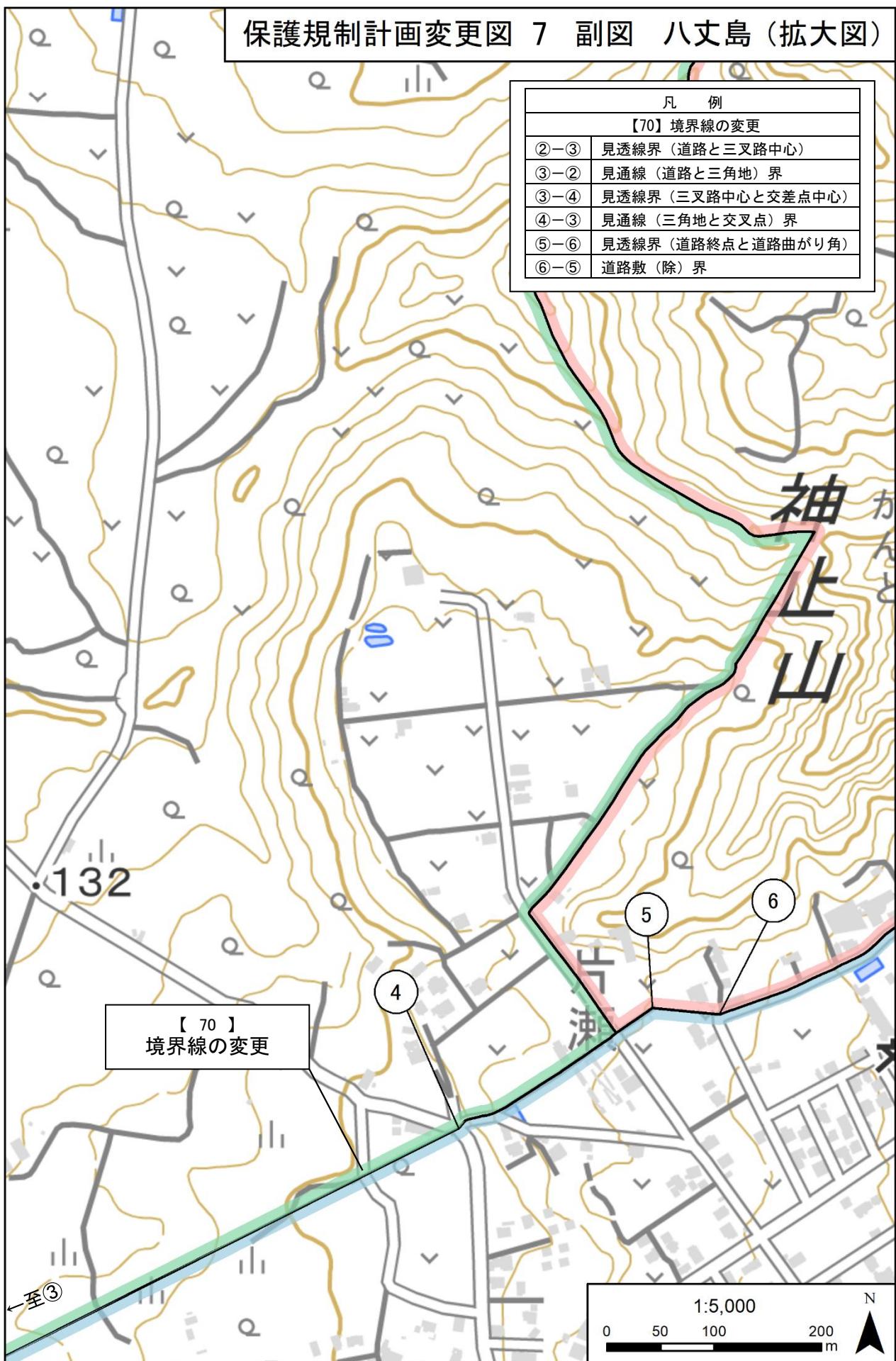
保護規制計画変更図 7 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 7 副図 八丈島（拡大図）

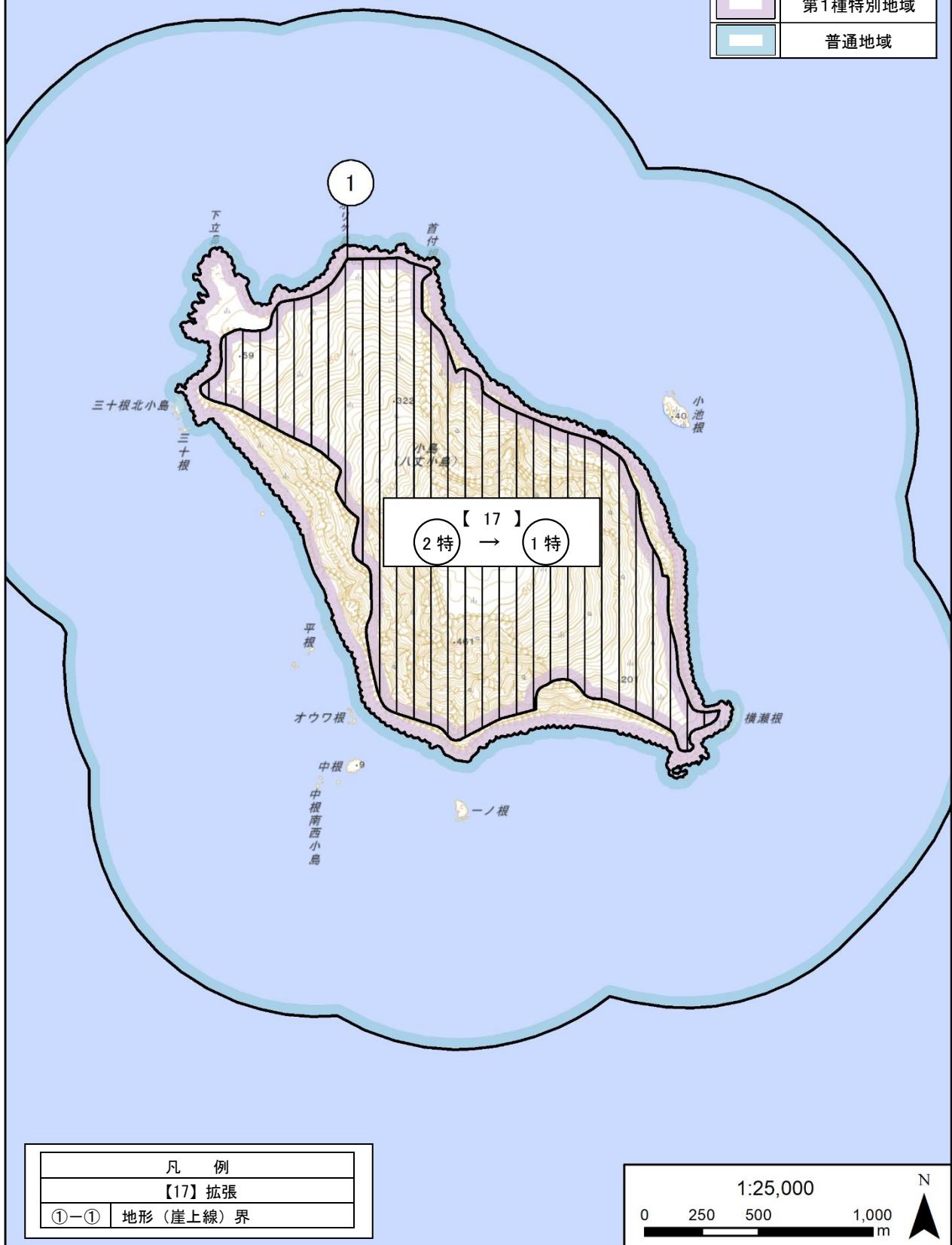


保護規制計画変更図 7 副図 八丈島（拡大図）

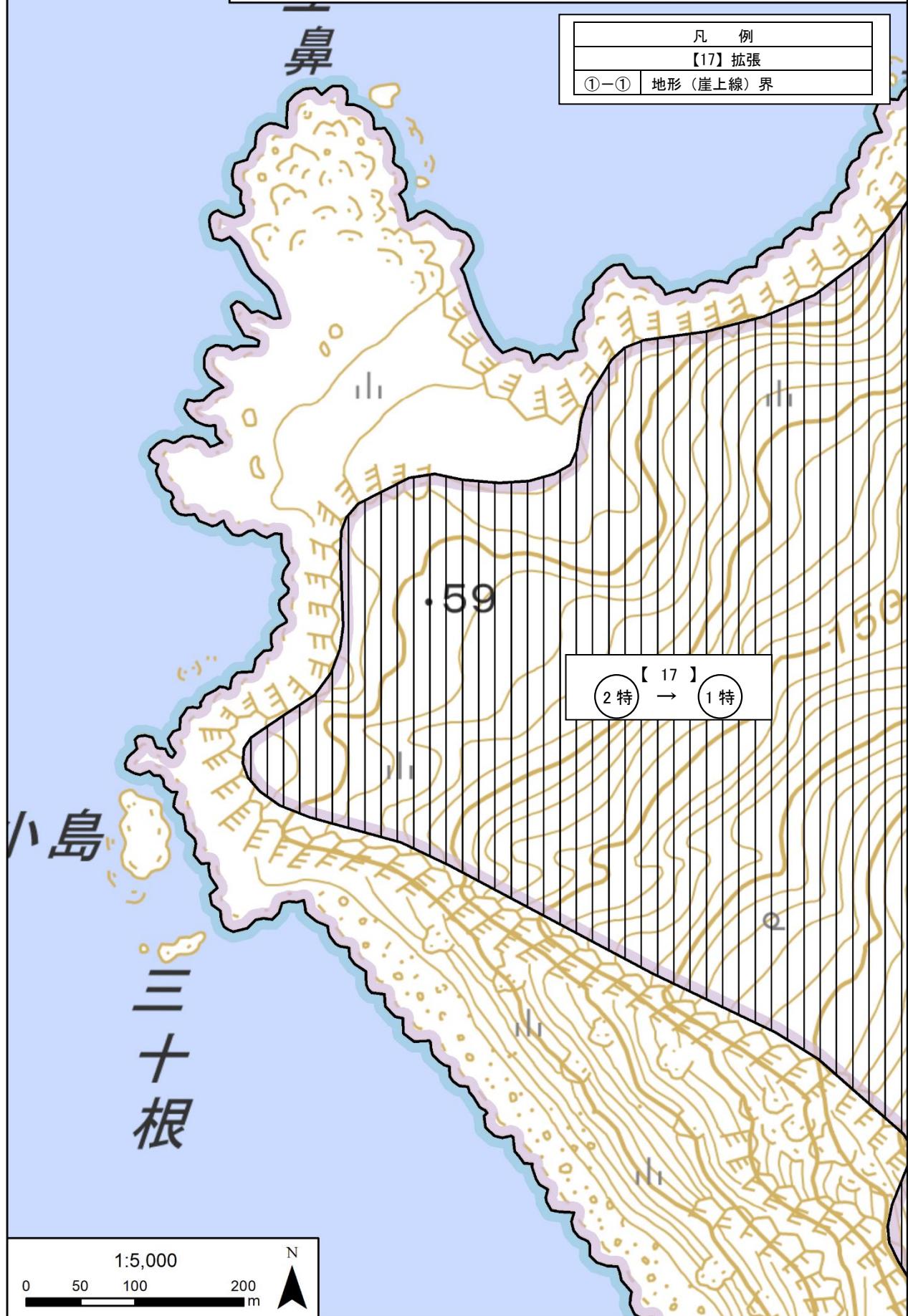


保護規制計画変更図 8 八丈島

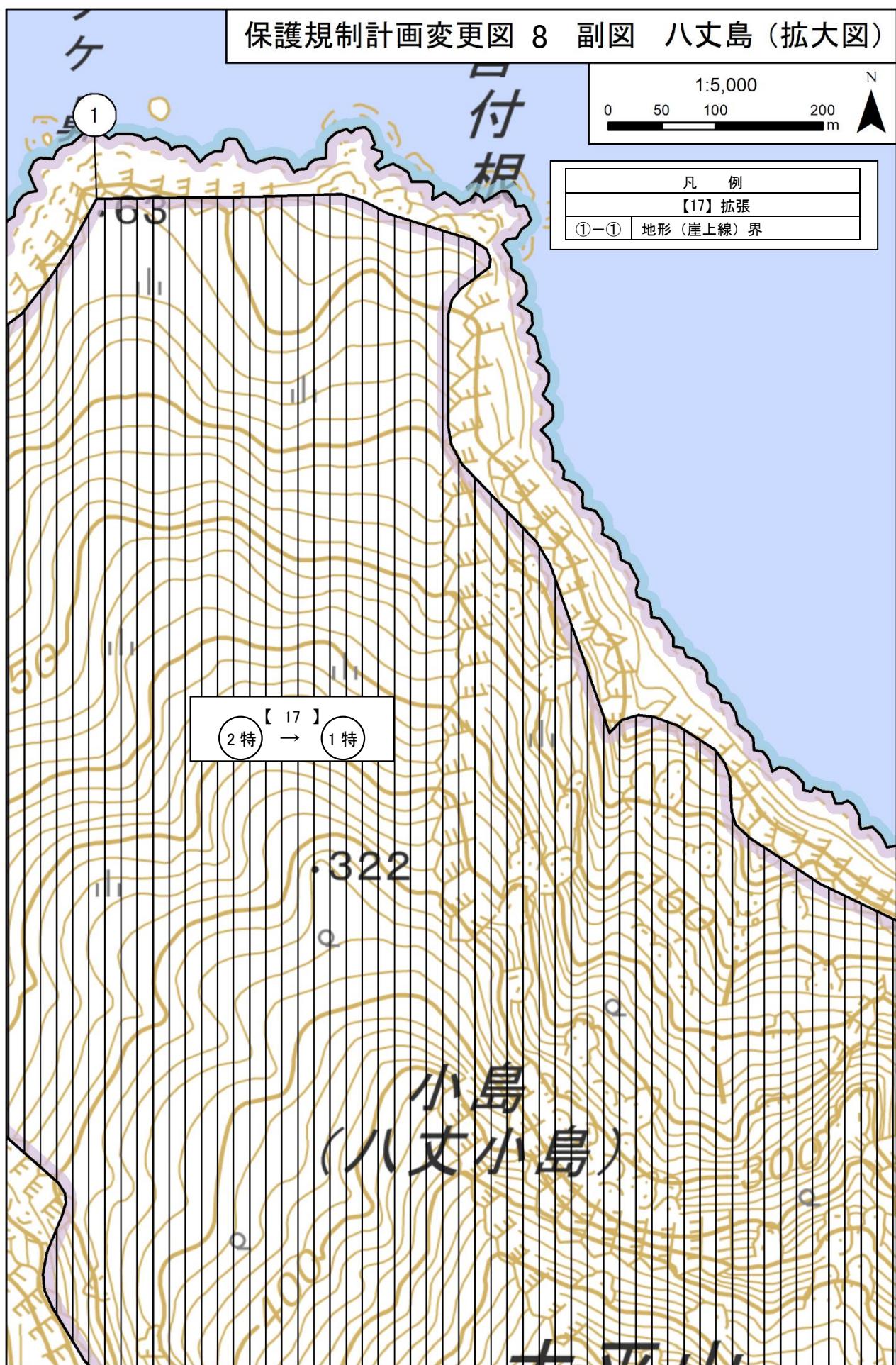
変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域
	普通地域



保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）



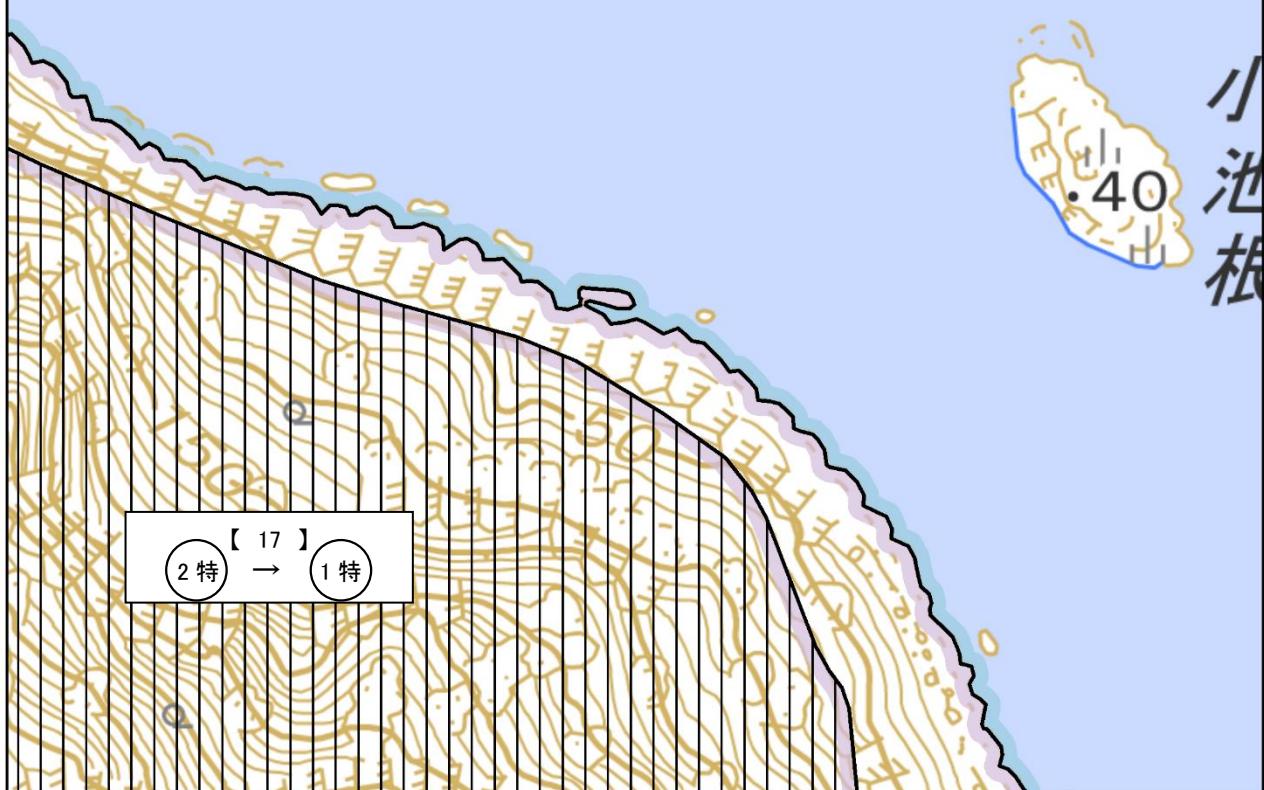
保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）

1:5,000

0 50 100 200 m

N

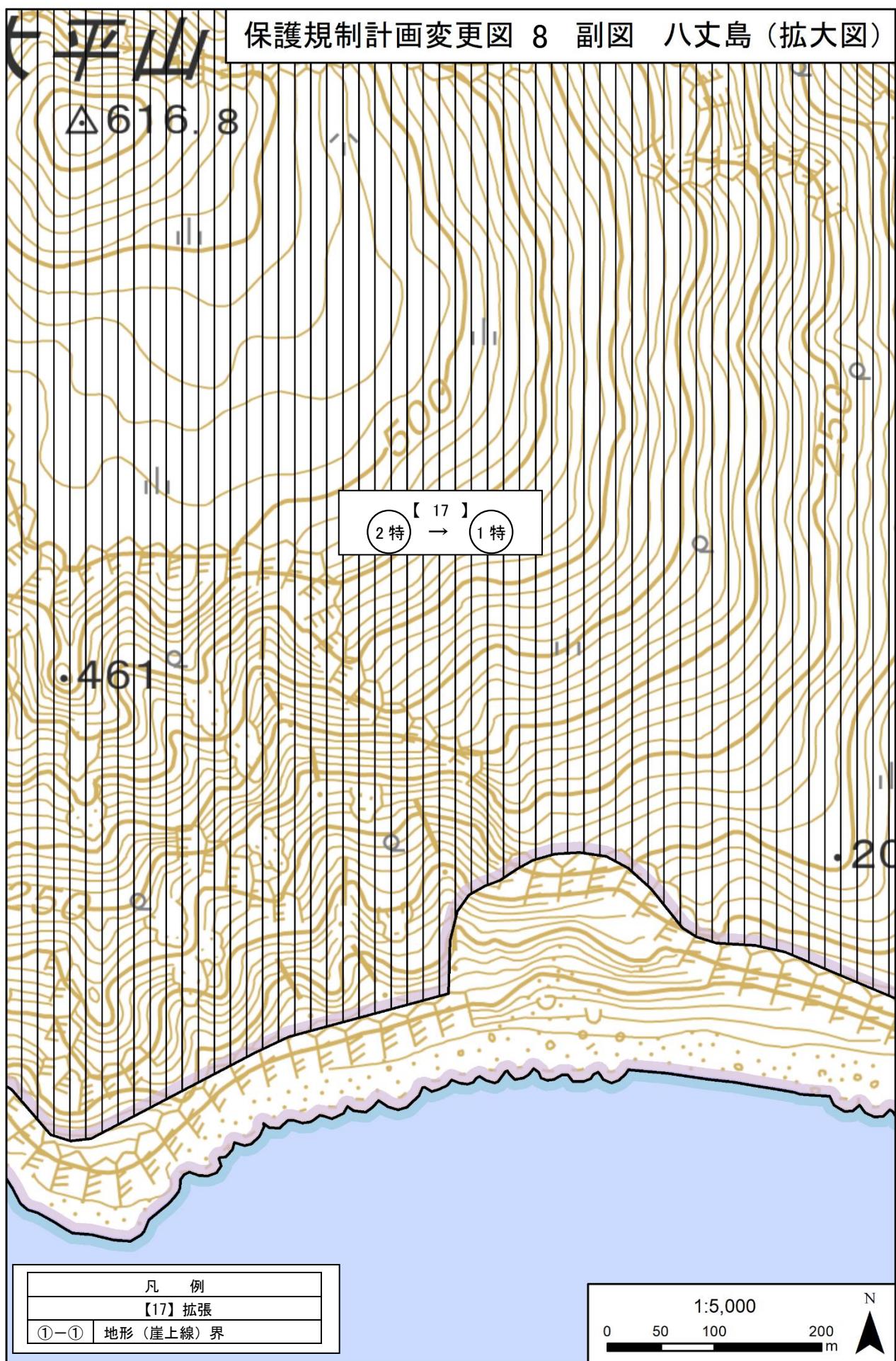
凡 例
【17】拡張
①-① 地形（崖上線）界



保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）

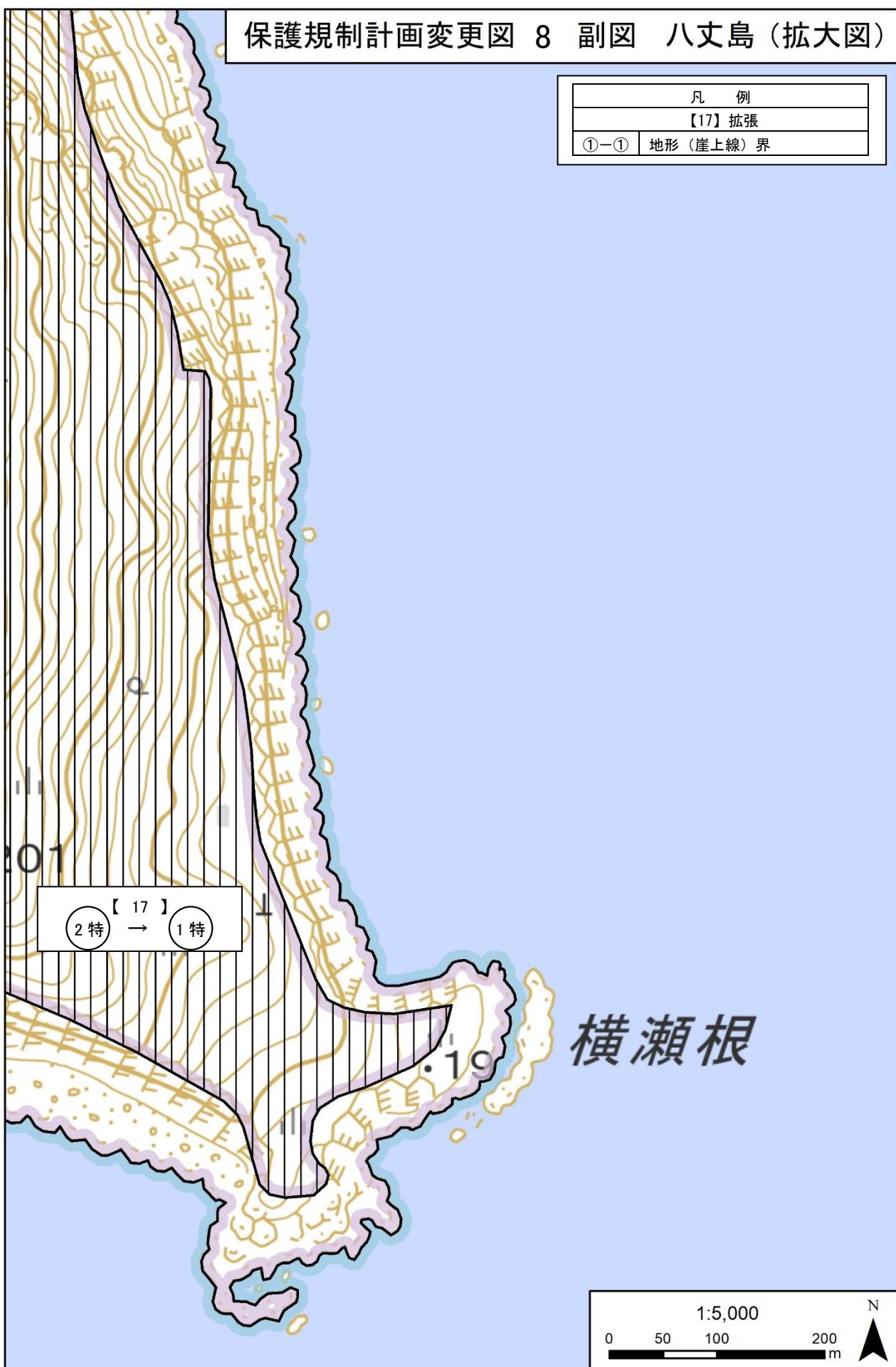


保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 8 副図 八丈島（拡大図）

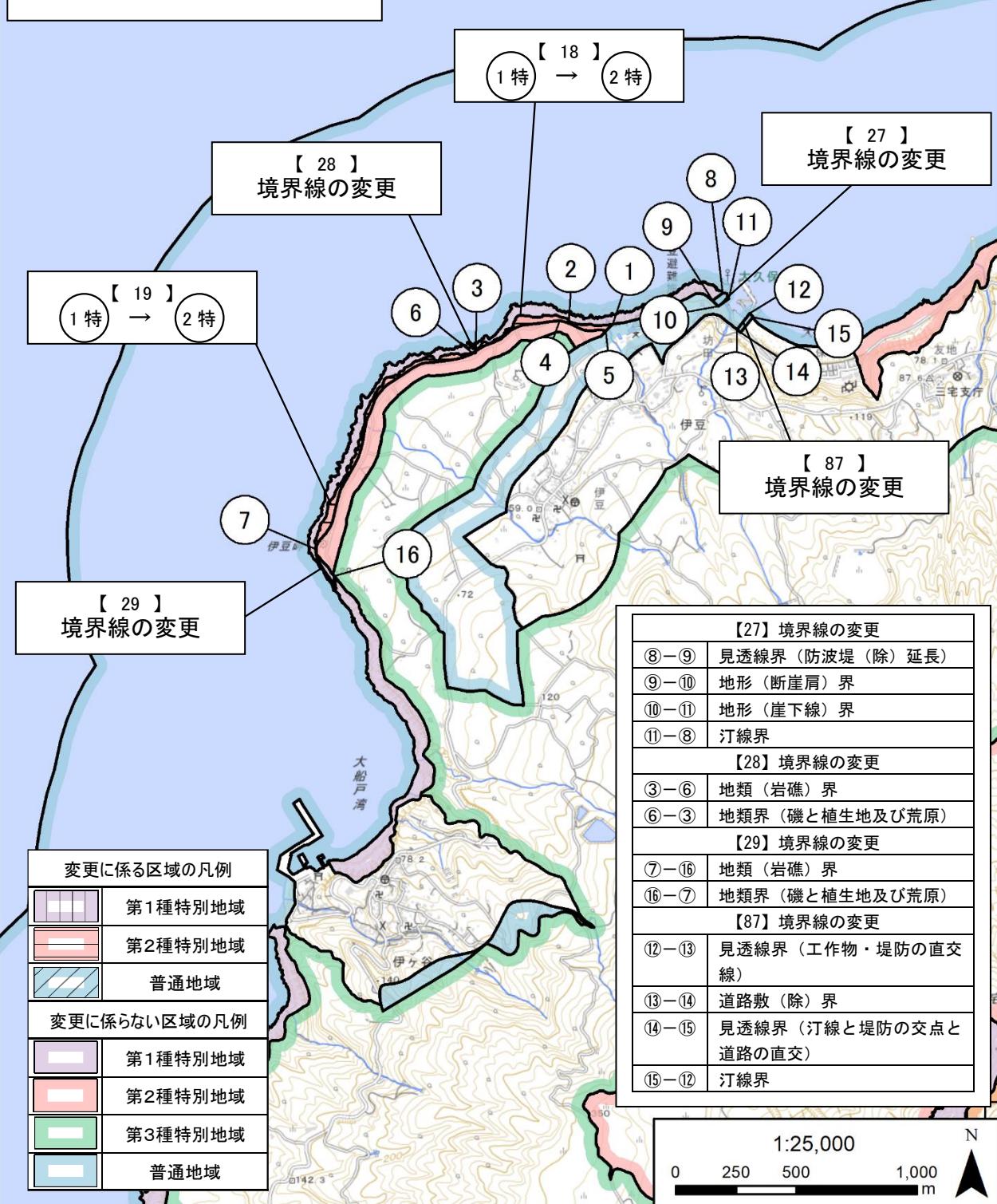
凡 例	
【17】拡張	
①-①	地形（崖上線）界



保護規制計画変更図 9

三宅島

凡 例	
【18】削除	
①-②	断崖肩界
②-③	地類界（磯と植生地及び荒原）
③-④	地類（岩礁）界
④-⑤	地形（断崖肩）界
⑤-①	道路（三宅循環線道路）中心線から300m線界
【19】削除	
⑥-⑦	地類界（磯と植生地及び荒原）
⑦-⑥	地類（岩礁）界

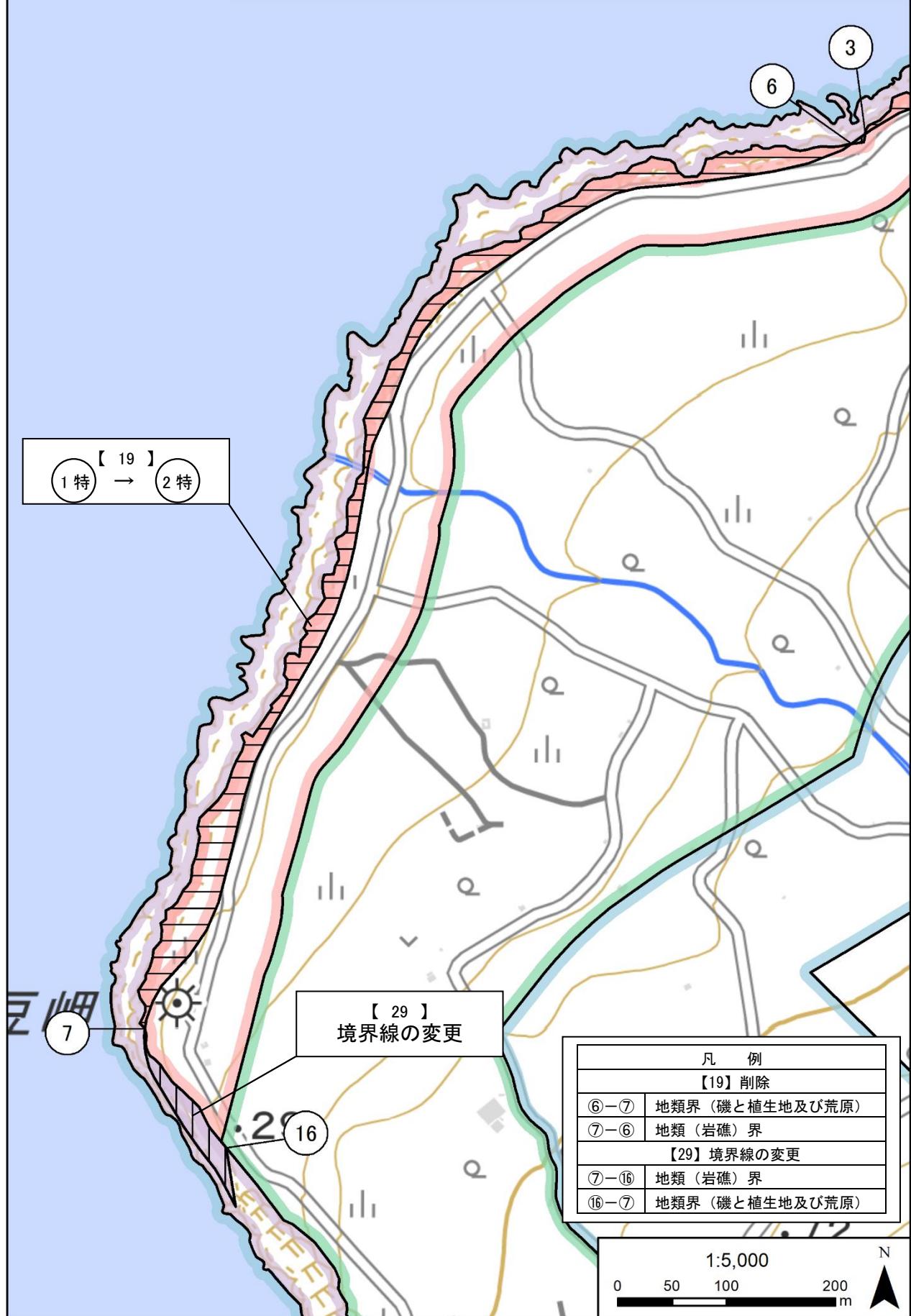


保護規制計画変更図 9 副図 三宅島（拡大図）

凡 例	
【18】削除	
①-②	断崖肩界
②-③	地類界（磯と植生地及び荒原）
③-④	地類（岩礁）界
④-⑤	地形（断崖肩）界
⑤-①	道路（三宅循環線道路）中心線から300m 線界
【28】境界線の変更	
③-⑥	地類（岩礁）界
⑥-③	地類界（磯と植生地及び荒原）



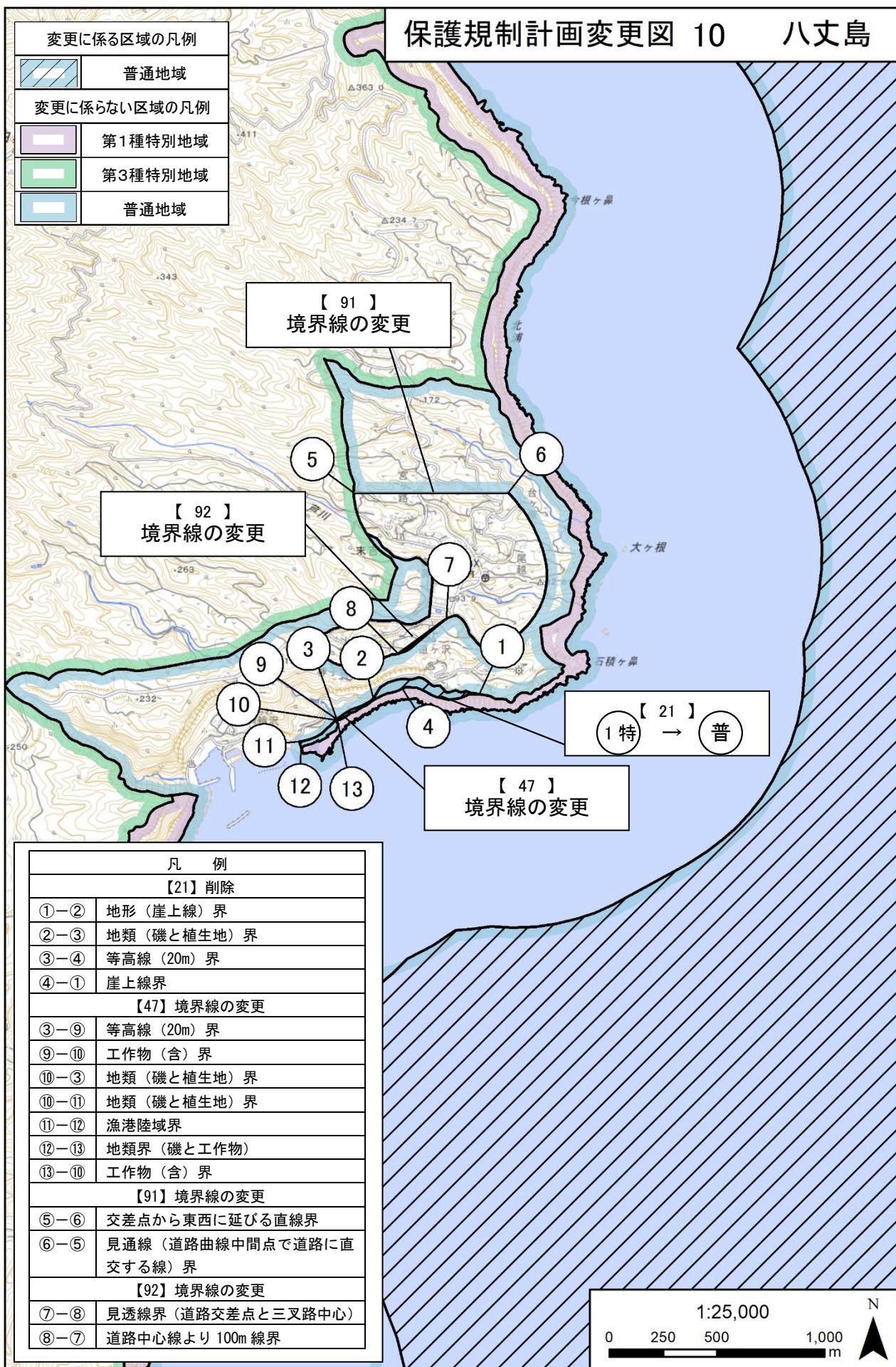
保護規制計画変更図 9 副図 三宅島（拡大図）



保護規制計画変更図 9 副図 三宅島（拡大図）



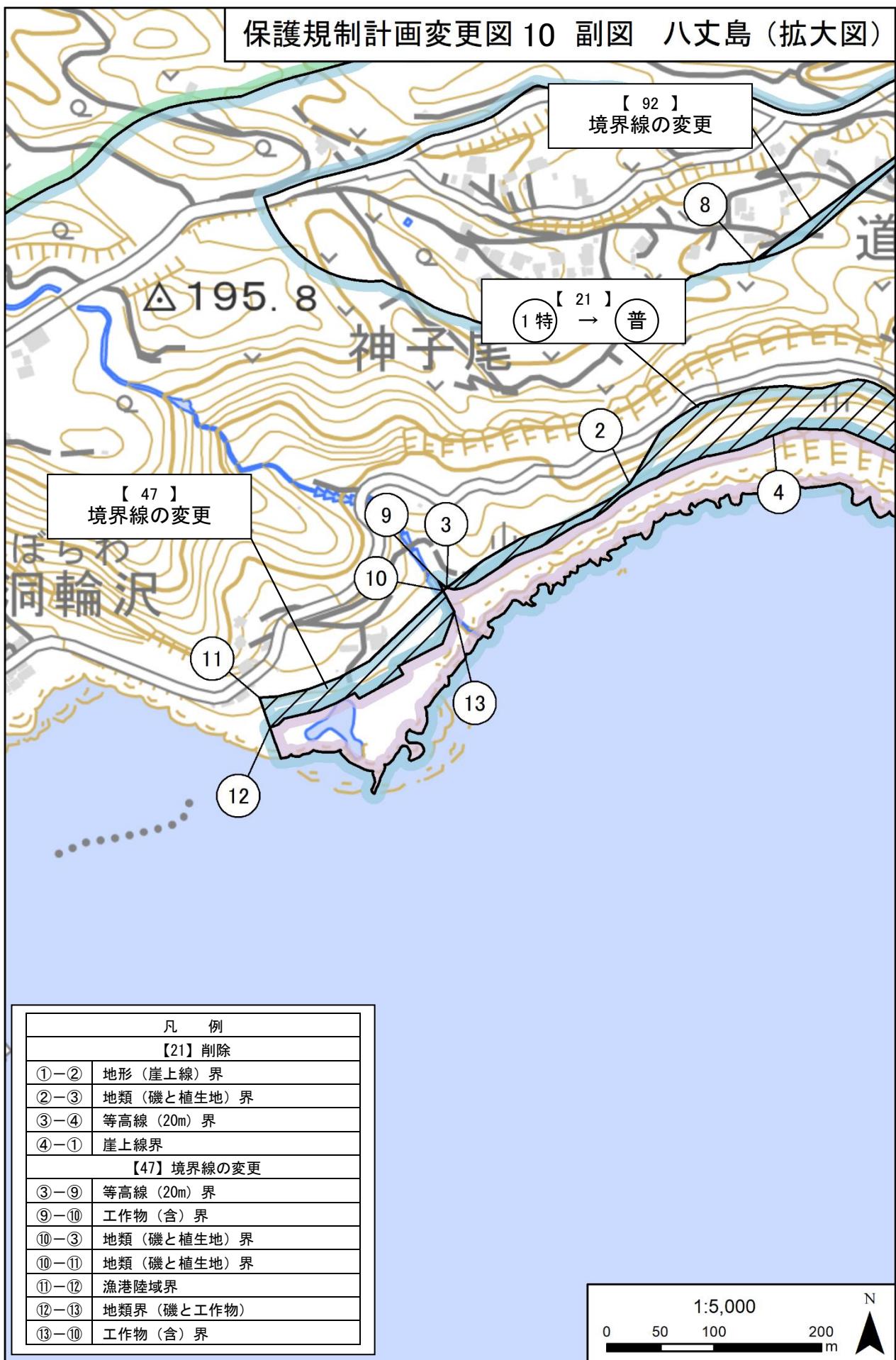
保護規制計画変更図 10 八丈島



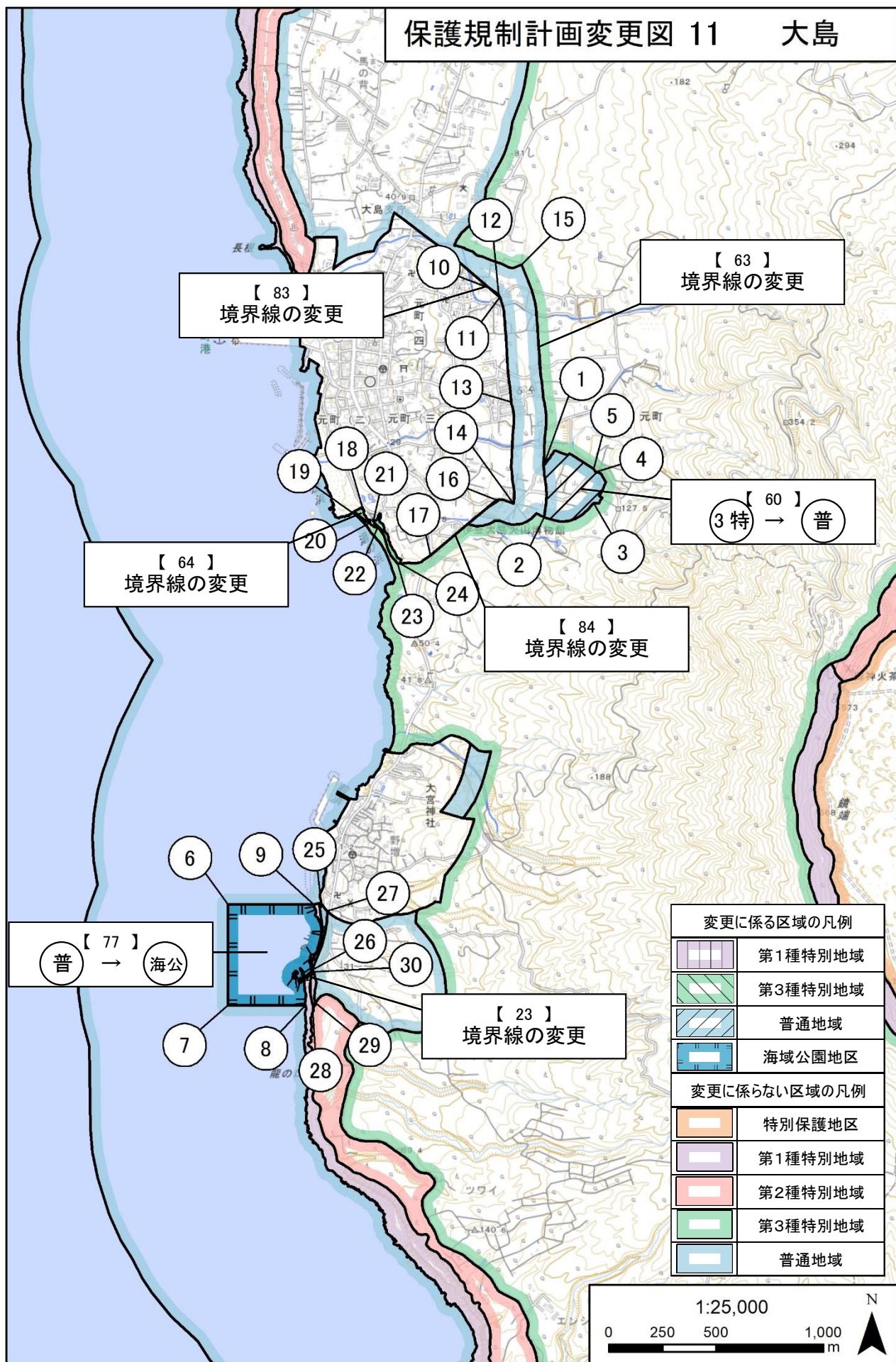
保護規制計画変更図 10 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 10 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 11 大島



凡 例	
【77】 拡張	
⑥-⑦	⑨の真西 400m から真南に延びる直線界
⑦-⑧	沢と汀線の交点から真西に延びる直線界
⑧-⑨	汀線（最高高潮位）界
⑨-⑥	⑨から真西に延びる直線界
【60】 削除	
①-②	見透線（⑪-⑫から 150m の延長）界
②-③	道路中心線から 100m 線界
③-④	都市計画公園区域界
④-⑤	見透線界（都市計画公園区域東端と北端）
⑤-①	都市計画公園区域界
【23】 境界線の変更	
㉕-㉖	工作物界（護岸等）
㉖-㉗	地類（磯と植生地）界
㉗-㉕	道路中心線から 200m 線界
㉖-㉘	地類（磯と植生地）界
㉙-㉙	地形（沢）界
㉙-㉚	崖上線界
㉚-㉖	工作物界（護岸等）
【63】 境界線の変更	
㉑-㉑	公園区域線（⑪-㉑-㉑）から 150m 線界
㉑-㉑	見透線（⑪-㉑から 150m の延長）界
【64】 境界線の変更	
㉒-㉓	見透線界（磯の南側付根から擁壁に直交）
㉓-㉔	地類（砂浜と植生地）界
㉔-㉒	地類界（砂浜と工作物）
㉕-㉔	地類界（砂浜と工作物）
㉔-㉖	地類（砂浜と植生地）界
㉖-㉗	地形（沢）界
㉗-㉔	地類（砂浜と植生地）界
【83】 境界線の変更	
㉘-㉙	見透線界（道路中心線から 250m 線界と極楽橋から北東側に伸びる道路が交わる地点と、大津橋から南西側に伸びる道路に沿って 45m 地点）
㉙	極楽橋より 65m 地点
㉙-㉘	道路中心線から 250m 線界
㉙-㉘	大津橋から 45m 地点と㉙の見透線界
【84】 境界線の変更	
㉚-㉙	見透線界（沢と都道との交点と、交差点から東側に伸びる道路に沿って 150m 地点）
㉙-㉚	見透線（沢と交叉点より東へ 110m 地点（道路端））界

変更に係らない区域の凡例	
㉑	道路中心線から 220m 線界と道路中心線から 250m 線界が交わる地点
㉒	道路敷（除）界と道路中心線から 220m 線界が交わる地点

保護規制計画変更図 11 副図 大島 (拡大図)



保護規制計画変更図 11 副図 大島 (拡大図)

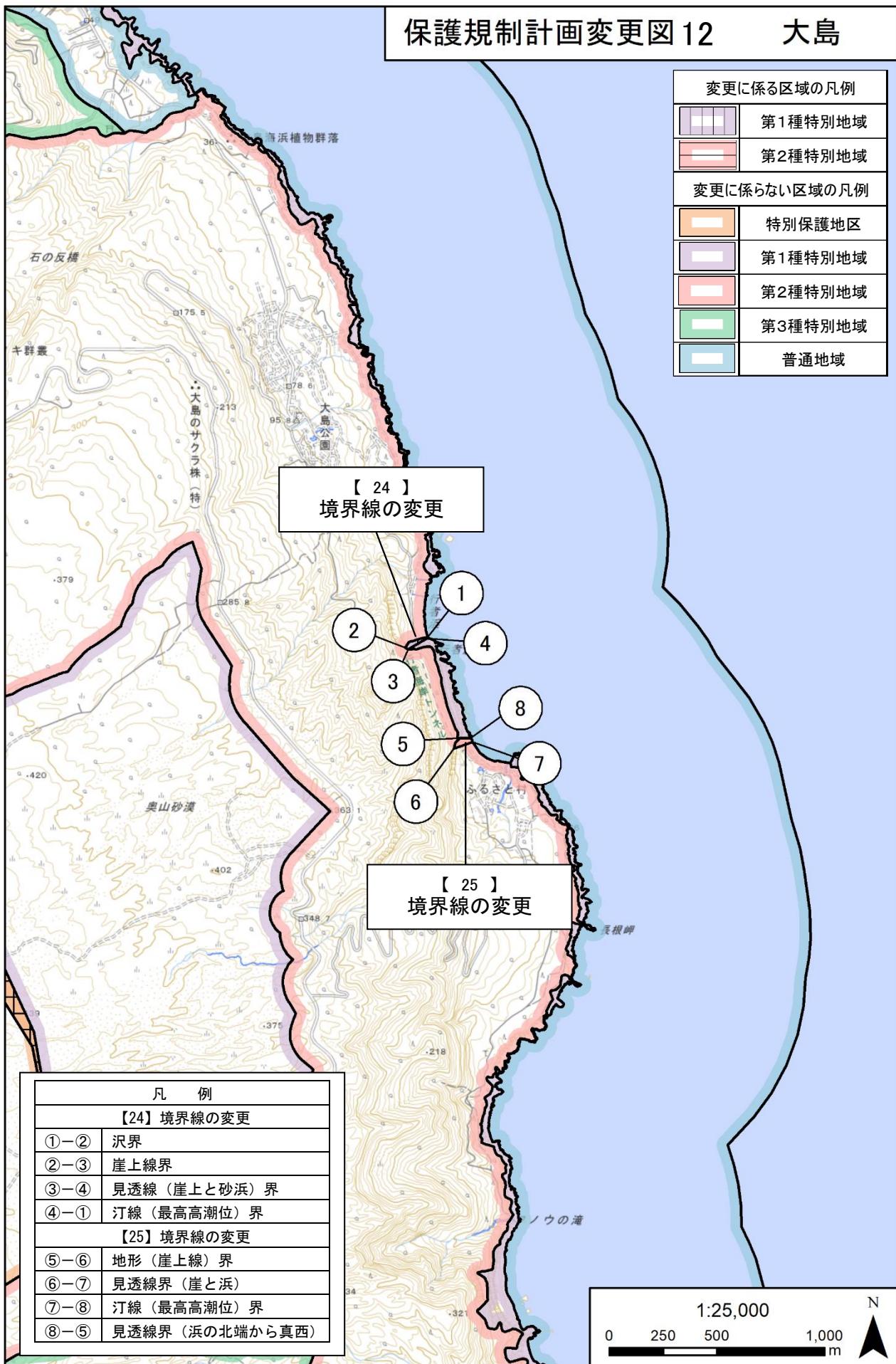


保護規制計画変更図 11 副図 大島 (拡大図)



保護規制計画変更図 12

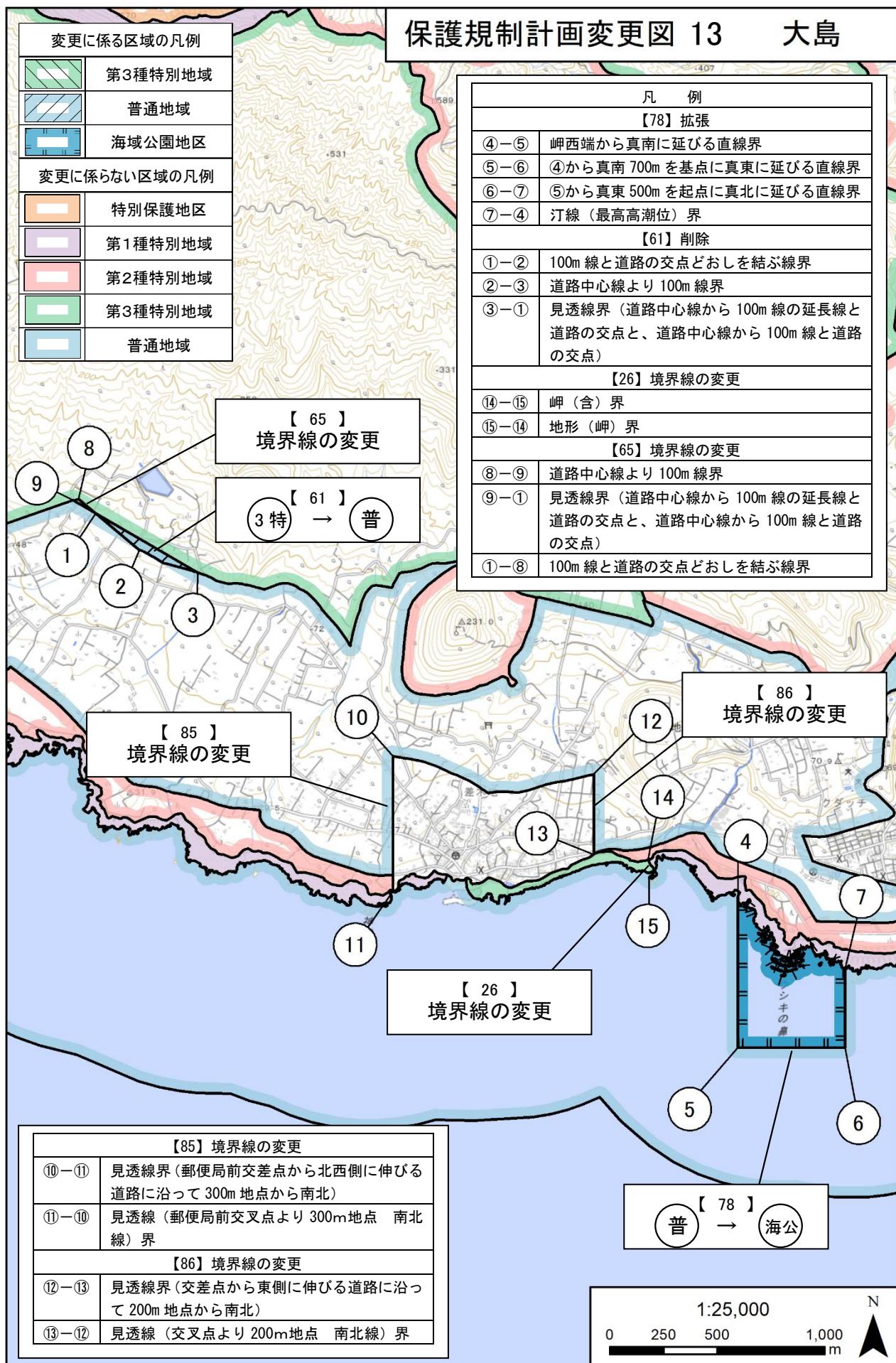
大島



保護規制計画変更図 12 副図 大島（拡大図）



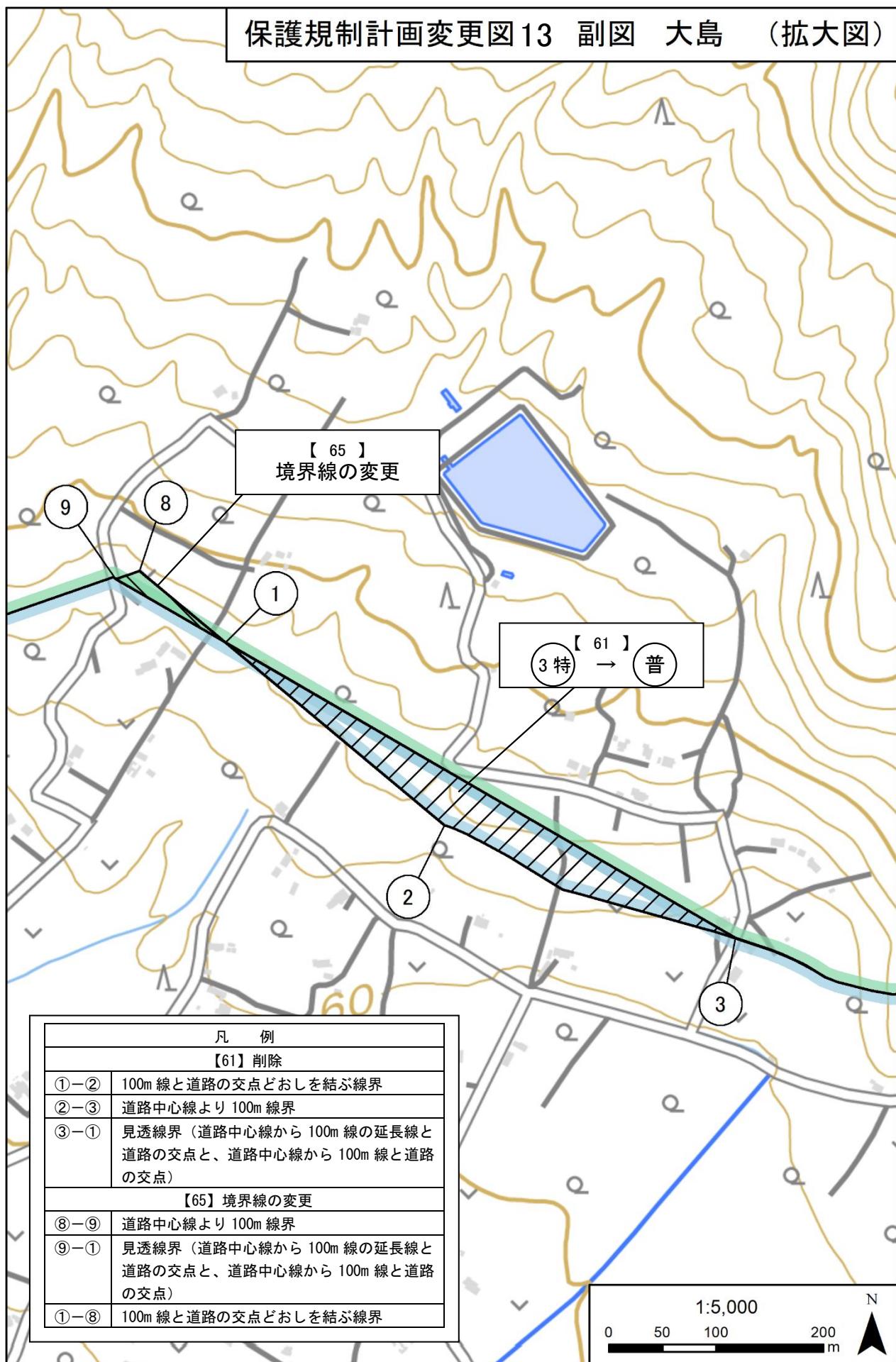
保護規制計画変更図 13 大島



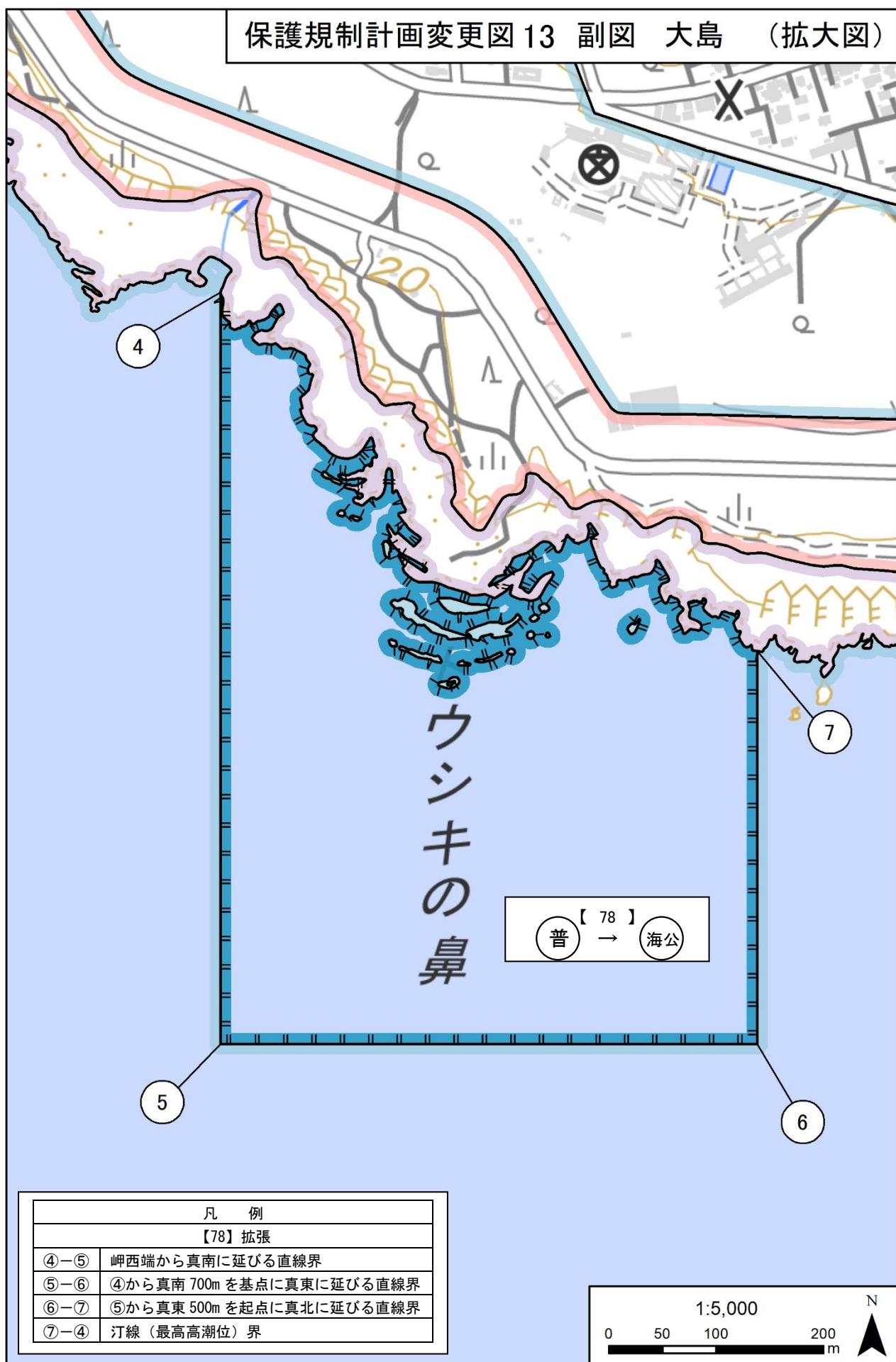
保護規制計画変更図13 副図 大島 (拡大図)



保護規制計画変更図13 副図 大島 (拡大図)

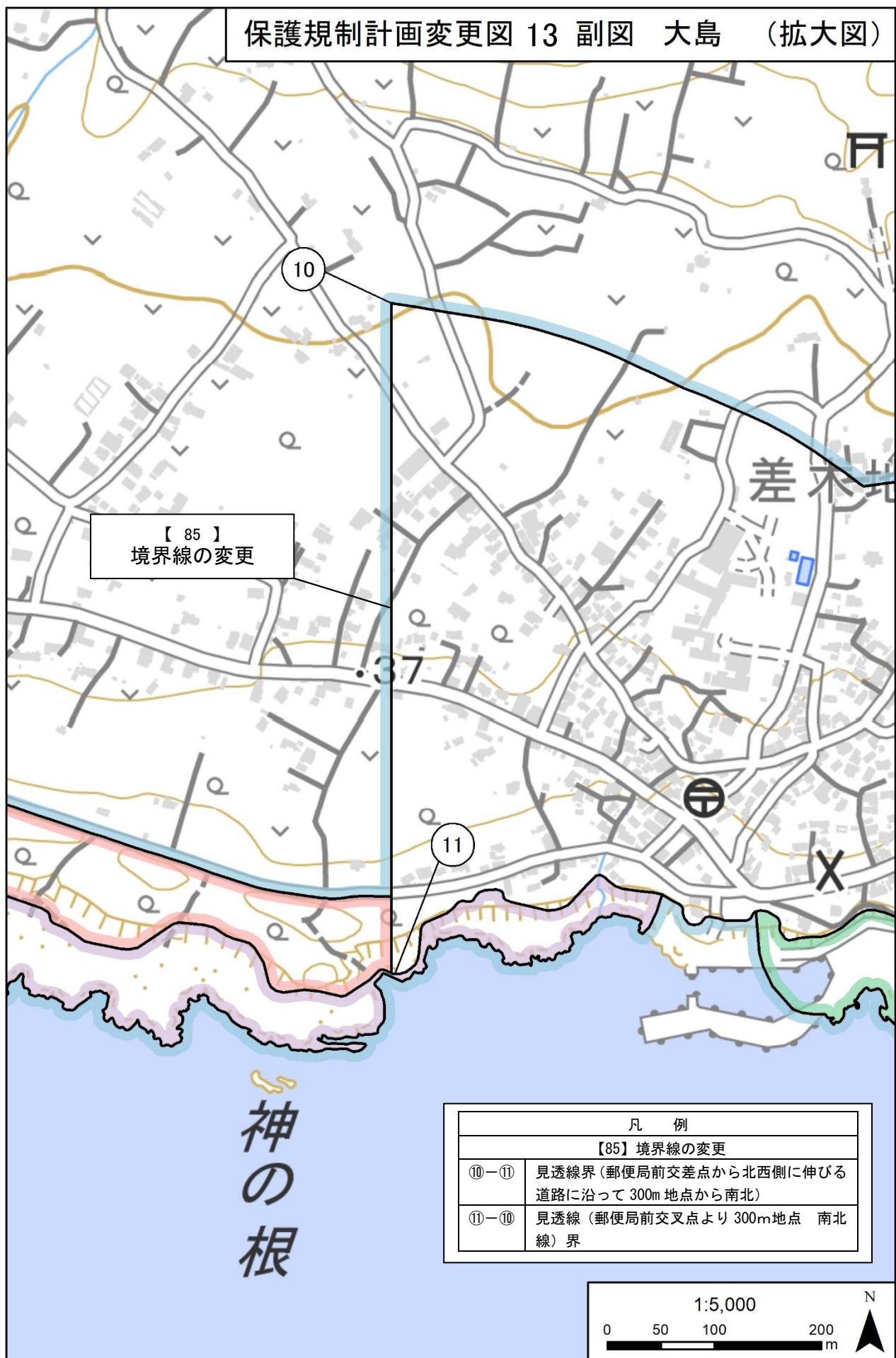


保護規制計画変更図 13 副図 大島 (拡大図)



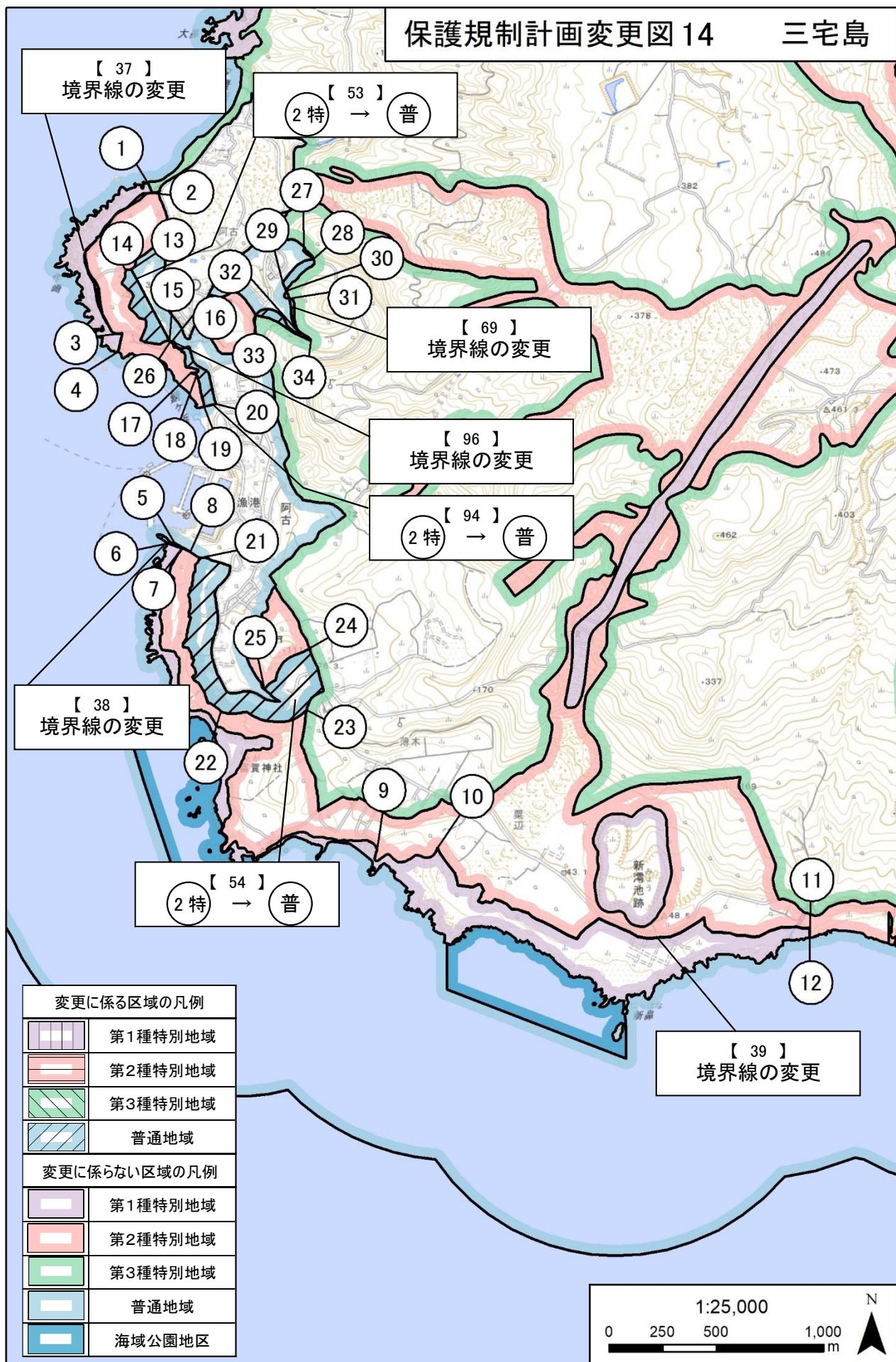
凡 例	
【78】拡張	
④-⑤	岬西端から真南に延びる直線界
⑤-⑥	④から真南 700m を基点に真東に延びる直線界
⑥-⑦	⑤から真東 500m を起点に真北に延びる直線界
⑦-④	汀線（最高高潮位）界

保護規制計画変更図 13 副図 大島 (拡大図)



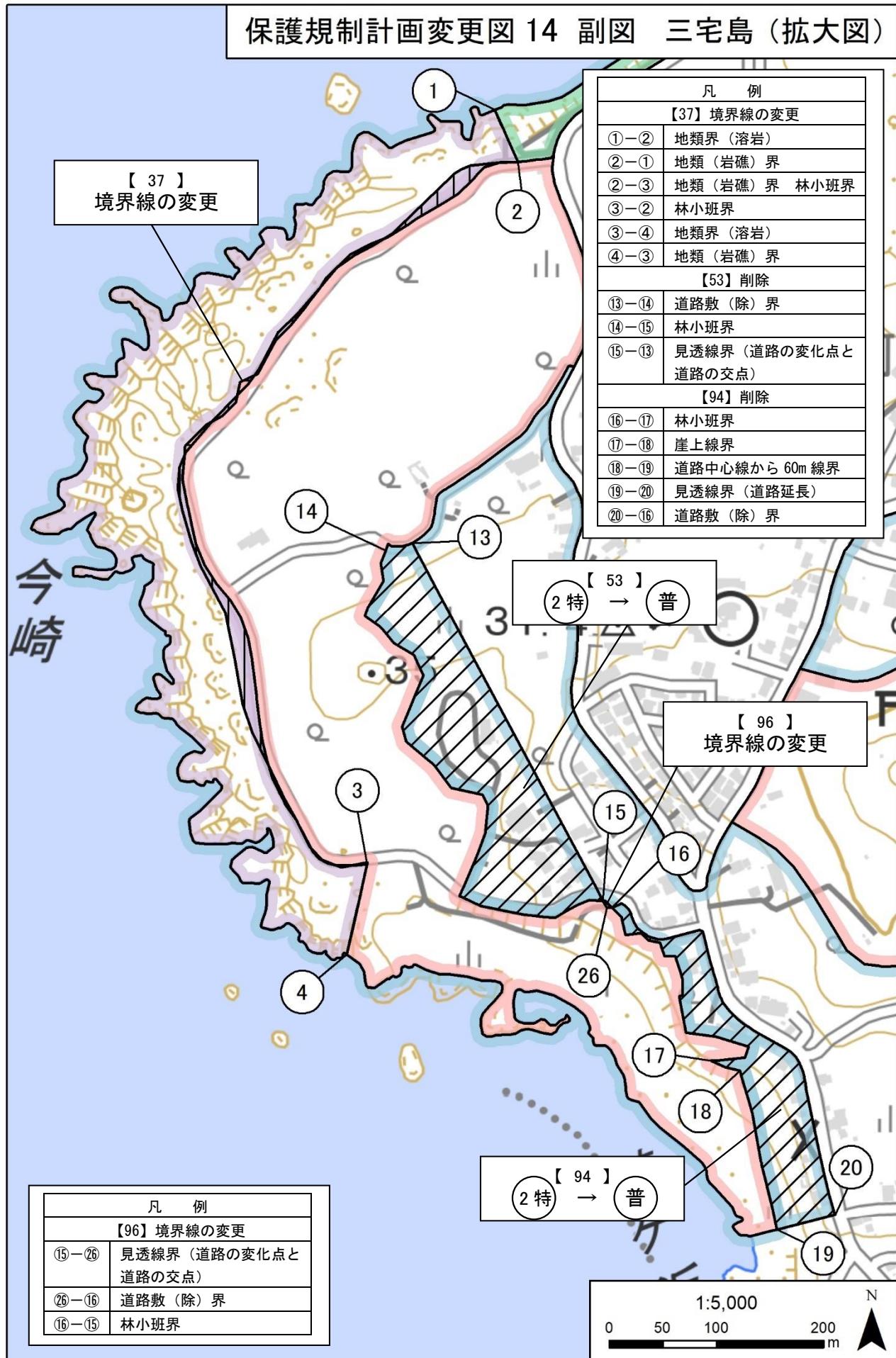
保護規制計画変更図 14

三宅島



凡例	
【37】境界線の変更	
①-②	地類界（溶岩）
②-①	地類（岩礁）界
②-③	地類（岩礁）界 林小班界
③-②	林小班界
③-④	地類界（溶岩）
④-③	地類（岩礁）界
【38】境界線の変更	
⑤-⑥	汀線（最高高潮位）界
⑥-⑦	見透線界（歩道延長）
⑦-⑧	道路敷（除）界
⑧-⑤	見透線界（歩道終点と防波堤南西端）
【39】境界線の変更	
⑨-⑩	地類界（溶岩流北側）
⑩-⑨	地類（溶岩流）界
⑩-⑪	林小班界
⑪-⑩	所有別界（国有林）
⑪-⑫	地類界（溶岩）
⑫-⑪	地類（岩礁）界
【53】削除	
⑬-⑭	道路敷（除）界
⑭-⑮	林小班界
⑮-⑯	見透線界（道路の変化点と道路の交点）
【94】削除	
⑯-⑰	林小班界
⑰-⑯	崖上線界
⑯-⑯	道路中心線から 60m 線界
⑯-⑯	見透線界（道路延長）
⑯-⑯	道路敷（除）界
【54】削除	
⑰-⑱	林小班界
⑱-⑲	道路中心線から 100m 線界
⑲-⑳	道路敷（除）界
⑳-㉑	道路中心線から 100m 線界
㉑-㉑	道路敷（除）界
【96】境界線の変更	
㉑-㉒	見透線界（道路の変化点と道路の交点）
㉒-㉑	道路敷（除）界
㉑-㉑	林小班界
【69】境界線の変更	
㉓-㉔	等高線（80m）界
㉔-㉓	道路敷（除）界
㉓-㉕	地形（傾斜変換線）界
㉕-㉔	道路敷（除）界
㉔-㉖	等高線（80m）界
㉖-㉕	等高線（80m）界
㉕-㉖	道路敷（除）界
㉖-㉗	道路敷（除）界
㉗-㉘	地形（沢）界
㉘-㉙	沢界
㉙-㉘	等高線（80m）界

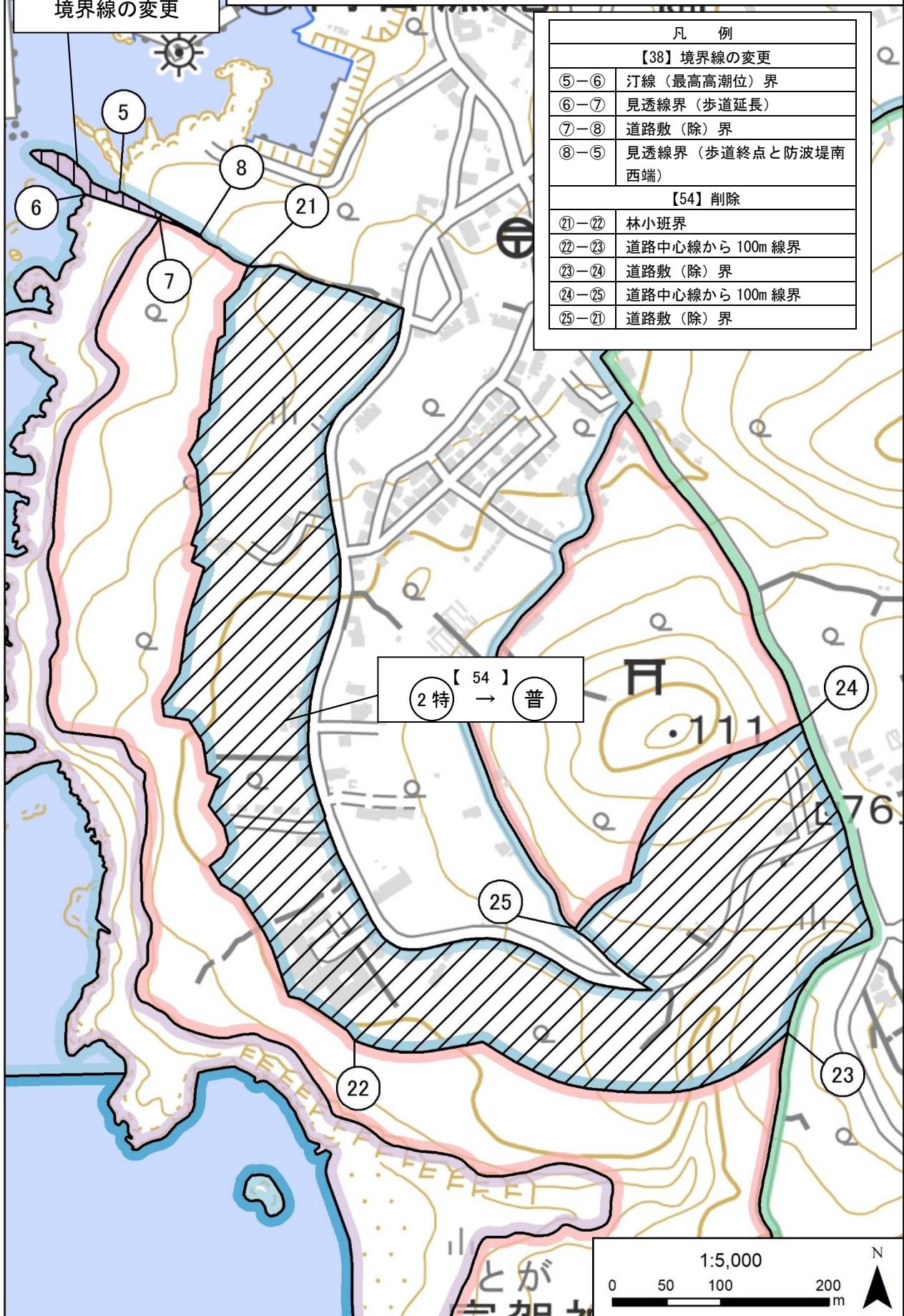
保護規制計画変更図 14 副図 三宅島（拡大図）



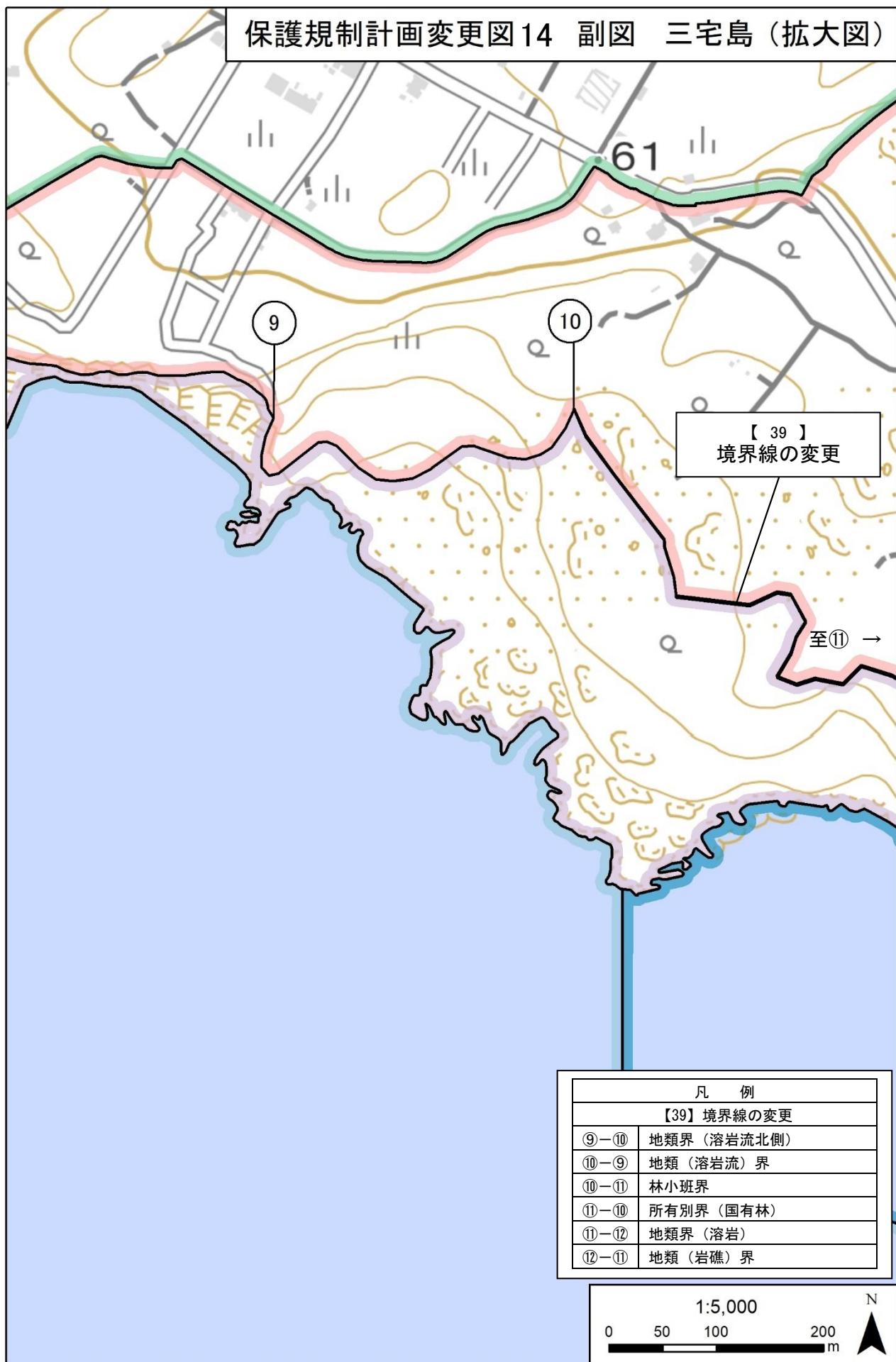
保護規制計画変更図 14 副図 三宅島（拡大図）

【38】
境界線の変更

凡 例	
【38】境界線の変更	
⑤-⑥	汀線（最高高潮位）界
⑥-⑦	見透線界（歩道延長）
⑦-⑧	道路敷（除）界
⑧-⑤	見透線界（歩道終点と防波堤南西端）
【54】削除	
⑪-⑫	林小班界
⑫-⑬	道路中心線から 100m 線界
⑬-⑭	道路敷（除）界
⑭-⑮	道路中心線から 100m 線界
⑮-⑯	道路敷（除）界



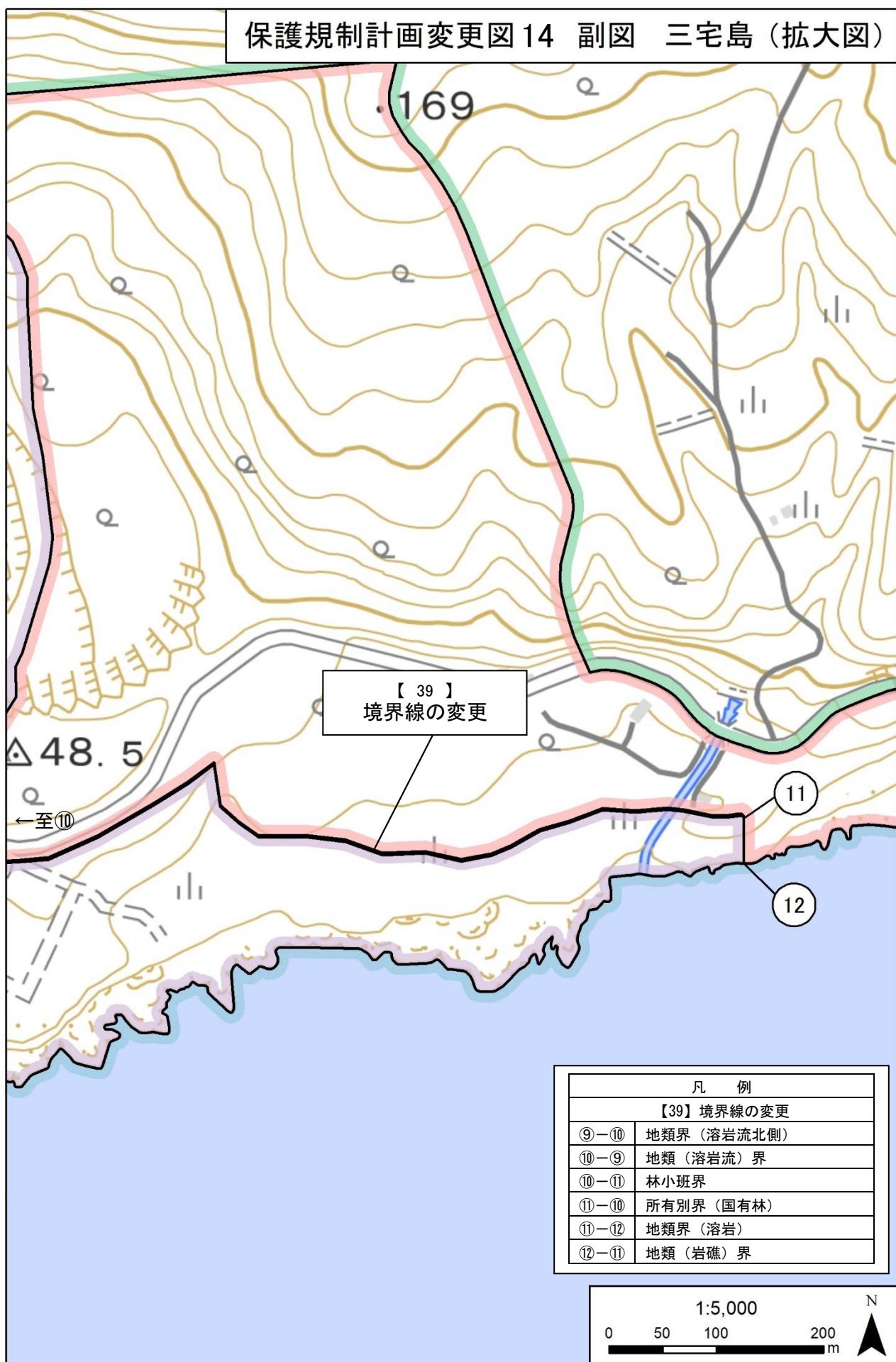
保護規制計画変更図14 副図 三宅島（拡大図）



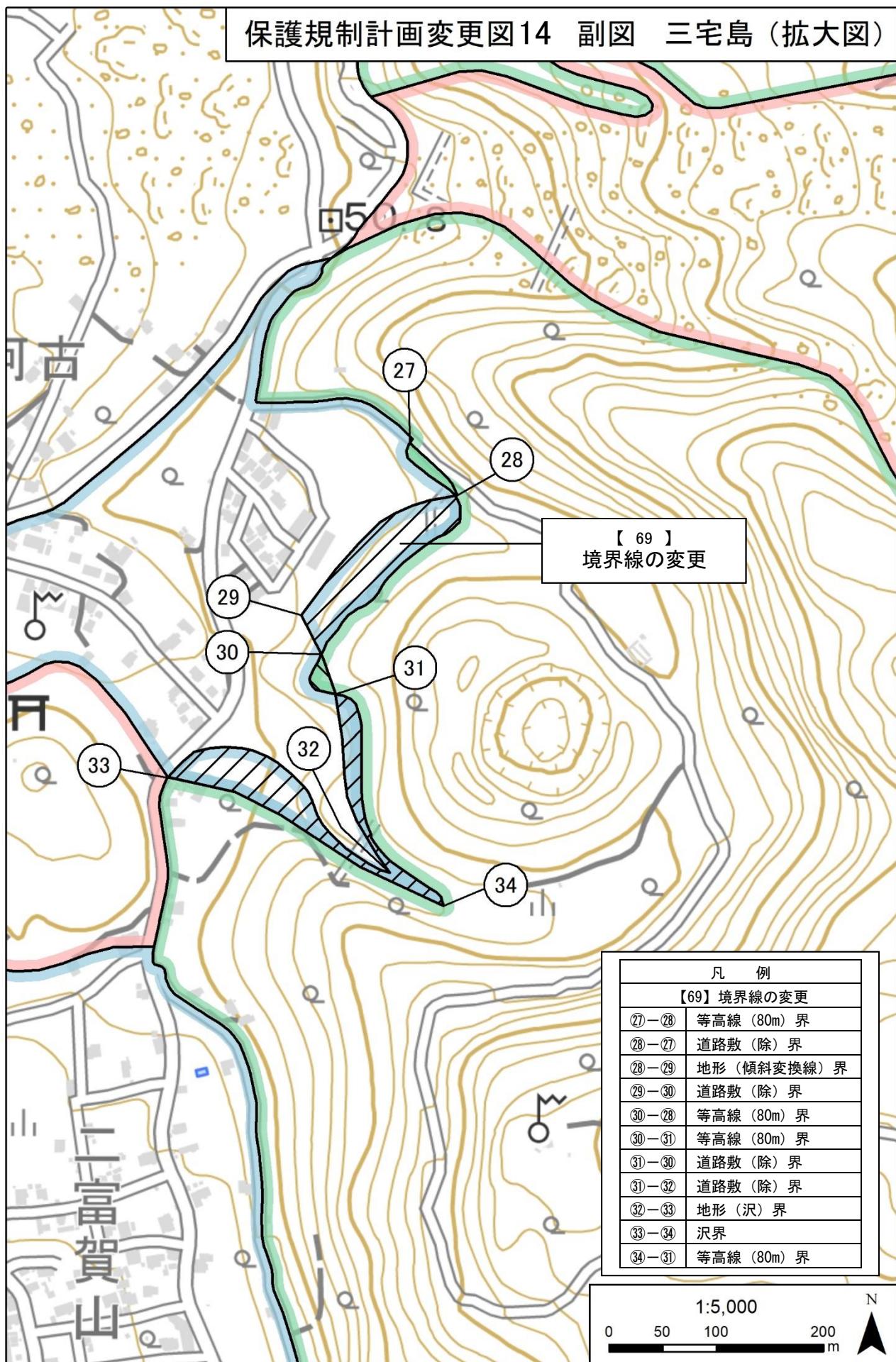
保護規制計画変更図14 副図 三宅島（拡大図）



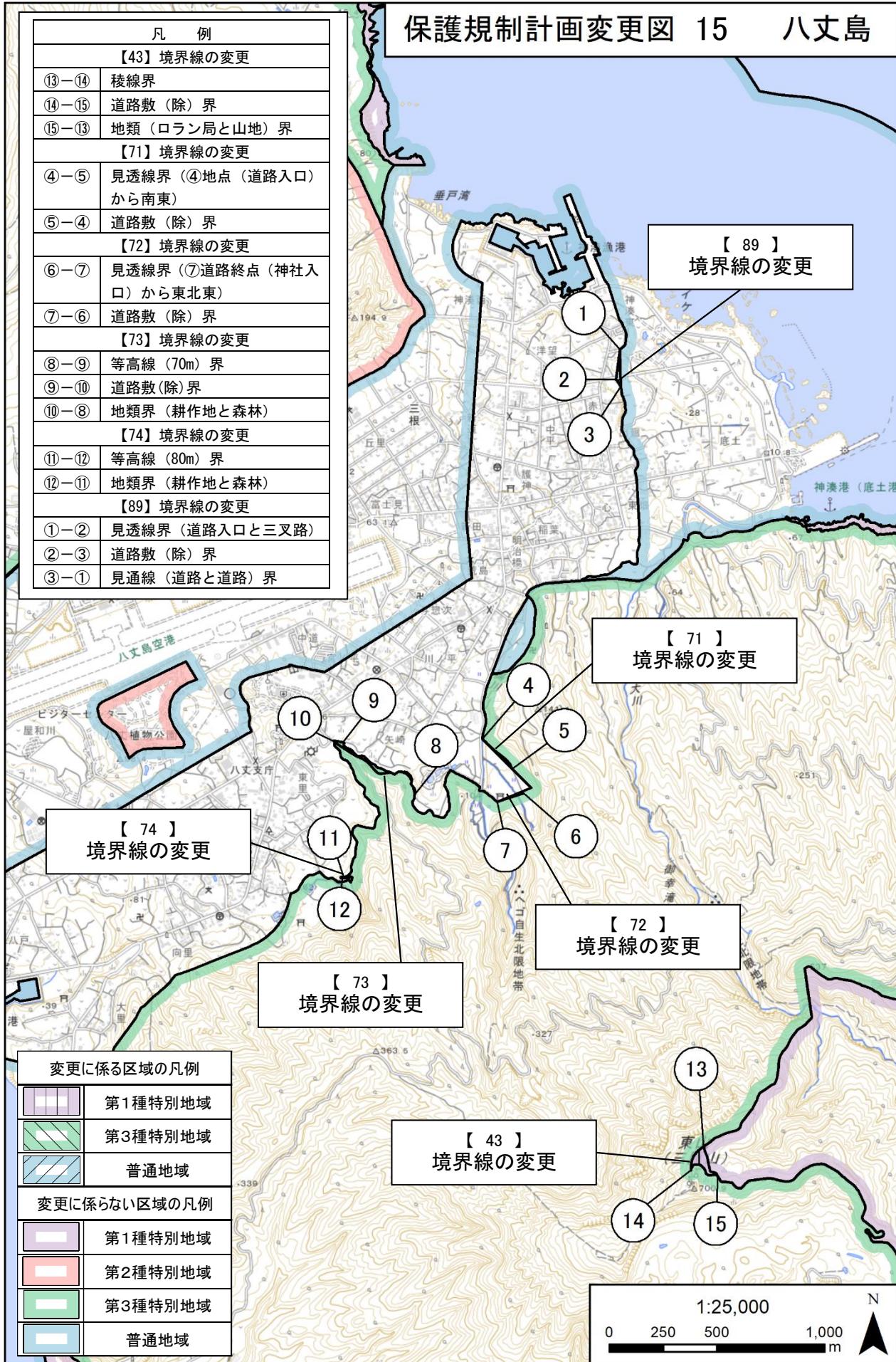
保護規制計画変更図 14 副図 三宅島（拡大図）



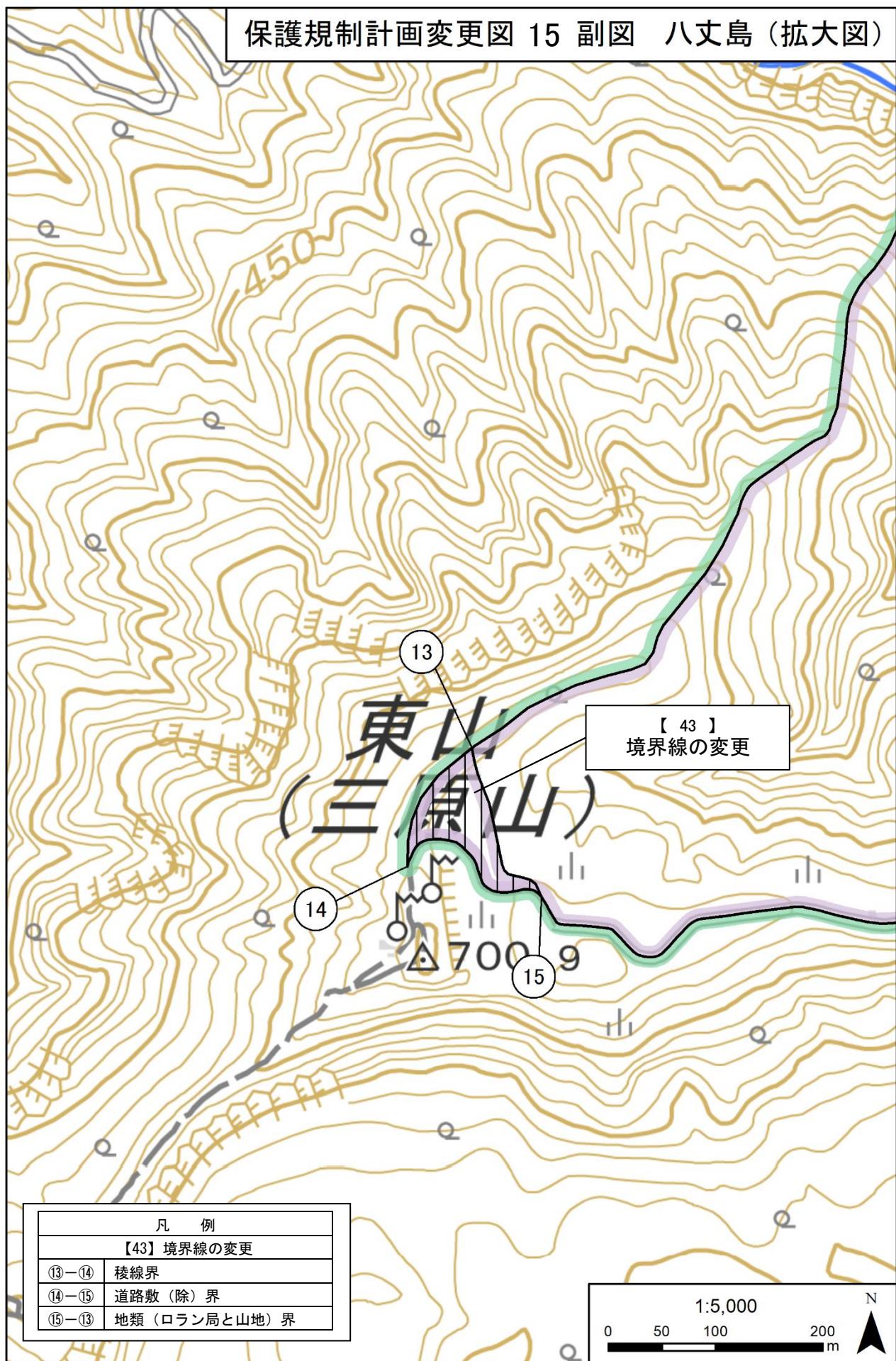
保護規制計画変更図14 副図 三宅島（拡大図）



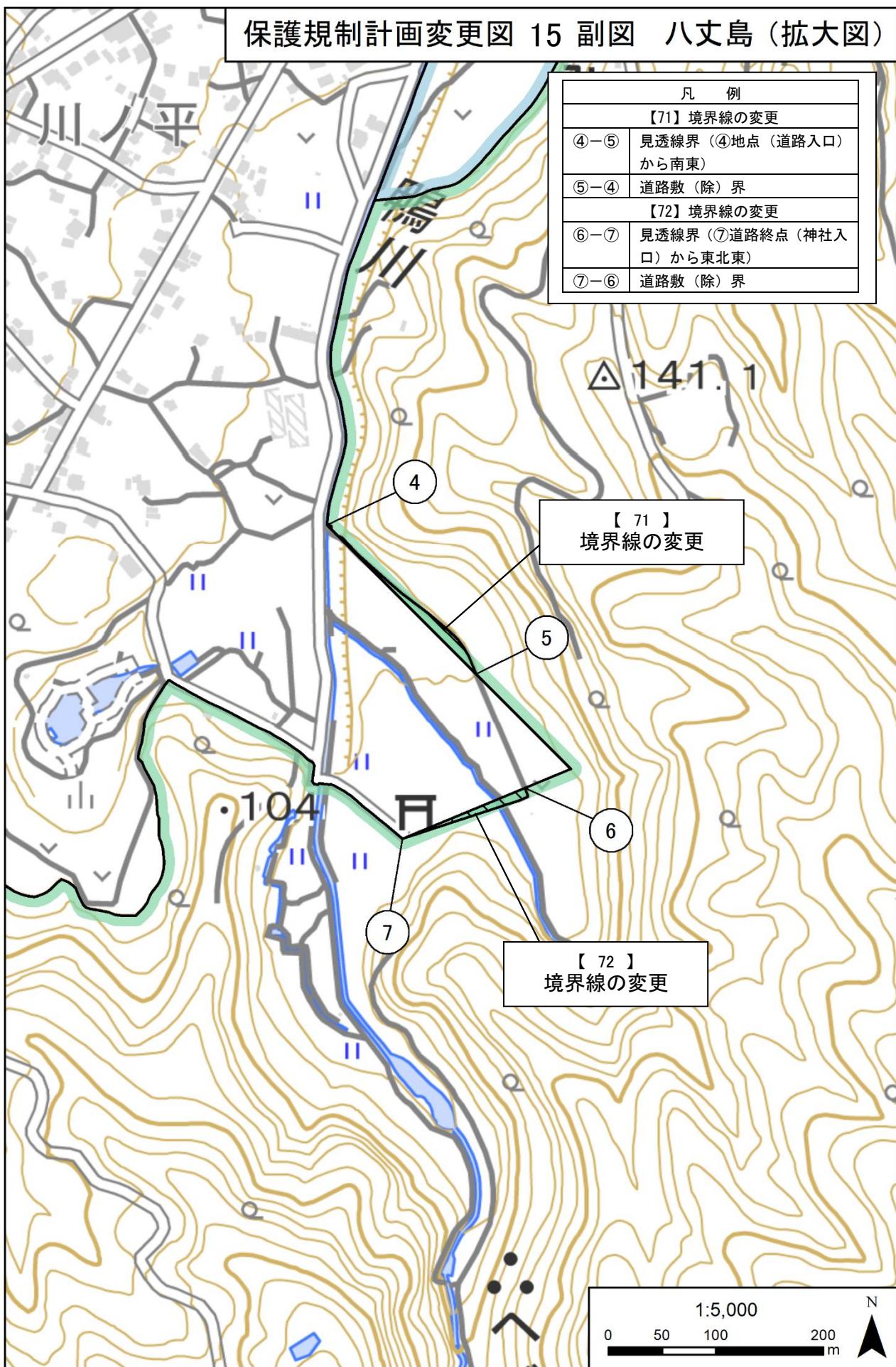
保護規制計画変更図 15 八丈島



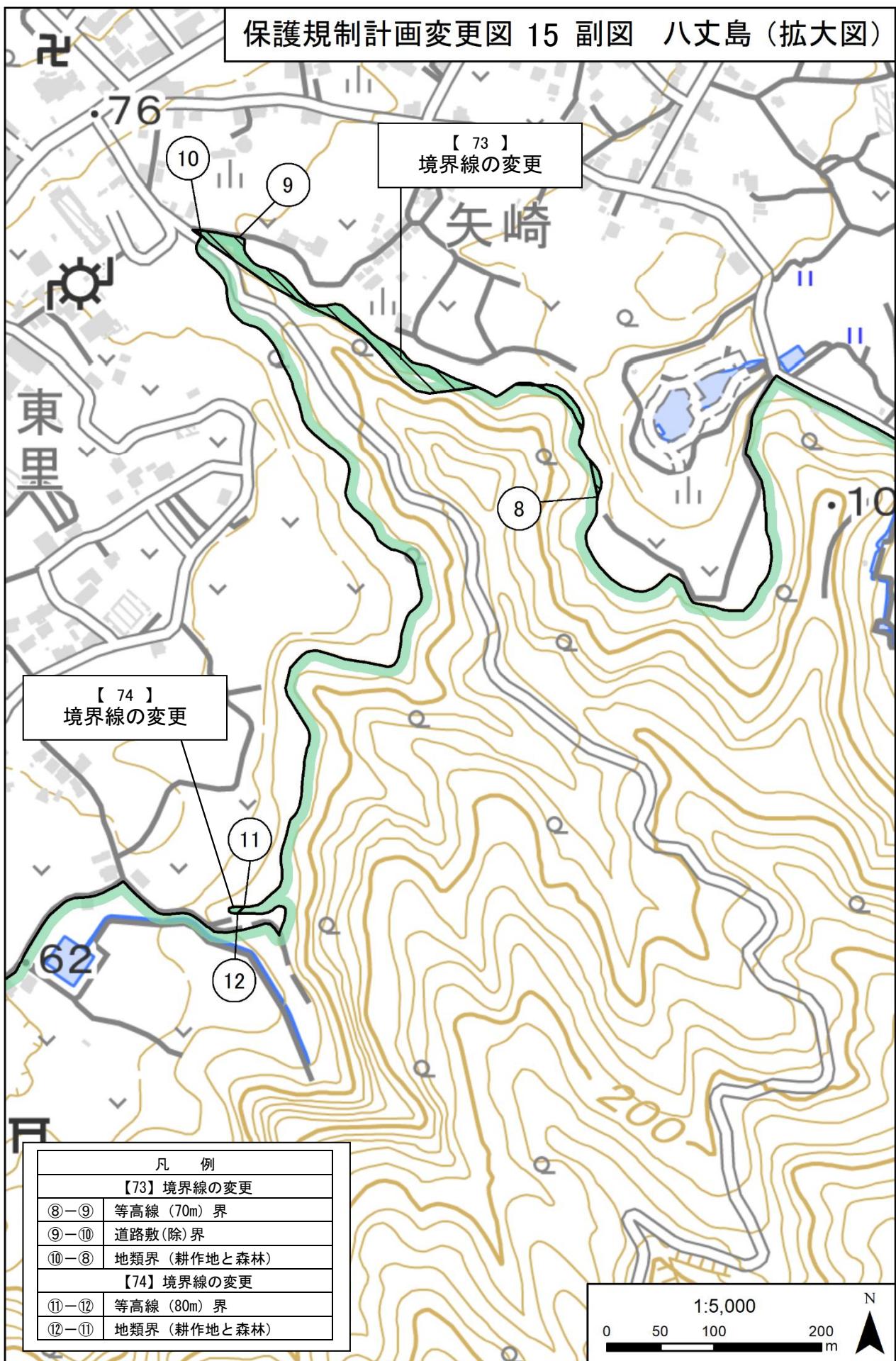
保護規制計画変更図 15 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 15 副図 八丈島（拡大図）



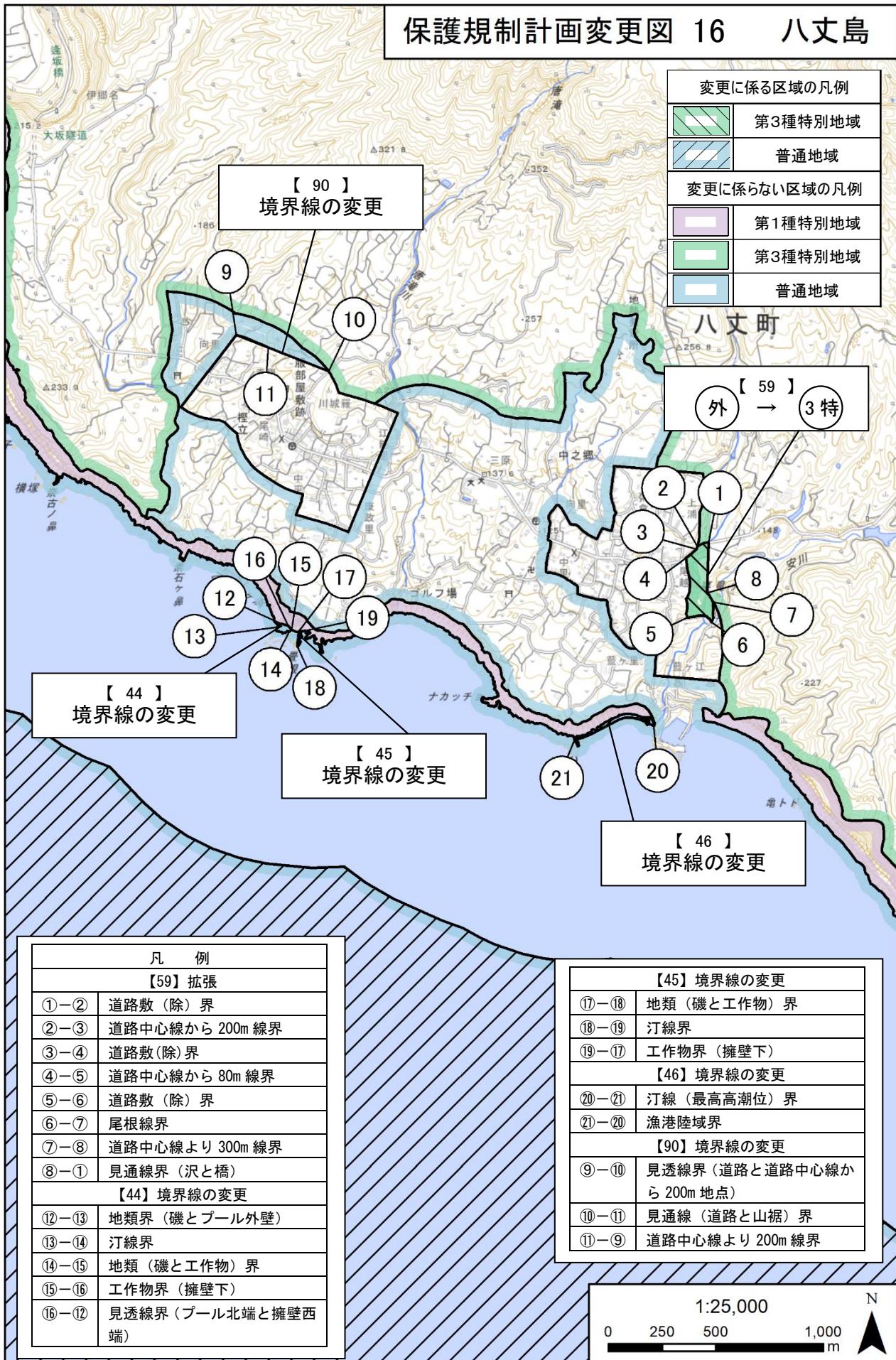
保護規制計画変更図 15 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 15 副図 八丈島（拡大図）



保護規制計画変更図 16 八丈島



保護規制計画変更図 16 副図 八丈島（拡大図）



向里

保護規制計画変更図 16 副図 八丈島（拡大図）

凡 例	
【59】拡張	
①-②	道路敷（除）界
②-③	道路中心線から 200m 線界
③-④	道路敷（除）界
④-⑤	道路中心線から 80m 線界
⑤-⑥	道路敷（除）界
⑥-⑦	尾根線界
⑦-⑧	道路中心線より 300m 線界
⑧-①	見通線界（沢と橋）
【46】境界線の変更	
⑪-⑫	汀線（最高高潮位）界
⑫-⑬	漁港陸域界

【 59 】
外 → 3 特

【 46 】
境界線の変更

1:5,000
0 50 100 200 m
N

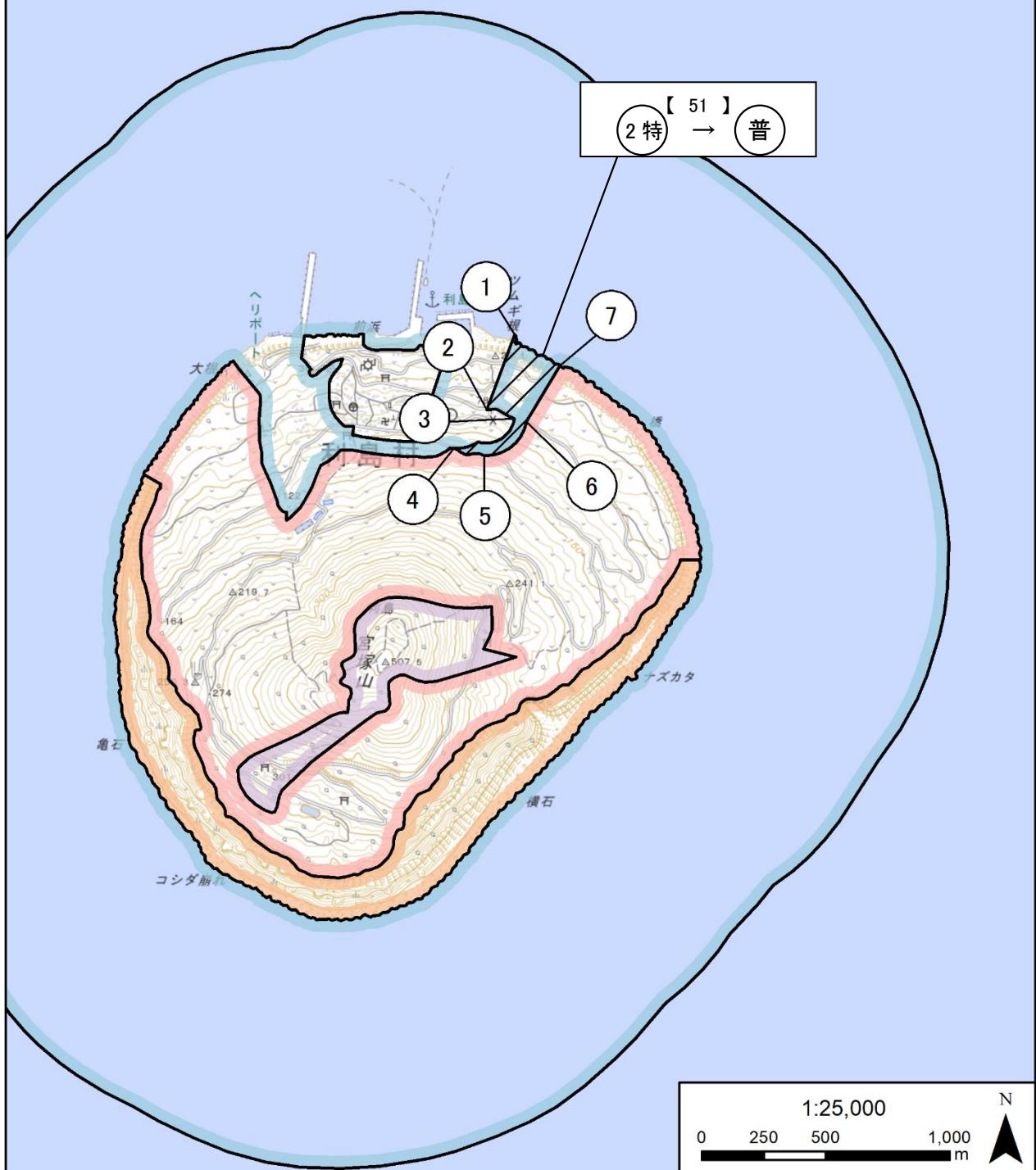


保護規制計画変更図17

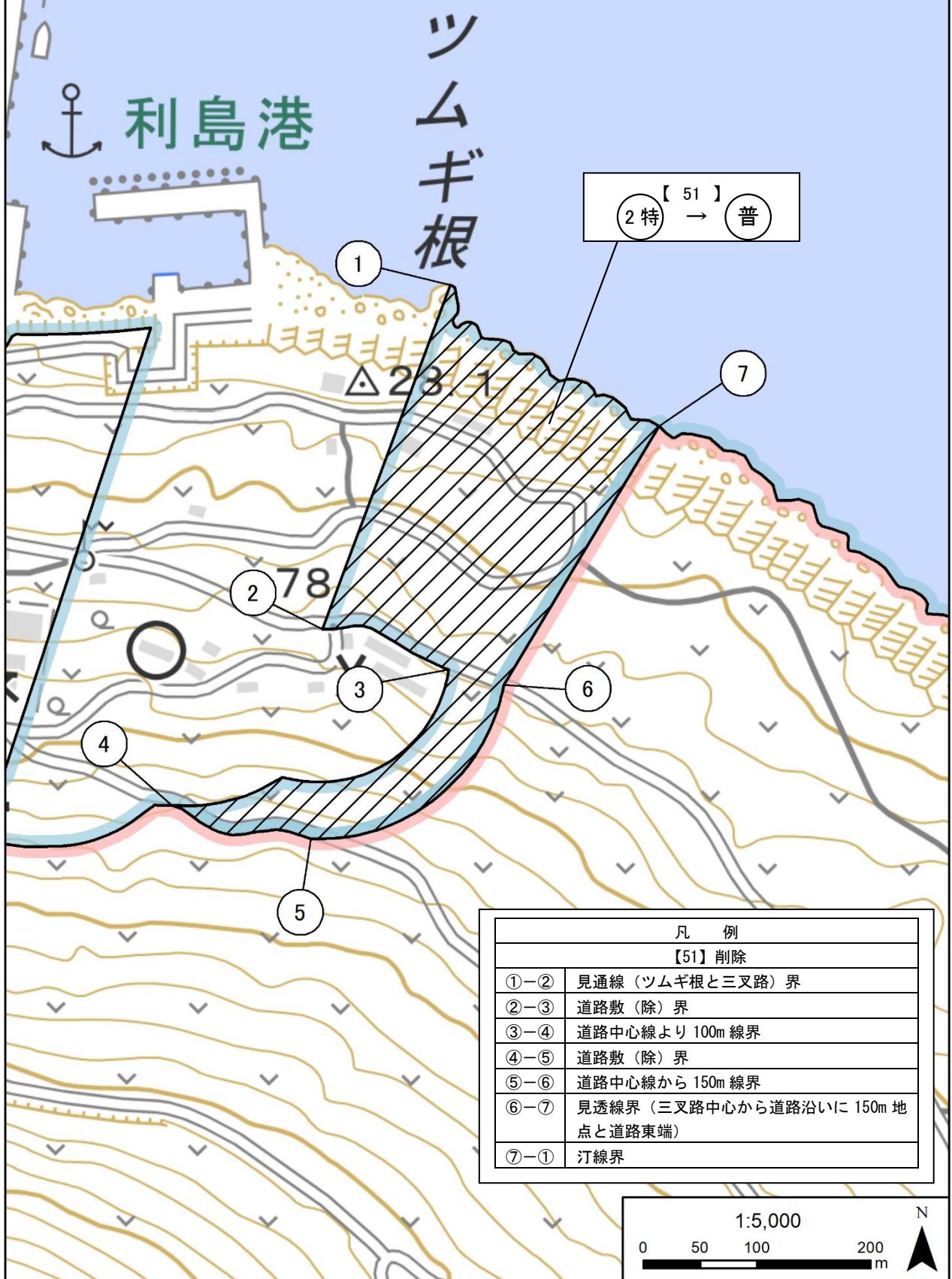
利島

凡 例	
【51】削除	
①-②	見通線（ツムギ根と三叉路）界
②-③	道路敷（除）界
③-④	道路中心線より 100m 線界
④-⑤	道路敷（除）界
⑤-⑥	道路中心線から 150m 線界
⑥-⑦	見透線界（三叉路中心から道路沿いに 150m 地点と道路東端）
⑦-①	汀線界

変更に係る区域の凡例	
	普通地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	普通地域



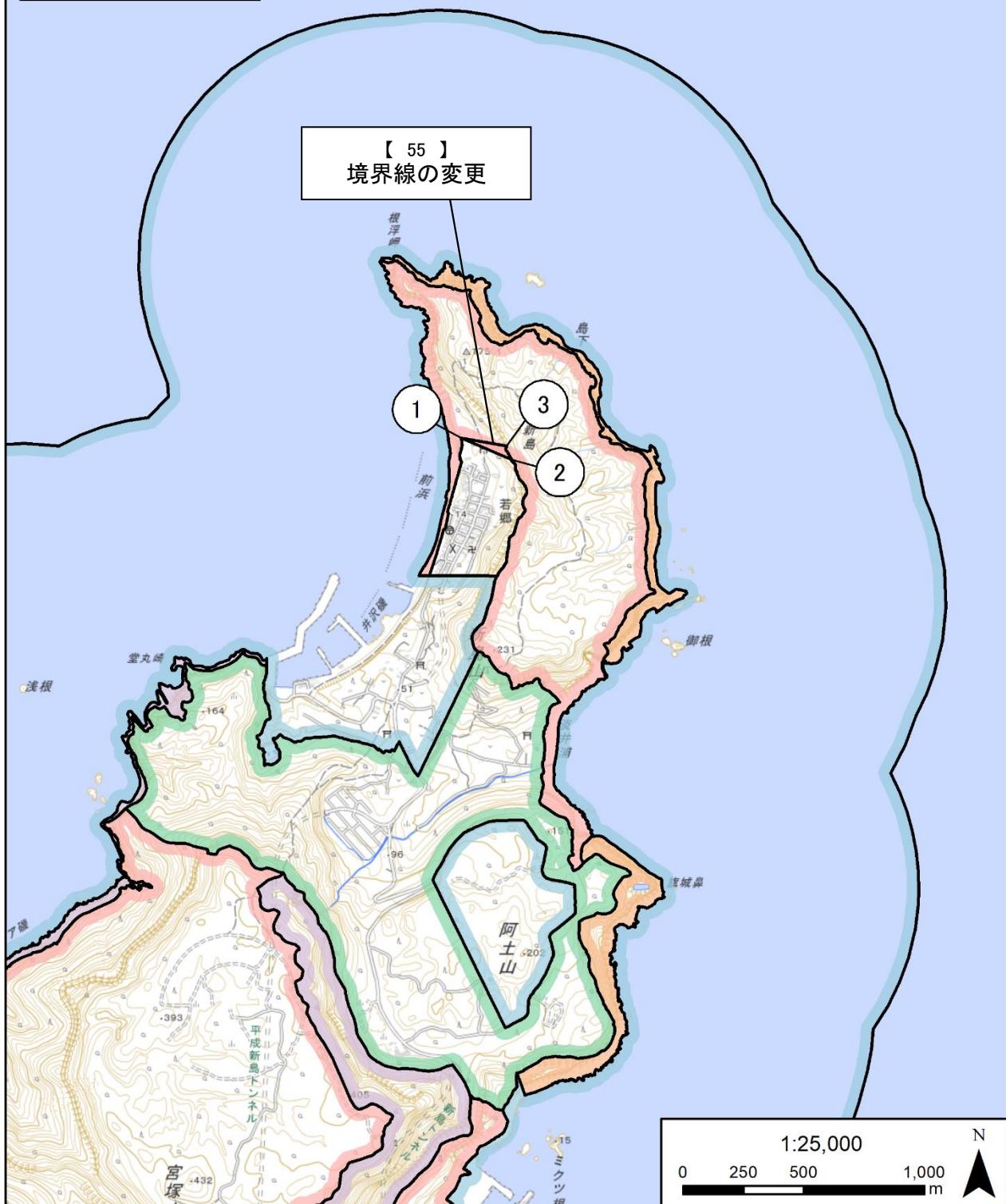
保護規制計画変更図 17 副図 利島（拡大図）



保護規制計画変更図 18 新島

変更に係る区域の凡例	
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

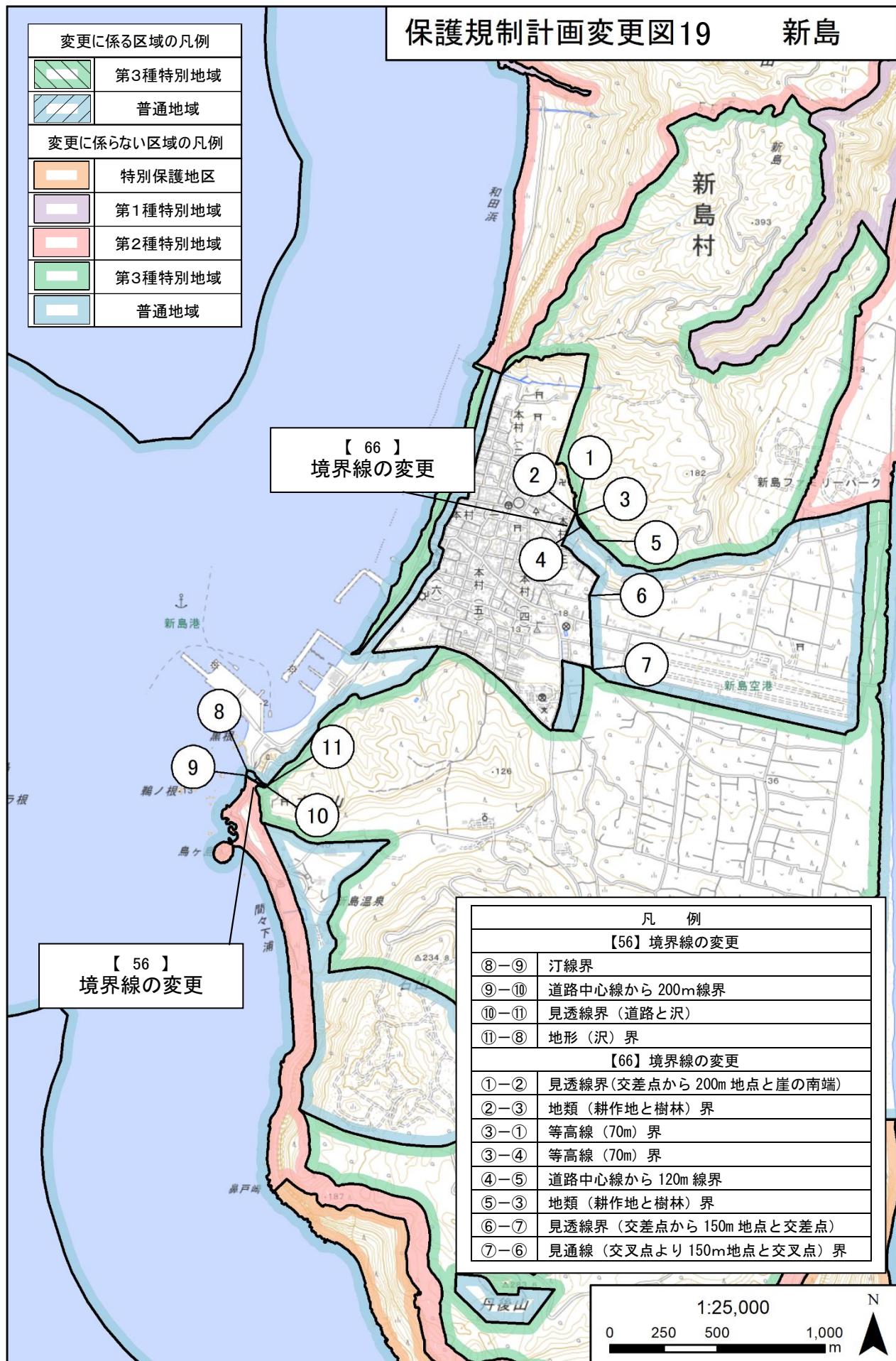
凡 例	
【55】境界線の変更	
①-②	見透線界 (220m ピークと① (小道北端))
②-③	地形 (崖上線) 界
③-①	見通線 (新島山 214.6m ピークと①) 界



保護規制計画変更図 18 副図 新島（拡大図）



保護規制計画変更図19 新島



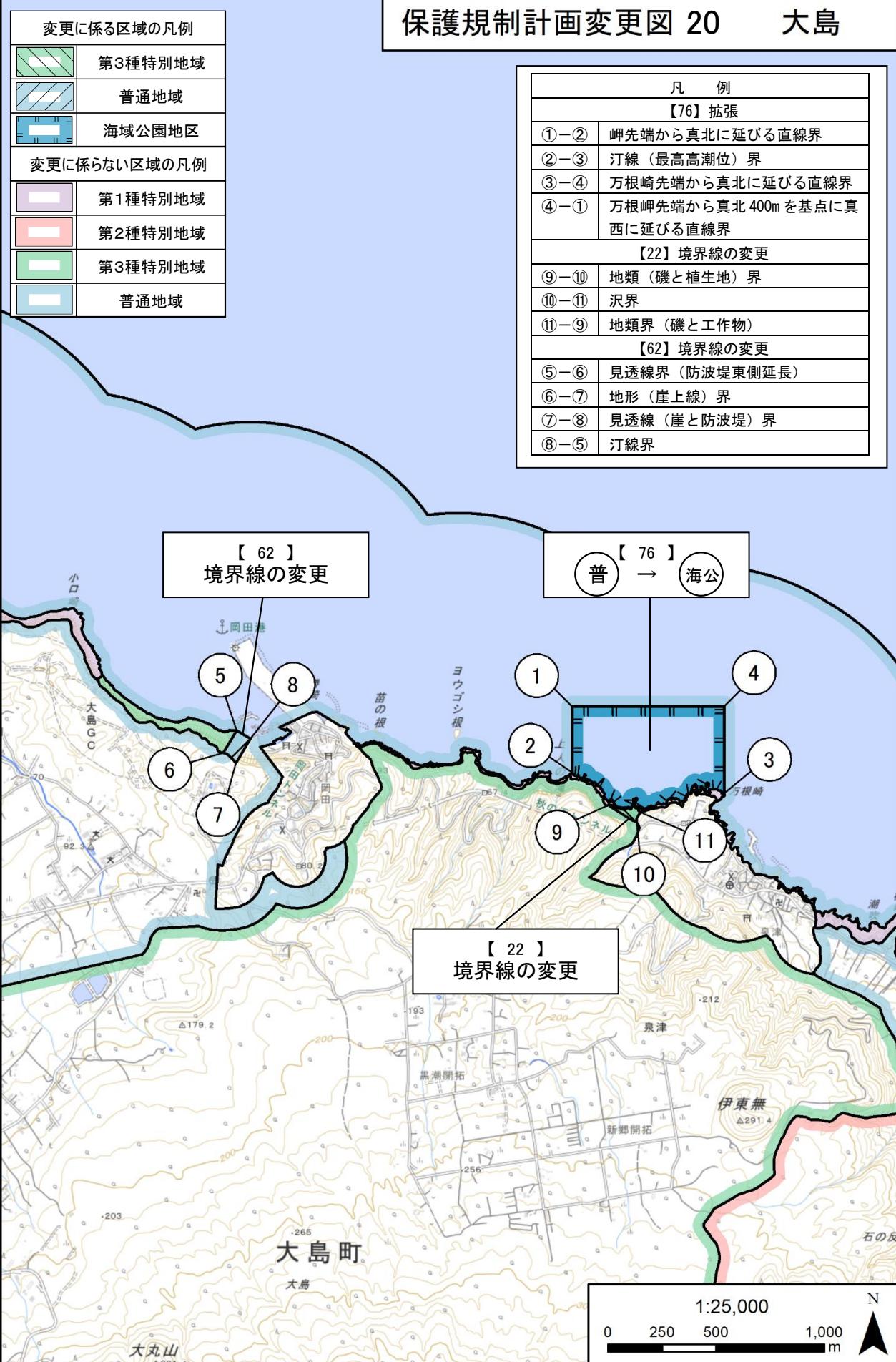
保護規制計画変更図 19 副図 新島 (拡大図)



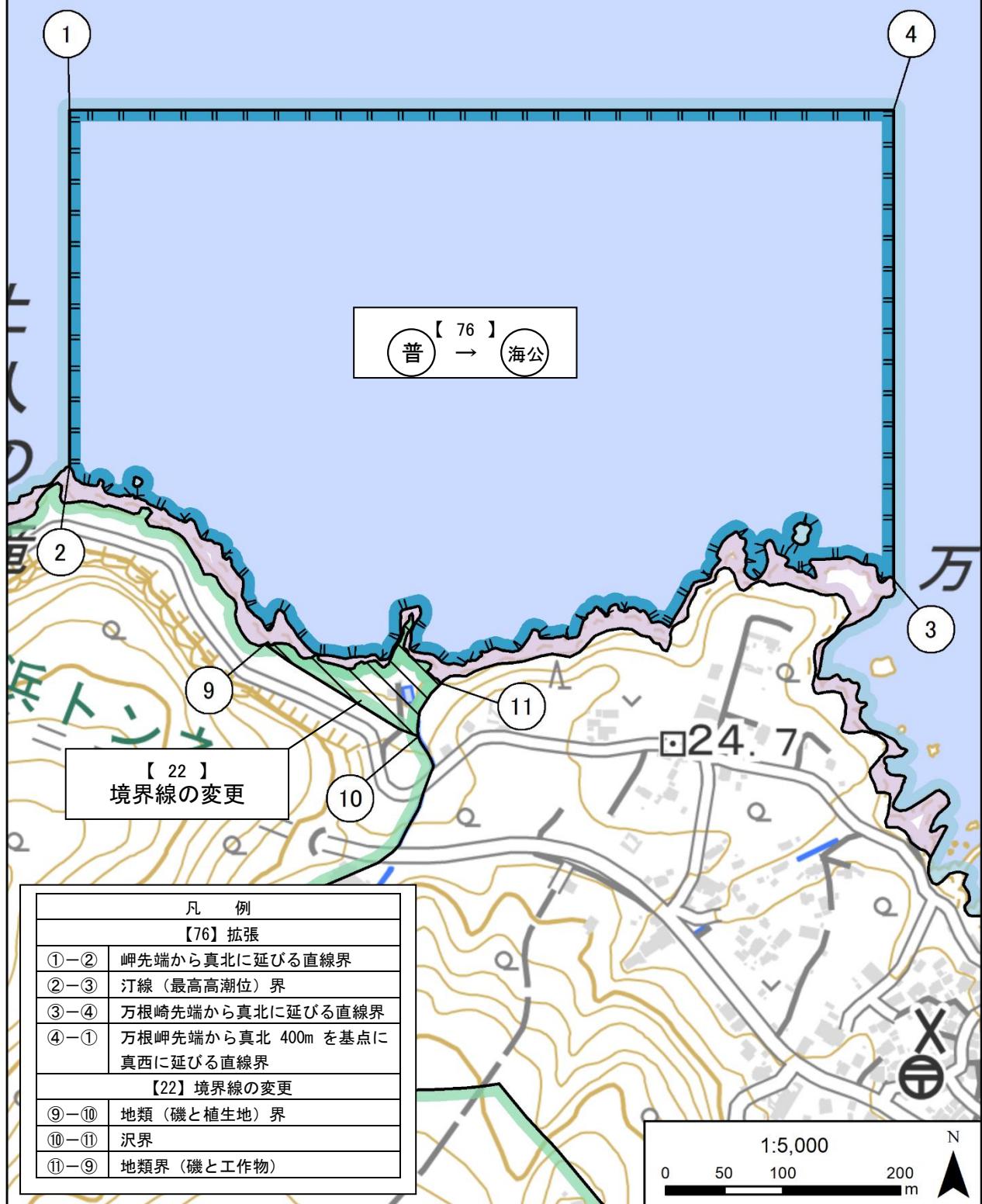
保護規制計画変更図 19 副図 新島（拡大図）



保護規制計画変更図 20 大島



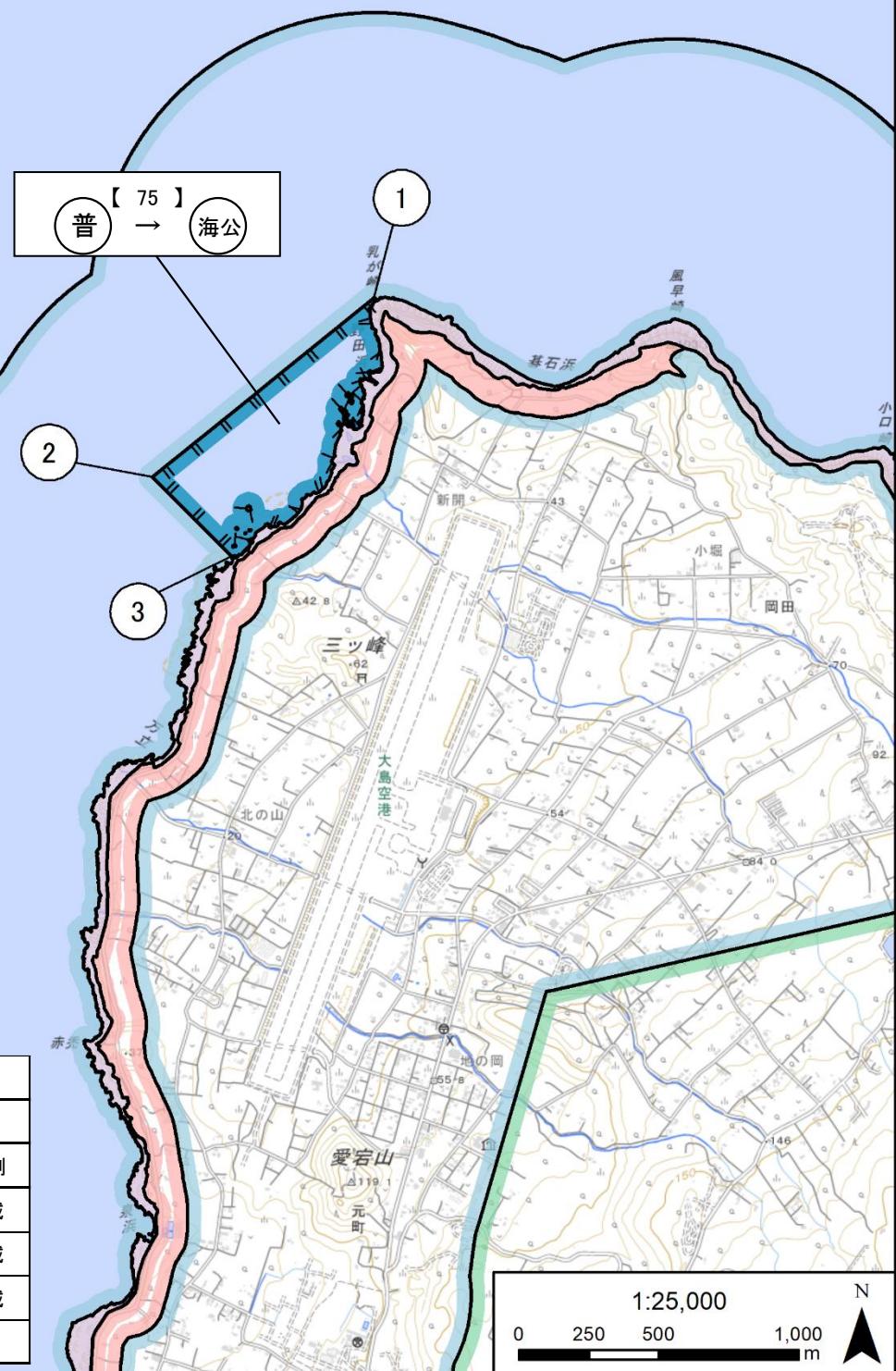
保護規制計画変更図 20 副図 大島 (拡大図)





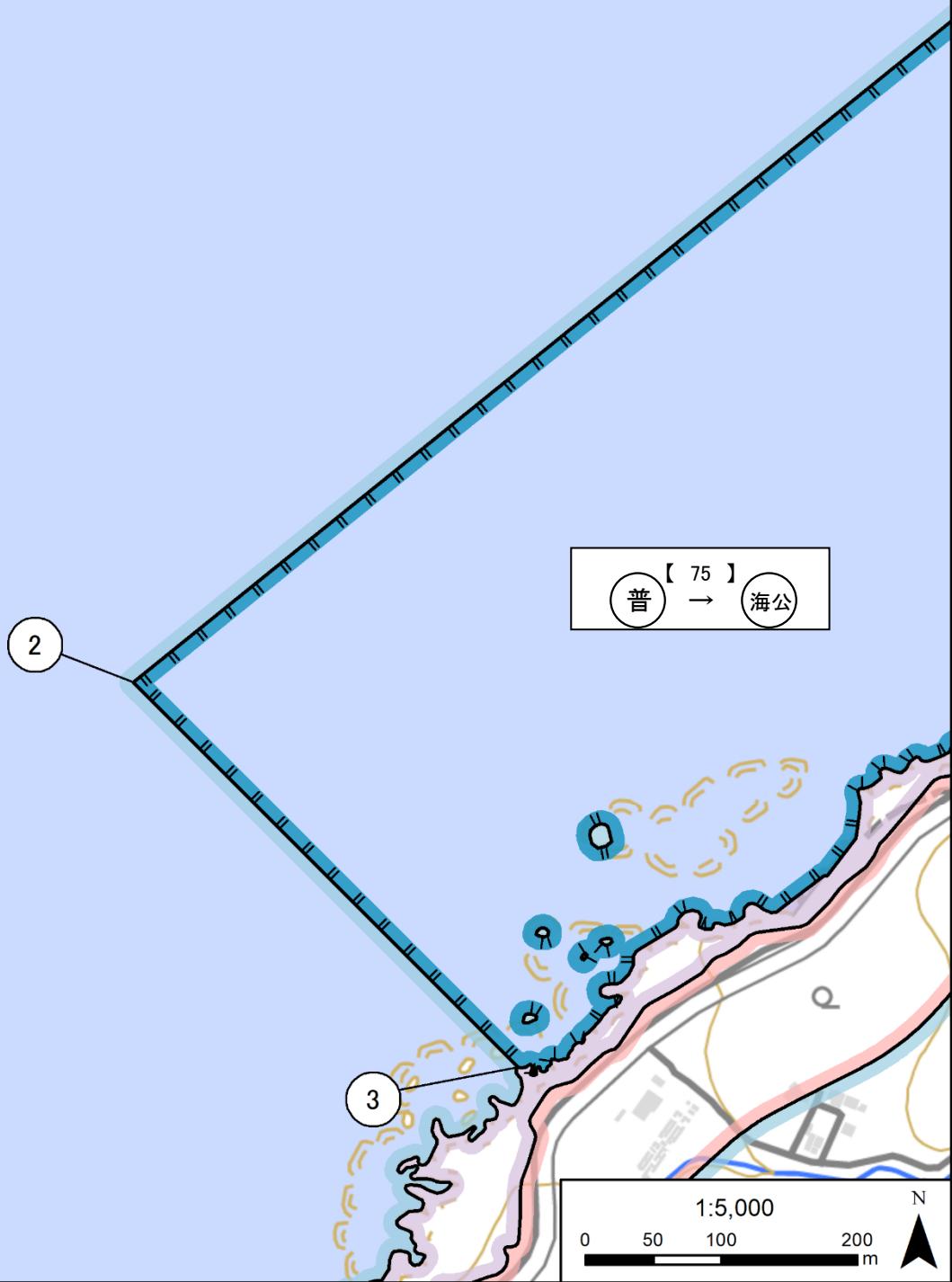
保護規制計画変更図 21 大島

凡 例	
【75】拡張	
①-②	乳が崎先端と②-③に沿って③から400mの地点を結ぶ直線界
②-③	道路曲湾部から北西に延びる直線界
③-①	汀線（最高高潮位）界

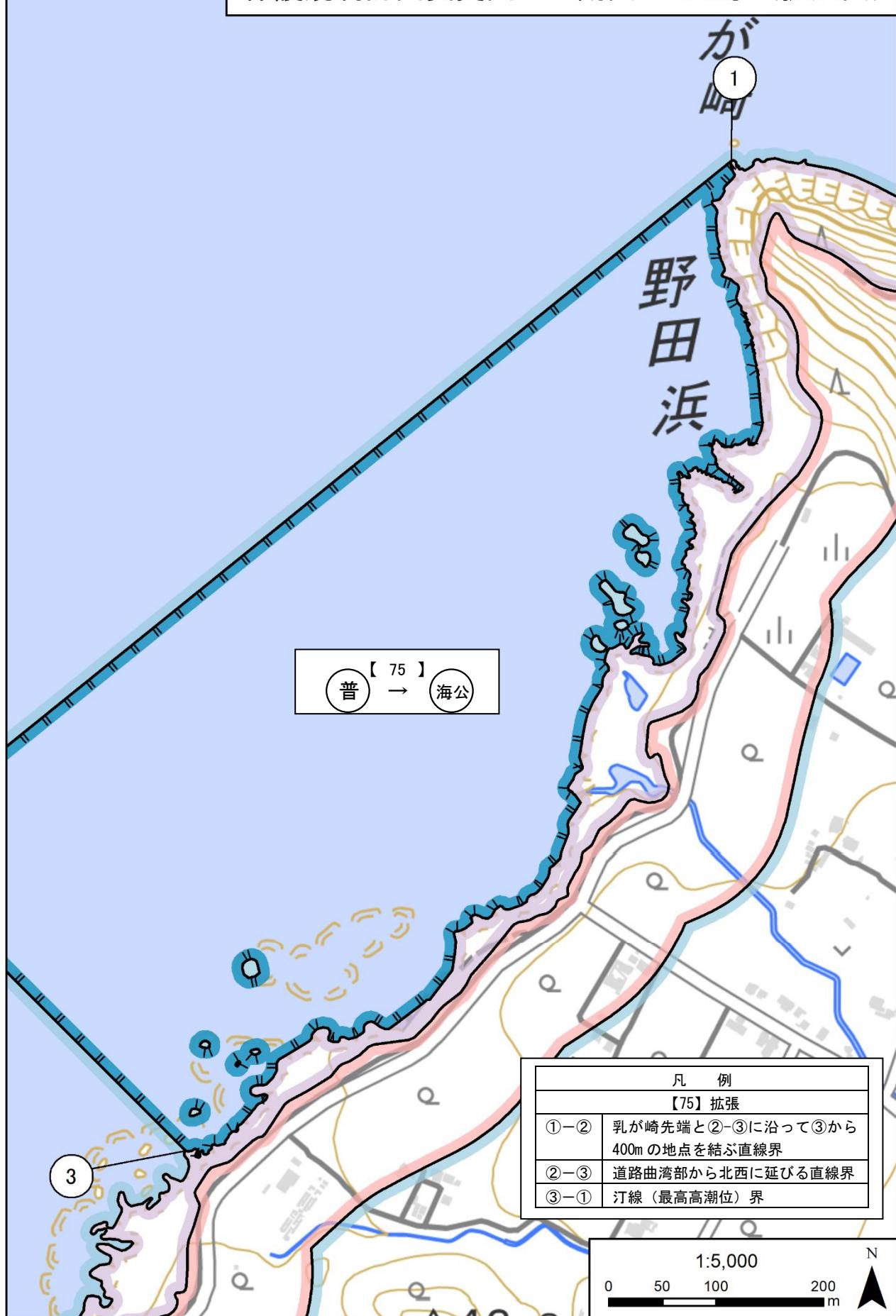


保護規制計画変更図 21 副図 大島 (拡大図)

凡 例	
【75】拡張	
①-②	乳が崎先端と②-③に沿って③から400mの地点を結ぶ直線界
②-③	道路曲湾部から北西に延びる直線界
③-①	汀線（最高高潮位）界



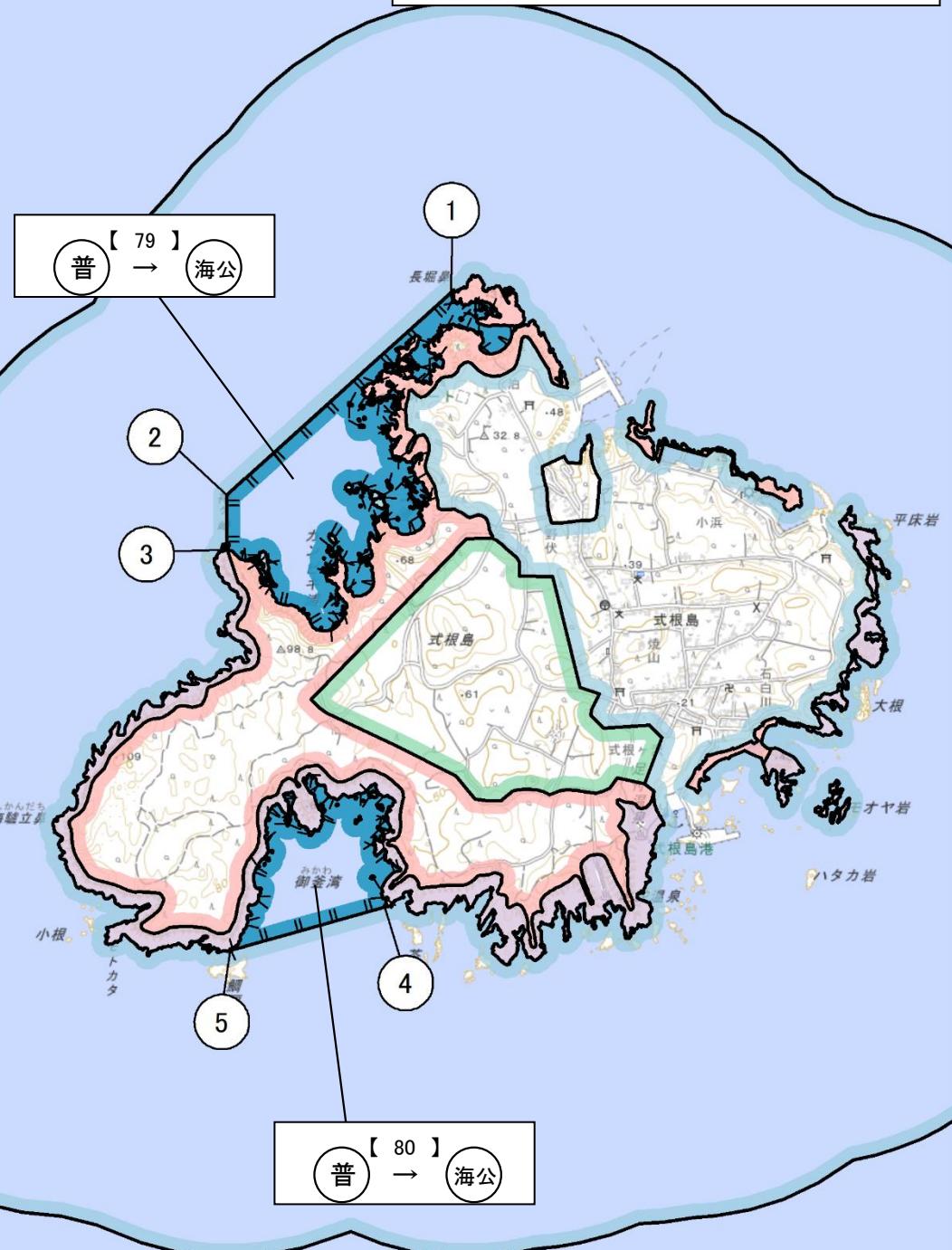
保護規制計画変更図 21 副図 大島（拡大図）



保護規制計画変更図 22 式根島

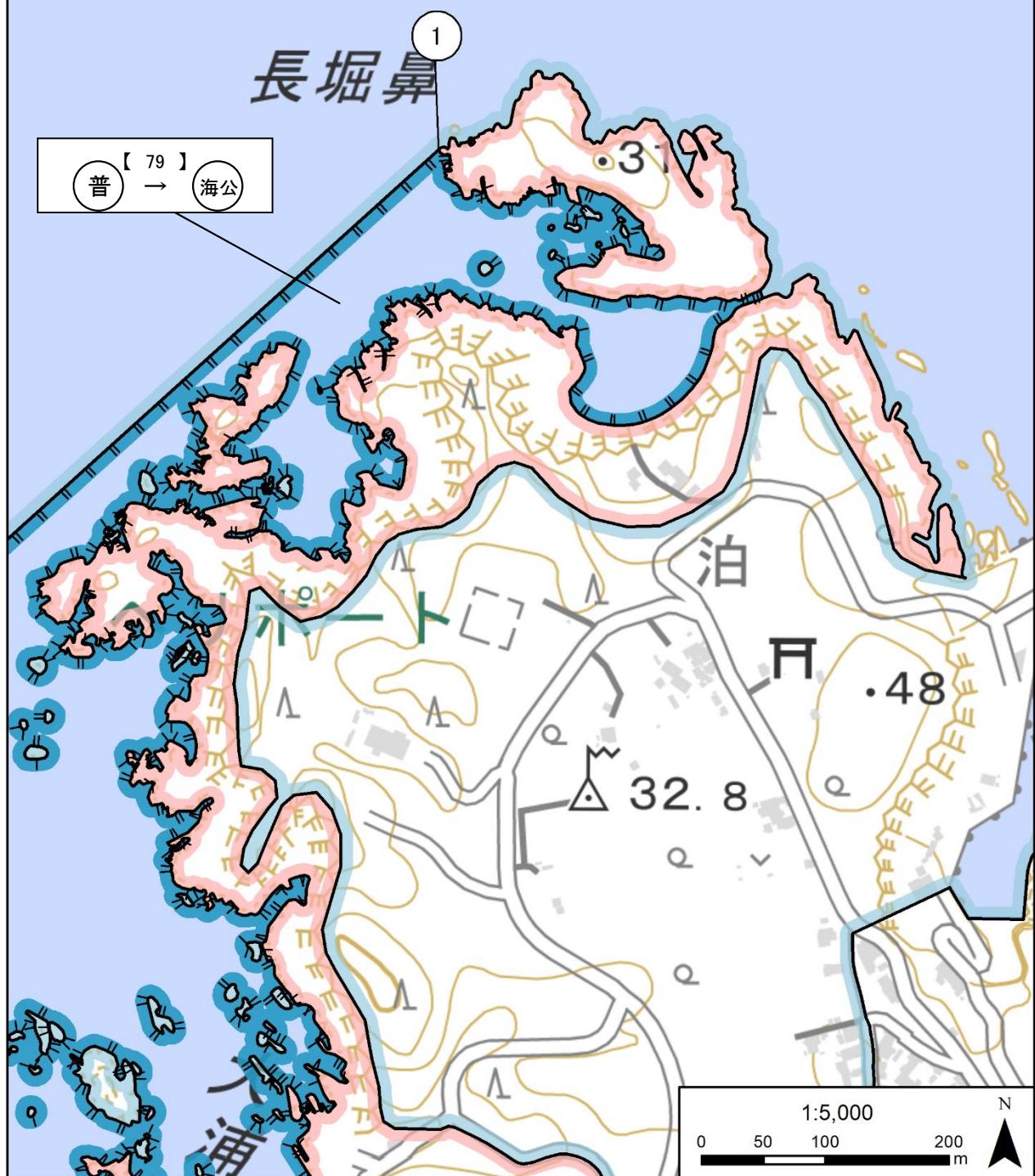
変更に係る区域の凡例	
	海域公園地区
変更に係らない区域の凡例	
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

凡 例	
【79】拡張	
①-②	長堀鼻北西先端と②を結ぶ直線界
②-③	③から真北に 200m の地点と③を結ぶ直線界
③-①	汀線（最高高潮位）界
【80】拡張	
④-⑤	汀線（最高高潮位）界
⑤-④	岬先端を結ぶ直線界

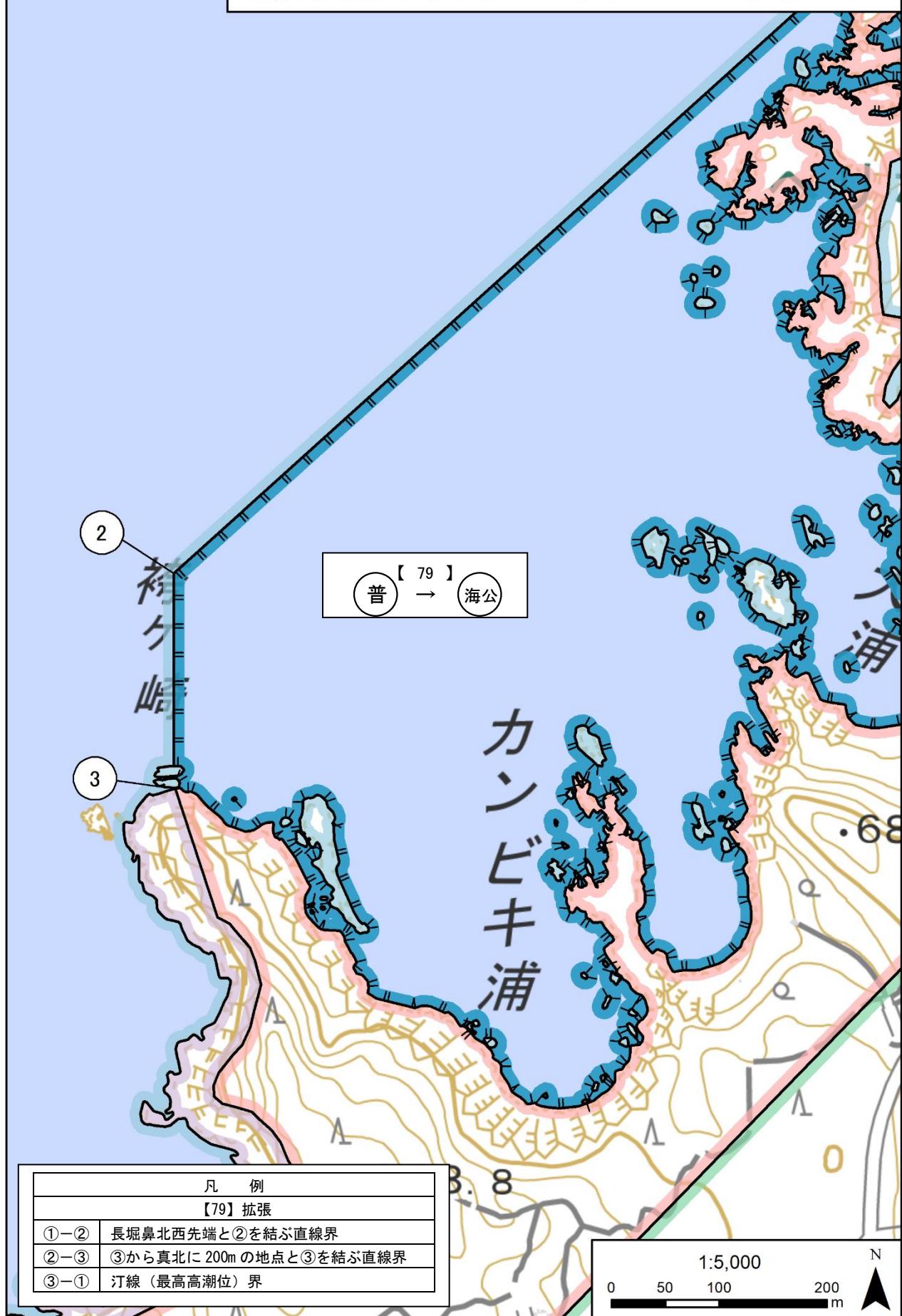


保護規制計画変更図 22 副図 式根島（拡大図）

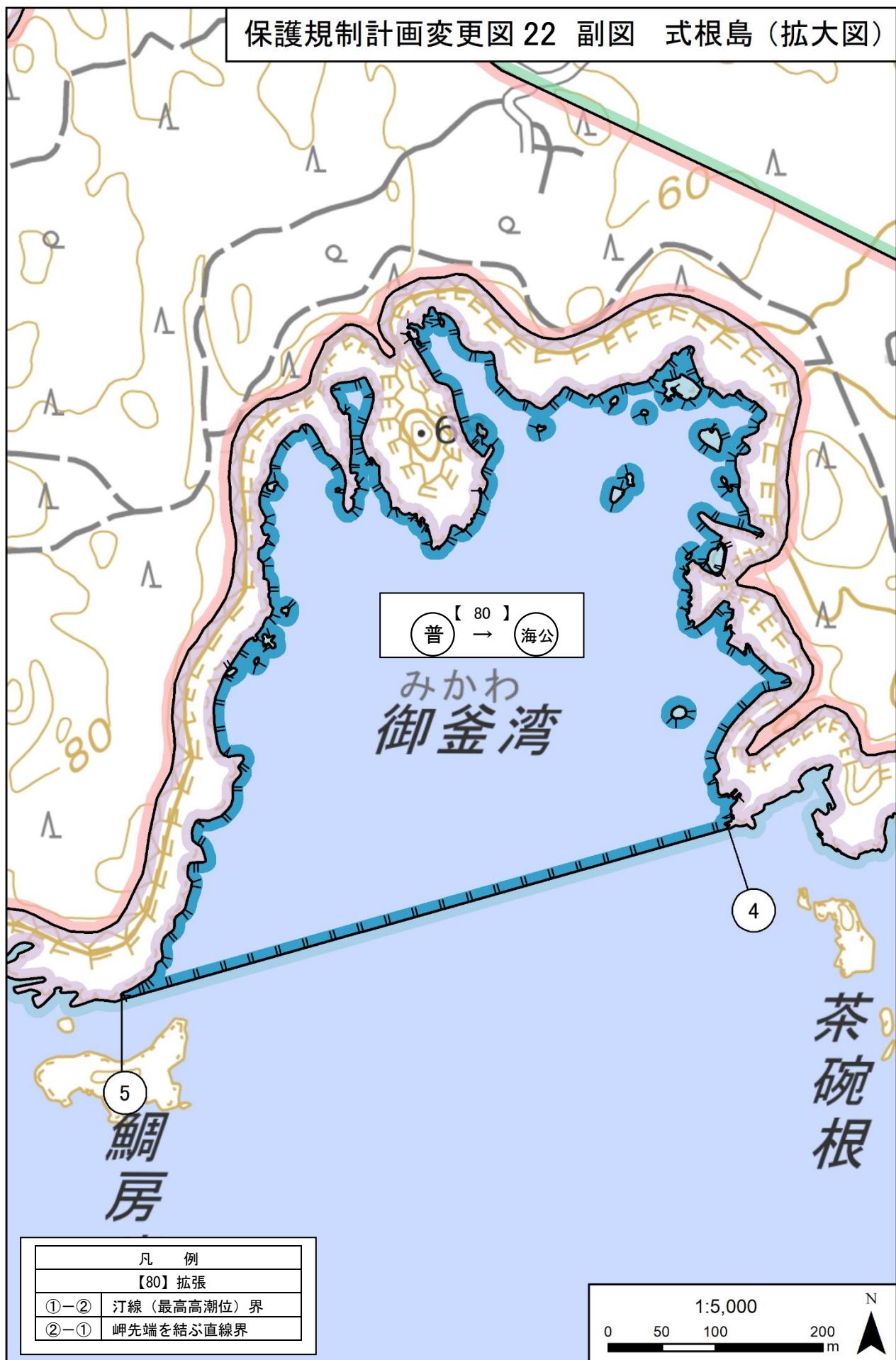
凡 例	
【79】拡張	
①-②	長堀鼻北西先端と②を結ぶ直線界
②-③	③から真北に 200m の地点と③を結ぶ直線界
③-①	汀線（最高高潮位）界



保護規制計画変更図 22 副図 式根島（拡大図）



保護規制計画変更図 22 副図 式根島（拡大図）

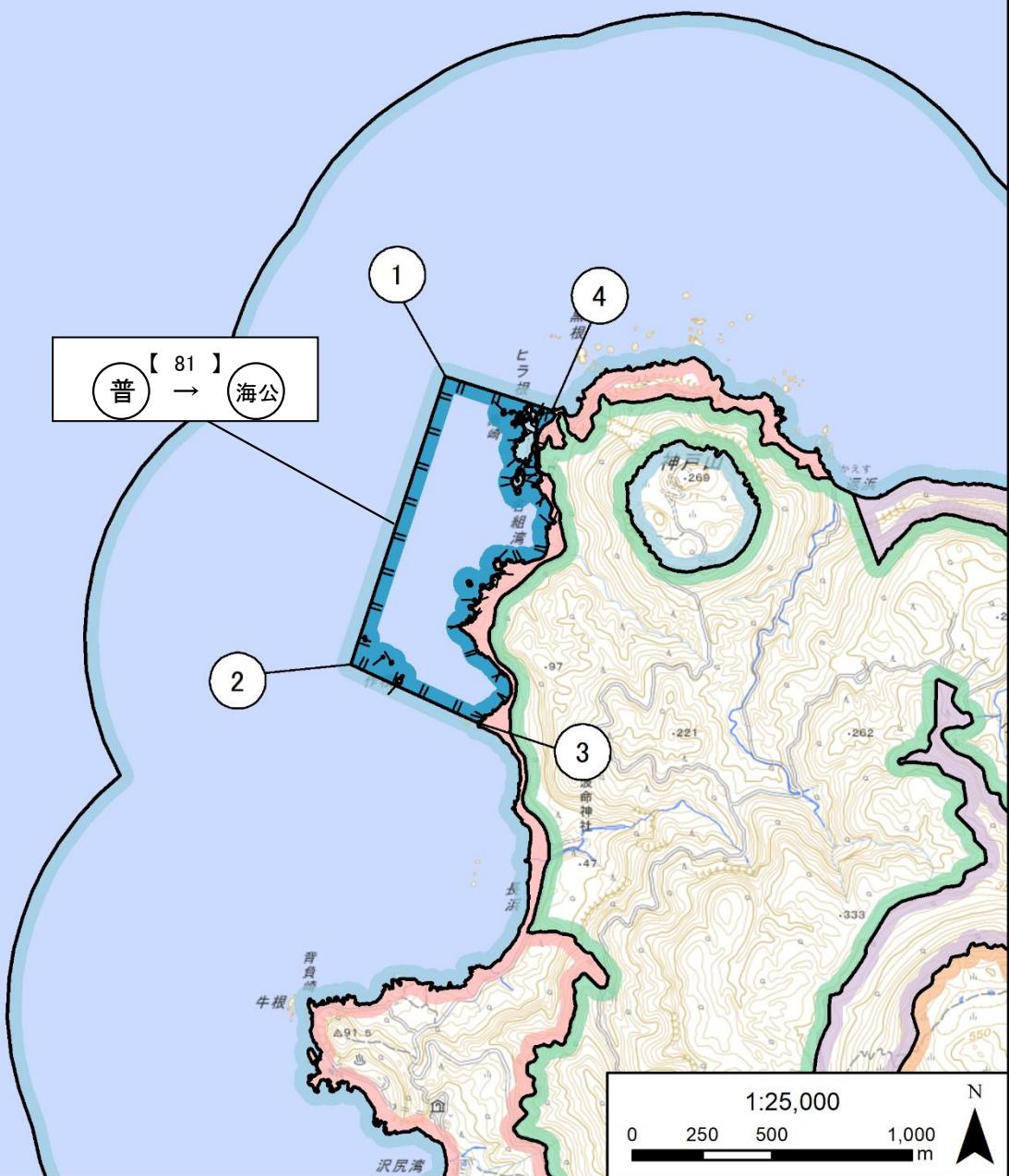


保護規制計画変更図 23 神津島

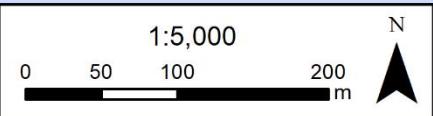
変更に係る区域の凡例	
	海域公園地区
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

凡 例	
【81】拡張	
①-②	④-①に沿って④から400m地点と②-③に沿って③から500m地点を結ぶ直線界
②-③	見透線界（作根南西端と岬先端）
③-④	汀線（最高高潮位）界
④-①	見透線界（岬先端とヒラ根北端）

【 81 】
普 → 海公



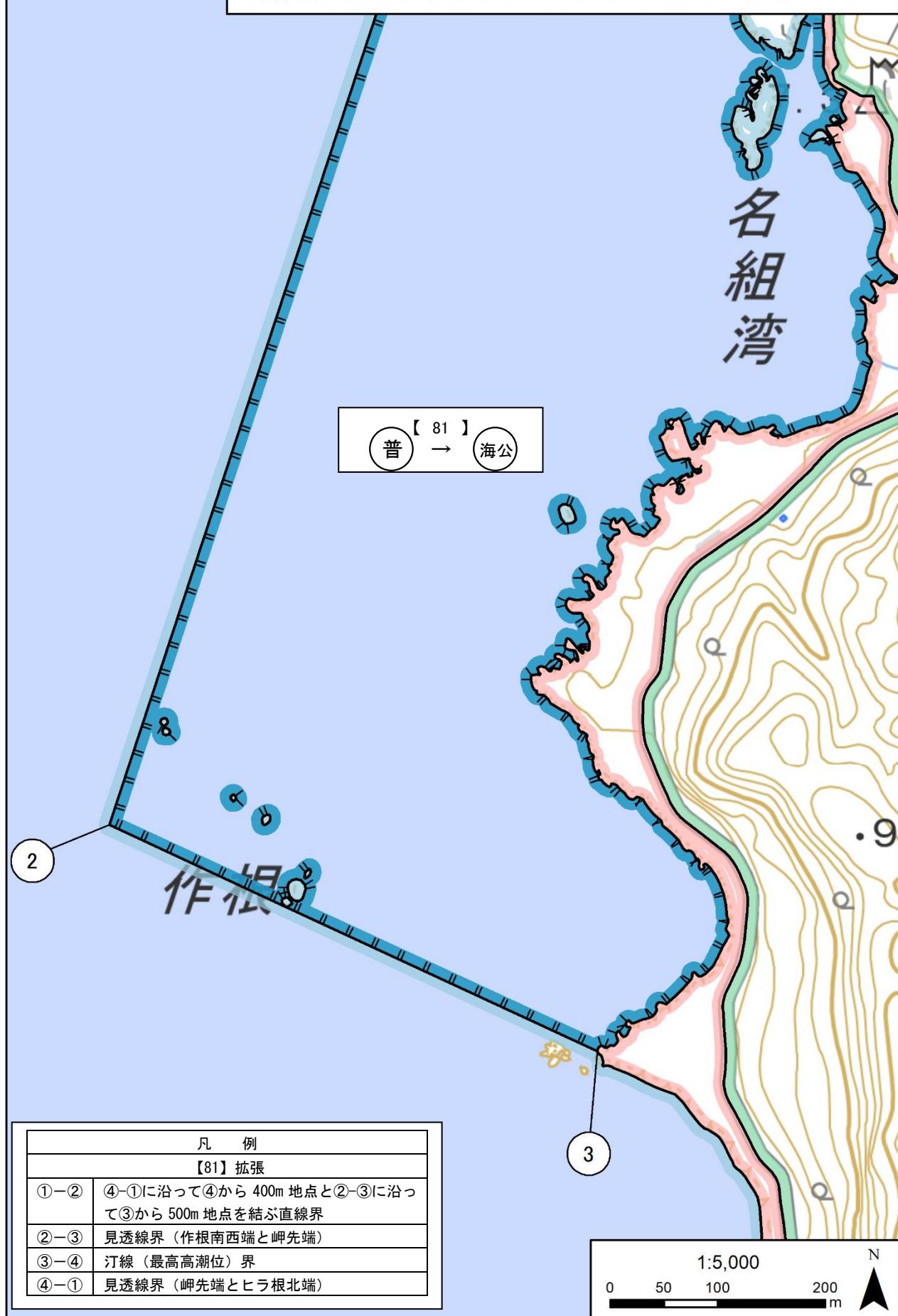
保護規制計画変更図 23 副図 神津島（拡大図）



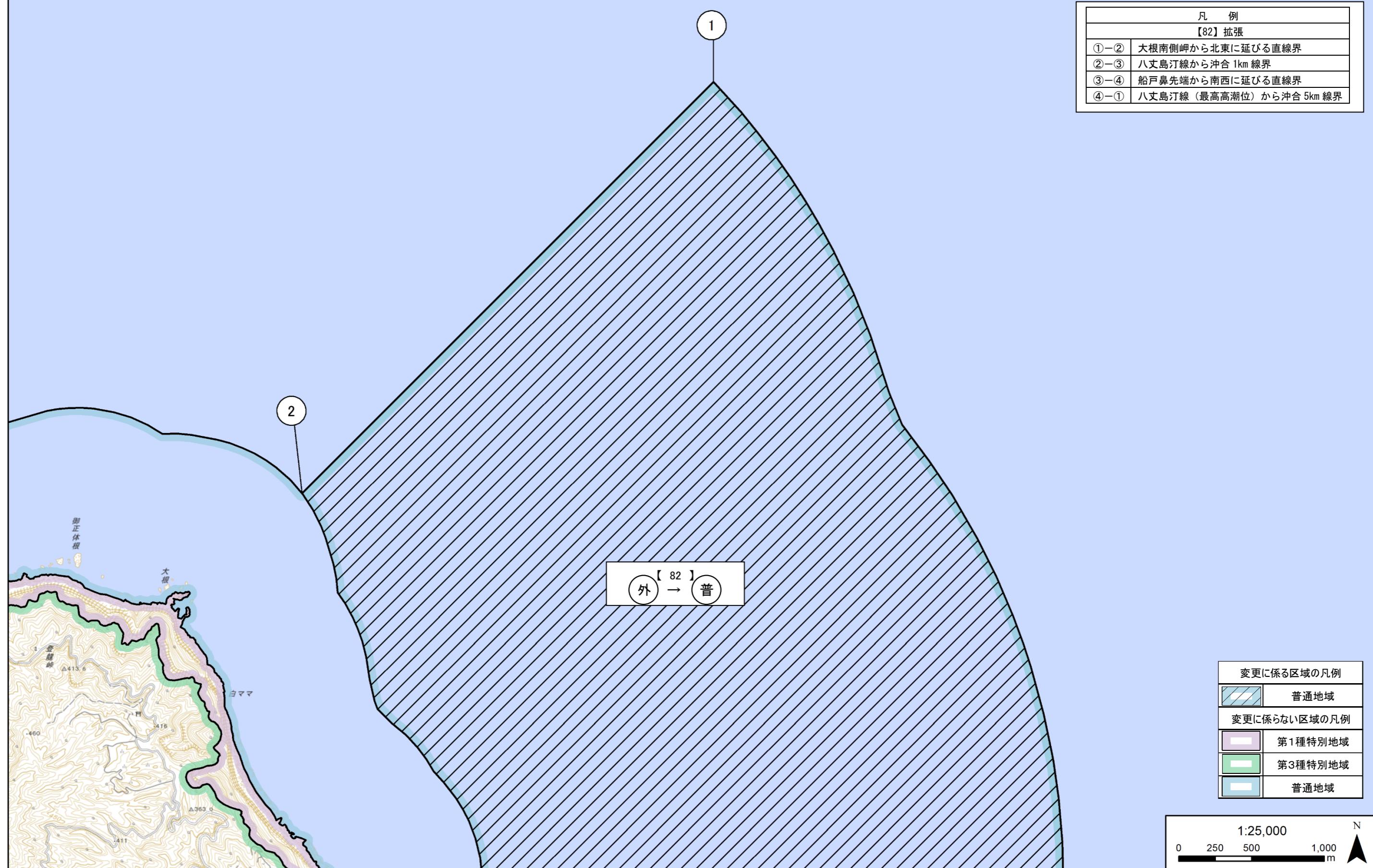
凡 例	
【81】拡張	
①-②	④-①に沿って④から 400m 地点と②-③に沿って③から 500m 地点を結ぶ直線界
②-③	見透線界（作根南西端と岬先端）
③-④	汀線（最高高潮位）界
④-①	見透線界（岬先端とヒラ根北端）



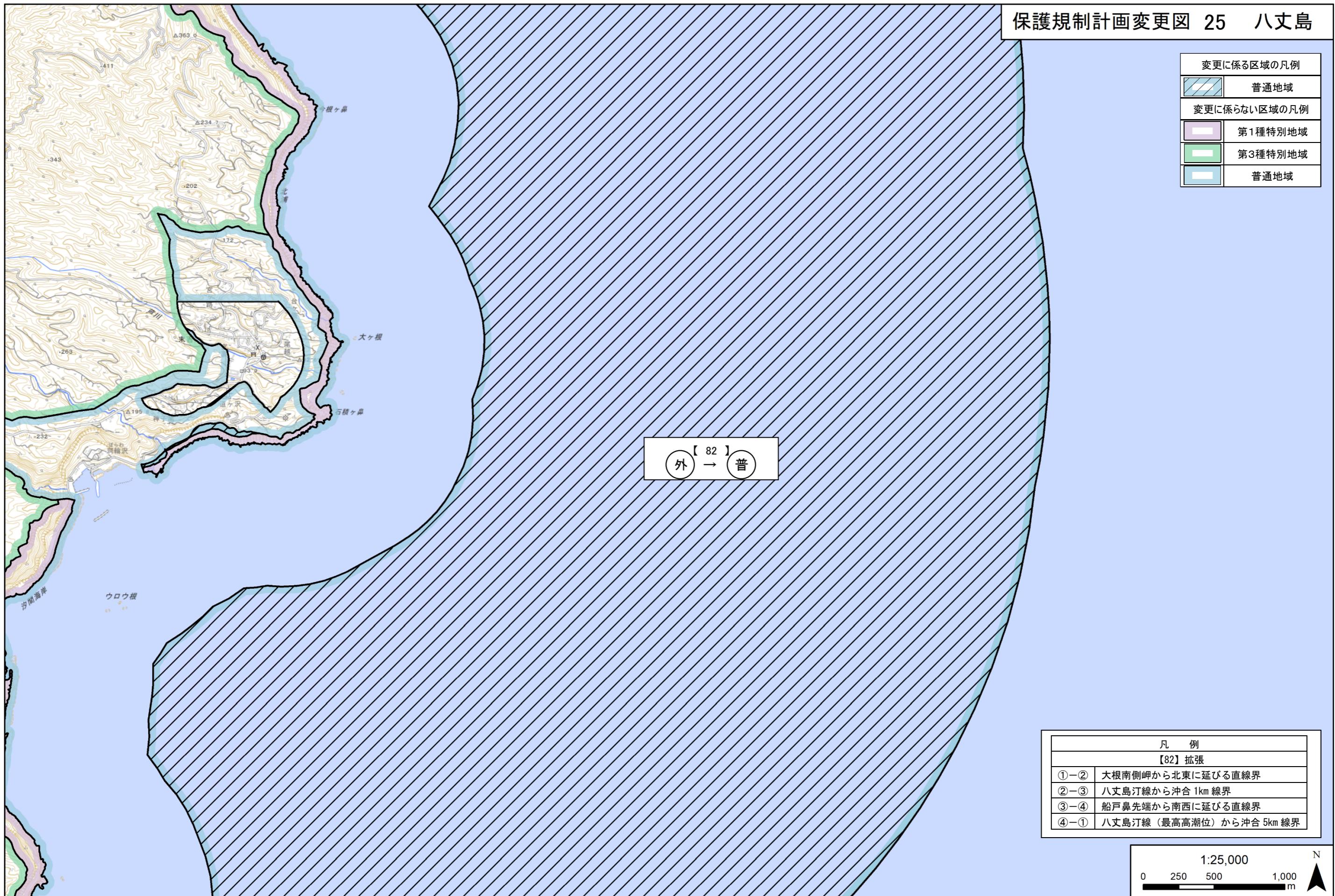
保護規制計画変更図 23 副図 神津島（拡大図）



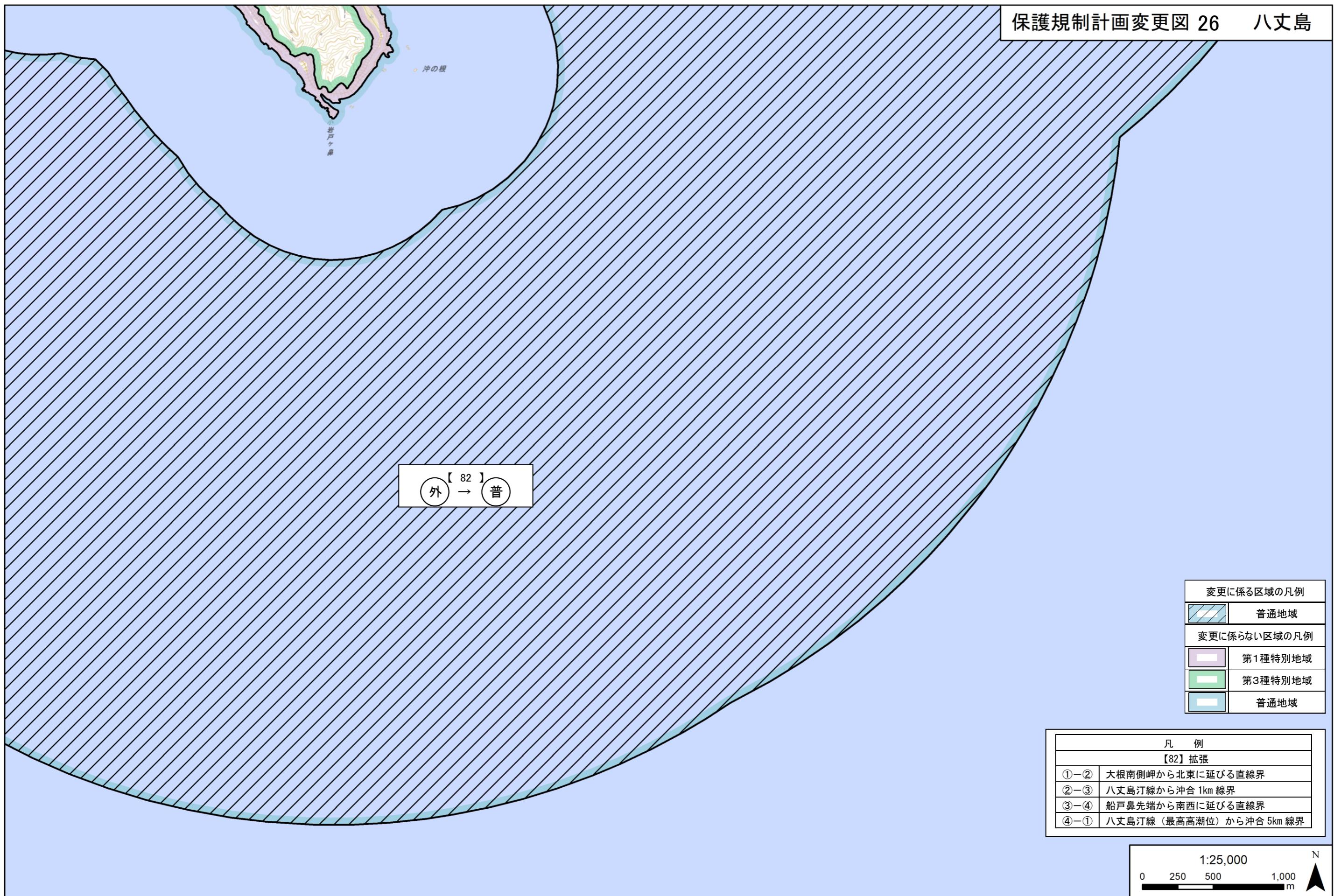
保護規制計画変更図 24 八丈島



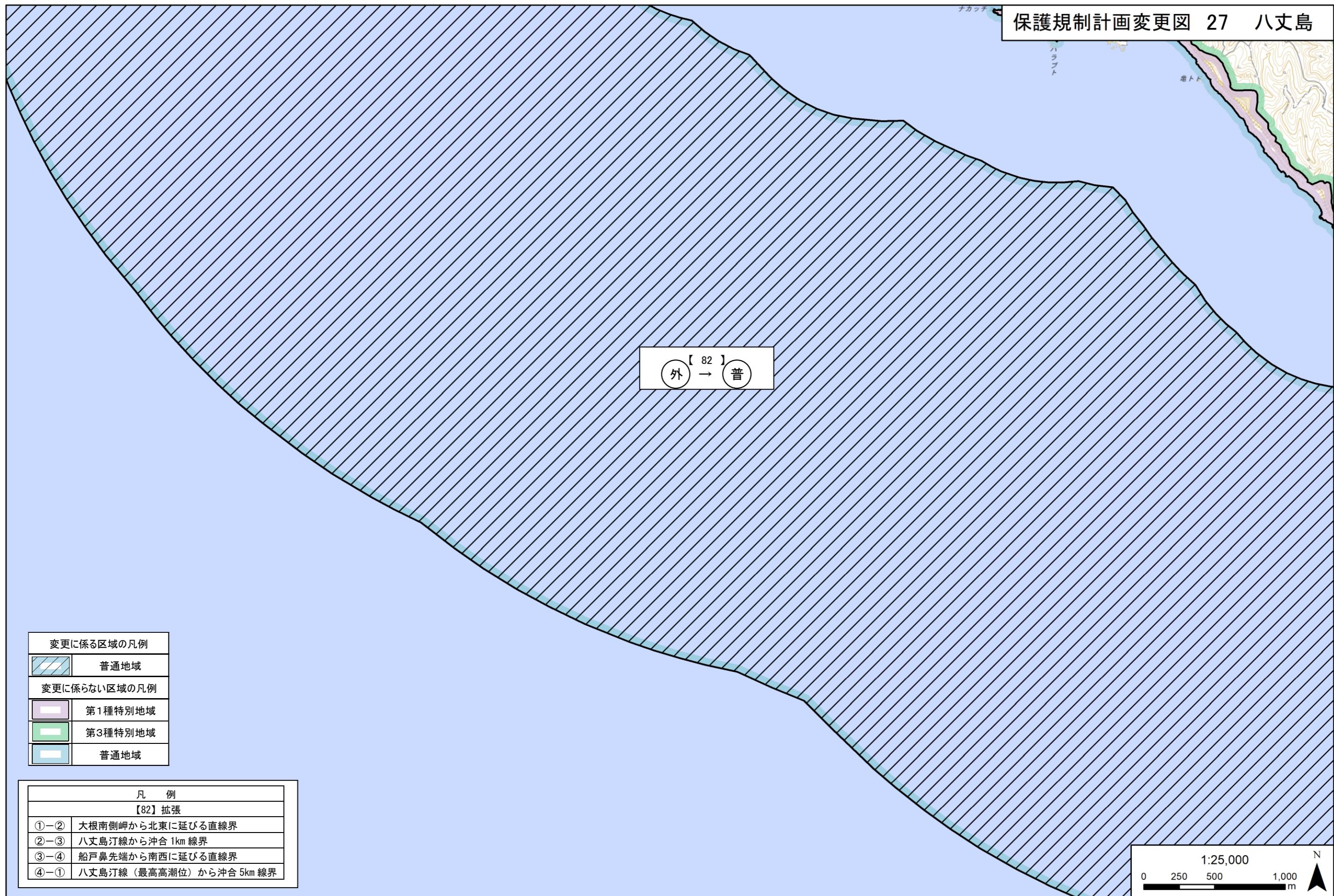
保護規制計画変更図 25 八丈島



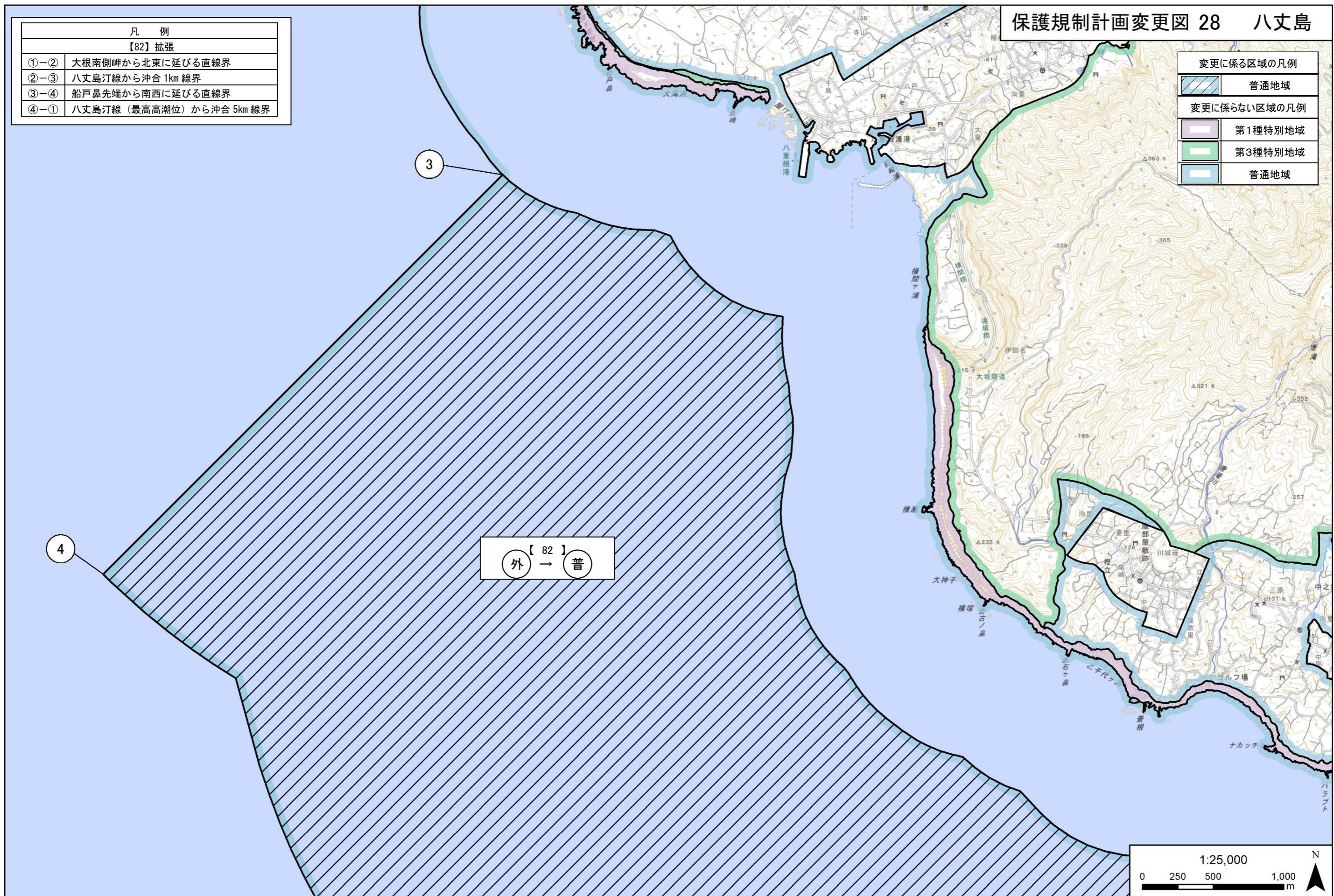
保護規制計画変更図 26 八丈島



保護規制計画変更図 27 八丈島



保護規制計画変更図 28 八丈島



4 事業計画の変更内容

(1) 施設設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 15 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
80	宿舎	東京都三宅村 (三七山)	三七山等の三宅島東側の探勝、保養のための宿泊基地として整備する。	新規
89	園地	東京都三宅村 (七島展望)	雄山及び伊豆諸島の島々の展望のための園地として整備する。	新規
94	園地	東京都八丈町 (こん沢)	三原山こん沢の甌穴群の自然探勝のための園地として整備する。	新規
95	園地	東京都八丈町 (裏見ヶ滝)	裏見ヶ滝の自然探勝のための園地として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 16 : 単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
6	宿舎	東京都大島町 (湯場)	昭 59. 5. 26 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
13	宿舎	東京都大島町 (千波)	昭 59. 5. 26 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
14	野営場	東京都大島町 (千波)	昭 59. 5. 26 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
15	運動場	東京都大島町 (千波)	昭 59. 5. 26 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

10	園地	東京都三宅村 (雄山南口)	平6.11.7告示	平成12年の山頂噴火により利用が不可能となった地域であり、必要性がないことから削除する。
12	運動場	東京都三宅村 (村営牧場)	平6.11.7告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
17	園地	東京都三宅村 (粟辺)	平6.11.7告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
18	野営場	東京都三宅村 (粟辺)	平6.11.7告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
19	博物展示施設	東京都三宅村 (粟辺)	平6.11.7告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
67	博物展示施設	東京都御藏島村 (黒崎高尾)	平14.8.15告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
70	野営場	東京都八丈町 (大賀郷)	平14.8.15告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

注) 番号の斜体は三宅島の施設を示す(現公園計画書において、三宅島については、他の島の公園計画書とは独立して番号が振られているため)。以下同じ。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表17:道路(車道)追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
25	南部三原山線	起点-東京都大島町 (波浮) 終点-東京都大島町 (外輪山南東・歩道合流点)		三原山南東への到達道路として整備する。	新規

次の車道を次のとおり変更する。

(表 18 : 道路 (車道) 変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
22	八丈三原山線	起点－東京都八丈町 (大賀郷・国立公園境界) 起点－東京都八丈町 (権立・車道分岐点) 終点－東京都八丈町 (八丈三原山山頂)	三原滝	昭 59. 5.26 告示	22	八丈三原山線	起点－東京都八丈町 (大賀郷・国立公園境界) 起点－東京都八丈町 (権立・車道分岐点) 終点－東京都八丈町 (八丈三原山中腹・歩道合流点)	八丈三原山への到達道路として整備する。	八丈三原山への到達道路として整備する。	登山歩道として利用されており、車道としての整備の見込みがない区間を八丈三原山登山線道路(歩道)に振り替えることから、一部区間を削除する。

b 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表 19 : 道路 (自転車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
1	伊豆岬線	起点－東京都三宅村 (伊豆・国立公園境界) 終点－東京都三宅村 (西原)	伊豆岬	平 6. 11. 7 告示	自転車道としての利用及び今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
2	今崎線	起点－東京都三宅村 (阿古・国立公園境界) 終点－東京都三宅村 (鎧ヶ浜)	今崎	平 6. 11. 7 告示	自転車道としての利用及び今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
3	富賀線	起点－東京都三宅村 (南風平) 終点－東京都三宅村 (富賀浜) 終点－東京都三宅村 (薄木)	富賀神社、間鼻	平 6. 11. 7 告示	自転車道としての利用及び今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
3	八丈富士周回線	起点－東京都八丈町 (三根・車道分岐点) 終点－東京都八丈町 (大賀郷・国立公園境界)	垂戸湾、神止山、大越ヶ鼻 南原千畳敷	平 5. 7. 19 告示	自転車道としての利用及び今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

次の自転車道を次のとおり変更する。

(表 20 : 道路 (自転車道) 変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
2	羽伏浦線	起点－東京都新島村 (羽伏浦) 終点－東京都新島村 (留山)	羽伏浦海岸	昭 59. 5.26 告示	2	羽伏浦線	起点－東京都新島村 (羽伏浦) 終点－東京都新島村 (新島空港)	羽伏浦海岸	羽伏浦の海浜景観を探勝するための自転車道として整備する。	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しい区間を削除する。

c 歩道

次の歩道を追加する。

(表 21: 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
31	南郷線	起点－東京都御藏島村 (南郷・車道合流点) 終点－東京都御藏島村 (南郷・車道終点)		南郷の巨樹の森を探勝するための歩道として整備する。	新規

次の歩道を削除する。

(表 22: 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
12	名組湾返浜線	起点－東京都神津島村 (名組湾) 終点－東京都神津島村 (返浜)		平 14. 8. 15 告示 昭 59. 5. 26 告示の変更 (名称及び区間の変更)	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
17	一ノ首線	起点－東京都神津島村 (葱の場) 終点－東京都神津島村 (一ノ首)	神津島灯台	昭 59. 5. 26 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
1	火の山峠線	起点－東京都三宅村 (三七山) 終点－東京都三宅村 (火の山峠)	ひょうたん山	平 6. 11. 7 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
3	サタド一岬線	起点－東京都三宅村 (御子敷) 終点－東京都三宅村 (サタド一岬)		平 6. 11. 7 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
4	今崎線	起点－東京都三宅村 (阿古・国立公園境界) 終点－東京都三宅村 (鎧ヶ浜)		平 6. 11. 7 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
5	村営牧場線	起点－東京都三宅村 (村営牧場) 終点－東京都三宅村 (粟辺・歩道合流点)	火口列	平 6. 11. 7 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

次の歩道を次のとおり変更する。

(表23: 道路(歩道)変更表)

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
4	三原山カルデラ周廻線	起点-東京都大島町(御神火茶屋) 終点-東京都大島町(火口茶屋) 終点-東京都大島町(御神火茶屋・歩道合流点)	火口茶屋 三原新山 鏡端	昭59.5.26 告示	4	三原山カルデラ周廻線	起点-東京都大島町(御神火茶屋) 終点-東京都大島町(火口茶屋) 終点-東京都大島町(内輪山西・歩道合流点) 終点-東京都大島町(赤ダレ・歩道分岐点)	三原新山 鏡端	三原山カルデラ内溶岩流及び火口景観等の探勝のための歩道として整備する。	火山景観探勝等の利用の推進を図るため、赤ダレに至る区間を追加する。
5	間伏三原山線	起点-東京都大島町(間伏) 終点-東京都大島町(外輪山南西・歩道合流点)		昭59.5.26 告示	5	間伏三原山線	起点-東京都大島町(間伏) 終点-東京都大島町(外輪山南西・歩道合流点)		間伏より三原山外輪山に至る登山道として整備する。	三原山カルデラ周廻線の区間の追加に伴い、重複する区間を削除する。
6	波浮三原山線	起点-東京都大島町(波浮・国立公園境界) 終点-東京都大島町(内輪山南・歩道合流点)	二子山	昭59.5.26 告示	6	三原山東線	起点-東京都大島町(二子山北西・車道合流点) 終点-東京都大島町(内輪山南・歩道合流点) 終点-東京都大島町(裏砂漠・歩道合流点)	櫛形山	二子山北西より三原山に至る登山道及び火山地形特に砂漠景観を探勝するための歩道として整備する。	利用実態を踏まえ、櫛形山を通過し、裏砂漠線道路(歩道)に至る区間を追加する。また、南部三原山線(車道)の追加に伴い、重複する区間及び今後の整備の見込みがない区間を削除する。
18	御山縦走線	起点-東京都御藏島村(尾番の尾の頭・車道分岐点) 終点-東京都御藏島村(南郷)	鈴原湿原 御山山頂 長滝山 御代ヶ池	平14.8.15 告示 昭59.5.26 告示の変更 (名称及び区間の変更)	18	御山縦走線	起点-東京都御藏島村(尾番の尾の頭・車道分岐点) 終点-東京都御藏島村(御代ヶ池)	鈴原湿原 御山山頂 長滝山	御藏島を縦断する歩道で御山山頂及び御代ヶ池を中心とした植生景観を探勝するための歩道として整備する。	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の危険性のある区間を削除する。
20	黒崎高尾線	起点-東京都御藏島村(黒崎高尾) 終点-東京都御藏島村(稻根神社)		平14.8.15 告示 昭59.5.26 告示の変更 (名称及び区間の変更)	20	黒崎高尾線	起点-東京都御藏島村(黒崎高尾) 終点-東京都御藏島村(稻根神社) 終点-東京都御藏島村(黒崎高尾展望台)		黒崎高尾展望台及び稻根神社に至るための歩道として整備する。	利用実態を踏まえ、黒崎高尾展望台に至る区間を追加する。
22	八丈三原山登山線	起点-東京都八丈町(三根) 終点-東京都八丈町(三原山山頂)		昭59.5.26 告示	22	八丈三原山登山線	起点-東京都八丈町(三根) 終点-東京都八丈町(八丈三原山中腹・車道合流点)	八丈三原山 山頂	八丈三原山への登山歩道として整備する。	八丈三原山線道路(車道)の今後の整備の見込みがなく、登山歩道として利用されている区間を本路線に振り

		終点一東京都八丈町 (東台子山)				終点一東京都八丈町 (東台子山)			替えることから、一部区間を追加する。
28	雄山登山線	起点一東京都三宅村 (雄山北口) 終点一東京都三宅村 (雄山南口) 終点一東京都三宅村 (雄山西) 終点一東京都三宅村 (雄山西)	雄山山頂	平6.11.7 告示 昭39.7.7 告示の変更 (神着雄山線の路線名及び区間の変更)	28	雄山登山線	起点一東京都三宅村 (雄山北口) 終点一東京都三宅村 (雄山北)	雄山の火山景観等を探勝するための登山歩道として整備する。	平成12年の山頂噴火により利用が不可能となった区間を削除する。
30	海中公園線	起点一東京都三宅村 (阿古) 終点一東京都三宅村 (新瀬池跡)	富賀神社 新瀬池跡	平6.11.7 告示	30	海中公園線	起点一東京都三宅村 (新瀬池跡) 終点一東京都三宅村 (新鼻)	新鼻のスコリア丘等の火山景観を探勝するための歩道として整備する。	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しい区間を削除する。

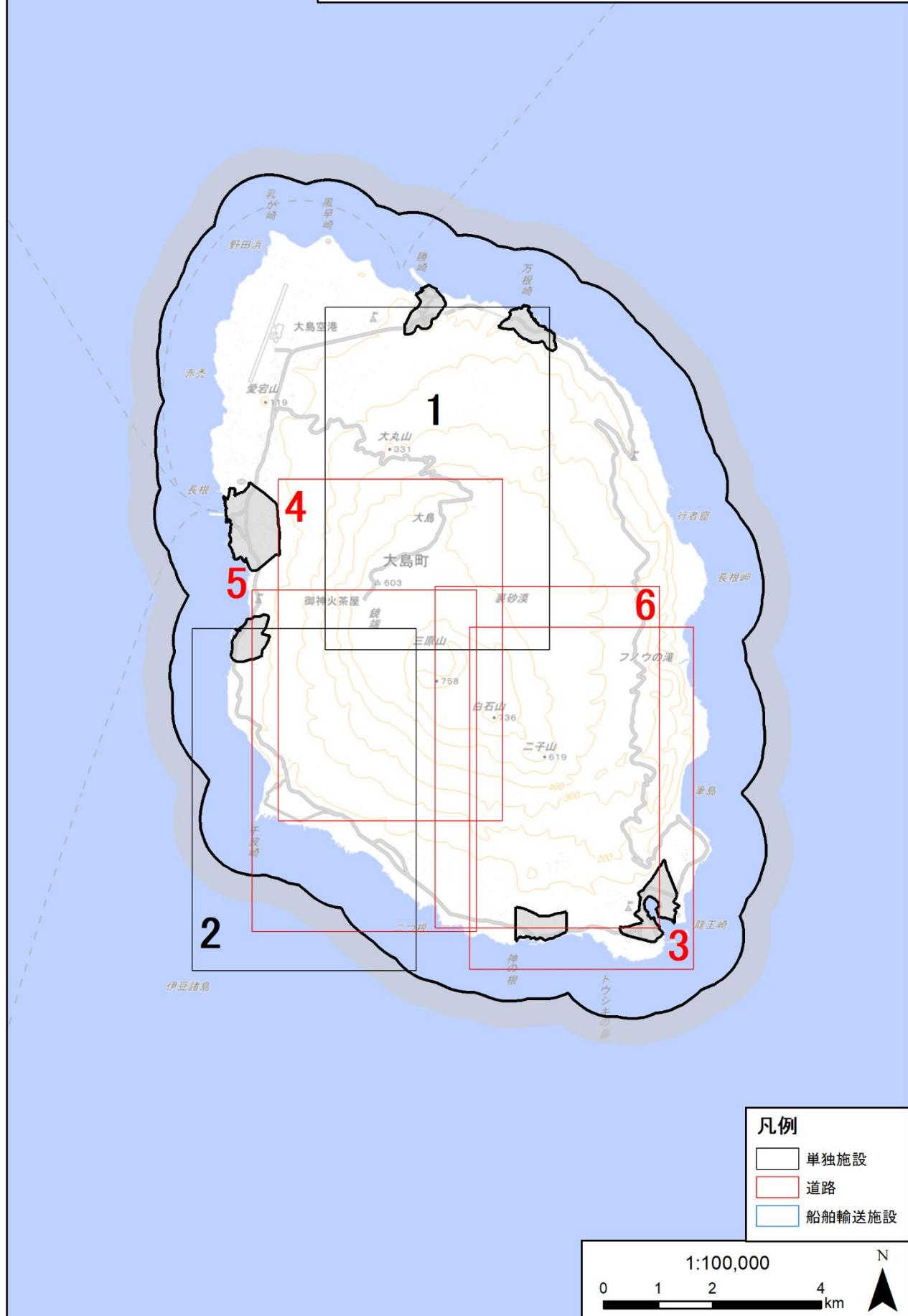
(ウ) 運輸施設

次の運輸施設を削除する。

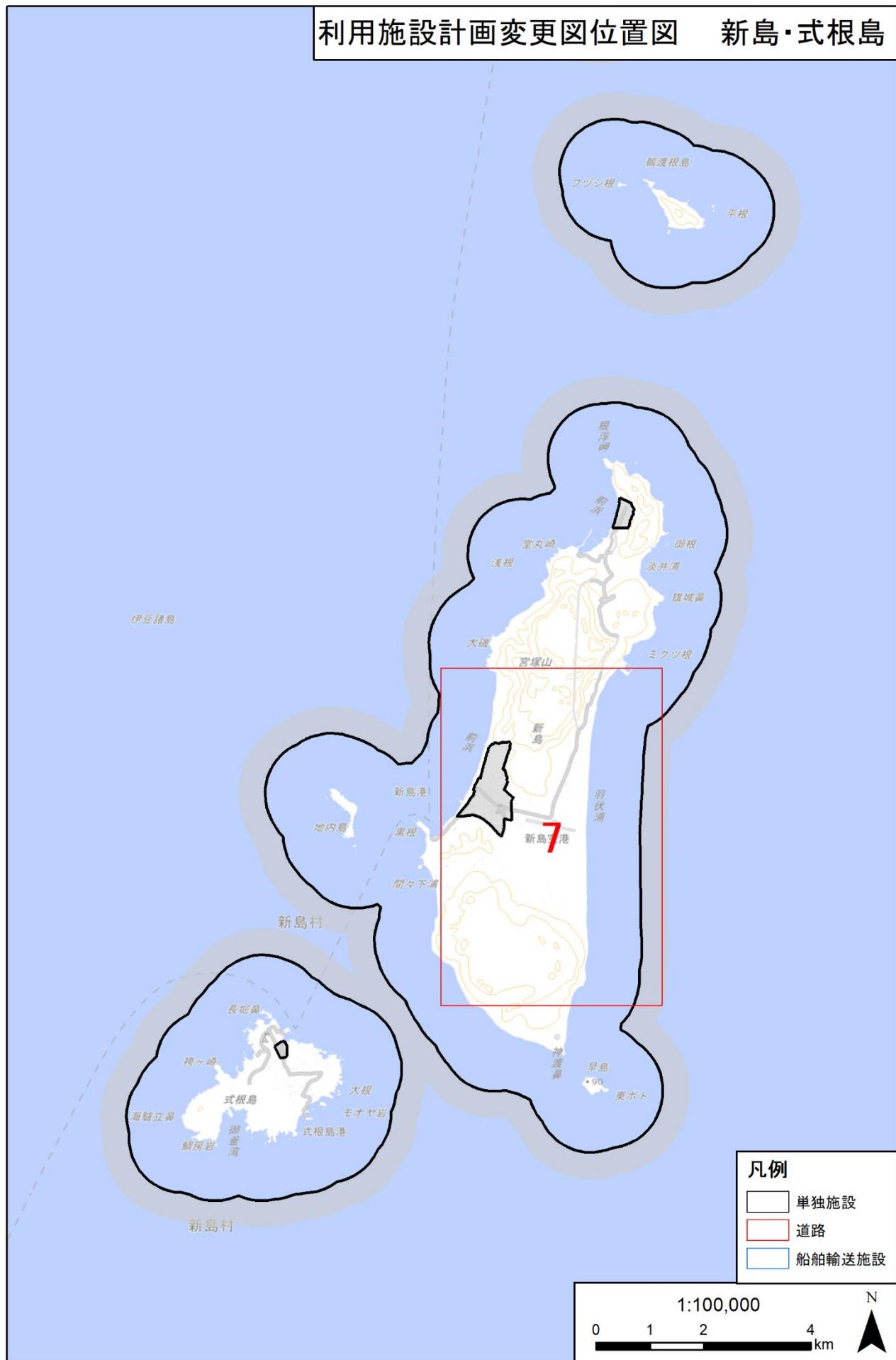
(表24: 運輸施設削除表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	告示年月日	理由
1	海中公園線	船舶運送施設	起点一東京都三宅村 (阿古漁港) 終点一東京都三宅村 (阿古漁港)	海中公園地区1号・2号	平6.11.7 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

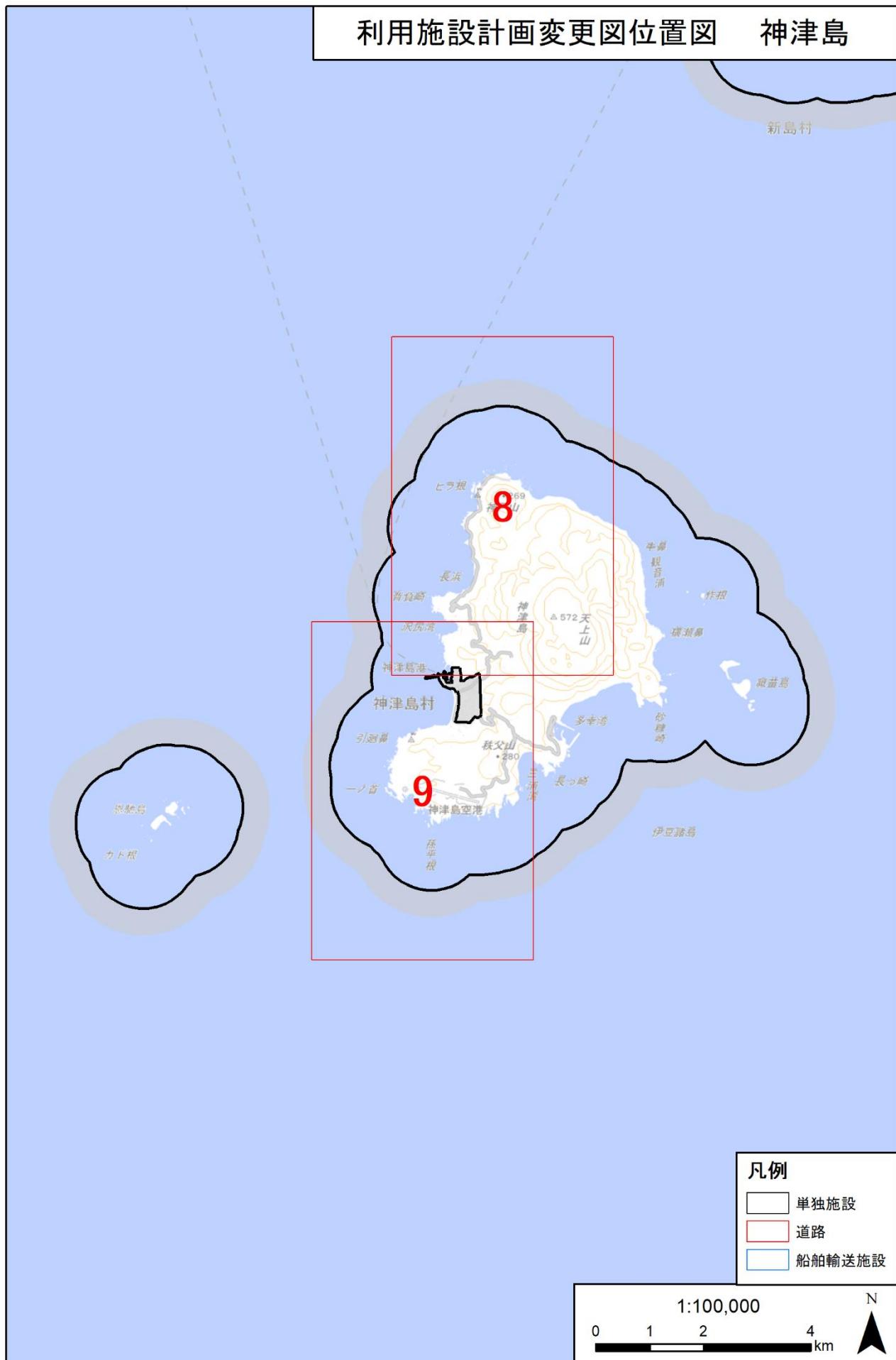
利用施設計画変更図位置図 大島



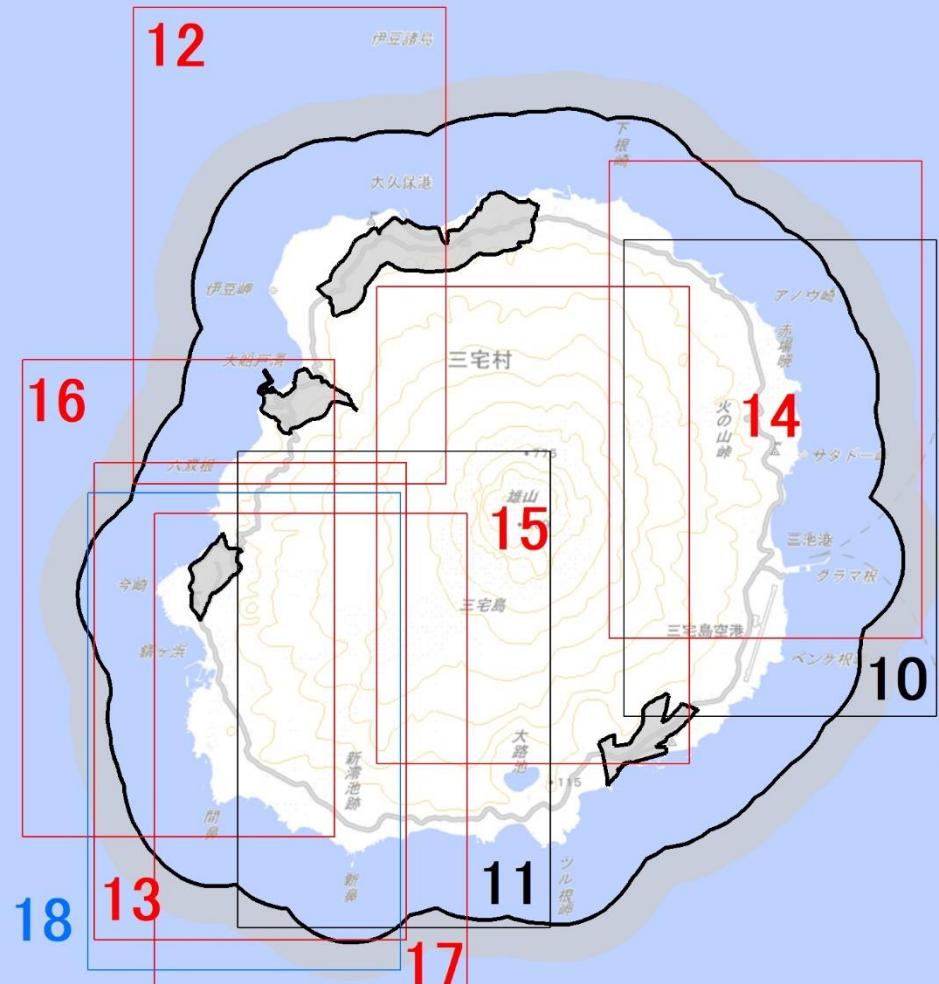
利用施設計画変更図位置図 新島・式根島



利用施設計画変更図位置図 神津島



利用施設計画変更図位置図 三宅島



凡例
■ 単独施設
■ 道路
■ 船舶輸送施設

1:100,000
0 1 2 4 km N

利用施設計画変更図位置図 御蔵島



伊豆諸島

凡例

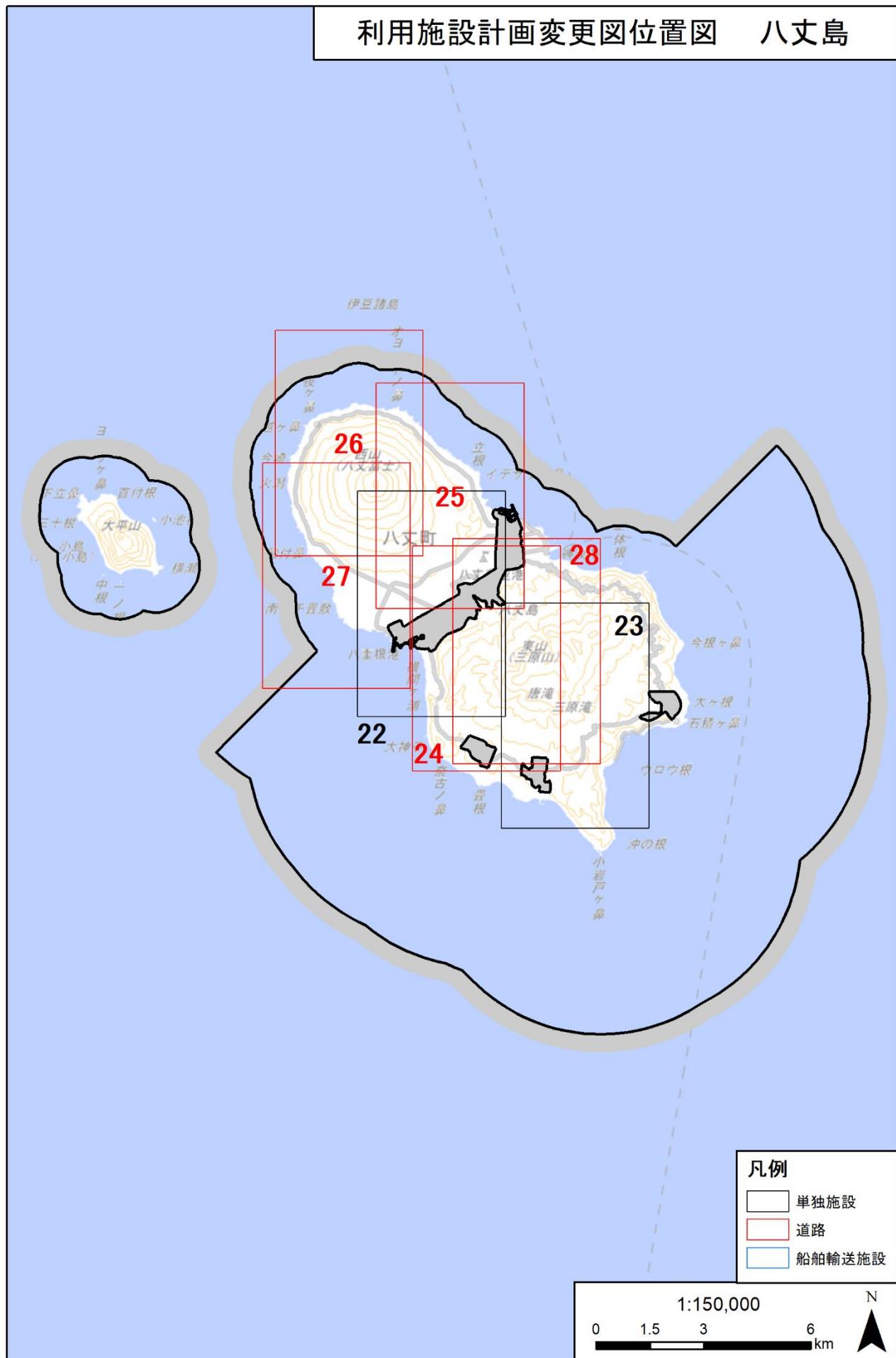
- 単独施設
 - 道路
 - 船舶輸送施設

1:100 000

A horizontal scale bar with numerical markings at 0, 1, 2, and 4. The segment between 0 and 1 is black, the segment between 1 and 2 is white, and the segment between 2 and 4 is black. The label 'km' is positioned at the far right end of the bar.

N

利用施設計画変更図位置図 八丈島





利用施設計画変更図 2 大島



利用施設計画変更図 3 大島

凡例
車道

終点
(外輪山南東・歩道合流点)

追加 - 南部三原山線道路（車道）

起点
(波浮)

25

25

神の根

1:25,000
0 250 500 1,000 m
N

利用施設計画変更図 4 大島

凡例

步道

変更 – 三原山カルデラ周廻線道路（歩道）

起点 (御神火茶屋)

終点
(火口茶屋)

終点
(内輪山西・歩道合流点)

終点
(赤ダレ・歩道分岐点)

1:25 000

0 250 500 1,000 m

利用施設計画変更図 5 大島

凡例

- 歩道 (緑色の実線)
- 歩道(削除) (緑色の点線)

終点
(外輪山南西・歩道合流点)

終点
(外輪山南西・歩道合流点)

起点
(間伏)

変更 - 間伏三原山線道路 (歩道)

1:25,000

0 250 500 1,000 m



利用施設計画変更図 6 大島



利用施設計画変更図 7 新島



利用施設計画変更図 8 神津島

凡例

歩道(削除)



利用施設計画変更図 9 神津島



利用施設計画変更図 10 三宅島



利用施設計画変更図 11 三宅島



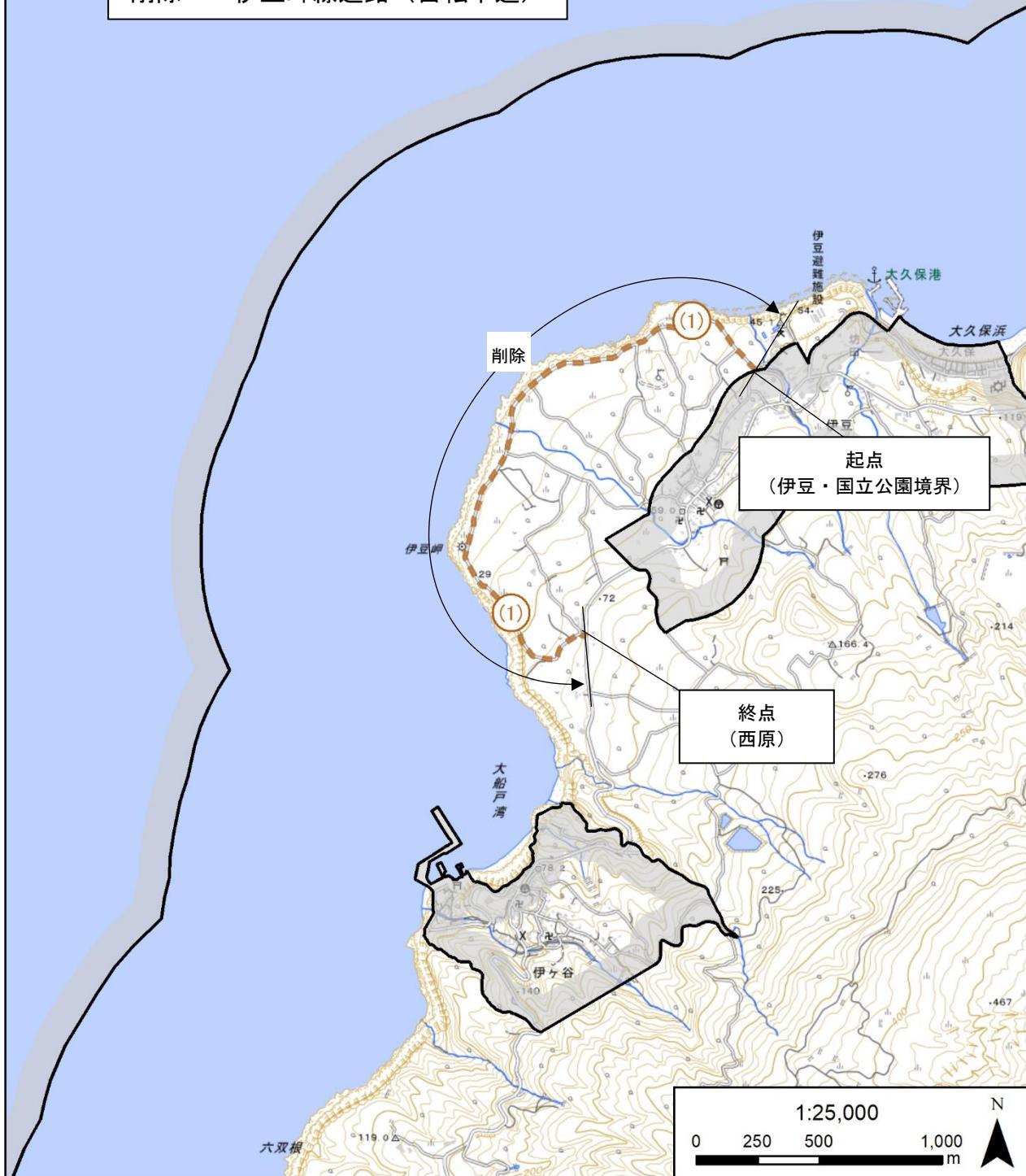
利用施設計画変更図 12 三宅島

※三宅島における施設番号は、「追加」および「変更」に係るものについては新たに付与した施設番号を表示しており、「削除」に係るものについては旧施設番号を括弧付き番号で表示している。

凡例

---○--- 自転車道(削除)

削除 - 伊豆岬線道路 (自転車道)



利用施設計画変更図 13 三宅島

凡例

自転車道(削除)

起点
(阿古・国立公園境界)

削除 - 今崎線道路(自転車道)

終点
(鎧ヶ浜)

起点
(南風平)

終点
(富賀浜)

終点
(薄木)

削除 - 富賀線道路(自転車道)

※三宅島における施設番号は、「追加」および「変更」に係るものについては新たに付与した施設番号を表示しており、「削除」に係るものについては旧施設番号を括弧付き番号で表示している。

1:25,000
0 250 500 1,000 m



利用施設計画変更図 14 三宅島

凡例

歩道(削除)



利用施設計画変更図 15 三宅島

凡例

- 歩道 (緑色実線)
- 歩道(削除) (緑色点線)

起点
(雄山北口)

変更一 雄山登山線道路 (歩道)

終点
(雄山北)

終点
(雄山西)

終点
(雄山西)

終点
(雄山南口)

28

削除

※三宅島における施設番号は、「追加」および「変更」に係るものについては新たに付与した施設番号を表示しており、「削除」に係るものについては旧施設番号を括弧付き番号で表示している。

1:25,000
0 250 500 1,000 m
N

利用施設計画変更図 16 三宅島

※三宅島における施設番号は、「追加」および「変更」に係るものについては新たに付与した施設番号を表示しており、「削除」に係るものについては旧施設番号を括弧付き番号で表示している。

凡例

 歩道(削除)



起点
(阿古・国立公園境界)

削除

終点
(錆ヶ浜)

削除 - 今崎線道路(歩道)

利用施設計画変更図 17 三宅島



利用施設計画変更図 18 三宅島

凡例

船舶輸送施設(削除)

※三宅島における施設番号は、「追加」および「変更」に係るものについては新たに付与した施設番号を表示しており、「削除」に係るものについては旧施設番号を括弧付き番号で表示している。

起点
(阿古漁港)

終点
(阿古漁港)

(1)

削除

削除 - 海中公園線運輸施設
(船舶輸送施設)

1:25,000
0 250 500 1,000 m

N

凡 例

博物展示施設



利用施設計画変更図 19 御藏島



利用施設計画変更図 20 御藏島

凡例

- 歩道 (緑色の実線)
- 歩道(削除) (緑色の点線)

御藏島村

終点
(御代が池)

変更一 御山縦走線道路 (歩道)

終点
(南郷)

起点
(南郷・車道合流点)

終点
(南郷・車道
終点)

追加一 南郷線道路 (歩道)

元根
水かぶり根

1:25,000
0 250 500 1,000
m



利用施設計画変更図 21 御藏島

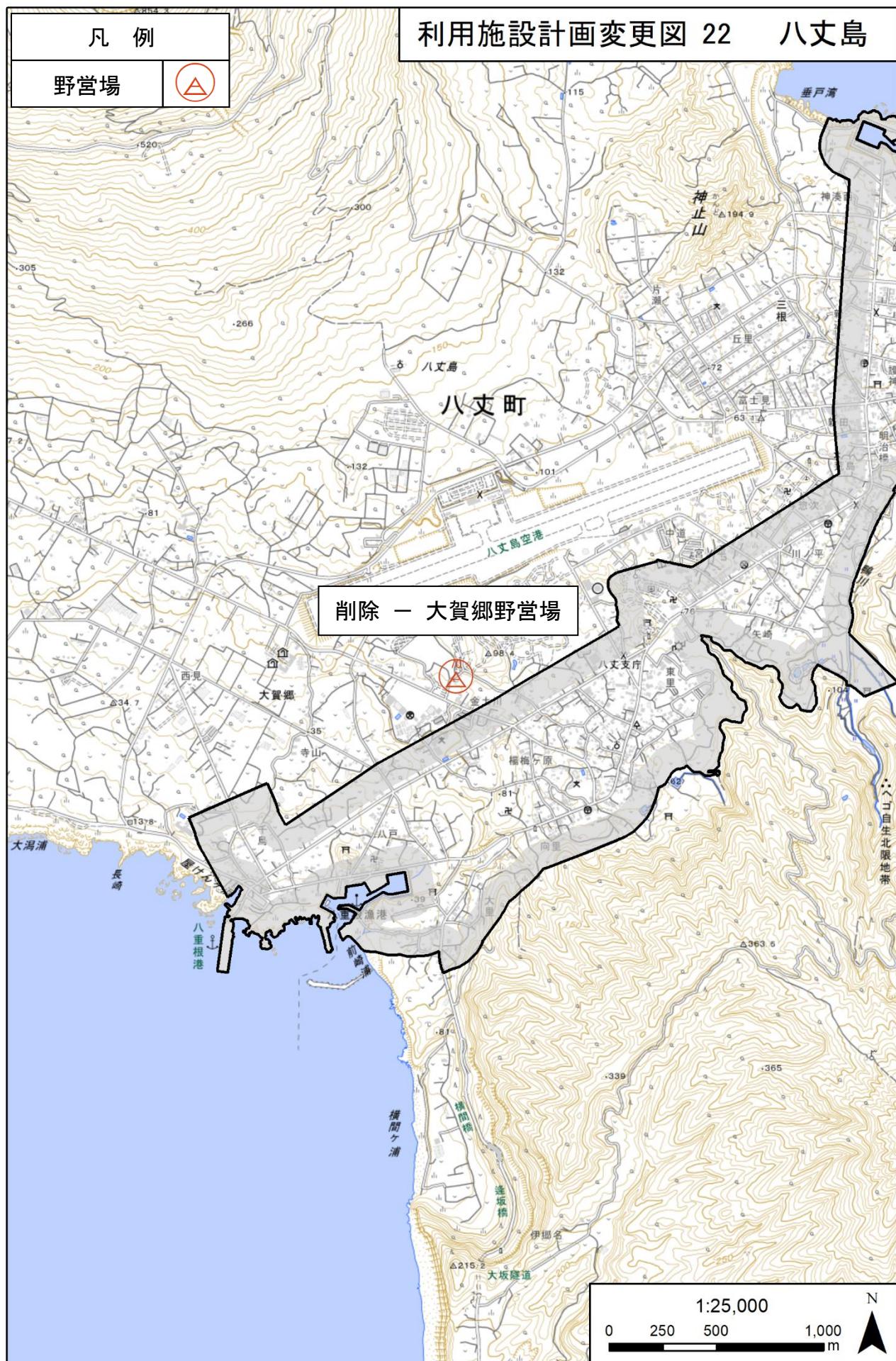


凡 例

野営場



利用施設計画変更図 22 八丈島



凡 例

園 地

利用施設計画変更図 23 八丈島



利用施設計画変更図 24 八丈島



利用施設計画変更図 25 八丈島

凡例

自転車道(削除)

削除 — 八丈富士周回線道路 (自転車道)

起点
(三根・車道分岐点)

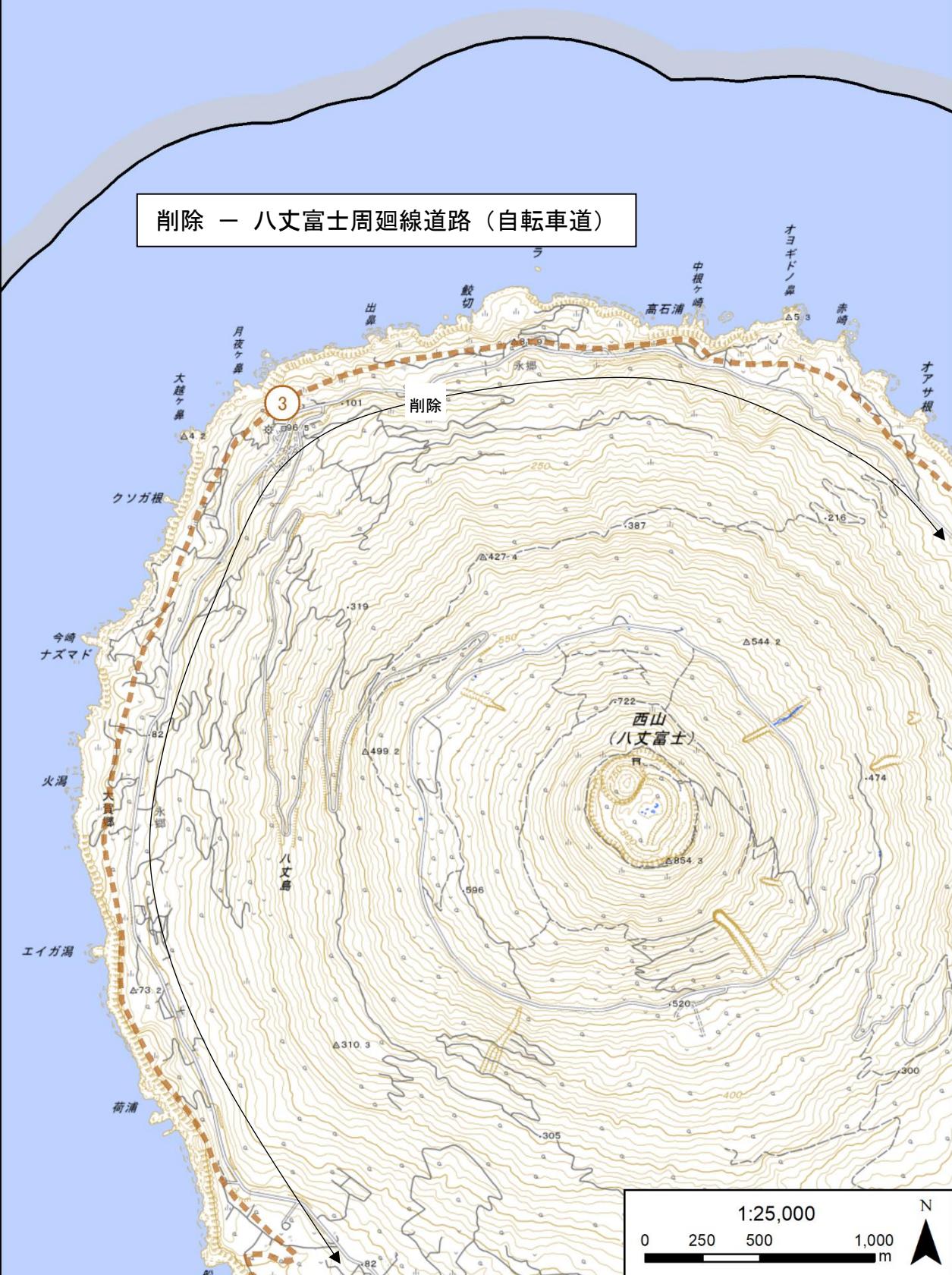


利用施設計画変更図 26 八丈島

凡例

自転車道(削除)

削除 一 八丈富士周回線道路 (自転車道)



利用施設計画変更図 27 八丈島

凡例

---○--- 自転車道(削除)

削除 一 八丈富士周回線道路(自転車道)

削除

3

終点
(大賀郷・国立公園境界)

1:25,000

0 250 500 1,000
m

N



利用施設計画変更図 28 八丈島

凡例
歩道



5 参考事項

参考事項を次のとおり変更する。

(表 25 : 参考事項変更表)

変更前	変更後
(1) 過去の経緯 ア 公園区域 昭和3年4月1日 国定公園指定 昭和39年7月7日 国立公園指定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成6年11月7日 三宅島再検討	(2) 過去の経緯 ア 公園区域 昭和3年4月1日 国定公園指定 昭和39年7月7日 国立公園指定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成6年11月7日 三宅島再検討 平成14年8月15日 <u>三宅島を除く第2回点検</u>
イ 保護計画 昭和39年7月7日 特別地域指定 昭和39年7月7日 特別保護地区指定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成6年11月7日 三宅島再検討	イ 保護計画 昭和39年7月7日 特別地域指定 昭和39年7月7日 特別保護地区指定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成6年11月7日 三宅島再検討 平成14年8月15日 <u>三宅島を除く第2回点検</u>
ウ 利用計画 昭和39年7月7日 利用計画の予定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成5年7月19日 三宅島を除く第1回点検 平成6年11月7日 三宅島再検討	ウ 利用計画 昭和39年7月7日 利用計画の予定 昭和59年5月26日 三宅島を除く再検討 平成5年7月19日 三宅島を除く第1回点検 平成6年11月7日 三宅島再検討 平成14年8月15日 <u>三宅島を除く第2回点検</u> 平成25年8月24日 <u>一部変更（神津島）</u>

